

震 災 編

府中市地域防災計画（震災編）の章立て

第 1 部 府中市の防災力の高度化に向けて

| | | |
|-------|---------------------|-----|
| 第 1 章 | 地域防災計画（震災編）の概要 | P2 |
| 第 2 章 | 修正方針について | P5 |
| 第 3 章 | 府中市の現状と被害想定 | P8 |
| 第 4 章 | 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標） | P20 |

第 2 部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

| | | |
|---------|-------------------------|------|
| 第 1 章 | 基本的責務と役割 | P24 |
| 第 2 章 | 市民と地域の防災力向上 | P33 |
| 第 3 章 | 安全なまちづくりの実現 | P58 |
| 第 4 章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | P83 |
| 第 5 章 | 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保 | P100 |
| 第 6 章 | 情報通信の確保 | P132 |
| 第 7 章 | 医療救護等の対策 | P150 |
| 第 8 章 | 帰宅困難者対策 | P174 |
| 第 9 章 | 避難者対策 | P195 |
| 第 1 0 章 | 水・食料・生活必需品の確保 | P224 |
| 第 1 1 章 | 放射性物質対策 | P246 |
| 第 1 2 章 | 市民の生活の早期再建 | P252 |
| 第 1 3 章 | 大規模事故の対策 | P297 |

第 3 部 府中市災害復興計画

| | | |
|-------|--------------|------|
| 第 1 章 | 府中市災害復興本部の設置 | P303 |
| 第 2 章 | 府中市災害復興計画の策定 | P305 |

目次

第1部 府中市の防災力の高度化に向けて

第1章 地域防災計画（震災編）の概要

| | |
|---------------------|---|
| 第1節 計画の目的及び前提 | 2 |
| 1 計画の目的 | 2 |
| 1-1 計画の目的 | 2 |
| 1-2 計画の前提 | 2 |
| 第2節 計画の構成 | 3 |
| 第3節 計画の位置付け | 3 |
| 第4節 計画の習熟 | 4 |
| 第5節 計画の修正 | 4 |
| 第6節 地区防災計画 | 4 |

第2章 修正方針について

| | |
|-----------------|---|
| 第1節 修正の経緯 | 5 |
| 第2節 修正の方針 | 7 |

第3章 府中市の現状と被害想定

| | |
|------------------|----|
| 第1節 府中市の概況 | 8 |
| 1 位置及び地勢 | 8 |
| 2 人口 | 10 |
| 2-1 人口 | 10 |
| 2-2 昼夜間人口 | 11 |
| 3 交通 | 11 |
| 3-1 道路 | 11 |
| 3-2 鉄道 | 11 |

| | |
|-----------------|----|
| 第2節 府中市の被害想定と概要 | 12 |
| 1 被害想定の見直しの経過 | 12 |
| 2 想定する地震と震度 | 12 |
| 3 被害想定 | 13 |
| 4 想定結果の概要 | 14 |
| 4-1 最大震度 | 14 |
| 4-2 死者・負傷者 | 14 |
| 4-3 建物被害 | 15 |
| 4-4 避難者 | 16 |
| 4-5 帰宅困難者数 | 16 |
| 4-6 水道 | 17 |
| 4-7 下水道 | 17 |
| 4-8 電気 | 17 |
| 4-9 ガス | 17 |
| 4-10 固定電話・携帯電話 | 18 |
| 4-11 細街路の閉塞 | 18 |
| 4-12 震災廃棄物 | 19 |

第4章 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標）

| | |
|---------------|----|
| 第1節 目標の位置付け | 20 |
| 第2節 減災目標 | 20 |
| 目標1 被害軽減 | 20 |
| 目標2 機能確保と安全確保 | 21 |
| 目標3 都市機能の早期回復 | 22 |

第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 基本的責務と役割

| | |
|-----------------|----|
| 第1節 基本理念及び基本的責務 | 24 |
| 1 基本理念 | 24 |
| 2 基本的責務 | 25 |
| 2-1 市の責務 | 25 |
| 2-2 市民の責務 | 25 |
| 2-3 事業者の責務 | 26 |
| 第2節 各主体の役割 | 27 |
| 1 市と市民の役割 | 27 |
| 2 都の役割 | 28 |
| 3 指定公共機関の役割 | 29 |
| 4 指定地方公共機関の役割 | 30 |
| 5 協力機関の役割 | 30 |

第2章 市民と地域の防災力向上

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1節 本章の概要 | 33 |
| 第2節 具体的な取組 | 34 |
| 【予防対策】(市民と地域の防災力向上) | 35 |
| 1 自助による市民の防災力の向上 | 35 |
| 1-1 市民、事業所等の役割 | 35 |
| 1-2 防災意識の啓発 | 36 |
| (1) 防災広報の充実 | 36 |
| (2) 市が行う広報内容 | 36 |
| 1-3 防災教育の充実 | 36 |
| (1) 市民等に対する防災教育の充実 | 36 |
| (2) 市職員に対する防災教育の充実 | 36 |
| 1-4 防災訓練の充実 | 37 |
| (1) 総合防災訓練 | 37 |
| (2) 地域防災訓練 | 37 |
| (3) 地域防災スクール事業 | 37 |
| (4) 職員初動対応訓練 | 38 |
| (5) 定期通信訓練 | 38 |
| 1-5 外国人支援対策 | 38 |
| 2 自主防災組織の強化 | 39 |
| 2-1 自主防災組織等の役割 | 39 |
| 2-2 自主防災組織の充実 | 39 |
| (1) 自主防災組織の結成促進 | 39 |
| (2) 自主防災組織の活動環境・訓練用資器材の整備等 | 39 |
| (3) 自主防災組織の活性化 | 39 |
| 3 府中市消防団の活動体制の充実 | 40 |
| 3-1 消防団とは | 40 |
| 3-2 府中市消防団の組織 | 40 |
| 3-3 府中市消防団の役割 | 41 |
| 3-4 詳細な取組内容 | 41 |
| 4 事業所防災体制の強化 | 43 |
| 4-1 事業所等による自助・共助の強化 | 43 |
| (1) 事業所防災計画の作成届出推進 | 43 |
| (2) 事業所等の防災組織設置の促進 | 44 |
| 4-2 各事業所の取組内容 | 44 |
| 5 市民・行政・事業所等の連携 | 46 |
| 5-1 相互に連携した地域づくり | 46 |
| 5-2 地域における防災連携体制の確立 | 46 |
| (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進 | 46 |
| (2) 地域コミュニティの活性化 | 46 |
| (3) 地域防災訓練の充実 | 47 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 5-3 避難行動要支援者における連携体制の確立 | 47 |
| (1) 避難支援等関係者となる者 | 48 |
| (2) 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲 | 48 |
| (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 | 48 |
| (4) 名簿の更新に関する事項 | 49 |
| (5) 名簿情報の保護 | 49 |
| (6) 災害時要援護者支援者の責任・安全確保等 | 49 |
| (7) 救急災害医療情報キット | 49 |
| (8) 社会福祉施設等の安全対策 | 50 |
| 6 ボランティア等の連携・協働 | 50 |
| 6-1 一般ボランティア | 50 |
| 6-2 登録ボランティア | 51 |
| (1) 東京都防災ボランティア等 | 51 |
| (2) 交通規制支援ボランティア | 51 |
| (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア | 51 |
| (4) 赤十字ボランティア | 52 |
| 【応急対策】(市民と地域の防災力向上) | 53 |
| 1 自助による応急対策の実施 | 53 |
| 1-1 市民自身による応急対策 | 53 |
| 1-2 外国人の情報収集等に係る支援 | 53 |
| 2 地域による応急対策の実施 | 55 |
| 2-1 自主防災組織 | 55 |
| 2-2 府中市消防団 | 56 |
| 2-3 事業所 | 56 |
| 3 ボランティアとの連携 | 56 |

第3章 安全なまちづくりの実現

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第1節 本章の概要 | 58 |
| 第2節 具体的な取組 | 59 |
| 【予防対策】(安全なまちづくりの実現) | 60 |
| 1 災害に強いまちづくり | 60 |
| 1-1 安全な市街地整備と再構築 | 60 |
| (1) 市街地の再構築 | 60 |
| (2) 道路及び橋りょうの整備と維持管理 | 61 |
| 1-2 オープンスペースの確保 | 61 |
| (1) 公園、緑地の整備 | 61 |
| (2) 農地の保全 | 61 |
| 1-3 建築物等における安全対策、ヘリサインの表示 | 62 |
| (1) 高層建築物及び地下施設等における安全対策 | 62 |
| (2) ヘリサインの表示 | 62 |

| | | |
|-----|----------------------------|-----------|
| 1-4 | 崖・擁壁、ブロック塀の崩壊等の防止 | 62 |
| (1) | 崖・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止 | 62 |
| (2) | 急傾斜地崩壊、農地・農業用施設災害等防止 | 62 |
| 2 | 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 63 |
| 2-1 | 建築物の耐震化・不燃化の促進 | 63 |
| (1) | 建築物の耐震化・不燃化 | 63 |
| (2) | 公共建築物等の耐震化 | 63 |
| (3) | 民間建築物の耐震診断 | 64 |
| 2-2 | エレベーター対策 | 64 |
| (1) | エレベーターの閉じ込め防止対策の推進 | 64 |
| (2) | 救出体制の構築 | 65 |
| (3) | 早期復旧体制の構築 | 65 |
| 2-3 | 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 | 65 |
| (1) | 天井等落下物の安全化 | 65 |
| (2) | 自動販売機の転倒防止 | 66 |
| (3) | 家具類の転倒・落下・移動防止対策 | 66 |
| 3 | 文化財施設の安全対策 | 67 |
| 4 | 出火、延焼等の防止 | 68 |
| 4-1 | 出火の防止 | 68 |
| 4-2 | 初期消火体制の強化 | 68 |
| (1) | 街頭消火器の設置 | 68 |
| (2) | 初期消火資器材の普及 | 68 |
| (3) | 市民、事業所の自主防災体制の強化 | 69 |
| 4-3 | 火災の拡大防止 | 69 |
| (1) | 消防活動体制の整備強化 | 69 |
| (2) | 消防団体制の強化 | 69 |
| (3) | 情報通信体制の整備強化 | 70 |
| (4) | 消防活動路の確保 | 70 |
| (5) | 地域防災体制の確立 | 71 |
| (6) | 消防水利の整備 | 71 |
| 4-4 | 危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化 | 72 |
| 4-5 | 危険物等の輸送の安全化 | 72 |
| | 【応急対策】(安全なまちづくりの実現) | 73 |
| 1 | 消火・救急・救護活動 | 73 |
| 1-1 | 市の役割 | 73 |
| 1-2 | 市民及び自主防災組織の役割 | 73 |
| 1-3 | 府中警察署の役割 | 73 |
| 1-4 | 府中消防署の役割 | 74 |
| 1-5 | 府中市消防団の役割 | 74 |
| 1-6 | 事業所の役割 | 74 |
| 2 | 二次災害防止のための応急対策 | 74 |
| 2-1 | 社会公共施設等の応急対策 | 74 |
| (1) | 社会公共施設等の応急危険度判定 | 74 |

| | |
|---|----|
| (2) 社会公共施設等の応急対策..... | 75 |
| (3) コンピューターへの被害の抑制..... | 76 |
| 2-2 急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策..... | 77 |
| 3 危険物等の応急措置..... | 77 |
| 3-1 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置..... | 77 |
| (1) 石油等危険物施設、液化石油ガス消費施設、火薬類保管施設の応急措置..... | 77 |
| (2) 高圧ガス保管施設の応急措置..... | 78 |
| (3) 毒物・劇物取扱施設の応急措置..... | 78 |
| (4) 化学物質関連施設の応急措置..... | 79 |
| 3-2 危険物輸送車両等の応急対策..... | 80 |
| (1) 危険物輸送車両の応急対策..... | 80 |
| (2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策..... | 80 |
| 3-3 危険動物の逸走時対策..... | 81 |
| | |
| 【復旧対策】(安全なまちづくりの実現)..... | 82 |
| 1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復..... | 82 |
| (1) 学校施設..... | 82 |
| (2) 市立文化施設・社会教育施設..... | 82 |

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1節 本章の概要..... | 83 |
| | |
| 第2節 具体的な取組..... | 84 |
| 【予防対策】(安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)..... | 85 |
| 1 道路・橋りょうの機能確保..... | 85 |
| 1-1 道路・橋りょうの機能確保..... | 85 |
| 1-2 避難道路機能の確保のための対策..... | 86 |
| (1) 放置自転車対策..... | 86 |
| (2) 違法駐車対策..... | 86 |
| (3) 電線類地中化対策の推進..... | 86 |
| 2 緊急輸送ネットワークの整備..... | 87 |
| 3 鉄道施設..... | 88 |
| 4 水道..... | 88 |
| 5 下水道..... | 89 |
| 5-1 安全化対策..... | 89 |
| (1) 中継ポンプ場施設の整備..... | 89 |
| (2) 管きよの整備..... | 89 |
| 6 電気・ガス・通信等..... | 90 |
| 6-1 電気施設の安全化対策..... | 90 |
| 6-2 ガス施設の安全化対策..... | 91 |
| 6-3 通信施設の安全化対策..... | 92 |
| (1) NTT東日本..... | 92 |
| (2) 各通信事業者..... | 93 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 【応急対策】（安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保） | 94 |
| 1 道路・橋りょう | 94 |
| 2 鉄道施設 | 94 |
| 3 河川施設等 | 95 |
| 4 水道 | 95 |
| 5 下水道 | 95 |
| 6 電気・ガス・通信等 | 96 |
| 7 エネルギーの確保 | 96 |
| 【復旧対策】（安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保） | 97 |
| 1 道路・橋りょう | 97 |
| 2 鉄道施設 | 98 |
| 3 河川施設等 | 98 |
| 4 水道 | 98 |
| 5 下水道 | 98 |
| 6 電気・ガス・通信等 | 99 |

第5章 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第1節 本章の概要 | 100 |
| 第2節 具体的な取組 | 101 |
| 【予防対策】（初動対応体制の整備と事業継続体制の確保） | 102 |
| 1 初動対応体制の整備 | 102 |
| 1-1 職員態勢の整備 | 102 |
| 1-2 施設の整備 | 103 |
| (1) 防災拠点（中央防災センター）の整備 | 103 |
| (2) 市庁舎の活用 | 104 |
| (3) 水防・防災ステーションの整備 | 105 |
| (4) その他拠点の整備 | 105 |
| 1-3 防災機能の強化・バックアップ拠点の確保 | 105 |
| 1-4 災害ボランティア活動拠点の確保 | 105 |
| 1-5 市施設の停電対策 | 106 |
| 1-6 外出者のための一時滞在施設の確保 | 106 |
| 2 事業継続体制の確保 | 106 |
| 3 消火・救助・救急活動体制の整備 | 108 |
| 4 応急活動拠点の整備 | 108 |
| 4-1 オープンスペースの確保 | 108 |
| 4-2 ヘリサインの設置 | 109 |
| 5 府中市防災会議の所掌事務 | 109 |
| 6 災害時応援協定の締結 | 109 |
| 【応急対策】（初動対応体制の整備と事業継続体制の確保） | 110 |
| 1 初動態勢 | 110 |

| | | |
|------|------------------------|-----|
| 1-1 | 活動体制 | 110 |
| 1-2 | 府中市災害対策本部の設置及び廃止 | 111 |
| | (1) 府中市災害対策本部設置の通知等 | 112 |
| | (2) 府中市災害対策本部の標示の掲出 | 112 |
| | (3) 府中市災害対策本部の廃止 | 112 |
| 1-3 | 府中市災害対策本部の組織 | 112 |
| 1-4 | 本部長等の職務 | 113 |
| 1-5 | 本部長室の所掌事務 | 114 |
| 1-6 | 本部派遣員 | 114 |
| 1-7 | I C S体制による指揮系統 | 114 |
| 1-8 | 現地災害対策本部の分掌事務等 | 114 |
| | (1) 構成 | 114 |
| | (2) 分掌事務 | 115 |
| 1-9 | 府中市災害対策本部の運営 | 115 |
| | (1) 本部長室の運営 | 115 |
| | (2) 都現地対策本部との連携 | 116 |
| | (3) 府中市災害対策本部と報道機関との連絡 | 116 |
| | (4) 本部の通信 | 116 |
| | (5) 本部長への措置状況等の報告 | 116 |
| | (6) 庶務 | 116 |
| 1-10 | 府中市災害対策本部の運営を確保する施設 | 116 |
| 1-11 | 初動期における応急対策活動 | 117 |
| 1-12 | 市職員の配備態勢 | 118 |
| | (1) 非常配備態勢 | 118 |
| | (2) 職員の配置 | 119 |
| | (3) 職員の服務 | 119 |
| 1-13 | 特別非常配備態勢 | 120 |
| | (1) 発令要件 | 120 |
| | (2) 参集場所 | 120 |
| | (3) 特別非常配備態勢における初動要員 | 120 |
| | (4) 参集時の留意事項 | 121 |
| | (5) 災害対策本部への移行 | 122 |
| 1-14 | 防災関係機関の活動態勢 | 123 |
| | (1) 責務 | 123 |
| | (2) 活動体制 | 123 |
| 2 | 消火・救急・救護活動 | 123 |
| 2-1 | 市の役割 | 123 |
| 2-2 | 市民及び自主防災組織の役割 | 123 |
| 2-3 | 府中警察署の役割 | 124 |
| 2-4 | 府中消防署の役割 | 124 |
| 2-5 | 府中市消防団の役割 | 124 |
| 2-6 | 事業所の役割 | 124 |
| 3 | 応援協力や派遣の要請 | 125 |
| 3-1 | 応援協力 | 125 |
| | (1) 都との相互協力 | 125 |
| | (2) 他市町村との相互協力 | 126 |

| | |
|-----------------------|-----|
| (3) 公共的団体等との相互協力..... | 127 |
| (4) 防災関係機関との相互協力..... | 128 |
| (5) 各機関の経費負担..... | 128 |
| 3-2 自衛隊への災害派遣要請..... | 128 |
| (1) 災害派遣の範囲..... | 128 |
| (2) 災害派遣要請の手続..... | 128 |
| (3) 災害派遣部隊の受入れ体制..... | 129 |
| (4) 経費の負担..... | 129 |
| (5) 災害派遣部隊の活動内容..... | 130 |
| (6) 宿泊施設等..... | 130 |
| 4 応急活動拠点の調整..... | 131 |

第6章 情報通信の確保

| | |
|----------------|-----|
| 第1節 本章の概要..... | 132 |
|----------------|-----|

| | |
|-----------------|-----|
| 第2節 具体的な取組..... | 133 |
|-----------------|-----|

| | |
|----------------------|-----|
| 【予防対策】(情報通信の確保)..... | 134 |
|----------------------|-----|

| | |
|----------------------------|-----|
| 1 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備..... | 134 |
| 1-1 市と他機関等との情報通信手段..... | 134 |
| 1-2 通信連絡態勢..... | 137 |
| (1) 府中市災害対策本部設置前の連絡窓口..... | 137 |
| (2) 府中市災害対策本部設置後の連絡窓口..... | 137 |
| (3) 地域における情報連絡..... | 137 |
| (4) 災害情報..... | 137 |
| 2 市民への情報提供体制の整備..... | 138 |
| 3 市民相互の情報連絡等の環境整備..... | 138 |

| | |
|----------------------|-----|
| 【応急対策】(情報通信の確保)..... | 139 |
|----------------------|-----|

| | |
|--|-----|
| 1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報等の第一報)..... | 139 |
| 1-1 市の取組内容..... | 140 |
| (1) 異常現象の通報..... | 140 |
| (2) 一般的な災害原因に関する情報通報..... | 140 |
| (3) 気象等の予警報の伝達..... | 140 |
| 1-2 市、都及び各放送機関の取組内容..... | 140 |
| (1) 実施機関..... | 140 |
| (2) 伝達する情報..... | 141 |
| 2 防災関係機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)..... | 141 |
| 2-1 機関別の役割..... | 142 |
| 2-2 被害状況の報告・伝達系統..... | 143 |
| 2-3 被害状況の調査報告体制..... | 143 |
| 2-4 被害状況等の報告..... | 143 |
| (1) 報告すべき事項..... | 144 |
| (2) 都への報告の方法..... | 144 |
| (3) 「災害救助法」に基づく報告..... | 144 |

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 2-5 | 報告の種類・期限等 | 144 |
| 2-6 | 府中警察署における通信連絡体制 | 145 |
| | (1) 府中市災害対策本部との連絡 | 145 |
| | (2) 府中消防署、消防団に対する連絡 | 145 |
| 2-7 | 府中消防署における通信連絡体制 | 145 |
| | (1) 府中市災害対策本部との連絡 | 145 |
| | (2) 消防団に対する指令及び連絡 | 145 |
| | (3) 連絡態勢 | 145 |
| | (4) 災害予報警報受信及び伝達 | 145 |
| | (5) 災害情報の収集と伝達 | 146 |
| | (6) 通信途絶に対する措置 | 146 |
| 3 | 広報体制 | 146 |
| 3-1 | 機関別の広報活動 | 147 |
| 3-2 | 災害広報情報の収集 | 148 |
| | (1) 府中市災害対策本部 | 148 |
| | (2) 府中消防署 | 148 |
| 3-3 | 報道機関への発表 | 148 |
| | (1) 市からの発表 | 148 |
| | (2) 防災関係機関からの発表 | 148 |
| 3-4 | 災害時の広報 | 148 |
| | (1) 安否情報の提供と周知方法（安否情報） | 148 |
| | (2) 情報の提供と周知方法（その他情報） | 149 |
| | (3) 外国人への防災、避難、生活情報の提供 | 149 |
| | (4) 災害の記録（写真、ビデオ等） | 149 |
| 4 | 広聴体制 | 149 |
| 5 | 市民相互の情報連絡等 | 149 |

第7章 医療救護等の対策

| | | |
|-----|------------------|-----|
| 第1節 | 本章の概要 | 150 |
| 第2節 | 具体的な取組 | 151 |
| | 【予防対策】（医療救護等の対策） | 152 |
| 1 | 初動医療体制の整備 | 152 |
| 1-1 | 情報連絡体制等の確保 | 152 |
| 1-2 | 医療救護体制の整備 | 153 |
| 1-3 | 負傷者等の搬送体制の整備 | 153 |
| 1-4 | 防疫・動物救護体制の整備 | 154 |
| 2 | 医薬品・医療資器材の確保 | 154 |
| 2-1 | 医薬品の備蓄 | 154 |
| 2-2 | 災害薬事センターの設置 | 154 |
| 2-3 | 医療資器材等の整備 | 155 |
| 3 | 災害拠点病院等の指定 | 155 |
| 4 | 遺体の取扱い | 156 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 【応急対策】（医療救護等の対策） | 157 |
| 1 医療情報の収集伝達 | 157 |
| 1-1 被害情報の収集 | 157 |
| (1) 機関別活動 | 157 |
| (2) 医療機関の被災状況及び活動状況等の収集方法 | 158 |
| 1-2 市民への情報提供 | 158 |
| 2 初動医療体制 | 158 |
| 2-1 医療体制 | 158 |
| 2-2 医療救護班の編成の要請 | 159 |
| 2-3 市避難所医療救護所の設置 | 160 |
| 2-4 医療救護対策本部の設置及び医療救護班の編成 | 160 |
| (1) 医療救護対策本部の設置 | 160 |
| (2) 医療救護班の編成 | 160 |
| 2-5 医療救護班の活動 | 161 |
| 3 負傷者等の搬送体制 | 162 |
| 4 医薬品・医療資器材の確保 | 162 |
| (1) 使用する医薬品等の調達手順 | 163 |
| (2) 災害薬事センターの役割 | 163 |
| (3) 災害薬事センターの設置 | 164 |
| (4) 医薬品等の搬送 | 164 |
| 5 保健衛生体制 | 164 |
| 5-1 保健活動 | 164 |
| 5-2 こころのケア | 164 |
| 5-3 在宅難病患者への対応 | 164 |
| 5-4 在宅人工呼吸器使用者への対応 | 165 |
| 5-5 透析患者等への対応 | 165 |
| 5-6 被災動物に係る対応 | 166 |
| 5-7 公衆浴場の確保 | 166 |
| (1) 公衆浴場の再開支援 | 166 |
| (2) 自衛隊による支援 | 166 |
| (3) その他施設の利用 | 166 |
| 6 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 | 166 |
| 6-1 捜索・収容等 | 166 |
| (1) 行方不明情報の収集 | 166 |
| (2) 遺体の捜索 | 167 |
| (3) 遺体の捜索期間等 | 167 |
| (4) 必要帳票等の整備 | 167 |
| (5) 遺体の搬送 | 168 |
| (6) 遺体収容所の設置 | 168 |
| (7) 遺体収容所での活動 | 168 |
| 6-2 検視・検案・身元確認等 | 169 |
| (1) 検視・検案 | 169 |
| (2) 身元確認に関する機関別活動内容 | 169 |
| (3) 遺体の引渡し | 170 |
| (4) 死亡届の受理、火葬許可証の発行等 | 170 |

| | |
|-------------------|-----|
| 【復旧対策】（医療救護等の対策） | 171 |
| 1 防疫体制の確立 | 171 |
| 1-1 防疫活動 | 171 |
| 1-2 防疫用資器材等の調達・備蓄 | 171 |
| 1-3 動物愛護 | 171 |
| 2 火葬 | 171 |
| 2-1 火葬特例許可証の発行 | 171 |
| 2-2 広域火葬の実施 | 172 |
| 2-3 火葬場への遺体の搬送 | 173 |
| 2-4 身元不明遺体の取扱い | 173 |
| 2-5 必要帳票等の整備 | 173 |
| 2-6 身元不明遺体等の広報 | 173 |

第8章 帰宅困難者対策

| | |
|-------------------------|-----|
| 第1節 本章の概要 | 174 |
| 第2節 具体的な取組 | 175 |
| 【予防対策】（帰宅困難者対策） | 176 |
| 1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底 | 176 |
| 1-1 「東京都帰宅困難者対策条例」の概要 | 177 |
| 1-2 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知方法 | 178 |
| 1-3 市民の備え | 178 |
| 1-4 事業所における帰宅困難者対策 | 178 |
| 1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保 | 178 |
| 1-6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置 | 178 |
| 1-7 集客施設及び駅等の利用者の保護 | 179 |
| 2 帰宅困難者等への支援体制の整備 | 180 |
| 2-1 情報提供体制の整備 | 180 |
| 2-2 一時滞在施設に係る取組 | 181 |
| 2-3 徒歩帰宅支援のための体制整備 | 182 |
| 3 意識啓発 | 183 |
| 【応急対策】（帰宅困難者対策） | 184 |
| 1 駅周辺での混乱防止 | 184 |
| 1-1 駅周辺の混乱防止 | 184 |
| (1) 駅での情報提供 | 185 |
| (2) 誘導先の確保 | 185 |
| (3) 一時滞在施設への収容 | 185 |
| (4) 帰宅情報の提供 | 185 |
| 1-2 集客施設及び駅等における利用者の保護 | 185 |
| 1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ | 188 |
| 2 事業所等における帰宅困難者対策 | 189 |
| 2-1 市、都、国による対策 | 190 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 2-2 事業所による従業員等の施設内待機 | 190 |
| 2-3 施設内に待機できない場合の対応 | 190 |
| 2-4 防災活動への参加 | 190 |
| 2-5 情報提供体制の確保 | 190 |
| 2-6 学校等における対策 | 190 |

【復旧対策】（帰宅困難者対策） 191

| | |
|----------------------|-----|
| 1 徒歩帰宅者の代替輸送 | 191 |
| 1-1 鉄道運行状況等の提供 | 192 |
| 1-2 代替輸送手段の確保 | 192 |
| 2 徒歩帰宅者の支援 | 193 |

第9章 避難者対策

第1節 本章の概要 195

第2節 具体的な取組 196

【予防対策】（避難者対策） 197

| | |
|------------------------------|-----|
| 1 避難体制の整備 | 197 |
| (1) 避難指示、避難誘導 | 197 |
| (2) 情報伝達手段の確保 | 197 |
| (3) 広域連携 | 198 |
| (4) 避難体制の周知・習熟 | 198 |
| 2 「避難場所」及び「避難所」の指定 | 198 |
| 2-1 「避難場所」 | 200 |
| (1) 「地域避難場所」 | 200 |
| (2) 「指定避難場所」 | 200 |
| (3) 「広域避難場所」 | 200 |
| 2-2 「避難所」 | 202 |
| (1) 「一次避難所」 | 202 |
| (2) 「二次避難所」 | 202 |
| (3) 「福祉避難所」 | 202 |
| 2-3 「避難場所」及び「避難所」の周知 | 203 |
| 3 「避難所」の管理運営体制、施設環境の整備 | 203 |
| 3-1 管理運営体制の整備 | 203 |
| 3-2 施設環境の整備 | 204 |
| 4 多様な避難者ニーズへの配慮 | 204 |
| 4-1 避難行動要支援者 | 204 |
| 4-2 外国人に対する対策 | 204 |
| 4-3 女性や子育てのニーズ | 205 |
| 4-4 その他のニーズ | 205 |

【応急対策】（避難者対策） 206

| | |
|--------------|-----|
| 1 避難指示 | 206 |
| 1-1 発令 | 206 |

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 1-2 | 設定 | 206 |
| 1-3 | 伝達方法 | 207 |
| 2 | 避難誘導 | 208 |
| 2-1 | 市民の避難誘導 | 208 |
| 2-2 | 避難誘導における注意点 | 208 |
| 2-3 | 避難行動要支援者に配慮した避難誘導 | 209 |
| 2-4 | 避難方式 | 210 |
| 3 | 「避難所」の開設 | 212 |
| 3-1 | 「避難所」の開設指示 | 212 |
| | (1) 「避難所」の安全確認 | 212 |
| | (2) ライフライン設備の確認 | 212 |
| | (3) 通信手段の確保 | 212 |
| | (4) 府中市災害対策本部への報告及び開設判断 | 212 |
| | (5) 「避難所」開設の周知 | 212 |
| | (6) 開放場所の縮小及び「避難所」統合 | 213 |
| 3-2 | 他「避難所」への誘導 | 213 |
| 3-3 | 指定外「避難所」及び野外受入れ施設 | 213 |
| 3-4 | 「避難所」の開設期間 | 213 |
| 3-5 | 「二次避難所」及び「福祉避難所」の開設 | 214 |
| 4 | 「避難所」の管理運営 | 214 |
| 4-1 | 発災後3時間までに実施 | 214 |
| | (1) 避難所運営機能の確保 | 214 |
| | (2) トイレ機能の維持・確保 | 214 |
| | (3) 情報提供体制の確保 | 214 |
| 4-2 | 発災後8時間までに実施 | 215 |
| | (1) 避難者の状況把握 | 215 |
| | (2) 要配慮者への対応 | 215 |
| | (3) 備蓄物資の拠出 | 215 |
| | (4) 住民運営組織の立ち上げ準備 | 215 |
| 4-3 | 発災後24時間までに実施 | 215 |
| | (1) 府中市災害対策本部の連携強化 | 215 |
| | (2) 要配慮者への対応 | 215 |
| | (3) 不足物資の把握と要請 | 215 |
| | (4) ごみの処理 | 215 |
| 4-4 | 発災後7日までに実施 | 216 |
| | (1) 住民運営組織の立ち上げ | 216 |
| | (2) 物資の受入れと配布 | 216 |
| | (3) 生活環境の確保 | 217 |
| | (4) 衛生環境の確保 | 217 |
| | (5) 避難者の健康管理 | 217 |
| | (6) 情報提供体制の構築 | 217 |
| | (7) ボランティアの受入れ | 217 |
| | (8) 炊き出しの開始 | 218 |
| | (9) 避難所の統廃合、避難者対応 | 218 |
| 5 | その他避難所運営に必要な協力等 | 218 |
| | (1) 飲料水の安全確保 | 218 |

| | |
|-------------------------|-----|
| (2) 食品の安全確保 | 219 |
| (3) トイレ機能の確保 | 219 |
| (4) 避難所の衛生管理 | 219 |
| (5) 公衆浴場の確保 | 220 |
| (6) ボランティアの協力 | 220 |
| 5-1 帰宅困難者の支援 | 220 |
| 5-2 要配慮者対策 | 220 |
| (1) 相談窓口の設置 | 220 |
| (2) 福祉機器等の確保 | 220 |
| 6 動物救護 | 221 |
| 7 ボランティアの受入れ | 222 |
| 8 被災者の他地区への移送 | 222 |
| 8-1 知事による市長の代行 | 223 |
| 8-2 被災者の移送 | 223 |
| 8-3 移送元及び移送先の市の役割 | 223 |

第10章 水・食料・生活必需品の確保

| | |
|-----------------|-----|
| 第1節 本章の概要 | 224 |
|-----------------|-----|

| | |
|------------------|-----|
| 第2節 具体的な取組 | 225 |
|------------------|-----|

| | |
|-----------------------------|-----|
| 【予防対策】(水・食料・生活必需品の確保) | 226 |
| 1 食料等及び生活必需品等の確保 | 226 |
| 1-1 備蓄の呼び掛け | 226 |
| 1-2 市の備蓄量 | 226 |
| 1-3 備蓄品の選定 | 226 |
| 2 飲料水及び生活用水の確保 | 227 |
| 2-1 給水体制の整備 | 227 |
| (1) 都 | 227 |
| (2) 市 | 228 |
| (3) 協力施設等との連携 | 229 |
| 2-2 飲料水の確保 | 229 |
| 2-3 生活用水の確保 | 230 |
| 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 230 |
| 3-1 備蓄倉庫等の整備 | 231 |
| 3-2 備蓄品の輸送及び配分 | 231 |
| 3-3 地域内輸送拠点 | 231 |
| 4 輸送車両等の確保 | 231 |
| 【応急対策】(水・食料・生活必需品の確保) | 232 |
| 1 備蓄物資の供給 | 232 |
| 1-1 配布基準 | 232 |
| 1-2 食料等の給(貸)与体制 | 234 |
| (1) 食料等の給(貸)与 | 234 |
| (2) 調達方法 | 234 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1-3 生活必需品等の給(貸)与体制..... | 235 |
| (1) 生活必需品等の給(貸)与..... | 235 |
| (2) 生活必需品等の確保..... | 235 |
| 2 飲料水の供給..... | 236 |
| 2-1 応急給水活動..... | 237 |
| (1) 情報収集及び給水方法の検討..... | 239 |
| (2) 給水活動の編成..... | 239 |
| (3) 災害時給水ステーション(給水拠点)..... | 239 |
| (4) 震災時の応急給水の方法..... | 241 |
| 2-2 避難所及び医療救護所等への応急給水..... | 242 |
| 2-3 災害時給水ステーション(給水拠点)での都と市の役割分担..... | 242 |
| 3 関係機関等への応援要請..... | 242 |
| (1) 応急給水への応援要請..... | 242 |
| (2) その他..... | 242 |
| | |
| 【復旧対策】(水・食料・生活必需品の確保)..... | 243 |
| 1 多様なニーズへの対応..... | 243 |
| 2 炊き出し..... | 243 |
| 3 食料等の安全確保..... | 244 |
| (1) 食品衛生指導班の活動内容..... | 244 |
| (2) 避難所の食品衛生指導..... | 244 |
| 4 水の安全確保..... | 244 |
| 5 物資の輸送..... | 245 |

第11章 放射性物質対策

| | |
|------------------------|-----|
| 第1節 本章の概要..... | 246 |
| | |
| 第2節 具体的な取組..... | 246 |
| 【予防対策】(放射性物質対策)..... | 247 |
| 1 情報伝達体制の整備..... | 247 |
| 2 市民への情報提供..... | 247 |
| 3 放射線等使用施設の安全化..... | 247 |
| 3-1 国..... | 247 |
| 3-2 都..... | 248 |
| 3-3 市..... | 248 |
| | |
| 【応急対策】(放射性物質対策)..... | 249 |
| 1 市民への情報提供..... | 249 |
| 2 放射線等使用施設の応急措置..... | 249 |
| 3 核燃料物質輸送車両等の応急対策..... | 250 |
| | |
| 【復旧対策】(放射性物質対策)..... | 251 |
| 1 保健医療活動..... | 251 |
| 2 放射性物質への対応..... | 251 |

第12章 市民の生活の早期再建

| | |
|-----------------------|-----|
| 第1節 本章の概要 | 252 |
| 第2節 具体的な取組 | 253 |
| 【予防対策】(市民の生活の早期再建) | 254 |
| 1 生活再建のための事前準備 | 254 |
| 1-1 災害証明の発行 | 254 |
| 1-2 義援金の配分事務 | 255 |
| 2 トイレの確保及びし尿処理 | 255 |
| 2-1 災害用トイレの確保 | 255 |
| (1) 市 | 255 |
| (2) 事業所及び家庭 | 255 |
| 2-2 災害用トイレの普及啓発 | 255 |
| 2-3 し尿収集・搬入体制の整備 | 256 |
| 3 ごみ処理 | 256 |
| 4 災害廃棄物処理 | 257 |
| 5 「災害救助法」等 | 257 |
| 5-1 対策内容と役割分担 | 257 |
| (1) 「災害救助法」の適用 | 257 |
| (2) 「激甚災害法」の適用 | 258 |
| 5-2 適用基準 | 258 |
| (1) 「災害救助法」の適用基準 | 258 |
| (2) 被災世帯の算定基準 | 259 |
| (3) 激甚災害法の指定基準 | 260 |
| 【応急対策】(市民の生活の早期再建) | 261 |
| 1 被災住宅の応急危険度判定 | 261 |
| 1-1 判定制度の目的 | 261 |
| 1-2 判定の実施 | 261 |
| (1) 府中市災害対策本部の対応 | 261 |
| (2) 応急危険度判定の実施 | 262 |
| 1-3 判定結果の表示 | 262 |
| 2 被災宅地の応急危険度判定 | 262 |
| 2-1 判定制度の目的 | 262 |
| 2-2 判定対象宅地 | 262 |
| 2-3 判定の実施 | 262 |
| 2-4 判定結果の表示 | 262 |
| 3 家屋・住家被害状況調査等 | 263 |
| 4 災害証明の発行準備 | 263 |
| 5 義援金の受付・募集 | 264 |
| 6 トイレの確保及びし尿処理 | 265 |
| 6-1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入 | 266 |
| 6-2 避難所等における対応 | 266 |

| | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 避難場所における対応..... | 266 |
| (2) 避難所における対応..... | 266 |
| (3) 事業所・家庭等における対応..... | 266 |
| 7 障害物の除去..... | 267 |
| 7-1 土石、竹木等の除去..... | 267 |
| (1) 土石、竹木等の除去計画..... | 267 |
| (2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者..... | 267 |
| (3) 市が実施する障害物の除去の方法..... | 268 |
| 7-2 道路関係障害物の除去..... | 268 |
| 8 ごみ処理..... | 269 |
| 9 災害廃棄物処理..... | 270 |
| 10 「災害救助法」等の適用..... | 273 |
| 10-1 役割..... | 273 |
| 10-2 救助の実施機関..... | 273 |
| 10-3 「災害救助法」の適用手続..... | 273 |
| (1) 適用要請..... | 273 |
| (2) 要請手続..... | 274 |
| 11 激甚災害の指定..... | 274 |
| 11-1 役割..... | 274 |
| 11-2 激甚災害指定の手続..... | 274 |
| 【復旧対策】(市民の生活の早期再建)..... | 276 |
| 1 被災住宅の応急修理..... | 276 |
| 1-1 住宅の応急修理..... | 276 |
| (1) 応急修理の目的..... | 276 |
| (2) 対象者..... | 276 |
| (3) 対象者の調査及び選定..... | 276 |
| 1-2 応急修理の方法..... | 277 |
| (1) 修理..... | 277 |
| (2) 経費..... | 277 |
| (3) 期間..... | 277 |
| 1-3 応急処理後の事務..... | 277 |
| 1-4 市営住宅の応急修理..... | 277 |
| 2 応急仮設住宅の供給..... | 278 |
| 2-1 供給の目的..... | 278 |
| 2-2 応急仮設住宅の供給..... | 278 |
| (1) 公的住宅の供給..... | 278 |
| (2) 民間賃貸住宅の供給..... | 278 |
| (3) 建設する仮設住宅の供給..... | 278 |
| 2-3 入居資格..... | 280 |
| 2-4 入居者の募集・選定..... | 280 |
| 2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間..... | 280 |
| 2-6 帳票の整理..... | 280 |
| 2-7 仮設住宅地域等での見守り活動..... | 280 |
| (1) 入居者確認及びニーズ把握..... | 280 |

| | |
|---------------------------|-----|
| (2) 連絡体制の整備 | 281 |
| (3) 安否確認活動の推進 | 281 |
| (4) 市民相互の助け合い | 281 |
| 3 建設資材等の調達 | 281 |
| 4 被災者の生活相談等の支援 | 281 |
| 4-1 相談所を設置 | 282 |
| 4-2 被災証明書発行 | 282 |
| (1) 被災者台帳の整備 | 282 |
| (2) 証明の範囲 | 282 |
| 5 義援金の募集・受付・配分 | 283 |
| 6 被災者の生活再建資金援助等 | 283 |
| 6-1 災害弔慰金等の支給 | 283 |
| 6-2 被災者生活再建支援制度 | 284 |
| (1) 対象となる自然災害 | 284 |
| (2) 対象世帯 | 284 |
| (3) 支給要件及び支給内容 | 284 |
| (4) 支援金の支給申請 | 285 |
| 6-3 災害援護資金・住宅資金等の貸付 | 285 |
| 7 職業のあっせん | 286 |
| 8 中小企業への融資あっせん | 286 |
| 9 租税等の徴収猶予及び減免等 | 286 |
| 9-1 市税の納税緩和措置 | 286 |
| (1) 期限の延長 | 286 |
| (2) 徴収猶予 | 287 |
| (3) 滞納処分の執行の停止等 | 287 |
| (4) 減免 | 287 |
| 9-2 国民健康保険税の減免 | 287 |
| (1) 減免 | 287 |
| (2) 徴収猶予 | 287 |
| 9-3 その他 | 288 |
| (1) 国民年金保険料の免除 | 288 |
| (2) 保育所措置費徴収金の減額 | 288 |
| 10 応急教育 | 288 |
| 10-1 学校危機管理マニュアルの活用 | 288 |
| 10-2 応急教育の実施 | 288 |
| (1) 事前の準備 | 288 |
| (2) 災害時の学校長等の役割 | 289 |
| (3) 災害復旧時の対応 | 290 |
| 10-3 学用品の調達及び給与（支給） | 290 |
| (1) 給与の対象 | 290 |
| (2) 給与の時期 | 291 |
| (3) 給与の方法 | 291 |
| (4) 費用の限度 | 291 |
| 10-4 授業料等の免除 | 291 |
| 11 応急保育 | 292 |
| 11-1 事前の準備 | 292 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 1 - 2 災害時の体制 | 292 |
| 1 1 - 3 応急保育の体制 | 292 |
| 1 2 応急福祉 | 293 |
| 1 2 - 1 要援護者に対する援助 | 293 |
| 1 2 - 2 要援護者の把握 | 293 |
| 1 3 労働者の確保 | 294 |
| 1 3 - 1 都の雇上計画 | 294 |
| (1) 雇上方法 | 294 |
| (2) 賃金 | 294 |
| 1 3 - 2 労務供給手続 | 294 |
| 1 4 災害廃棄物処理の実施 | 294 |
| (1) 受付事務 | 294 |
| (2) 民間業者との契約事務 | 295 |
| (3) 適正処理の指導事務 | 295 |
| 1 5 「災害救助法」の運用等 | 295 |

第 1 3 章 大規模事故の対策

| | |
|-------------------|-----|
| 第 1 節 計画の方針 | 297 |
|-------------------|-----|

| | |
|-----------------------|-----|
| 第 2 節 災害応急対策の取組 | 297 |
|-----------------------|-----|

| | |
|--|-----|
| 1 初動態勢及び情報の収集 | 297 |
| 2 災害救助法の適用 | 297 |
| 3 応援協力・派遣要請 | 298 |
| 4 消防活動 | 298 |
| 5 危険物事故の応急対策 | 298 |
| 6 鉄道事故対策 | 299 |
| 7 航空機災害対策 | 299 |
| 8 道路災害対策 | 300 |
| 9 避難 | 300 |
| 1 0 救助・救急 | 301 |
| 1 1 その他（医療救護・緊急輸送・応急生活・公共施設等の応急・復旧）の対策 | 301 |

第 3 部 府中市災害復興計画

第 1 章 府中市災害復興本部の設置

| | |
|--------------------------|-----|
| 第 1 節 府中市災害復興計画の整備 | 303 |
|--------------------------|-----|

| | |
|--------------------------|-----|
| 第 2 節 府中市災害復興本部の設置 | 303 |
|--------------------------|-----|

| | |
|---|-----|
| 第 3 節 府中市災害復興本部の役割及び府中市災害対策本部との関係 | 303 |
|---|-----|

| | |
|--------------------------|-----|
| 第4節 府中市災害復興本部の分掌事務 | 304 |
|--------------------------|-----|

| | |
|------------------------|-----|
| 第5節 府中市災害復興本部の解散 | 304 |
|------------------------|-----|

第2章 府中市災害復興計画の策定

| | |
|--------------------------|-----|
| 第1節 府中市災害復興基本方針の策定 | 305 |
|--------------------------|-----|

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第2節 府中市災害復興計画及び特定分野計画の策定 | 306 |
|--------------------------------|-----|

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 府中市災害復興計画の策定 | 306 |
| 2 特定分野計画の策定 | 306 |
| 3 災害復興に係る各計画のスケジュール | 307 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第3節 復興の全体像と分野別の復興プロセス | 307 |
|-----------------------------|-----|

| | |
|--------------------|-----|
| 1 復興の全体像 | 307 |
| 2 分野別の復興プロセス | 308 |
| 2-1 都市復興 | 308 |
| 2-2 住宅復興 | 308 |
| 2-3 産業復興 | 309 |
| 2-4 暮らしの復興 | 309 |

第 1 部 府中市の防災力の高度化に向けて

第1章 地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

1-1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき「府中市防災会議」が策定する計画である。

市、防災関係機関（都、自衛隊、指定地方公共機関、協力機関等）、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、持てる力を発揮して、地震災害の予防対策、応急対策、復旧対策及び震災復興を実現するため、必要な体制や役割分担などを明確にし、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、震災が発生した際には、市民の生命・身体、財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能を維持していくことを目的としている。

災害対策基本法第42条（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

1-2 計画の前提

- 防災対策は、被災者の視点に立って推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子どもなどに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

この計画では、第1部第3章第2節に掲げる「府中市の被害想定と概要」及び「東京都地域防災計画」、東日本大震災後に改正された「災害対策基本法」の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第2節 計画の構成

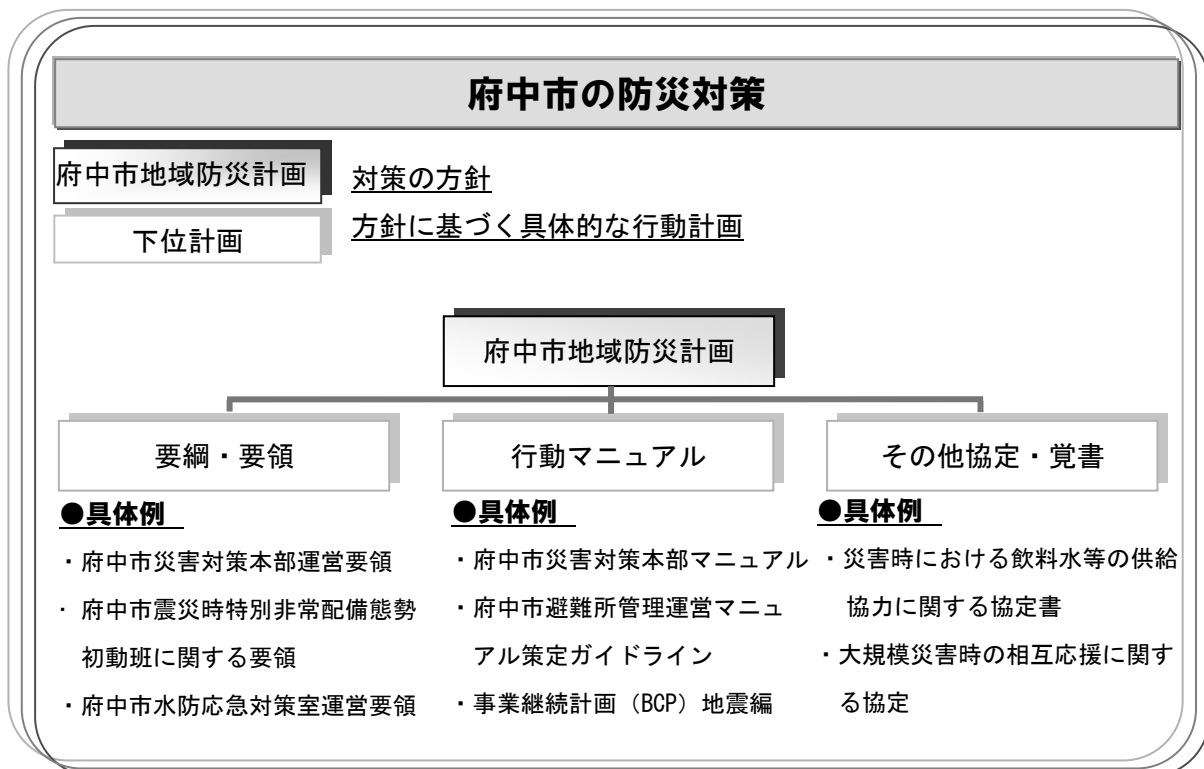
- この計画では、市、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき防災対策について、それぞれ「予防対策」「応急対策」「復旧対策」の各段階に分けて記載している。
構成と主な内容は、次のとおりである。

| 構成 | 主な内容 |
|-----------------------------------|---|
| 第1部 府中市の防災力の高度化に向けて | ○ 計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念 |
| 第2部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画) | ○ 市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ○ 地震発生後に市及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等 |
| 第3部 災害復興計画 | ○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等 |

第3節 計画の位置付け

- 府中市の防災計画は、「府中市地域防災計画」と「下位計画」が、防災対策の中核を担っている。

地域防災計画は、総合的な防災対策の方針が示されている計画であり、「下位計画」とは「要綱・要領」「行動マニュアル」「協定・覚書」など、具体的に行動するための計画をいう。



第4節 計画の習熟

- 各防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業がこの計画に合致しているかを毎年点検し、必要に応じて、見直すとともに、所属職員等に対する教育や訓練を通して、本計画の習熟を図り、地震災害への対応能力を高めていく。

第5節 計画の修正

- この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

第6節 地区防災計画

- 平成25年6月に改正された「災害対策基本法」第42条及び第42条の2において規定。
- 一定の地区内において、その地区の居住者及び事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき行う防災活動について、「地区防災計画」を作り、府中市防災会議に提案し、その規定内容について「府中市地域防災計画」に定めることができる。



防災会議の様子

第2章 修正方針について

第1節 修正の経緯

○ 東京都防災会議では、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」、東日本大震災や平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化などを反映し、令和元年7月に「東京都地域防災計画」を修正した。

東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震や、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号に伴う災害など、全国各地で激甚な災害が頻発し、これらの災害においては、自治体間の広域避難体制による「公助」の重要性や、平常時から災害時にかけての「自助」「共助」の役割の重要性が鮮明となった。

このため、「府中市地域防災計画」についても、「東京都地域防災計画」の改正趣旨や最新の防災体制、災害対策を踏まえて修正を行う。

災害対策基本法の主な改正趣旨（平成24年6月）

1 広域な災害に対する即応力の強化

- ・ 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- ・ 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ・ 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- ・ 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・ 各防災関係機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- ・ 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

災害対策基本法の主な改正趣旨（平成25年6月）

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- ・市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- ・市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。
- ・市町村長は、防災マップの作成等に努めること。

3 被災者保護対策の改善

- ・市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- ・災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととすること。
- ・市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること。

4 平素からの防災への取組の強化

- ・「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- ・災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- ・住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から「地区防災計画」を提案できることとすること。
- ・国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。

第2節 修正の方針

- 次の基本的な視点に基づき、「府中市地域防災計画」を見直す。

1 「東京都地域防災計画」に準拠した構成とする

- 府中市の被害想定拡大に伴い、東京都と連携した災害対策等の拡充が必要であることから、「東京都地域防災計画」に準拠した構成とする。

2 府中市の防災体系を整理

- 府中市の防災対策は、「府中市地域防災計画」と「下位計画」が防災対策の中核を担っており、これらに基づき対策を推進する。

総合的な防災対策の方針を示す「府中市地域防災計画」と、具体的に行動するための「下位計画」である「要綱・要領」、「行動マニュアル」、「協定・覚書」を整理し、この「下位計画」の充実を図ることで、本市の防災体系を社会状況の変化に柔軟に対応できるものとする。

第3章 府中市の現状と被害想定

第1節 府中市の概況

1 位置及び地勢

○ 府中市は、首都東京の副都心新宿から西方約22kmに位置し、東は調布市及び三鷹市、西は国立市、南は多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。

市の南端を流れる多摩川から北へ1.7kmにわたって海拔約40mの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7mの崖線から北へ約2.5kmにわたって立川段丘が広がっている。市内で最も高いところは武蔵台3丁目の海拔82mである。

地質は10万年以上前の基盤層の上に、古多摩川や多摩川の侵食、氾濫により形成された礫層からなる段丘面が形成されている。その上に宅地などには良好な支持力を持つといわれている関東ローム層と呼ばれる地層が堆積している。多摩川沿いの低地は宅地化により盛土等の造成が進んでおり、このような地域は軟弱な地盤となっている。

【府中市の位置及び地勢】

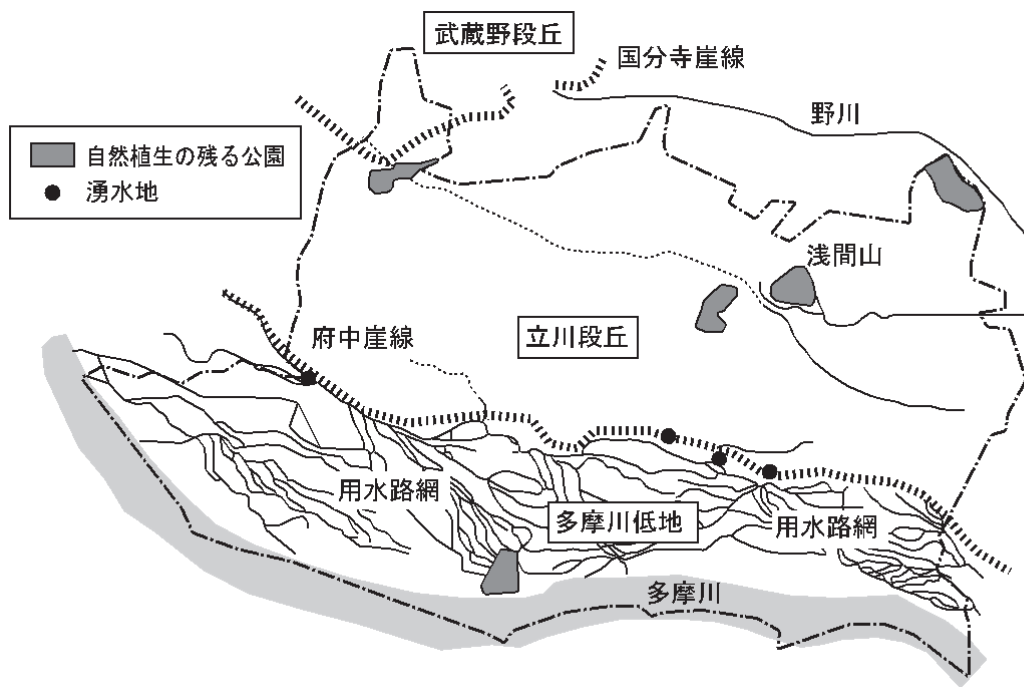
| | |
|------|------------------------|
| 面積 | 面積29.43km ² |
| 緯度経度 | 東経139度28分40秒 |
| | 北緯35度40分8秒 |
| 標高 | 40m～82m |
| 広がり | 東西8.75km |
| | 南北6.70km |
| 地形 | 段丘及び平坦地 |
| 地質 | ローム質（火山灰質）土壌及び砂礫質土壌 |

（資料1 「府中市付近の地形」）

（資料2 「府中市付近の地質」）



東京都内位置図



府中市の地形



府中市航空写真（平成20年5月撮影）

2 人口

2-1 人口

- 人口は、253,646人（平成25年7月1日現在、住民基本台帳）である。人口は増加傾向にあり、「府中市総合計画」では、平成33年度の将来人口を259,000人としている。

【府中市の人口と世帯】

（平成25年7月1日現在）

| 区 分 | 人 口 | | |
|-----|----------|----------|----------|
| | 総数 | 男 | 女 |
| 日本人 | 249,489人 | 126,799人 | 122,690人 |
| 外国人 | 4,157人 | 1,722人 | 2,435人 |
| 合 計 | 253,646人 | 128,521人 | 125,125人 |

| 世 帯 数 | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 総世帯数 | 日本人のみの世帯数 | 外国人のみの世帯数 | 日本人と外国人の複数国籍世帯数 |
| 118,994世帯 | 115,848世帯 | 2,019世帯 | 1,127世帯 |

2-2 昼夜間人口

- 大手企業の工場や府中駅近辺の百貨店などの店舗、大東京総合卸売センター（市場）、日鋼町の府中インテリジェントパーク、東京競馬場、多摩川競艇場など就業施設も多く、市外から市内への流入人口は64,374人であり、近隣市と比較すると多い。
- 東京都区部や郊外拠点への交通の利便性から、通勤・通学による市内から市外への流出人口が73,501人となっている。
- 国勢調査によれば、夜間人口が255,506人に対して昼間人口が246,380人と昼間と夜間の人口の差は少ない。昼間と夜間で防災計画上の想定人数を大きく変える必要はなく、地域防災計画では住民基本台帳を基本とした人口に対しての防災対策を講じる。

（資料3 「住民基本台帳による町丁別世帯数及び男女別人口」）

【府中市の昼間・夜間人口】

| 昼間人口 | 流入人口 | 流出人口 | 夜間人口 | 昼夜間人口比率 (夜間人口=100%) |
|----------|---------|---------|----------|------------------------|
| 246,380人 | 64,374人 | 73,501人 | 255,506人 | 96.4% |

平成22年国勢調査より

3 交通

3-1 道路

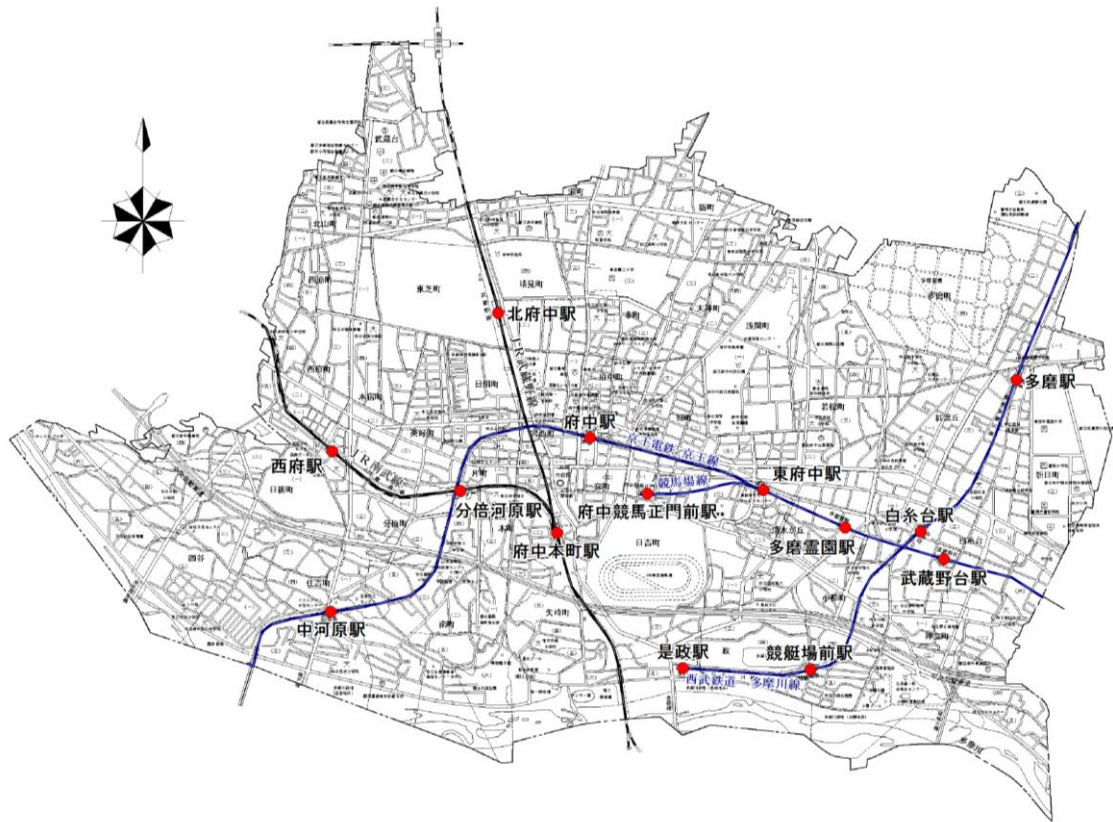
- 東京の区部と立川、八王子等の郊外拠点を、中央自動車道、国道20号、東八道路が東西に結び、南北方向を小金井街道、府中街道、鎌倉街道が結ぶ。

3-2 鉄道

- JR南武線、JR武蔵野線、京王電鉄京王線と競馬場線、西武鉄道多摩川線が市内を通り、東京の区部と郊外拠点（京王線、南武線）、神奈川方面（南武線）、埼玉・千葉方面（武蔵野線）を鉄道各線で結んでいる。
- 市内には京王線をはじめ鉄道駅が多く、駅数は14に上る。

【府中市内の鉄道路線と駅】

| 路線 | 駅名 | |
|-------------|------|---------------------------------|
| 東日本旅客鉄道（JR） | 南武線 | 府中本町駅—分倍河原駅—西府駅 |
| | 武蔵野線 | 北府中駅—府中本町駅 |
| 西武鉄道 | 多摩川線 | 是政駅—競艇場前駅—白糸台駅—多磨駅 |
| 京王電鉄 | 京王線 | 中河原駅—分倍河原駅—府中駅—東府中駅—多磨霊園駅—武蔵野台駅 |
| | 競馬場線 | 府中競馬正門前駅—東府中駅 |



第2節 府中市の被害想定と概要

1 被害想定の見直しの経過

- 東京都防災会議では、都内の区市町村ごとに地震による被害想定を公表している。これまでの「府中市地域防災計画」は、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」の被害想定に基づいた計画である。
- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生などの被害が生じたことから、東京都防災会議では、平成24年4月に、客観的なデータや最新の科学的知見に基づいた被害想定の見直しを行い「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表している。

2 想定する地震と震度

- 「府中市地域防災計画（平成20年修正）」では、多摩直下地震を想定していたが、今回の東京都の修正では、多摩直下地震（被害想定見直し）に加え、東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震による被害想定を行っている。
- この被害想定の見直しにより、府中市で想定される最大震度は震度6弱から震度6強になり、被害の範囲も大きくなっている。

【想定する地震と府中市の最大震度】

| 項目 | 内容 | | | | |
|--------------|--|-------------|----------------------------|---------------|---------------|
| | 従来 (多摩直下地震) | 東京湾北部 地震 | 多摩直下地震 (プレート境界 多摩地震) | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
| 震源 | 東京都多摩地域 | 東京湾北部 | 東京都多摩地域 | 神奈川県西部 | 東京都多摩地域 |
| 規模 | マグニチュード (以下「M」と表 記する。) 6.9 及びM7.3 | M7.3 | | M8.2 | M7.4 |
| 震源の 深さ | 約30km～ 50km | 約20km～35km | | 約0km～ 30km | 約2km～ 20km |
| 府中市の 最大震度 | 6弱 | 6弱 | 6強 | 6弱 | 6強 |

3 被害想定

- 被害は、「東京都地域防災計画」に準じて、次のとおり、地震が朝、昼、夕方の時間帯に発生したことを想定して、3つのパターンを示している。
- 「府中市地域防災計画」は、各想定地震における被害数値のうち、各項目の最大値（「4 想定結果の概要」表中の下線部）を想定し定めるものとする。

【被害想定条件】

| 季節・時刻・風速 | 想定される被害 |
|-----------------------------------|---|
| 冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。 |
| 冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒 | <ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は冬の朝5時と比較して少ない。 |
| 冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。 |

4 想定結果の概要

4-1 最大震度

○ これまで想定していた最大震度は「震度6弱」であったが、新たな被害想定では、府中市の最大震度は「多摩直下地震」及び「立川断層帯地震」の際に「震度6強」と想定されている。これに伴い、死者、負傷者などの人的被害や、建物やライフラインなどの物的被害の想定も大きくなっている。

【府中市で想定される最大震度】

| 種類 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 最大震度 | 6弱 | 6弱 | <u>6強</u> | 6弱 | <u>6強</u> |

【(参考) 震度による人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況 (気象庁)】

| 震度 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|----|---|--|---|
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

4-2 死者・負傷者

○ 立川断層帯地震による死者・負傷者が最大となっている。死亡は揺れによる建物倒壊を原因とするものが多く、負傷は建物火災を原因とするものが多いとされている。

【地震別の死者・負傷者数】

| 種類 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|-----|--------------|-------------|------------|-------------|--------------------|
| 死者 | 72人(*1) | 10人(*2) | 72人(*2) | 33人(*3) | <u>136人</u> (*2) |
| 負傷者 | 1,569人(*1) | 331人(*3) | 1,568人(*3) | 1,109人(*3) | <u>1,894人</u> (*3) |

*1 冬18時・風速15m/sの場合 *2 冬18時・風速8m/sの場合 *3 冬5時・風速8m/sの場合

4-3 建物被害

- 立川断層帯地震による建物倒壊が最大となっている。古い建物が減少し、建物の耐震化が進んでいるが、木造住宅については、非木造住宅と比較して被害を受ける割合が大きい。
- 立川断層帯の想定地震では、他の想定地震に比べて、全壊棟数・焼失棟数が多い。
- 東京湾北部地震では、多磨町付近で全壊棟数が多い。
- 多摩直下地震では、西原町、武蔵台、栄町、新町、小柳町付近で全壊棟数が多い。
- 元禄型関東地震では、北山町、西原町、武蔵台、小柳町付近で全壊棟数が多い。
- 立川断層帯地震では、北山町、武蔵台付近で全壊棟数が多い。
- 焼失棟数は、建築物の難燃化等を理由に減少傾向にあるが、市域内では相対的に、東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震において、北山町、西原町、栄町、新町付近で焼失棟数が多く、多摩直下地震では、北山町、西原町に加え、本宿町、美好町、分梅町、片町付近で多い。

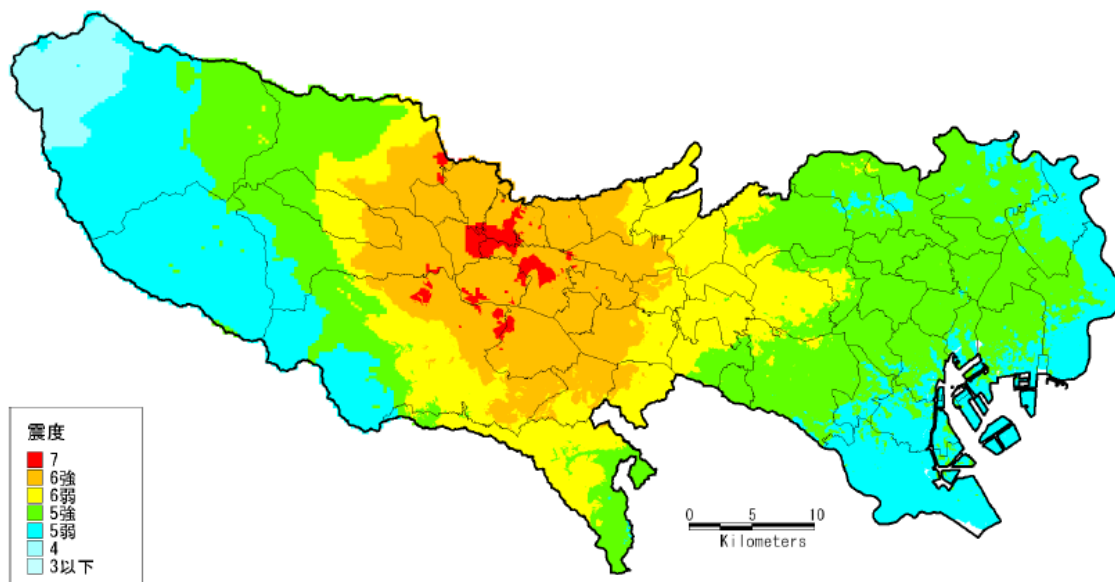
(資料4 「総合出火危険度の高い地域」)

【建物の被害状況】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 | |
|--------------------|--------------|-------------|------------|-------------|---------------|------|
| 全壊棟数 | 549棟 | 88棟 | 1,052棟 | 461棟 | <u>1,559棟</u> | |
| 半壊棟数 | — | 1,288棟 | 4,732棟 | 3,870棟 | <u>4,748棟</u> | |
| 全壊率 | 木造 | 1.1% | 0.1% | 1.9% | 0.9% | 2.9% |
| | 非木造 | 0.3% | 0.1% | 0.8% | 0.3% | 1.3% |
| 半壊率 | 木造 | — | 2.2% | 8.0% | 7.0% | 8.2% |
| | 非木造 | — | 0.7% | 3.1% | 1.5% | 4.1% |
| 出火件数 | 15件 | 3件 | 10件 | 5件 | 18件 | |
| 焼失棟数 (倒壊建物含む) | 11,519棟 | 289棟 | 1,337棟 | 385棟 | <u>3,450棟</u> | |
| 焼失棟数 (倒壊建物含まない) | 6,223棟 | 288棟 | 1,315棟 | 382棟 | <u>3,364棟</u> | |

※ 全壊率・半壊率は揺れによる被害の値 ※ 焼失建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。 ※ 従来が多摩直下地震は、冬18時・風速15m/sの場合、他は冬18時・風速8m/sの場合

【震度分布（立川断層帯地震（M7.4）（破壊開始点が南側の場合））】



「首都直下地震等による東京の被害想定」より

4-4 避難者

- 立川断層帯地震による避難者数が最大となり、6万人を超える避難者が想定されている。
- 避難者のうち、家屋の倒壊等により、一時的に「避難所」での生活を要する者を「避難生活者」といい、これまでより約7千人多い、39,980人と想定されている。

【避難者数】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|--------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 避難者数 | 50,361人 | 16,637人 | 42,452人 | 36,215人 | 61,507人 |
| 避難生活者数 | 32,734人 | 10,814人 | 27,594人 | 23,540人 | 39,980人 |

4-5 帰宅困難者数

- 災害時に府中市に滞留する人数（滞留者数）は21万人、そのうち、近距離に居住する者を除いた人数（徒歩帰宅困難者数）は、6万人以上が想定されている。
- 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、府中駅及び府中本町駅に乗客等が集中し、混乱することが想定される。

【帰宅困難者数】

| 種別 | 従来 | 今回 |
|----------|----------|-----------------|
| 滞留者数 | 164,392人 | <u>212,025人</u> |
| 徒歩帰宅困難者数 | 32,332人 | <u>66,153人</u> |

4-6 水道

○ 水道の断水率は立川断層帯地震で最も大きく45.1%となっている。

【上水道（断水率）】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|-----|--------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 断水率 | 22% | 16.2% | 31.6% | 33.2% | <u>45.1%</u> |

4-7 下水道

○ 下水道の管きよ被害率は、立川断層帯地震で最も大きく21.3%となっている。

【下水道（管きよ被害率）】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|--------|--------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 管きよ被害率 | 30.2% | 17.6% | 19.9% | 18.6% | <u>21.3%</u> |

4-8 電気

○ 立川断層帯地震における停電率が最も高く13.1%と想定されている。

【停電率】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|-----|--------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 停電率 | 30.2% | 1.4% | 7.5% | 3.2% | <u>13.1%</u> |

4-9 ガス

【ガス供給支障率】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|---------|--------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
| ガス供給支障率 | 0.0% | 1.5% | <u>100.0%</u> | 1.5% | 98.5% |

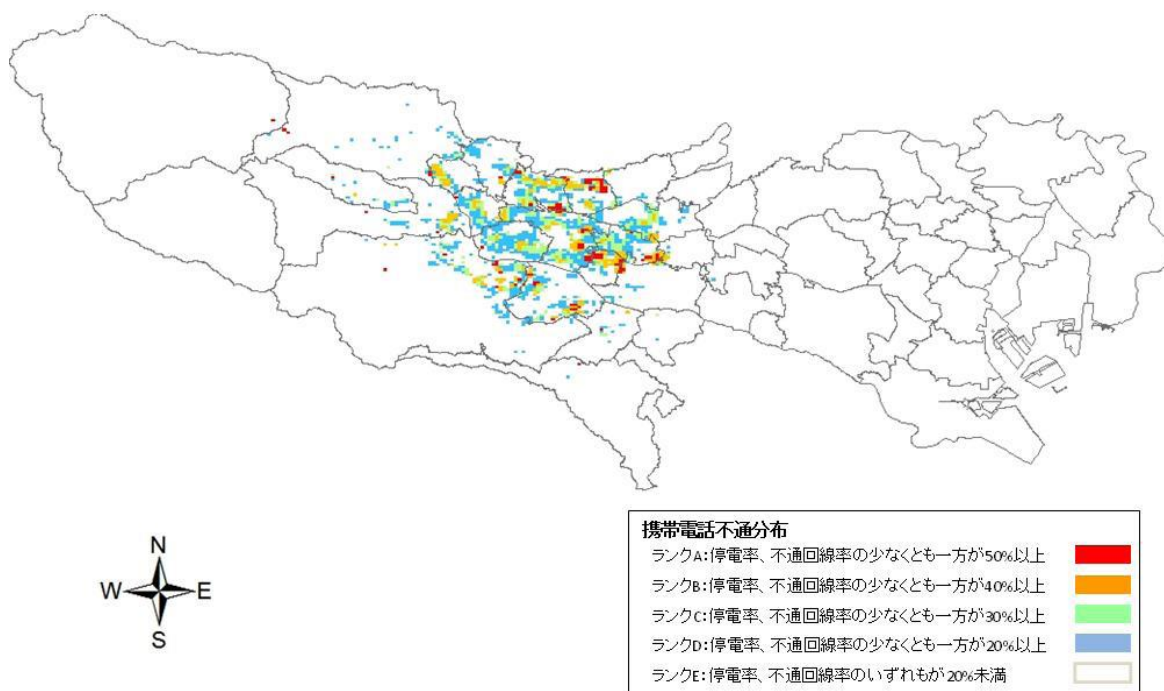
4-10 固定電話・携帯電話

- 固定電話は立川断層帯地震での不通率が最も大きく7.8%となっている。
- 携帯電話は、立川断層帯地震での不通エリアが最も大きく、北山町などの市内一部で不通となることが想定されている。なお、震災直後においては、携帯会社による通話規制等により、一時的に全ての端末において不通になることも想定される。

【固定電話不通率】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|---------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 固定電話不通率 | 8.9% | 0.6% | 3.2% | 0.9% | <u>7.8%</u> |

【携帯電話不通分布（立川断層帯地震 冬18時 風速8m/s）】



「首都直下地震等による東京の被害想定」より

4-11 細街路の閉塞

- 細街路の閉塞とは、道路の幅員が13m未満の道路において、揺れや液状化現象によって道路周辺の家屋等が倒壊することにより通行可能な道路幅員が3m以下となり、当該区間が通行できなくなる状態を言う。
- 府中市内では立川断層帯地震の場合に閉塞されるエリアがもっとも大きくなると想定されており、北山町、西原町、四谷などでの閉塞が想定されている。

4-12 震災廃棄物

○ 震災廃棄物は最も被害の大きい立川断層帯地震で6.1万トン、7.4万m³が想定されている。

【震災廃棄物】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層 地震 |
|----|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 重量 | 3.0万トン | 9万トン | 4.5万トン | 2.5万トン | <u>6.1万トン</u> |
| 体積 | — | 1.2万m ³ | 5.5万m ³ | 3.4万m ³ | <u>7.4万m³</u> |

第4章 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標）

第1節 目標の位置付け

- 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」における府中市の被害想定を踏まえ、人的・物的被害の軽減と市地域の早期復旧・復興のため、減災目標を定め、市民、東京都、防災関係機関、事業者と協力して災害対策を推進する。
- この減災目標は10年以内に達成する。

第2節 減災目標

目標1 被害軽減

- 立川断層帯地震M7.4、冬18時の場合、府中市における死者数は136人と想定され、その内訳は「揺れによる建物倒壊による死者」が64人、「火災延焼による死者」が71人、「急傾斜地崩壊による死者」が1名となっている。
- 避難者は、61,507人と想定され、内訳は「避難生活者」が39,980人、「疎開者」21,528人となっている。
- 建築物の全壊・焼失棟数は、「全壊」1,559棟、「焼失」3,450棟となっている。
- これら被害の半減のため、主に次の対策を推進する。
 - ・ 住宅及び特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化推進
 - ・ 家具類の転倒等防止器具の設置促進
 - ・ 消防水利の拡充
 - ・ 消防団の活動能力向上
 - ・ 市民（自主防災組織）や事業所の防災力（初期消火、救助、応急手当）の向上
 - ・ 地区計画等による市街地の整備
 - ・ 要配慮者に対する支援体制の強化
 - ・ 緊急時の市民への情報伝達手段の拡充
 - ・ 負傷者等の医療・搬送体制の強化
 - ・ 家庭における3日分以上の水・食料等の備蓄推進
 - ・ ライフラインの耐震化推進
 - ・ 優先啓開道路の拡充

目標2 機能確保と安全確保

- ① 中枢機能を支える施設（市庁舎、避難所等）の機能停止の回避
- 発災後の各種対策を推進する拠点となる市庁舎や避難施設等について、その機能を維持するとともに十分発揮できるよう主に次の対策を推進する。
 - ・ 施設の耐震化の推進
 - ・ 事業継続計画の策定
 - ・ バックアップ・代替施設の確保
 - ・ 停電対策
 - ・ 各機関や拠点間の情報連絡体制の整備
 - ・ 優先啓開道路の拡充
- ② 帰宅困難者の安全の確保
- 東日本大震災時には、府中市においても多数の帰宅困難者が発生し、このうち1,440名が市で設置した一時滞在施設を利用した。
 - 東京都を震源とする大規模な地震が発生した場合には、さらに多くの帰宅困難者が発生し、混乱することが想定されることから、帰宅困難者の安全確保のため、主に次の対策を推進する。
 - ・ 市帰宅困難者対策協議会における検討
 - ・ 事業所等における施設内待機のための3日以上の水・食料等の備蓄推進
 - ・ 一時滞在施設の拡充
 - ・ 帰宅困難者への必要な情報の提供と誘導

目標3 都市機能の早期回復

- 東京都地域防災計画で示す、ライフライン機能の回復目標（95%以上）を、本市における各ライフライン事業者によるライフライン回復目標とする。

| | | |
|---|----|-----|
| 電 | 力 | 7日 |
| 通 | 信 | 14日 |
| ガ | ス | 60日 |
| 上 | 水道 | 30日 |
| 下 | 水道 | 30日 |

- 府中市では、所管する下水道施設について、主に次の対策を推進する。
- ・ 下水道管の耐震化
 - ・ 特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化による復旧のための交通網の整備
 - ・ 災害後の整備復旧体制の確立
- 上記のほか、被災者の早期生活再建を支援するため、主に次の対策を推進する。
- ・ 避難所の管理運営体制の確立
 - ・ 避難者のための各種備蓄品の確保
 - ・ 各施設及び管路等の耐震化促進
 - ・ り災証明の早期発行体制の構築
 - ・ 義援金の迅速な配分体制の構築
 - ・ 応急仮設住宅の効率的な供給体制の構築

第 2 部 施策ごとの具体的計画 (災害予防・応急・復旧計画)

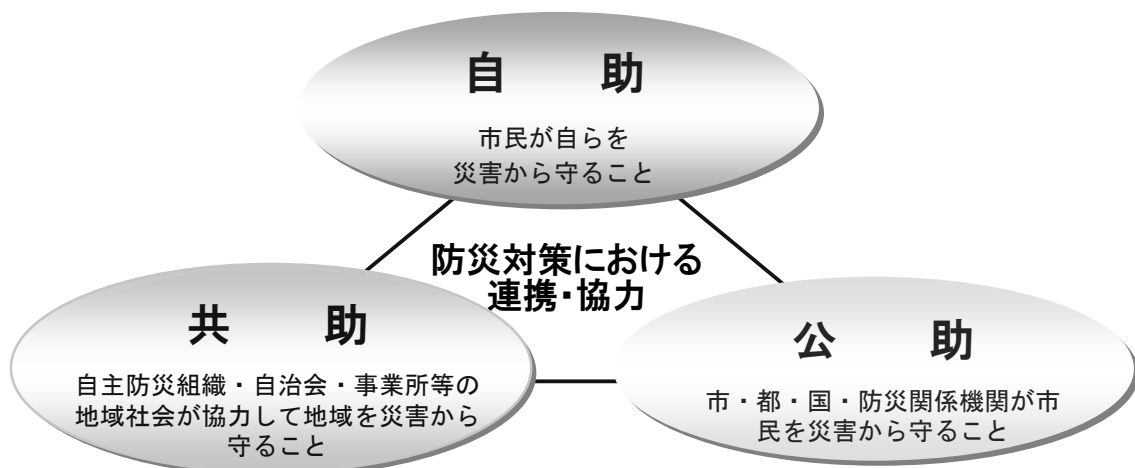
第1章 基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

○ 大規模な災害においては、市・防災関係機関だけでなく、市民、家庭、自主防災組織、自治会、事業所等が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき行動することが求められる。また、東日本大震災、阪神・淡路大震災においても、自身や家族による「自助」と地域の連携による「共助」により、多くの命が救われている。

市では、「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「市・防災関係機関」の3者が連携する「自助・共助・公助」を基本理念とし、「市民」が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していく。



2 基本的責務

2-1 市の責務

- 市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 市は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2-2 市民の責務

- 市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ② 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - ③ 出火の防止
 - ④ 初期消火に必要な用具の準備
 - ⑤ 飲料水及び食糧の確保
 - ⑥ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - ⑦ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

2-3 事業者の責務

- 事業者は、市、その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下、「周辺住民」という。)並びに管理する施設及び設備について、安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、「東京都帰宅困難者対策条例」(平成24年東京都条例第17号 平成25年4月施行)に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び市が作成する「地域防災計画」を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

第2節 各主体の役割

1 市と市民の役割

| 名称 | 内 容 |
|----|---|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事項 2 防災に係る組織及び施設に関する事項 3 災害情報の収集及び伝達に関する事項 4 緊急輸送の確保に関する事項 5 避難の勧告等及び誘導に関する事項 6 消防及び水防に関する事項 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事項 8 帰宅困難者の支援に関する事項 9 救助物資の備蓄及び調達に関する事項 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事項 11 ボランティアの支援に関する事項 12 公共施設の応急復旧に関する事項 13 災害復興に関する事項 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事項 15 自主防災組織の育成に関する事項 16 事業所防災に関する事項 17 防災教育及び防災訓練に関する事項 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事項 |
| 市民 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民は、自らの生命、身体、財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行うとともに、地域では自主防災組織に参加する。 2 防災訓練などを実施して、災害に備えるとともに、災害時には、初期消火、避難路の確保、家族や救護が必要な人の安全確保、救出、救護などを行う。 3 いざというときに地域住民同士で助け合えるよう、自治会に加入し、その活動に積極的に参加するなど地域のコミュニケーションを密にする。 |

2 都の役割

| 名 称 | 内 容 |
|----------------------------|--|
| 警視庁 第八方面本部 府中警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事項 2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事項 3 行方不明者の調査に関する事項 4 遺体の調査等及び検視に関する事項 5 交通規制に関する事項 6 公共の安全と秩序の維持に関する事項 |
| 東京消防庁 第八消防方面本部 府中消防署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水災・火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関する事項 2 救急及び救助に関する事項 3 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事項 4 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事項 5 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事項 |
| 東京都北多摩南部 建設事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事項 2 道路及び橋りょうの保全に関する事項 3 水防に関する事項 4 河川及び道路等における障害物の除去に関する事項 |
| 東京都 多摩府中保健所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域保健医療全般の情報センターに関する事項 2 防疫その他保健衛生に関する事項 |
| 東京都西部公園 緑地事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公園の保全及び震災時の利用に関する事項 |
| 東京都下水道局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道本部所管施設の災害応急対策及び災害復旧工事に関する事項 2 下水道施設の被害調査及び復旧作業の技術支援・広域調整に関する事項 3 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する事項 |
| 東京都水道局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事項 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事項 |

3 指定公共機関の役割

○ 指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、府中市地域内においては、以下の機関が該当している。

| 名 称 | 内 容 |
|------------------------------|--|
| 東日本旅客鉄道(株) | 1 鉄道施設等の安全保安に関する事項 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事項 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事項 |
| (株) N T T 東日本 — 東 京 | 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事項 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事項 |
| 東 京 電 力 (株) 武 蔵 野 支 社 | 1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事項 2 電力需給に関する事項 3 大規模停電時の広報に関する事項 |
| 東 京 ガ ス (株) | 1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事項 2 ガスの供給に関する事項 |
| 日 本 郵 便 (株) 武 蔵 府 中 郵 便 局 | 1 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関する事項 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関する事項 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 3 災害時における緊急連絡用車両の提供に関する事項 4 被災した市民の避難先及び被災状況の情報提供に関する事項 |

4 指定地方公共機関の役割

- 指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人のうち、都知事が指定、告示する機関であり、府中市地域内においては、以下の機関が該当している。

| 名 称 | 内 容 |
|---------|---|
| 京王電鉄(株) | 1 鉄道施設等の安全保安に関する事項 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事項 |
| 西武鉄道(株) | 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事項 |

5 協力機関の役割

- 市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

| 名 称 | 内 容 |
|-------------------|-----------------------------------|
| 国土交通省 関東地方整備局 | 災害時の情報交換に関する協定 |
| 東京都 26市・3町・1村 | 震災時等の相互応援に関する協定 |
| 国分寺市 | 災害時の避難場所相互利用に関する協定 |
| 長野県南佐久郡佐久穂町 | 災害時における姉妹都市相互応援協定 |
| 競艇事業施行自治体17市 | 大規模災害時の相互応援に関する協定 |
| 甲州街道サミット 参加12市 | 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定 |
| 府中警察署 | 府中市防災行政無線局設置等に関する覚書 |
| 東京消防庁 | 東京消防庁府中消防署・府中市中央防災センターの維持管理に関する協定 |

| 名 称 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 府中消防署 | 1 非常通信の運用に関する協定 2 府中市消防団緊急連絡システムの設置及び運用に関する協定 3 消防水利の設置等に関する協定 4 東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取扱いに関する協定 5 府中市と東京消防庁府中消防署間における全国瞬時警報システム（J-A l e r t）により配信される情報等の取扱いに関する覚書 |
| 府中市医師会 | 災害時の医療救護活動についての協定 |
| 府中市歯科医師会 | 災害時の歯科医療救護活動についての協定 |
| 東京都柔道整復師会武蔵野支部 | 災害時における東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定 |
| 府中市薬剤師会 | 災害時における救護活動に関する協定 |
| 府中市建設業協会 | 災害時における応急対策業務に関する協定 |
| 日本赤十字社 東京都支部 | 府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）資材保管庫の使用に関する覚書 |
| 府中市社会福祉協議会 | 災害時におけるボランティア活動に関する協定 |
| 東京都石油業組合府中支部 | 災害時における燃料等の優先供給に関する協定 |
| 府中市プロパン ガス商工組合 | 災害時における応急炊き出し活動等応急対策業務の協力に関する協定 |
| (社)東京都トラック協会 多摩支部 | 災害時における緊急輸送業務に関する協定 |
| 府中市管工事協会 | 災害時における応急給水及び上・下水道応急復旧に関する協定 |
| 市内事業所等 | 災害時における飲料水の供給協力に関する協定 |
| 市内公衆浴場 | 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定 |
| 株式会社伊藤園 | 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定 |
| 府中市農業生産者団体 | 災害時における農作物の優先供給に関する協定 |
| 社団法人府中市シルバー 人材センター | 災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定 |
| NPO 法人コメリ災害対 策センター | 災害時における物資供給に関する協定 |

| 名 称 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 東京都麺類共同組合府中支部 | 災害時における麺類等の供給協力に関する協定 |
| 株式会社八洋 | 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定 |
| 府中市酒販組合 | 災害時における物資の供給協力に関する協定 |
| 特定非営利活動法人府中電設業協会 | 災害時における応急対策業務に関する協定 |
| 株式会社 ジェイコム東京 | 災害時における放送等に関する協定 |
| 放送事業者 | 放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申合せ |
| 東京多摩青果株式会社 | 災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定 |
| 府中消友会 | 災害時における地域応急活動に関する協定 |
| 学校法人明星学苑 | 災害時における一時集合場所の提供に関する協定 |
| 東京都理容生活衛生同業組合府中支部 | 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定 |
| 市内老人福祉施設 | 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 |
| 府中廃棄物処理事業協同組合 | 地震、風水害等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定 |
| 社団法人日本心臓血圧研究振興会 | 防災倉庫に関する覚書 |
| 東京多摩葬祭業協同組合 | 災害時における葬祭用品等の供給に関する協定 |
| 公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部 | 災害時の動物救護活動についての協定 |

第2章 市民と地域の防災力向上

第1節 本章の概要

現状・背景

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における「自助」「共助」の重要性が明らかになっている。

その充実を図るため、住民に最も近い基礎的自治体である市が、市内の住民や自主防災組織が行う自発的な防災活動を、一層促進することが求められている。

対策の方針

市は、この環境を整備するために、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、自主防災組織を育成し、市民が防災対策を率先して行う環境づくりに努めるとともに、府中市消防団の活動体制を整備し、行政機関と地域をつなぐ防災リーダーとしての活動を支援する。

また、ボランティアの受入れ体制を整備することで、不足することが想定されるマンパワーについて、広域的な支援体制を確保する。

目標とする到達点

「自助」「共助」の担い手である市民、家庭、事業所による、平常時からの備蓄品の整備、地域防災訓練への参加をはじめ、地震発災直後における初期消火、救助・救出活動、避難場所への避難行動など、不断の備えを常態化する。

そして「公助」を担う行政や防災関係機関との連携強化を図ることで、各主体が自発的に防災活動に取り組み、市民と地域の防災力の向上を推進していく。

第2節 具体的な取組

| 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|--|---------|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の 行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 自助による市民の防災力の向上(P35) ○ 自主防災組織の強化(P39) ○ 府中市消防団の活動体制の充実(P40) ○ 事業所防災体制の強化(P43) ○ 市民・行政・事業所等の連携(P46) ○ ボランティア等の連携・協働(P50) <ul style="list-style-type: none"> ● 自助による応急対策の実施(P53) ● 地域による応急対策の実施(P55) ● ボランティアとの連携(P56) | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|------------------|-----------------------|
| 1 自助による市民の防災力の向上 | 市、事業所、市民 |
| 2 自主防災組織の強化 | 市、自主防災組織 |
| 3 府中市消防団の活動体制の充実 | 市、府中市消防団 |
| 4 事業所防災体制の強化 | 市、府中消防署、事業所 |
| 5 市民・行政・事業所等の連携 | 市、府中消防署、防災関係機関、事業所、市民 |
| 6 ボランティア等の連携・協働 | 市、都、ボランティア、警視庁、東京消防庁 |

1 自助による市民の防災力の向上

- 全ての市民、事業所等が自らの生命は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守ることを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、地域住民及びボランティア団体等との連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

1-1 市民、事業所等の役割

- 市民、事業所等は、自らの生命は自らが守るという観点にたち、次の措置を取ることが必要である。
- ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ② 日頃からの出火防止のための対策
 - ③ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
 - ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
 - ⑤ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
 - ⑥ 飲料水(1日一人30目安)、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持出用品や簡易トイレの準備
 - ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
 - ⑧ 市、府中警察署及び府中消防署が行う防火防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - ⑨ 自治会等の自主防災組織が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
 - ⑩ 避難行動要支援者情報の、自主防災組織、府中消防署、府中警察署等への事前情報提供
 - ⑪ 発災時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
 - ⑫ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1-2 防災意識の啓発

(1) 防災広報の充実

- 防災活動に成果を上げるためには、市民の防災に対する関心、意識を高め、その理解と協力を得ることが不可欠である。そのため市及び関係機関、事業所等は、防災に係る広報活動を内外に対して行うことが必要である。
- 防災まちづくりに関するデータベースを整備し、プライバシーの保護等に配慮しながら、提供できる情報についてはインターネット等を活用して積極的に公開する。

(2) 市が行う広報内容

- 市及び関係機関の職員はもとより、平素から市民、事業所等を対象にパンフレットの配布、防災知識講座の開催、報道機関への情報提供等震災に関する知識の普及に努める。
- 普及に当たっては学校教育や社会教育、市報その他の広報媒体を活用するとともに、自主防災組織や文化センターをはじめとする、地域での取組や防災訓練を兼ねたイベントを活用する等、より身近な実践的知識の普及に努める。

1-3 防災教育の充実

(1) 市民等に対する防災教育の充実

- 児童生徒や防災活動に携わる市民・事業者を対象に、学校教育の場や防災知識講座等において発達段階に応じた総合的な防災教育を実施し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努める。

(2) 市職員に対する防災教育の充実

- 震災時における適切な判断力を養い、災害対策活動の円滑な実施を期するため、災害時の行動を規定したマニュアル（「府中市災害対策本部マニュアル」、「府中市事業継続計画（BCP）地震編」等）を整備し、災害発生シナリオを用いた災害図上訓練、全職員を対象とした普通救命講習の継続的な実施や各種訓練等、様々な機会を通じて職員の防災教育を推進する。



上級救命講習を受ける市職員

1-4 防災訓練の充実

- 震災時に十分な防災活動を期するためには、平常時における防火防災訓練が極めて重要である。そのため市は、総合防災訓練や地域防災訓練等の機会を捉え、各防災関係機関や市域内の企業・事業所、市民及び自主防災組織、学校等との、災害時を想定した連携強化に努める。
- 訓練を実施する際は、訓練参加者の判断力・行動力・決断力等を養う図上訓練をはじめ、広域応援を想定した訓練、医療機関等と連携した医療救護所運営訓練、避難所管理運営訓練、自主防災組織を対象とした訓練等、多様な課題に適応できるよう訓練の拡充を図る。

(1) 総合防災訓練

- 市は、「災害対策基本法」第48条の規定に基づき、災害の発生又は拡大を未然に防止するため、災害予防の観点から総合防災訓練を実施する。
- 府中市防災会議において「府中市総合防災訓練実施要領」を定め、この要領に従い実施する。
- 訓練には、市、防災関係機関及び市民が参加し、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、市民の実践的な訓練の充実を図ることにより、防災意識の高揚、防災力の向上を図る。

(2) 地域防災訓練

- 「自らの生命は自らが守る」という基本理念の下、自治会及び自主防災組織等は、主体的に防災訓練を実施する。（避難行動や初期消火の訓練、炊き出し等）
- 地域特性を意識した避難路の選定等、実際に起き得る災害を想像した実践的な訓練となるよう努める。
- 防災訓練は、防災技術や防災に係る正しい知識の習得はもとより、地域連携力向上の場としての活用が求められる。

(3) 地域防災スクール事業

- 市は、小中学校の生徒、児童を対象に総合学習や特別活動などの時間を活用し、消防署の職員、消防団員等を指導者として、防災講座や防災訓練などの地域防災スクールを開催する。この地域防災スクールを推進することで、市民の防災活動や消防についての理解促進を図るとともに、将来の地域防災を担う人材を育成する。

(4) 職員初動対応訓練

- 市は、勤務時間中及び休日・夜間等の勤務時間帯以外に災害が発生した場合に、それぞれ災害が発生した場合を想定し、市職員の初動体制の確保を目的とした各種訓練を実施する。
- 市は、職員による自衛消防隊を組織し、災害時における庁舎の初期消火及び避難誘導等、適切な防災活動を行うことができるよう訓練を行う。



市の自衛消防隊による訓練状況

(5) 定期通信訓練

- 市は、発災時に備え、関係職員及び防災関係機関が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、通信の確保、通信機操作等の訓練を定期的実施する。

1-5 外国人支援対策

- 市及び関係機関は、在住外国人に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。
- 外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等を通じて防災知識の普及を図る。
- 国際交流サロンでの交流を通じ、災害時における外国人ニーズの把握に努める。
- 防災に係る掲示物等の外国語表記を推進する。

2 自主防災組織の強化

- 広域にわたり甚大な被害をもたらす震災に対しては、行政の対応に合わせ、市民、事業所等がそれぞれの責務を果たし、相互の協力の下に一体となって災害対策活動に取り組み、被害の軽減に努めなくてはならない。このため市及び防災関係機関は、平時より、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行い、市民、事業所等が自発的に防災対策を推進し得る環境を作ることで、自主防災組織の育成と市民の防災意識高揚を図っていくものとする。

2-1 自主防災組織等の役割

- 自主防災組織の役割は、次のとおりである。
 - ① 行政との連携・協力体制の整備
 - ② 防災に関する知識の普及や防火対策の推進
 - ③ 初期消火、救出・救助・応急救護、避難等各種訓練の実施
 - ④ 消火・救助・炊出資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
 - ⑤ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
 - ⑥ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備

2-2 自主防災組織の充実

(1) 自主防災組織の結成促進

- 「府中市自主防災組織育成要綱」を制定し、自主防災組織の結成促進及び支援・育成に当たる。
- 市は、防災意識の普及及び高揚を図るため、自主防災組織及び自治会等の実施する地域防災訓練等に協力する。
- 市は、自主防災組織のリーダーを育成するため、各種研修の実施を検討する。
(資料8 「府中市自主防災組織育成要綱」)
(資料9 「自主防災組織の結成及び活動環境の整備」)

(2) 自主防災組織の活動環境・訓練用資器材の整備等

- 自主防災組織は、地域特性に応じて、必要な活動用資器材の整備を進める。
- 市は、自主防災組織の活動環境向上に努める。

(3) 自主防災組織の活性化

- 市は、府中警察署及び府中消防署と連携し、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験等の実践的な訓練を実施し、自主防災組織の活性化に努める。

3 府中市消防団の活動体制の充実

3-1 消防団とは

- 消防団は、常備の消防組織である消防署と異なり、非常備の消防組織で、一般市民として本業に就いている消防団員で構成されている。
- 消防団員は、火災や災害などが発生した場合は招集がかかり、消防署と連携して消防活動を実施する。また、平常時には消火活動や災害救助等に必要な訓練を行うとともに、防災関係の広報活動なども行っている。消防団員は地域を知るとともに訓練を充分積んでいることから、地域の防災リーダーとしての役割を担っている。

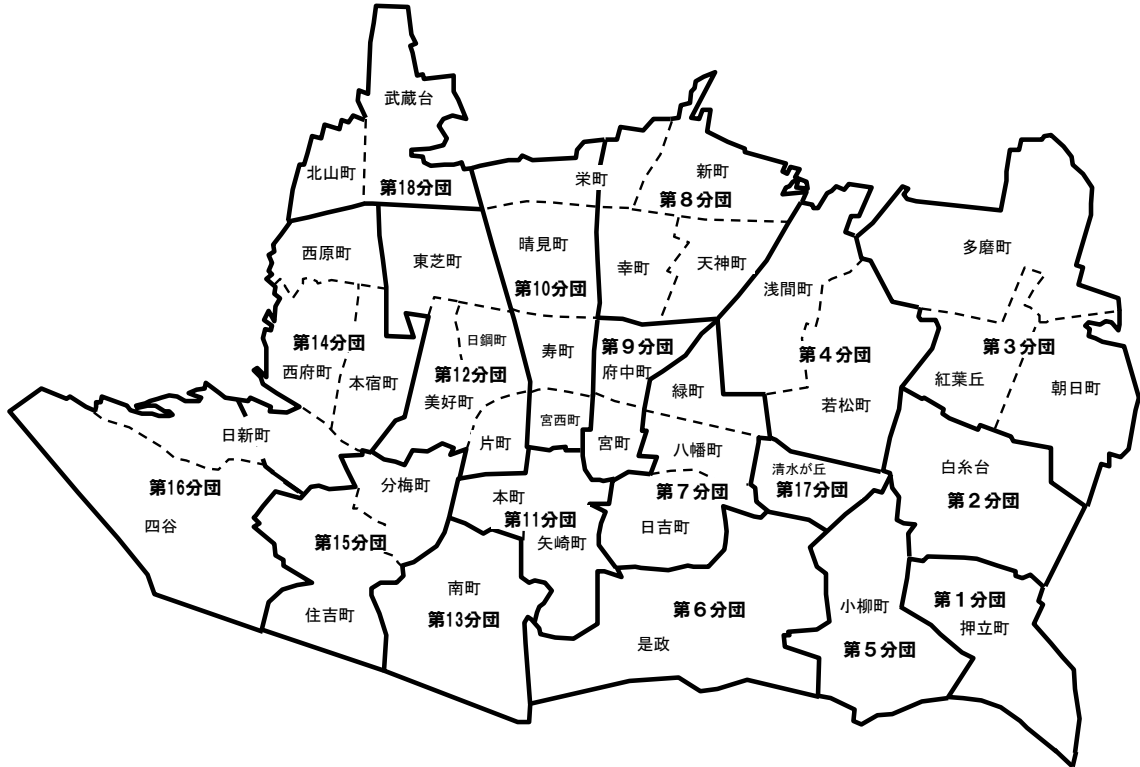


子どもたちを対象とした消防団の防災教育活動

3-2 府中市消防団の組織

- 府中市消防団は、団長1名・副団長6名からなる「消防団本部」と、市内全域を分けた18個の「分団」で構成されており、総定員数420名で活動している。消防団本部に指揮車1台、活動車1台、作業用車両1台、各分団に消防ポンプ車を1台ずつ保有しているほか、東西1台ずつ計2台の照明電源車を備えており、夜間の消防活動に対しても万全の体制を整えている。

【府中市消防団の分団区域図】



3-3 府中市消防団の役割

- 府中市消防団は、常備消防や行政機関と自主防災組織、地域住民との間をつなぐ存在であり、「公助」を担う消防機関であるとともに、地域における「共助」活動の中心的存在でもある。

3-4 詳細な取組内容

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）の趣旨に則り、市は消防団の充実強化を図る。

【入団促進】

- 市及び府中市消防団は、消防団の存在と活動を知ってもらうための広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

【活動環境の整備】

- 市は、震災時の火災対応や救助活動等、消防団活動の拠点となる防災センターを整備する。
- 市は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備等、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。
- 市は、消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布する等、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。

【予防対策】3 府中市消防団の活動体制の充実

【活動能力の向上】

- 市及び府中市消防団は、各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 市は、応急手当普及員（※）を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。また新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 市は、消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

※ 応急手当普及員

応急手当普及員は、消防機関による応急処置技能の普及を支援し救命講習を教授する人員。



消防団に配備されている照明電源車



府中消防署と府中市消防団の合同訓練

【地域と消防団】

- 市は、地域防災訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域の防災力の向上を図る。

（資料10 「分団別応急資機材保管状況」）

4 事業所防災体制の強化

4-1 事業所等による自助・共助の強化

- 事業所等は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ① 社屋内外の安全化、「事業所防災計画」や「災害時用マニュアル」の整備等事業活動の継続対策
 - ② 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備。また、「東京都帰宅困難者対策実施計画」に準じ、帰宅困難者受入れのため10%程度増やした備蓄に努める。
 - ③ 重要業務継続のための「事業継続計画（BCP）」の策定
 - ④ 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策
 - ⑤ むさし府中商工会議所、東京商工会議所、東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
 - ⑥ 外出者と事業者が取るべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守

(1) 事業所防災計画の作成届出推進

- 府中消防署は、「都震災対策条例」第10条に基づき、全ての事業所に「事業所防災計画」の作成を指示するとともに、同条例に基づく対象物については届出を行うよう指導徹底を図る。
- 府中消防署は、デパート、スーパーマーケット、病院、工場等で多数の人が出入り又は勤務する事業所については、消防計画に大規模地震対策を含めて作成するよう、指導を徹底する。
- 危険物施設及び高圧ガス等関係事業所に対しては、当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。前述した内容を除く事業所については、事業所防災計画の作成指導に努める。

(2) 事業所等の防災組織設置の促進

- 事業所等は、事業活動における社会的責任を自覚し、被害拡大の防止並びに来所する顧客や従業員及び事業所周辺の住民の安全の確保に努めるものとする。そのため、自衛消防組織を結成するとともに、その活動力を強化する。
- 各事業所は自主的に自衛消防組織の行動力の強化を図るほか、府中消防署は、「消防法令」に基づく各事業所等に対し、研究会、講習会、訓練等を行い、自衛消防組織の育成強化に努める。
- 事業所等は、周辺地域の自主防災組織と密接な連携を取り、地域の安全に積極的に寄与するように努める。また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。
- 自衛消防組織の具体的な活動内容は、おおむね次のとおりとし、災害時における行動マニュアルをあらかじめ作成しておく。
 - ① 防災訓練の実施
 - ② 従業員の防災教育
 - ③ 情報の収集と伝達方法の確立
 - ④ 火災その他の災害予防対策
 - ⑤ 避難対策
 - ⑥ 応急救護対策
 - ⑦ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資器材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）
 - ⑧ 帰宅困難者対策の確立

4-2 各事業所の取組内容

- 各事業所は、自衛消防組織が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

【事業所ごとの取組内容】

| | 取組内容 | 根拠法令 |
|-----------------------------|--|---------------------|
| 「防火管理者」の選任を要する事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「消防計画」に基づく自衛消防組織の編成、自衛消防訓練の実施等が規定されている。 ○ 府中消防署は、これらの規定に基づき編成された自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。 | 「消防法」 第8条、第8条の2等 |
| 「自衛消防組織」の設置義務のある事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。 ○ 府中消防署は、この規定に基づき設置された自衛消防組織が、発災時に効果的な対応ができるよう、組織行動力の育成を推進する。 | 「消防法」 第8条の2の5 |
| 「防災管理者」の選任を要する事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「防災に関する消防計画」に基づき自衛消防組織の編成、避難訓練の実施等が規定されている。 ○ 府中消防署は、この規定に基づき設置された自衛消防組織が発災時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 | 「消防法」 第36条 |
| 「自衛消防活動中核要員」の配置義務のある事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホテル、旅館、百貨店等一定規模以上の事業所には、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。 ○ 震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。 ○ このことから、府中消防署は自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進するとともに、応急手当奨励制度を活用した救命講習の受講を推進する。 ○ 対象の事業所は、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急 手当用具等を条例規則に基づき配置する。 | 「火災予防条例」 第55条の5 |
| 「防火管理者」及び「防災管理者」の選任を要しない事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛消防活動を効果的に行うため、自衛消防組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。 ○ このことから、府中消防署は、自衛消防組織の訓練等の指導を推進する。 | 「火災予防条例」 第55条の4 |

5 市民・行政・事業所等の連携

5-1 相互に連携した地域づくり

- 従来の行政、市民、事業所、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成し、災害に強い地域を構築することが重要である。
- 相互に協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - ・ 自主防災組織の連絡調整機能を充実し、地域防災力を強化する。
 - ・ 府中市企業防災協議会(※)と自主防災組織との連携を進める。
 - ・ 行政、事業所、商店街等の協働により、駅周辺混乱防止対策を進める。
 - ・ 近隣周辺自治体との相互支援体制の強化を図る。

※ 府中市企業防災協議会

府中市内の事業所・団体で構成し、防災に関する情報の共有と対策について相互協力を図ることを目的として、平成24年3月11日に設立された。

- 府中消防署は、応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。
- 市及び防災関係機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

5-2 地域における防災連携体制の確立

- 市及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

(1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

- 自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための連絡会議の設置や府中市企業防災協議会における情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。
(資料11 【府中消友会】「災害時における地域応急活動に関する協定書」)

(2) 地域コミュニティの活性化

- 自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等、地域防災体制の強化を図る。

(3) 地域防災訓練の充実

- 地域の防災連携体制を確立するため、防災関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった地域防災訓練の充実を図る。

(4) 地区防災計画制度の活用

- 地域住民が提案する地区防災計画を府中市地域防災計画に定め、共助の強化による地域の防災力向上を図る。

※ 地区防災計画

地域住民等が共同して行う防災訓練、地域住民等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地域住民等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画をいう。

地域住民等が共同して、府中市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

5-3 避難行動要支援者における連携体制の確立

- 内閣府及び消防庁が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、現在、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき整備している「避難行動要支援者対策事業」について、精査を進める。
- 「避難行動要支援者対策事業」を実施するに当たり用いる用語を、次のとおり整理する。

【避難行動要支援者対策事業に係る用語の整理】

| | 用語 | 定義 |
|--------|----------|--|
| 支援を受ける | 要配慮者 | 要介護高齢者や障害者等、一般的に災害時において配慮を要するとされる者をいう。 |
| | 避難行動要支援者 | 「避難行動要支援者名簿」に掲載された者をいう。 |
| 支援をする | 避難支援等関係者 | 「避難行動要支援者名簿」の提供を受ける機関及び機関に属する者をいう。 |

- 「避難行動要支援者対策事業」の概要については次のとおりであるが、「災害対策基本法」の規定等を踏まえ、適切な見直しを検討し、より多くの市民を救うことができる体制となるよう努める。

(1) 避難支援等関係者となる者

○ 次の関係機関等を指定する。

- ・ 自治会
- ・ 自主防災組織
- ・ 民生委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 府中市消防団
- ・ 府中消防署
- ・ 府中警察署
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 地域生活支援センター

(2) 避難行動要支援者名簿に登録する者の範囲

○ 要配慮者で、かつ(1)で示す自治会などへ個人情報を提供することに同意し、次のいずれかに該当する市民(以下「名簿登録者」という。)に登録する。

- ・ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ・ 介護認定で要介護3～5の市民
- ・ 身体障害者手帳1～3級の肢体不自由、1・2級の視覚障害のある市民
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～3度をお持ちの市民のみで構成される世帯
- ・ 高齢者や障害のある市民で、日中は家族が不在で1人になるなど、上記と同様の状況にあると認められる者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

○ 個人情報

氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、対象要件、加入自治会名

○ 入手方法

「府中市災害時要援護者名簿登録届(兼)救急災害医療情報キット申込書」に基づき、市が「避難行動要支援者名簿」を作成する。

【自治会に加入している市民の名簿】

- ・ それぞれの加入自治会に提供され、自治会と名簿登録者本人が相談して、支援者又はグループを決定する。

【自治会未加入の市民の名簿】

- ・ 民生委員に提供され、民生委員と名簿登録者本人が相談して、支援者又はグループを決定する。

(4) 名簿の更新に関する事項

- 名簿の更新は、原則、1年に1回、毎年12月に実施する。

(5) 名簿情報の保護

- 情報の提供に当たり、個人情報の保護と拡散防止のため、市と提供先との間で個人情報の保護に係る協定を締結する。
- 名簿の管理・保管は、(1)で示す自治会などの中で限られた者で行い、個人情報の拡散防止に努める。
- 名簿の複製は禁止とする。

(6) 支援者の責任・安全確保等

- 災害により、支援者自身に不測の事態が生じる場合があるため、あくまで本支援は善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはないものとする。
- 支援者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとする。

(7) 救急災害医療情報キット

- 名簿登録者に「救急災害医療情報キット」を配付する。なお、名簿登録をしない市民でも、「避難行動要支援者名簿」の登録要件を満たす市民に対しては希望によりキットを配付する。
- 名簿登録者は、医療情報や緊急連絡先などを記載した「救急医療情報提供書」をキットに入れて自宅に保管する。
- 災害発生時には、避難支援等関係者が名簿登録者の安否を確認し、キットを持って避難場所に避難する。
- キットは、災害発生時だけでなく救急時にも活用可能とする。



救急災害医療情報キット

(8) 社会福祉施設等の安全対策

- 施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。
- 各施設の自衛消防訓練等の機会を捉え、使用実態に沿った適切な避難行動が習得できる訓練内容の充実指導を図る。

6 ボランティア等の連携・協働

6-1 一般ボランティア

- 災害時には、府中市内外より多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。市と市社会福祉協議会との協定により、ボランティアの受入れは、原則として市社会福祉協議会が行い、府中市災害ボランティアセンターで市からのボランティアの派遣要請に対応する。
- 市が市社会福祉協議会に要請するボランティア活動対象は次のとおりである。
 - ① 市が行う救助、救急活動の実施及び協力
 - ② 避難者の誘導、避難所内の世話と業務の協力
 - ③ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力
 - ④ 被害状況調査等災害対策業務全般についての協力
- 市は、平常時から、市内の市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築することで、災害時における協力体制を強化する。
- ボランティアの受入れや派遣体制は、あらかじめ市と協議し整備を行い、発災時に備える。また、他県、他市等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて、都や被災地外の市及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。
- 都は、府中市災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施する。

(資料12 【府中市社会福祉協議会】「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」)

6-2 登録ボランティア

(1) 東京都防災ボランティア等

- 都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。
- 災害時にこれらの資格や経験を有する都の登録ボランティアの派遣を要請し、効果的な活動ができるようにする。

【東京都防災ボランティア】

- ・ 防災（語学）ボランティア
- ・ 応急危険度判定員
- ・ 被災宅地危険度判定士
- ・ 建設防災ボランティア

(2) 交通規制支援ボランティア

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する交通規制支援ボランティアについて、平成8年8月から運用を開始している。交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア

- 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして災害時支援ボランティアの募集、育成を開始した。平成18年1月に「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定して、災害時支援ボランティアの活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大し、災害対応の強化を図っている。なお、府中消防署管内の登録者を府中消防ボランティアという。
- 府中消防ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。また、災害時支援ボランティア用救助資器材を活用した訓練を行い、震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。

(4) 赤十字ボランティア

- 日本赤十字社東京都支部では、災害時に活動する防災ボランティアの登録・研修を行っている。平常時から救護訓練・研修などに参加して災害救護活動のノウハウを習得し、災害時には日本赤十字社が行う活動（ボランティアセンターの運営、情報収集、炊き出し、安否調査、救援物資の輸送・配付、避難所の支援など）に参加する。

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|----------------|---------------------|
| 1 自助による応急対策の実施 | 市、都、関係機関、観光関連事業者、市民 |
| 2 地域による応急対策の実施 | 府中市消防団、自主防災組織、事業所 |
| 3 ボランティアとの連携 | 市、都、府中警察署、府中消防署 |

1 自助による応急対策の実施

1-1 市民自身による応急対策

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に火の始末を行う。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品の備蓄を活用する。備蓄量は、おおむね3日分以上を準備する。

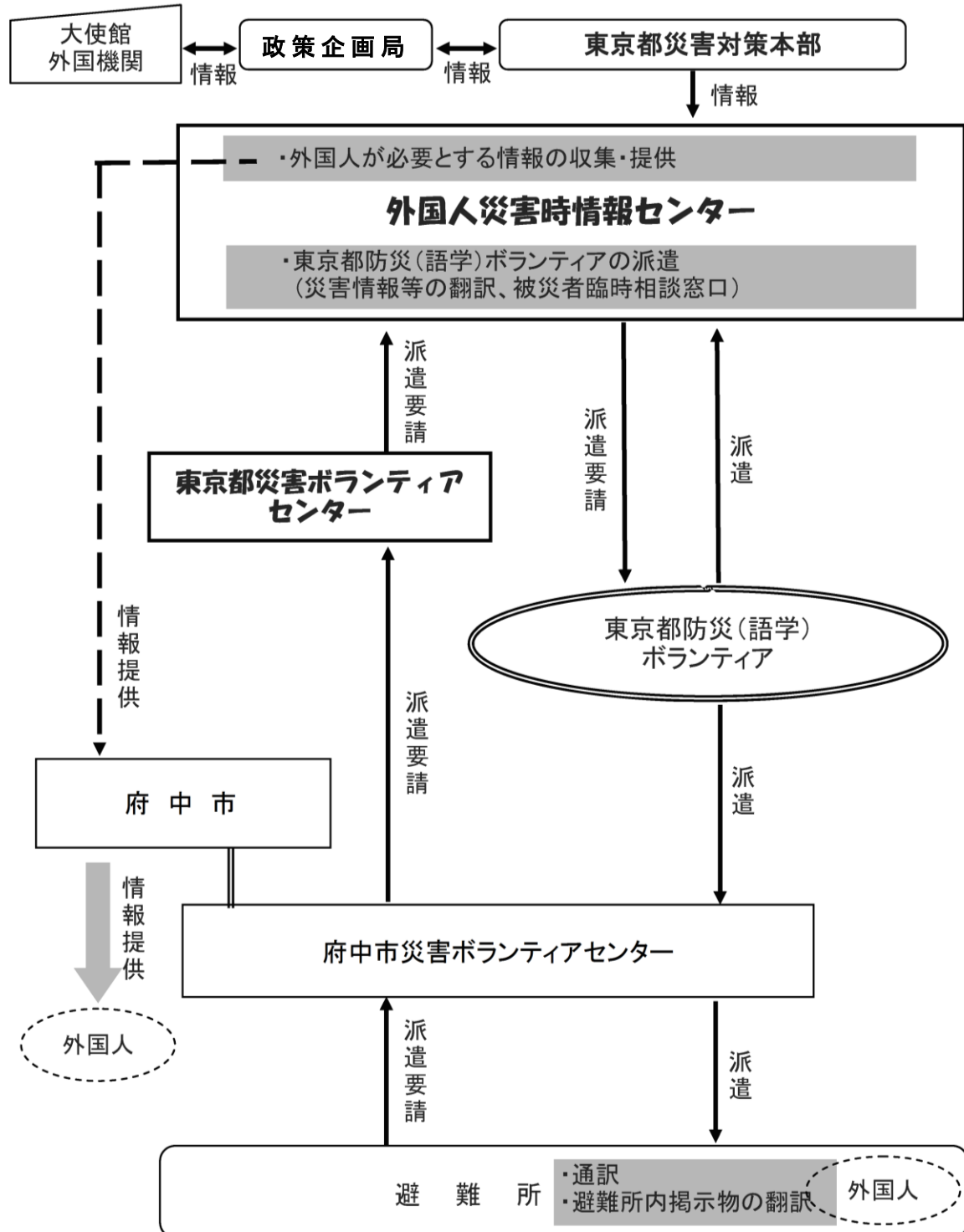
1-2 外国人の情報収集等に係る支援

- 市及び関係機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。
- 外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人が必要とする情報の収集・提供 ・ 市等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応 ○ 大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡 ○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 |
| 観光関連事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人旅行者の案内、誘導、情報提供 |

【手順】



2 地域による応急対策の実施

- 府中市消防団及び自主防災組織、事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

2-1 自主防災組織

- 自主防災組織は、次の事項を実施する。
 - ① 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
 - ② 安否や被害についての情報収集
 - ③ 初期消火活動
 - ・ 火災が発生した場合は、自主防災組織が消火器、スタンドパイプ及び可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。
 - ・ なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。
 - ④ 救出救護活動
 - ・ 地域の防災倉庫、最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用し、救出救護活動を実施する。
 - ・ 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。
 - ・ 避難行動要支援者については、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づく体制により、登録名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
 - ⑤ 負傷者の手当・搬送
 - ⑥ 住民の避難誘導活動
 - ⑦ 避難行動要支援者の避難支援
 - ⑧ 避難所運営
 - ・ 避難所運営主体である市や地域住民と連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や要配慮者にも配慮した避難所運営支援を行う。
 - ⑨ 自治体及び関係機関の情報伝達
 - ・ 炊き出し等の給食・給水活動 等

2-2 府中市消防団

- 府中市消防団は、発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、府中消防署との連携を一層強化し、分団が受け持つ警戒区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防隊と連携して行う。
- 府中消防署の消防隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

2-3 事業所

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動を行う。
- 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 正確な情報を収集、提供する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。
- 国、地方公共団体が講じる防災対策について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

3 ボランティアとの連携

- 市は、府中ボランティアセンター（社会福祉法人府中市社会福祉協議会）等と連携し、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。
- 市は、府中ボランティアセンター（社会福祉法人府中市社会福祉協議会）の運営を支援し、適宜設置・運営訓練等を実施するなど、連携を図る。
- ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した府中ボランティアセンター（社会福祉法人府中市社会福祉協議会）が中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

- 都は、東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、府中市災害ボランティアセンターを支援する。
- 都は、市からの要請に基づく、府中市災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設を確保する。
- 府中警察署は、交通規制支援ボランティアへの支援要請を行う。
- 府中消防署は、東京消防庁災害時支援ボランティア受入れ本部を設置する。
- 府中消防署は、東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行う。

第3章 安全なまちづくりの実現

第1節 本章の概要

現状・背景

平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、府中市においては、全壊棟数1,559棟、半壊棟数4,748棟、焼失棟数3,450棟の被害が、最大で想定されている。

府中市を災害に強いまちにするためには、市内建築物の地震に対する強度を高めるとともに、延焼拡大を防ぐための施設整備を進めるなど、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

対策の方針

「府中市耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な市公共建築物、住宅及び民間特定建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

民間建築物の耐震診断及び耐震改修の相談窓口の充実を図るとともに、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された木造戸建て住宅及び特定緊急輸送道路沿道建築物に対し、耐震診断及び耐震改修等の費用の一部を助成する。また、家具類の転倒・落下・移動防止対策の重要性について普及・啓発を図る。

地震による火災や延焼等の防止を図るため、家庭や事業所等における出火防止対策の推進を図るとともに、消防水利の整備や消防活動路の確保を図る。

目標とする到達点

市街地の防災性を高め、大規模な災害においても早期に市民生活を復旧することができる、安全で快適に住めるまちを実現する。

第2節 具体的な取組

| 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|---|---------|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強いまちづくり(P60) ○ 建築物の耐震化及び安全対策の促進(P63) ○ 文化財施設の安全対策(P67) ○ 出火、延焼等の防止(P68) <ul style="list-style-type: none"> ● 消火・救急・救護活動(P73) ● 二次災害防止のための応急対策(P74) ● 危険物等の応急措置(P77) <li style="text-align: right;">● 公共の安全確保、施設の本来機能の回復(P82) | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 1 災害に強いまちづくり | 市、府中消防署 |
| 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 市、都、施設管理者 |
| 3 文化財施設の安全対策 | 市、文化財施設の所有者及び管理者 |
| 4 出火、延焼等の防止 | 市、都、府中警察署、府中消防署、府中市消防団、事業者 |

1 災害に強いまちづくり

1-1 安全な市街地整備と再構築

(1) 市街地の再構築

- 市は、「府中市都市計画に関する基本的な方針」（府中市都市計画マスタープラン）に基づき、防災まちづくり事業を効率的かつ総合的に展開する。
- 既成市街地では、土地利用の適正化、高度利用及び不燃化の促進による防災生活圏の形成を図り、面的整備事業や規制・誘導施策を総合的に活用し、より良い都市環境の維持、推進を図る。
- 府中駅南口第一地区での土地利用については、中心商業地区にふさわしい街区を形成することを目的として、昭和57年12月に三つの地区について市街地再開発事業の都市計画決定がされた。
- 第一地区では平成15年10月に府中駅南口市街地再開発準備組合が発足し、平成23年5月26日に組合の設立が認可された。今後は、平成25年度に施設建築物の工事着手、平成28年度に再開発ビルの完成を目指している。
- 既に府中駅南口地区では平成8年3月に第二地区「フォーリス・伊勢丹」、平成17年3月に第三地区「くるる」が完成しており、第一地区が完成することにより府中駅南口地区の再開発事業は完成し、都市機能の更新と、土地の高度利用が図られた市の表玄関にふさわしい広域的な中心商業地区として「活力と魅力のあるまち」に生まれ変わるようになることとともに、都市防災の改善が実現する。
- 今後は、事業者の協力を得て、帰宅困難者の受入れを行う一時滞在施設や、防災備蓄倉庫を確保し、災害に強いまちづくりを推進する。

（資料13 「府中駅南口地区の計画概要」）

(2) 道路及び橋りょうの整備と維持管理

- 道路の整備に当たっては、交通安全施設の拡充や、樹木による火災時の遮熱効果等が期待できる沿道緑化を進めるとともに、道路のバリアフリー化の推進を図り、高齢者、障害者（児）等の歩行や避難に配慮した道路環境の整備に努める。
- 平成24年10月に発行した「府中市インフラマネジメント白書」によると、市内にある道路橋は29橋あり、そのうち市が管理する道路橋は23橋で、これらの道路橋の内訳は、橋りょうの長寿命化修繕計画の対象となる橋りょうが9橋、それ以外の橋りょうが14橋である。これら市管理の老朽橋及び耐荷力が不足していると思われる橋りょうについて、市は、点検を行い必要に応じて、補強等を行う。
- 災害発生直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力体制を確立するとともに、防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。
- 平素から資機材の保守点検を行うとともに、府中市建設業協会等を通して使用できる建設機械等の把握を行う。
(資料14 「市内橋りょう現況」)
(資料15 【府中市建設業協会】「災害時における応急対策業務に関する協定書」)

1-2 オープンスペースの確保

(1) 公園、緑地の整備

- 公園は、レクリエーションの場としての機能、環境の保全の場としての機能のほかに、震災時における避難場所、延焼を防止するオープンスペースとして防災上、重要な役割を持っている。
- 「府中市緑の基本計画2009」に基づき、緑の保全を図りつつ、都市公園の新設については、水と緑のネットワークの形成を基本に整備を進めるとともに、災害時や地域活動など多角的に活用できるように、地域の特徴や多様な機能を踏まえた質の高い公園、緑地の整備を進める。
(資料16 「公園・緑地の整備」)

(2) 農地の保全

- 府中市内の農地は、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能等、防災上重要な役割を担っている。市は農業委員会と連携して生産緑地地区の指定を促進する。

- 「生産緑地制度」等各種制度を活用するとともに、市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成に努める。

(資料17 「農地の保全」)

1-3 建築物等における安全対策、ヘリサインの表示

(1) 高層建築物及び地下施設等における安全対策

- 府中消防署は、高層建築物及び地下施設等の関係者に対し、火災予防、避難、防火・防災管理及び消防対策を指導する。

(2) ヘリサインの表示

- 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や、災害対策本部とが連携した迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する。

1-4 崖・擁壁、ブロック塀の崩壊等の防止

(1) 崖・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

- 崖崩れのおそれのある区域に建築物や工作物等を設ける場合は、関係法令に基づいて指導を行い、災害の防止に努める。
- 新たにコンクリートブロック塀等を設置する市民や施工者に対して、配筋や基礎の根入れ等、構造に関する良好な施工がされるよう普及に努める。

(2) 急傾斜地崩壊、農地・農業用施設災害等防止

- 府中市内における急傾斜地崩壊危険箇所は、建設省砂防課長通達に基づく調査結果により、自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所である。

また、府中市内における急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)」に基づき、2か所である。都は、災害の発生を未然に防止するため、同法第12条に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を行う。

(資料18 「土砂災害危険箇所図」)

- 農地・農業用施設の安全対策については、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、必要に応じたソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化・不燃化の促進

(1) 建築物の耐震化・不燃化

- 「府中市耐震改修促進計画」に基づき、この計画に従って総合的に耐震診断・改修の促進を図る。
- 府中市は、平成7年4月1日から特定行政庁となり建築確認申請事務を開始した。建築物の新築・増築等については、建築物の位置、構造、設備等について建築基準関係規定に適合するよう建築確認申請及び完了検査等の際に指導を徹底し、安全で安心な建築物の普及に努める。
(資料19 「全建造物数及び延べ面積」)
(資料20 「用途別建築物の数」)
- 延焼遮断帯としての道路の沿線にある建築物については、路線式の防火地域の指定により適正に規制及び誘導を行う。また、新築等の不燃建築物に対する国・都の不燃化助成制度を市においても適用するよう要望する。
(資料21 「都が設定する延焼遮断帯とする道路」)
(資料22 「防火地域の指定」)

(2) 公共建築物等の耐震化

- 大地震時に消火・避難誘導、情報伝達等の応急活動の拠点となる市庁舎、防災センター、市立小中学校、文化センター等は、耐震診断後において、その拠点としての機能を有効に発揮できるよう、補強・改築の必要性について検討を行う。
(資料23 「公共施設の現況」)



若松小学校 耐震工事

(3) 民間建築物の耐震診断

- 市は、民間建築物の耐震診断については、所有者・使用者の自主的判断と自覚に負うところが多いことから、耐震診断及び改修に関する相談窓口を設け、積極的に普及啓発に努める。
- 市は、市内の木造住宅の耐震診断調査と、この調査に基づく耐震改修・耐震建て替え・耐震シェルター設置などの費用の一部を助成する。
- 市は、都と連携し、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者などが行う耐震化への取組に対し、耐震診断助成、補強設計、耐震改修、建て替え及び除却助成を実施する。

2-2 エレベーター対策

- 震災時におけるエレベーター閉じ込めの発生を抑制するため、次の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

① 市施設

- 市は、都が進める都施設の対策に準じて、市施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

| 装置名 | 機能 |
|----------------|---|
| リスタート運転機能 | ○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能 |
| 停電時自動着床装置 | ○ 停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置 |
| P波感知型地震時管制運転装置 | ○ 主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置 |

※「東京都地域防災計画より」

② 民間施設

- 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる。
- 都及び市は、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置の必要性について、広報、ホームページ等に掲載し、早期設置を促す。

(2) 救出体制の構築

- 都、市及びエレベーター保守管理会社等は、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

(3) 早期復旧体制の構築

- ① 「1ビル1台復旧」ルール of 徹底
 - 地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、都、市及びエレベーター保守管理会社等は連携して市民・事業者等に広く周知する。
- ② 自動診断仮復旧システム
 - エレベーター製造者等では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っていることから、市は防災上重要な市施設への本システムの設置を検討し、民間施設に対しても、本システムの普及に努める。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 天井等落下物の安全化

- 建物の外壁に存在する窓ガラスや看板、屋上にある設備類は、地震等の災害時には落下等により道路上の通行人に被害を与え、道路を閉塞して避難や防災活動に支障を来すおそれがあることから、市や都は、次の安全化対策を実施する。
 - ① 外壁等の落下物対策
 - ビルの外装材については、経年劣化によるタイル等の剥離落下を防止するため、特殊建築物の定期検査報告等の際に、所有者等により適切な維持管理がされるよう促す。
 - ② 窓ガラスの飛散防止対策
 - 公共施設は、飛散防止対策に努める。また、ビル等の所有者に対して、飛散防止対策に努めるよう促す。
 - ③ 屋外広告物の対策
 - 地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例等の関係法令に基づき、設置者等に対しての指導を徹底する。
 - 現状把握に努め、倒壊、落下、脱落の可能性のある屋外広告物については注意を喚起するなど、速やかに対策が講じられるよう助言する。

④ 天井の崩落対策

- 体育館、屋内プール、劇場等の大規模空間を有する建築物については、所有者に安全確認の徹底を指導する。

(2) 自動販売機の転倒防止

- 都は、自動販売機の転倒により道路の通行阻害及び安全上の支障が起きないように、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。
- 市は、違法な自動販売機の設置者に対して、府中警察署等関係機関との連携において、道路不法占用の取締り、撤去、指導等の是正対策を実施する。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- 過去の大きな震災では、室内においても、揺れのために家具が転倒等により、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほど揺れが大きく、被害が甚大であった。
- 市は、このような教訓を踏まえて、高齢者や障害者がいる世帯を対象とした家具類の固定を行う補助や家具類転倒・落下防止器具の取付けの推進を図るとともに、相談窓口において住民の利便性を図るように努める。
- 市施設においても、オフィス家具類の転倒・落下防止対策の推進を図る。
- 市民及び事業者は、家庭やオフィス内の家具類の転倒・落下防止対策を講じ、地震による被害が軽減するよう努める。

3 文化財施設の安全対策

- 文化財が貴重な国民的財産であることから、災害による破損や焼失が生じないように、所有者や管理者に対する意識啓発を図る。
- 指定建造物等の内外の火気及び喫煙等の禁止措置に努める。
- 震災予防のための消防用設備等の設置に努める。
- 文化財施設の所有者及び管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。
- 文化財施設の所有者及び管理者は、消防用設備及び防災設備等の点検・整備する。
- 文化財施設の所有者及び管理者は、文化財防災点検表を作成する。

(資料24 「文化財施設の現況及び一覧表」)

【参考：文化財防災点検表の点検内容（主要項目）】

| 点検主要項目 | 点検内容 |
|---------------|---|
| ① 文化財周辺の整備・点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の定期的な見回り・点検 ・ 文化財周辺環境の整理・整頓 |
| ② 防災体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画の作成 ・ 巡視規則や要項の作成等 |
| ③ 防災知識の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ・ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼び掛け |
| ④ 防災訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の実施 |
| ⑤ 防災設備の整備と点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備 |
| ⑥ 緊急時の体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検 |

4 出火、延焼等の防止

- 地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や消防活動路の確保等の安全対策を推進する。

4-1 出火の防止

- 府中消防署は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、起震車等の指導用資機材を活用した実践的な出火防止訓練を実施し、市民の防災行動力の向上を図る。
- 府中消防署は、火気設備・器具の安全化について、「東京都火災予防条例」に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の隔離及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- 府中消防署は、電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- 府中消防署は、地下施設、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気使用設備・大型電気器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- 府中消防署は、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

4-2 初期消火体制の強化

(1) 街頭消火器の設置

- 市は、初期消火体制を強化する必要から、街頭消火器を設置する。

(2) 初期消火資器材の普及

- 震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止と初期消火が重要であるため、府中消防署は、消火器、スタンドパイプ、可搬ポンプ及び住宅用スプリンクラー設備等の普及に努めるとともに、初期消火における消火器の積極的活用及び風呂水のくみ置き等の防災への備えを奨励する。

(3) 市民、事業所の自主防災体制の強化

① 市民の防災力の向上

- 市は、市民1世帯最低1名が自信を持って災害に対応できるよう、各家庭に対して、都民防災教育センター（立川防災館）等の体験コーナーを活用した訓練体験を推奨するとともに、自主防災組織等に対しては、初期消火訓練等、その活動規模・能力に応じた実践的な訓練を推進する。
- 避難行動要支援者への支援については、市で実施している避難行動要支援者対策事業の周知を図ることで、各家庭や地域の協力体制づくりを進め、地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

② 事業所自衛消防隊の活動能力の強化

- 府中消防署は、全ての事業所に対し、事業所防災計画の作成指導を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて、自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
- 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、地域との協力体制づくりを推進する。

4-3 火災の拡大防止

(1) 消防活動体制の整備強化

- 府中消防署では、1か所の消防署と4か所の消防出張所に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等の消防車両を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特に配置された救助用資機（器）材を積載して、救助活動を実施することになっている。
- 平常の防災力を、地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種計画を樹立し、有事即応体制の確立を進めるとともに、合築庁舎のメリットを活かした府中消防署庁舎及び市中央防災センターの一体的な運用により、市、府中消防署、府中市消防団の連携をさらに強化し、消防力のさらなる充実を図る。

（資料25 「消防署活動体制の整備」）

(2) 消防団体制の強化

- 府中市消防団は、消防団本部は市中央防災センター、消防団分団は市内各地の防災センターを活動の拠点とし、地域における防災活動の推進と震災時における消防団活動体制の充実強化を図る。

- 市は、震災等の大規模災害時に、消防団が効率的に活動できる体制を整備するとともに、可搬ポンプ積載車、照明器具（発動発電機、投光器等）、救助資器材、応急救護資器材（担架・救急カバン等）、携帯用通信機器等の整備・増強に努める。
（資料26 「消防団活動体制の整備」）

（3）情報通信体制の整備強化

- 震災時には、有線通信回線の途絶が予想される。このような事態の中で、同時多発火災や緊急事態に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に抑えるために、市、府中市消防団、府中消防署、府中警察署等の防災関係機関が相互に連絡がとれる体制を整備する。
- 災害情報を的確に把握できるよう、情報通信体制を整備、強化することにより、次のような最新の技術を導入した防災無線システムによる通信ネットワークを整備する。
 - ① 防災関係機関同士が自由に情報交換できる防災無線システムの導入
 - ② 携帯電話を活用した防災通信システムの構築（デジタル通信を活用した現場映像の送付等）
 - ③ 消防団の現場活動に必要な携帯無線機の更新
 - ④ 市の災害対策本部となる中央防災センターと府中消防署との合築庁舎のメリットを活かした災害情報の共有体制の強化及びJアラートの一体運用

（4）消防活動路の確保

- 震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没等により、消防車両等が通行不能になることが予想されるため、消防活動に必要な幹線道路の整備促進、狭あい道路・行き止まり道路の解消、架空電線の埋設化等、対策を講じることが求められる。
- 市は、府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業を行う場合において、「府中市開発事業に関する指導要綱」に基づく、建築物の後退などについて関係機関と連携して推進する。
- 市は、消防力の整備と合わせて、道路障害物除去（啓開）用特殊資機材の整備に努める。
- 市及び府中消防署は、震災消防活動が効果的に行えるよう、協定締結等による民間からの借上げ特殊車両等の確保に努める。

(5) 地域防災体制の確立

- 市及び府中消防署は、地震による火災等の災害から住民や地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であるため、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。
- 府中消防署は、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

(6) 消防水利の整備

- ① 府中消防署の役割
 - 市、都及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
 - 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
 - 特に木造住宅等が密集している地域においては、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
 - 市と連携し、効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。
- ② 市の役割
 - 国が定める「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、府中消防署と協議の上、消防水利の整備を推進している。また、震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能を維持するとともに、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の建設及び民間の建物の基礎ばりを利用した地中ばり水槽等の設置に努める。
 - 都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業を行う場合は、「府中市開発事業に関する指導要綱」に基づき、防火水槽等を設置する。さらに、雨水貯留施設や親水公園等多用途水源を消防水利に活用するほか、巨大水利（河川等の無限の水量を有する水利及び応急給水施設、浄水場及び給水所の貯水池等の大容量を有する水利）の確保等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

（資料27 「消防水利の確保」）

4-4 危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化

- 府中消防署は、「事業所防災計画」の作成状況の確認、作成の指導を行う。
- 府中消防署は、危険物施設の自主保安体制の推進及び定期点検に関する指導する。
- 都（多摩府中保健所・健康安全研究センター・福祉保健局）は、毒物・劇物取扱施設に対して、危害防止規定の作成、設備の保守点検等の励行、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

4-5 危険物等の輸送の安全化

- 都（多摩府中保健所・健康安全研究センター・福祉保健局）は、法令基準に適合するよう指導取締りを実施するとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。
- 府中消防署は、タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策を実施する。
- 府中消防署は、イエローカードの車両積載の確認及び活用を推進する。
- 府中警察署は、危険物等運搬車両の通行路線の検討を行う。
- 府中警察署は、危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進を図る。
- 府中警察署は、関係機関等の連絡通報体制を確立する。
- JR 貨物事業者は、鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導を実施する。
- JR 貨物事業者は、火薬類等の危険品輸送時の災害防止を図る。
- JR 貨物事業者は、部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制を確立する。

（東京都地域防災計画 資料第37 「貨物駅の危険物取扱量」別冊P.247）

（資料28 「危険物製造所等の現況」）

（資料29 「高圧ガス等関係施設の現況」）

（資料30 「毒物・劇物施設の現況」）

（資料31 「放射性物質関係施設の現況」）

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 1 消火・救急・救護活動 | 市、府中警察署、府中消防署、府中市消防団、自主防災組織、事業者、市民 |
| 2 二次災害防止のための応急対策 | 市、都、社会公共施設等の管理責任者 |
| 3 危険物等の応急措置 | 市、府中警察署、府中消防署、事業者 |

1 消火・救急・救護活動

- 災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

1-1 市の役割

- 市施設への来庁者や職員の安全を確保し、災害対策に当たるための初動体制を整える。
- 府中市災害対策本部を設置するとともに、市施設から市内の被害情報等を収集する。
- 被害情報等から医療救護所の設置を判断し、府中市医師会等に応急救護に対する協力を要請する。
- 負傷者の医療救護所への搬送体制を確立する。

1-2 市民及び自主防災組織の役割

- 市内に設置してある街頭消火器等、各種消火用資器材により初期消火を実施する。
- 初期消火は、火災の拡大防止に主眼を置き、消防団員や消防団の到着後は、その指示に従う。
- 地域の防災倉庫にある資器材を活用し、建物倒壊等による二次災害を防止しつつ、負傷者の救出救助活動を実施する。

1-3 府中警察署の役割

- 府中消防署、自衛消防組織等と連携協力した救助活動を実施する。
- 府中消防署や府中市消防団等、各機関による迅速な活動を確保するため、交通規制を実施する。

1-4 府中消防署の役割

- 市内の被害状況の収集に努め、効果的かつ効率的な消防隊の配備により消火活動と平行して、救急・救助活動を実施する。
- 府中市消防団と連携するとともに、市民による初期消火活動により消防力を補う。
- 対応困難な事象に対しては、東京消防庁のスケールメリットを活かし、応援部隊の要請を行う。
- 負傷者の救護に当たっては、消防団員や東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、効果的な救護活動を実施する。

1-5 府中市消防団の役割

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- 携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。
- 消防隊との連携を強化するとともに、消火活動及び避難道路の確認を消防団独自に、若しくは消防隊と連携して行う。
- 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行う。

1-6 事業所の役割

- 来訪者や従業員の安全を確保し、出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 事業所での初期対応完了後、地域の消火、救助活動を実施する。
(参照 第2部第2章「市民と地域の防災力向上」)
(資料3-2 【府中市医師会・府中消防署】「府中市における応急手当の普及に関する協定」)

2 二次災害防止のための応急対策

2-1 社会公共施設等の応急対策

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

- 「府中市地域防災計画」における社会公共施設とは、医療機関、社会福祉施設、学校施設、文化財施設、社会教育・文化施設及び保養所等、不特定多数の市民等が利用する公共施設をいう。
- 地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

- 応急危険度判定は、都立・国立の建築物は都・国が行い、市立の公共建築物は施設管理者又は市が行う。
- その他の民間施設は応急危険度判定員（ボランティアの建築士）が行い、取りまとめ等事務については市が行う。

(2) 社会公共施設等の応急対策

- ① 各医療機関
 - 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
 - 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて、必要な措置を取る等万全を期する。
- ② 社会福祉施設等
 - 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて、応急修理を行い、安全を確保する。
 - 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて、施設の応急計画を策定する。
 - 施設独自での復旧が困難である場合は、府中市災害対策本部に連絡し援助を要請する。
 - 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。
- ③ 学校施設
 - 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
 - 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
 - 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
 - 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置を取る。
 - 学校施設の応急修理を迅速に実施する。
- ④ 文化財施設
 - 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。
 - 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

【応急対策】2 二次災害防止のための応急対策

○ 被災した文化材の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化スポーツ部、都教育委員会及び文化財の管理者において修復等について協議を行う。

⑤ 社会教育・文化施設及び保養所等

○ 社会教育・文化施設及び保養所等の管理者は、利用者が不特定多数であることから、様々な状況を想定した災害時の行動計画の確立を図る。

ア 施設管理責任者は、自主的な自衛防災班を編成し、災害時には、施設等職員は役割分担に基づいて行動する。

イ 避難について特に綿密な計画を樹立し、それに基づいて行動する。特に要配慮者の安全確保に万全を期する。

ウ 避難所となった場合、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災の予防について十分な措置を取る。

エ 震災後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館又は開場する。

オ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

(3) コンピューターへの被害の抑制

【被害の抑制】

○ 地震や火災などの災害時に、コンピューター内のデータが破壊されないよう、施設の耐震化、非常電源の確保、消火設備の高度化に努める。

【バックアップを利用したデータ保管】

○ データをバックアップし、他地域での保管を継続する。

【事業継続計画（BCP）】

○ コンピューターが停止した場合に当面の事務を行えるよう、また、その復旧体制を明確にするため、事業継続計画（BCP）等の策定について研究・検討を進める。

2-2 急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策

- 市は、関係機関と連携して土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都に報告する。
- 土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。
- 都は、急傾斜地崩壊防止施設（のり面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
- 都は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、市が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。

3 危険物等の応急措置

3-1 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

- 市は、府中消防署及び府中警察署と連携し、必要に応じて、次のとおり各施設における応急措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難の勧告又は指示
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡調整
- 府中消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導する。
 - ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - イ 「初期消火活動要領」に基づく混触発火等による火災の防止措置、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 府中警察署は、市長からの要求等により避難を指示し、避難区域内への車両の交通規制を行う。また、避難者の避難行動に応じた避難路の確保及び避難誘導を実施する。
- 事業者は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を実施する。

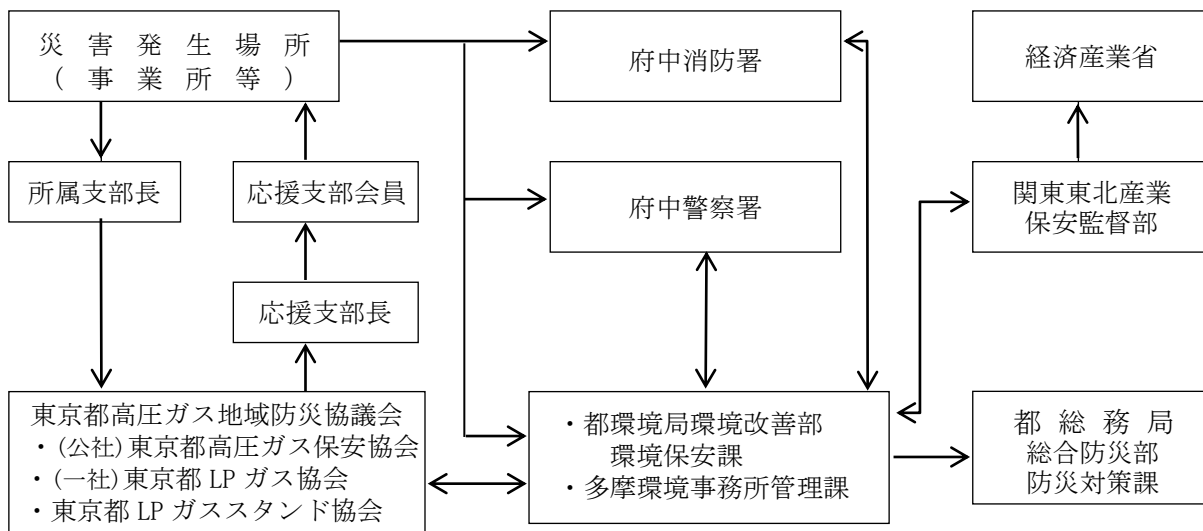
(1) 石油等危険物施設、液化石油ガス消費施設、火薬類保管施設の応急措置

- 各施設の管理者は、各施設における危機管理マニュアル等に基づき、迅速な応急措置を実施する。

(2) 高圧ガス保管施設の応急措置

- 施設の管理者は、危機管理マニュアル等に基づき、迅速な応急措置を実施する。
- 高圧ガス保管施設における、震災時応援連絡体制は次のとおりである。

【高圧ガス震災時応援連絡体制】

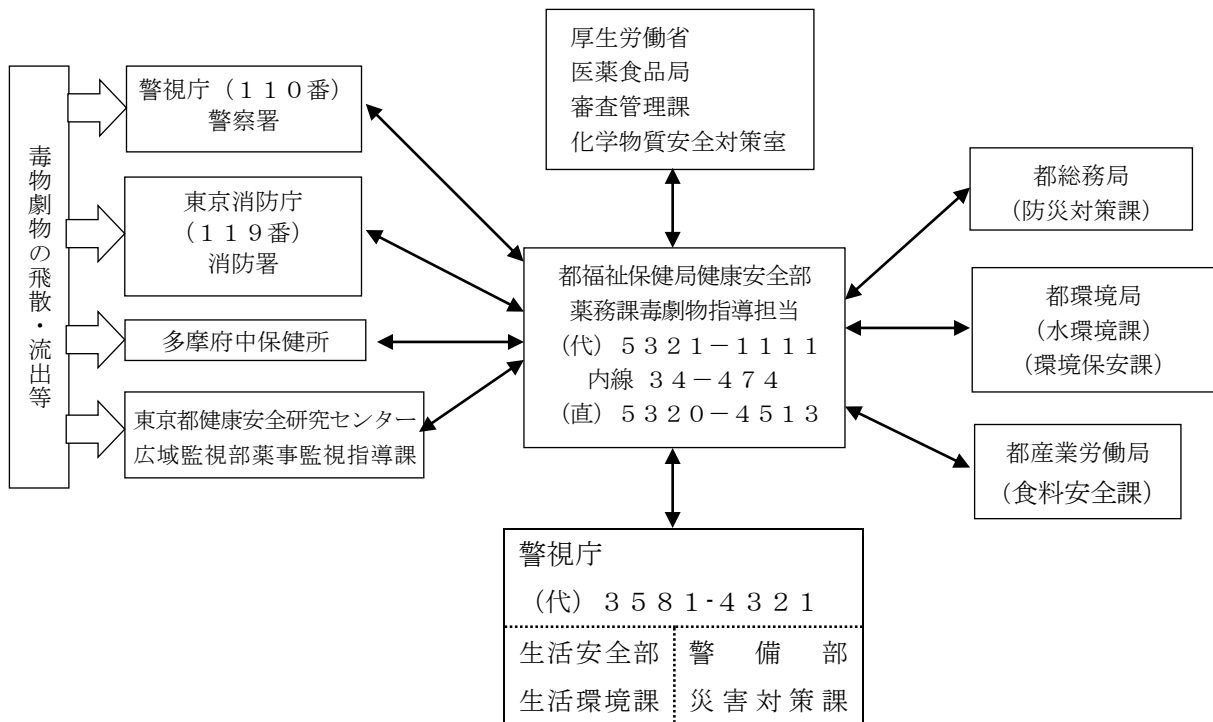


注1 太線は応援出動体制を示す。

(3) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

- 施設の管理者は、危機管理マニュアル等に基づき、迅速な応急措置を実施する。
- 都は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
- 都は、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に関わる災害情報の収集、伝達に努める。
- 毒物・劇物取扱施設における、震災時応援連絡体制は次のとおりである。

【機関別対応措置】



(4) 化学物質関連施設の応急措置

① 化学物質対策

- 市は、府中消防署及び府中警察署と連携して事故に関する情報を収集し、必要に応じて、同事業者に応急措置を実施するよう指示、関係機関に情報を提供する。
- 事業者は、事故により危険が想定される場合は、速やかに市及び関係機関に連絡し応急措置を実施する。

② PCB (※) 対策

- 市は、事故に関する情報を収集し、必要に応じて、同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示また、関係機関に情報を提供する。
- 事業者は、発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

※ PCB

ポリ塩化ビフェニルの略称。化学的にも安定な性質を有し、幅広い分野で用いられたが、脂肪組織に蓄積しやすく、発癌性があるなど生体に対する毒性が高いことが分かっている。

3-2 危険物輸送車両等の応急対策

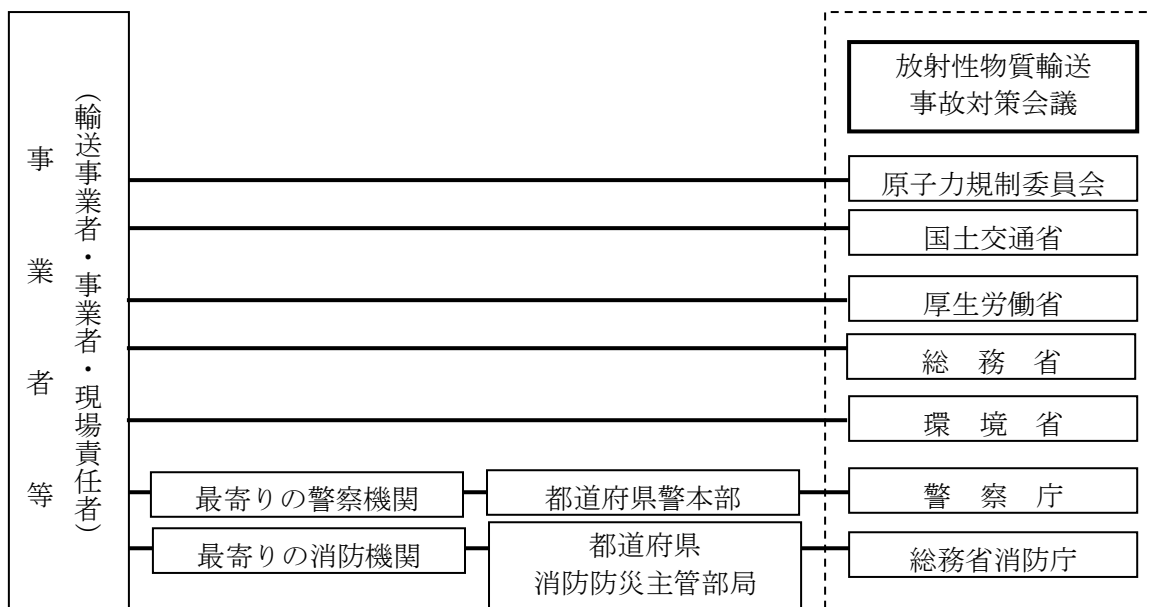
- 3-1に準じ、市及び府中消防署、府中警察署は対策を講じる。

(1) 危険物輸送車両の応急対策

- JR 貨物事業者は、事故の拡大等防止のため、早急に立入禁止等の措置を行い、消防、警察等の関係機関に通報する。

(2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 府中消防署は、事故の通報を受けた旨を東京消防庁警防本部に通報する。また、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
- 府中警察署は、事故の状況把握及び市民等に対して広報し、施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。また、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置する。
- 事業者等は、関係機関への通報等、応急の措置を実施する。なお、警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施する。
- 応急対策に係る連携のイメージ図は次のとおりである。



3-3 危険動物の逸走時対策

- 住民等が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関が連携し、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。
- 事故時には、必要に応じて、次の措置を実施する。
 - ・ 住民に対する避難の勧告又は指示
 - ・ 住民の避難誘導
 - ・ 避難所の開設、避難住民の保護
 - ・ 情報提供、関係機関との連絡
- 府中警察署は、情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法に基づく措置）を行う。
- 府中消防署は、情報連絡体制の確保及び被災者の救助並びに搬送を行う。

【復旧対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|----------------------|---|
| 1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復 | 市 |
|----------------------|---|

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

(1) 学校施設

- 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 市立文化施設・社会教育施設

- 市立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立てる。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 本章の概要

現状・背景

道路や鉄道などの交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災等により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

対策の方針

市民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設等の耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、整備を一層促進する等、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

自立・分散型電源の導入促進等、エネルギーの多様化等により、電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。

目標とする到達点

市民が生活を営む上で必要不可欠な機能について、大規模な震災においても、その機能を維持、また、早期復旧することができる環境を整備する。

第2節 具体的な取組

| 発災 | | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|--|---------|-----|--------|-------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 | |
| 地震前の 行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路・橋りょうの機能確保(P85) ○ 緊急輸送ネットワークの整備(P87) ○ 鉄道施設(P88) ○ 水道(P88) ○ 下水道(P89) ○ 電気・ガス・通信等(P90) <ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋りょう(P94) ● 鉄道施設(P94) ● 河川施設等(P95) ● 水道(P95) ● 下水道(P95) ● 電気・ガス・通信等(P96) ● エネルギーの確保(P96) | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋りょう(P97) ● 鉄道施設(P98) ● 河川施設等(P98) ● 水道(P98) ● 下水道(P98) ● 電気・ガス・通信等(P99) | | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-----------------|-------------------|
| 1 道路・橋りょうの機能確保 | 市、都、国 |
| 2 緊急輸送ネットワークの整備 | 市、都、府中警察署 |
| 3 鉄道施設 | 鉄道事業者 |
| 4 水道 | 市、都 |
| 5 下水道 | 市 |
| 6 電気・ガス・通信等 | 電気事業者、ガス事業者、通信事業者 |

1 道路・橋りょうの機能確保

1-1 道路・橋りょうの機能確保

○ 道路及び橋りょうは、単に人や物の輸送を担う交通機能のみならず、震災時には、火災の延焼防止効果や避難、緊急物資等の輸送ルートとなる等、多様な機能を有している。このため、道路機能の確保のため次のことを実施する。

- ・ 震災時に重要な役割を担う緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞することがないように沿道建築物の耐震化を促進する。
- ・ 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条において、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定された特定緊急輸送道路の建築物については、耐震化を推進するとともに、所有者が行う耐震改修等の費用の一部を助成する。府中市内の特定緊急輸送道路は以下のとおりである。

中央自動車道
甲州街道
小金井街道
東八道路の一部（府中街道以東）
府中街道の一部（市役所以北）
鎌倉街道の一部（甲州街道以南）

○ 道路は、延焼遮断帯の骨格をなす都市施設であり、災害に強いまちづくりを形成するうえで重要な施設であることから、延焼遮断帯として大きな機能を持つ幹線道路は、重点に新設・拡幅を行う。

○ 国道、都道及び幅員1.2m以上の都市計画道路等を対象として、沿道の不燃化（奥行2.0～3.0mをめどとする。）を進める。

（資料3.3 「道路の整備」）

（資料3.4 「府中市内道路区分」）

【緊急輸送関係の用語】

| 名称 | 説明 |
|-------------|---|
| 建築物集合地域通過道路 | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）第5条に基づき、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路をいう。 |
| 特定緊急輸送道路 | 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。 |
| 緊急輸送道路 | 国道（中央自動車道・甲州街道）及びこれらを連絡する幹線的な道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。 |

1-2 避難道路機能の確保のための対策

（1）放置自転車対策

- 「府中市自転車の放置防止に関する条例」により、駅周辺道路等における自転車の放置を防止するとともに、商業地域及び近隣商業地域における自転車の大量駐車需要を生ずる施設に対し、自転車駐車を設置させることにより、市民の良好な生活環境を確保する。
- 避難路となる歩道空間を確保するため、放置防止指導員を配置し、自転車等の利用者へ指導・啓発を行う。

（2）違法駐車対策

- 市は、府中警察署と連携し、「道路交通法」に基づき、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に努めることで、道路交通の適正化と防災活動の確保を図る。
- 荷さばき車両の規制により、道路交通の適正化と防災活動の確保を図る。

（3）電線類地中化対策の推進

- 道路上の電線類を、可能な範囲で地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。

2 緊急輸送ネットワークの整備

- 都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、「緊急輸送ネットワーク」の整備を行う。
(資料35 「災害時の緊急啓開路線図(緊急輸送ネットワーク)」)
- 都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(市、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の「緊急輸送ネットワーク」を整備する。
 - ア 第一次緊急輸送ネットワーク
応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
 - イ 第二次緊急輸送ネットワーク
第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
 - ウ 第三次緊急輸送ネットワーク
トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路
- 市は、救出救助活動の拠点となる施設(消防署(出張所含む)、各防災センター等)から、都が整備する緊急輸送道路までの道路を、優先啓開道路として指定する。
(資料35-2 「優先啓開道路図」)
- 都及び府中警察署は、緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
(資料36 「大震災時における交通規制図」)
(資料37 「緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係わる事務の処理要綱(警視庁)」)



緊急交通路案内板

【通行制限に係る用語整理】

| 名称 | 説明 |
|----------|--|
| 緊急自動車専用路 | 発災直後に「道路交通法」による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。 |
| 緊急交通路 | 「災害対策基本法」第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。 |

【障害物除去】

| 名称 | 説明 |
|-----------------|---|
| 緊急道路障害物除去（啓開）路線 | 原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線をいう。 |

3 鉄道施設

- 鉄道事業者は、列車運転の安全確保を確立し、輸送業務を災害から未然に防止するため、線路施設等の耐震性の向上に努め、施設の安全対策を図る。
- 鉄道事業者は、気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止させることで、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

（資料38 「鉄道施設」）

4 水道

- 都は、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水を可能な限り確保することを目的とした「東京都水道局震災対策事業計画」を策定し、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するための対策を進める。
- 多摩地区における主な震災予防対策は次のとおり。
 - ・ 水道システムの耐震化
 - ・ 飲料水の確保
- 府中市地域内にある水道施設は、浄水所4か所、応急給水槽2か所である。

【参考】多摩地区における水道事業の現状

多摩地区のうち、武蔵野市、昭島市、羽村市及び檜原村を除く26市町の水道事業は、都が運営している。

都では、多摩水道改革推進本部の下、施設管理等の拠点として給水管理事務所及び給水事務所を設置するとともに、水道料金の収納・給水装置工事の審査等の業務を行うサービスステーションを開設して、多摩地区水道の事業運営に当たっている。

- 都は、市等が迅速に応急給水できるよう、浄（給）水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、応急給水活動区域を仕切柵で区分する施設整備を行う。また、応急給水活動区域には、蛇口をひねるだけの簡単な操作で飲料水が出てくる給水施設を整備する。

5 下水道

- 震災時に、下水道施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののまひにつながり、市民生活への影響は極めて大きい。
- 震災時においても下水道施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を実施する。

5-1 安全化対策

- 市の下水道施設は、ポンプ場が1か所（排水能力10,800m³/日）、公共下水道管きよの総延長は、幹線で約59km、枝線で約655kmである。都市下水道は約11kmとなっている。
- 震災時における下水道施設の機能を確保するため、次のような安全化対策を推進している。

（1）中継ポンプ場施設の整備

- 経年変化等により安定性の低下した構造物及び機械電気設備については、機能向上と耐震化のための整備補強を進める。

（2）管きよの整備

- 管きよのうち、経年変化等により安定性の低下した管きよについては、下水道管の点検・調査を実施するとともに、必要に応じた補修や更生工事を実施する。
- テレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管きよから計画的に補強を進める。

6 電気・ガス・通信等

○ 電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係は著しく高まっている。震災時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののまひにつながり、市民生活への影響は極めて大きい。各関係機関は、震災時においても、ライフライン施設の機能をできる限り維持し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を推進する。また、共同溝について消防活動上必要な事項、非常用設備、出火防止措置等の届出指導の推進を図る。

6-1 電気施設の安全化対策

- 電気事業者は、電気施設の耐震性について、法令等の設計基準に則した設備構築を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。
- 東京電力の電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、電気事業者は、軟弱地盤の地域等、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工する。
- 電気事業者は、電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

【設備別基準】

| 設備名 | | 電気施設関連の耐震設計基準 |
|-----|-----|---|
| 変 | 電 | ○ 機器は、動的設計(0.3G共振正弦2波)、屋外鉄構は水平加速度0.5G程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2~0.5G程度としている。 |
| 送電 | 架空線 | ○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。 |
| | 地中線 | ○ 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。 |
| 配 | 電 | ○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。 |
| 通 | 信 | ○ 変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。 |

(注) 1Gは、おおむね地球の重力による加速度に相当する980ガル

6-2 ガス施設の安全化対策

- 設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいて行う。
- ガス事業者は、地震時に安全装置が作動して遮断したガスを、各家庭で復旧させる手順について、ガス利用者に周知する。

(資料39 「ガス施設」)

【安全化対策】

| 施設名 | 内容 |
|------|--|
| 製造施設 | 1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。 |
| 供給施設 | 1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて、補強を行う。 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を317ブロックに分割している。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。 さらに、必要に応じて、これらの地区ガバナを遠隔遮断することのできる防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。 (2) 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備(放散塔など)を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置している。 |
| 通信施設 | 1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備 |

| 施設名 | 内容 |
|----------|---|
| その他の安全装備 | 1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震・遠隔遮断装置を設置している。 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。 |

6-3 通信施設の安全化対策

(1) NTT東日本

- 通信事業者は、電気通信設備及び附帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

【設備別安全化対策】

| 事項 | 安全化対策 |
|----------|--|
| 電気通信設備 | ○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。 1 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。 2 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。 3 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。 |
| 電気通信システム | ○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 1 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 2 主要な中継交換機を分散設置する。 3 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。 4 通信ケーブルの地中化を推進する。 5 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 6 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。 |

(2) 各通信事業者

- コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置することにより、震災時に無料で安否確認等の緊急連絡を可能とし、災害時の情報ステーション化への取組を行う。
- 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。
- 早期のサービスエリア復旧のための対策等を行う。

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-------------|---------------------|
| 1 道路・橋りょう | 市、都、府中警察署、中日本高速道路㈱ |
| 2 鉄道施設 | 鉄道事業者 |
| 3 河川施設等 | 市、用水組合 |
| 4 水道 | 市、都 |
| 5 下水道 | 市 |
| 6 電気・ガス・通信等 | 市、電気事業者、ガス事業者、通信事業者 |
| 7 エネルギーの確保 | 市、ガス事業者 |

1 道路・橋りょう

- 市及び都、府中警察署、中日本高速道路㈱は、道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに落橋等により通行不能箇所について調査・点検を行う。
- 市及び都、府中警察署、中日本高速道路㈱は、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定等通行者の安全対策を行う。
- 市及び都、府中警察署、中日本高速道路㈱は、上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を取り、所管の占有者に連絡する。
- 市及び都、府中警察署、中日本高速道路㈱は、落下又は危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を標示する。
- 市及び都は、災害対策基本法第76条の6第3項の規定に基づき道路の区間を指定し、放置車両等の移動等の必要な措置を実施する。

2 鉄道施設

- 発災時において、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。鉄道事業者が実施する対策は次のとおりである。
 - ・ 災害対策本部等の設置
 - ・ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施
 - ・ 徐行等の運転規制の実施
 - ・ 乗客の避難誘導の実施
 - ・ 負傷者救護の優先的実施
 - ・ 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業の実施

3 河川施設等

- 市及び農業用水組合は、地震、洪水等により河川及び内排水路の護岸施設が破損したときは、市施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。
- 市及び農業用水組合は、水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視する。河川施設の被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。また、河川施設のうち、用水路については、用水組合に報告するとともに必要な措置を実施する。
- 市及び農業用水組合は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、逸水等により浸水被害が発生したときは、直ちに作業を実施するとともに、消防団及び府中市建設業協会へ応援を要請し、応急排水を実施する。

4 水道

- 都は、一刻も早い平常給水への回復と可能な限りの飲料水の確保を目的として、地震発生時の施設の復旧や応急給水等の対策について「東京都水道局震災応急対策計画」及び「多摩調整班・多摩大規模施設復旧班標準活動指針」に定めている。
- 応急給水については、必要な資器材等の設置は都が実施（ただし、応急給水槽については市が実施）、住民への給水については市が実施する。

5 下水道

- 市所管施設については、震災時における下水道施設の復旧に対処するため、「多摩川地域における、下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」に基づき、これに必要な人員、車両並びに資器材を確保し、情報の収集連絡態勢等を確立する。
- 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導するとともに、速やかに都へ情報提供を行う。

【下水道施設の応急対策】

| 項目 | 作業内容 |
|-------------|---|
| 災害復旧用資器材の整備 | ○ 迅速に応急措置活動を実施するため、汚泥吸引車、高圧洗浄車、土のう袋等の資器材を確保する。 |
| 被害調査 | ○ 緊急交通路を巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。 |
| 応急措置 | ○ ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によって対処する。 ○ 各施設の点検を行い、管きよの被害、程度に応じて、応急措置を実施する。 ○ 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう現場要員、資器材の補給を行う。 |

6 電気・ガス・通信等

- 災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持することが必要である。
- 電気事業者、ガス事業者、通信事業者は、情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

【応急措置の内容】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------------|--|
| 東京電力(株) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 資材の調達・輸送 ○ 震災時における危険予防措置 ○ 応急工事 ○ 災害時における電力の融通 |
| 東京ガス(株) ガス事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集 ○ 事業所設備等の点検 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 供給系統の切替え等による速やかなガス供給再開 ○ 資機材等の調達 ○ 避難所等へのLPガス供給（東京ガス以外の事業者） |
| 各通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策 |

7 エネルギーの確保

- 避難所及び救護所の機能を維持するため、都市開発と連動したコージェネレーションシステム(※)等の導入など、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

※ コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる、エネルギーの効率的運用システムのことをいう。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガスなどの熱を、給湯や冷暖房のほか、工場の熱源などに用いる。

- ガス事業者（東京ガス以外）は、震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

【復旧対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-------------|-------------------|
| 1 道路・橋りょう | 市、都、中日本高速道路㈱ |
| 2 鉄道施設 | 鉄道事業者 |
| 3 河川施設等 | 市 |
| 4 水道 | 市、都 |
| 5 下水道 | 市 |
| 6 電気・ガス・通信等 | 電気事業者、ガス事業者、通信事業者 |

1 道路・橋りょう

- 市は都と連携し、道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。その際は事前に締結した協定を活用し、効率的な復旧に努める。
- 地震により被害を受けた市道について、原則として、緊急障害物除去(啓開)路線指定の道路を優先し、次のような実施手順に従って、応急復旧を行う。

ア 応急復旧目標

応急復旧は、原則として上下各1路線の通行が確保できるように行う。

イ 応急復旧方法

- ・ 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- ・ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- ・ 路面やのり面の崩壊については、適切な工法により行う。
- ・ 崖崩れによって通行が不能となった道路については、重機械(ブルドーザー、ショベル等)により崩壊土の排土作業を行う。
- ・ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積する。
- ・ 落下した橋りょう、若しくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、府中警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼を架け渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。
- ・ 上記作業について、市独自で処理できない場合は、速やかに都又は自衛隊に応援要請の手続きを取る。

【復旧対策】2 鉄道施設

- 中日本高速道路(株)は、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施する。
- 都は、都道の被災箇所、被害がある箇所を復旧する。
- 都は、都道上の障害物除去作業及び障害物を搬出する。
(資料40 「道路応急対策用資材備蓄保有状況」)

2 鉄道施設

- 鉄道事業者は、緊急点検を実施し、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、施設を速やかに復旧し、輸送の確保に努める。
- 鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川施設等

- 市の河川管理施設の応急復旧対策を行う。排水場施設に被害が生じた場合の都への報告、ポンプ車の派遣要請等の復旧対策を行う。

4 水道

- 都は、一刻も早い平常給水への回復と、可能な限りの飲料水の確保を目的として、地震発生時の施設の復旧や応急給水等の対策について「東京都水道局震災応急対策計画」及び「多摩調整班・多摩大規模施設復旧班標準活動指針」に定めている。
- 震災時の水道施設の応急復旧は都が実施する。

5 下水道

- 被害が発生したときは、市は主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。
- 都の管理する北多摩一号水再生センター、流域下水道幹線の復旧活動等については、「東京都地域防災計画」による。
- 復旧作業の長期化が予想される場合は、下水道使用自粛（節水→水洗トイレの使用自粛）について呼び掛ける。

【下水道施設の復旧計画】

| 項目 | 取組内容 |
|------------|---|
| ポンプ場 | ○ 停電が発生した場合には、保有する非常用発電機により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。 |
| 管きょ施設 | ○ 管きょ施設については、継ぎ手部のずれ、ひび割れ等の被害箇所から管きょ内に流れ込んだ土砂によって、流下機能が低下するものと予想される。 ○ 流下機能の低下等の被害が発生した場合は、緊急用資器材等を駆使して復旧に努める。 |
| 下水道施設の復旧計画 | ○ 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。 |

6 電気・ガス・通信等

- 復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

【復旧対策内容】

| 機関名 | 対策内容 |
|------------------|-------------------------------|
| 東京電力(株) | ○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施 |
| 東京ガス(株) ガス事業者 | ○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施 |
| 各通信事業者 | ○ 応急復旧工事、本復旧工事の順で実施 |

第5章 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保

第1節 本章の概要

現状・背景

大規模地震等による被害を最小限に抑えるためには、市及び防災関係機関による迅速な初動対応が不可欠である。災害発生時に混乱なく対応できるよう、事前に体制を整備し、その習熟に各主体は取り組むことが求められる。

また、自治体単独での対応には一定の限界があり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域連携が必要である。

対策の方針

市は円滑な初動対応を確保するため、初動活動庁舎や各防災拠点、オープンスペース等ハード面の整備から、災害対策本部の設置・運営、職員の活動体制、市と防災関係機関の連携強化等、ソフト面の整備を進める。

また、東日本大震災からの教訓を踏まえ、東京都や他市町村、その他関係機関との応援協力、自衛隊への災害派遣要請など、災害時の広域連携について、より円滑な協力が図られるよう事前の体制構築を進める。

これらの体制を整備する過程で、「公助」の限界についての確に把握し、その補完・協力体制を構築するため、受援体制を強化するとともに、民間企業等との協定締結等を進める。

なお、「府中市地域防災計画」で定めた各対策で、より具体的な規定が必要なものについては、下位計画である「要綱・要領」及び「府中市災害対策本部マニュアル」、「府中市事業継続計画（BCP）地震編」、「府中市事業継続計画（BCP）風水害編」、「府中市災害時受援応援計画」（以下「受援応援計画」といいます。）において精査し、「府中市地域防災計画」の実効性を高めていくものとする。

目標とする到達点

事前に体制を整備することで、災害対応に当たる各主体が円滑に連携し、持てる能力を最大限に発揮し得る環境とする。なお、整備した体制については、防災訓練等の機会を捉え、随時その改善に取り組む必要がある。

第2節 具体的な取組

| 発災 | | | |
|---|---------|-------|--------|
| | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 初動対応体制の整備(P102) ○ 事業継続体制の確保(P106) ○ 消火・救助・救急活動体制の整備(P108) ○ 応急活動拠点の整備(P108) ○ 府中市防災会議の所掌事務(P109) ○ 災害時応援協定の締結(P109) <ul style="list-style-type: none"> ● 初動態勢(P110) ● 消火・救急・救護活動(P123) ● 応援協力や派遣の要請(P125) ● 応急活動拠点の調整(P131) | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-------------------|---------------|
| 1 初動対応体制の整備 | 市、都 |
| 2 事業継続体制の確保 | 市、都、事業所 |
| 3 消火・救助・救急活動体制の整備 | 市、府中警察署、府中消防署 |
| 4 応急活動拠点の整備 | 市、都 |
| 5 府中市防災会議の所掌事務 | 市 |
| 6 災害時応援協定の締結 | 市 |

1 初動対応体制の整備

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 発災時は、市各部はもとより、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊等も含めて、応急対策活動に当たる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。
- 地域ごとに異なる被害や地形等を踏まえ、市、自衛隊、警察、消防等の関係機関の能力を最大限発揮できるよう、陸・海・空の全てのインフラを活用する等、実効ある体制を構築する。

1-1 職員態勢の整備

- 職員参集に係るシステムや運用体制、要綱や要領、行動マニュアルなどを整備し、災害時における職員の初動体制を定めておく。
- この体制については、定期的な訓練等を通して、全職員への習熟を図る。

1-2 施設の整備

(1) 防災拠点（中央防災センター）の整備

- 震災等の災害に対して二次災害の防止と被害の軽減を図る災害対策の拠点施設として、府中市災害対策本部の設置等の機能を有する中央防災センターを整備した。
- 市は、府中消防署との合築庁舎である利点を活かし、府中市災害対策本部及び府中市消防団本部、府中署隊本部は円滑な連携を図り、迅速な災害対策活動を実施する。
 - ① 構造・階層・面積
 - RC造 地上7階建て
 - 震度7の地震に耐える免震構造
 - 敷地面積 1,866.34㎡
 - 建築面積 1,131.63㎡
 - 延面積 3,586.92㎡
 - ② 階構成
 - 府中市中央防災センター、府中市消防団本部室、府中消防署、消防職員待機宿舎で構成される。
 - ③ 災害対策活動を実施するための対策
 - ア 災害対策本部室の設置
 - イ 消防団本部室の設置
 - ウ 防災行政無線等各種機器の設置



【予防対策】 1 初動対応体制の整備

| | | | |
|----|--------------------------|-----------|---|
| 7階 | | | |
| 6階 | 消防職員待機宿舍 11室 | | |
| 5階 | | | |
| 4階 | 防災教室、体育訓練室、食堂、仮眠室、倉庫、機械室 | | |
| 3階 | 府 中 消 防 署 | 事務室、署長室 | 府 中 市 中 央 防 災 セ ン タ ー |
| | | 通信室、都民相談室 | |
| | | 倉庫、機械室 | 消防団本部 |
| 2階 | 更衣室、倉庫、機械室 | | |
| 1階 | 受付、車庫、防火衣収納庫、倉庫、機械室 | | |

第5章
第2部

(2) 市庁舎の活用

○ 市庁舎は、災害時には、災害対策を講じる重要な拠点となる。しかしながら、それとともに、市民へ日常生活に係るサービスを提供する場であるため、災害対応拠点としての活用と並行し、早期の市民サービス提供開始を念頭に、その活用を図る必要がある。

ア 本庁舎（東庁舎・西庁舎・北庁舎）

イ 府中駅北第二庁舎

○ 中央防災センターとの連携体制を構築し、市職員間で円滑な情報共有を図る。

○ 市庁舎の建て替えに当たり、防災・災害復興拠点施設として円滑な活動ができるよう検討する。

(3) 水防・防災ステーションの整備

- 災害時における物資の受入れ、配分等を行う地域内輸送拠点として、また、水害時の現地指揮本部の機能を有する施設として水防・防災ステーションを整備した。



水防・防災ステーション

(4) その他拠点の整備

- 各施設の災害時における活用方法を踏まえ、必要な資器材を整備する。
 - ① 防災センター
 - ② 矢崎町防災倉庫
 - ③ 保健センター

1-3 防災機能の強化・バックアップ拠点の確保

- 初動活動庁舎については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化する等、より効果的な防災機能の強化を図る。さらに、中枢拠点が被災した場合のバックアップ拠点を確保する。

1-4 災害ボランティア活動拠点の確保

- 災害時に、多数のボランティアの一時的な受入れ、情報の提供、必要な箇所へのボランティアの派遣等、効率的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア活動拠点を指定し、災害が発生した場合は、速やかに災害ボランティアセンターが設置できるよう体制を整備する。

1-5 市施設の停電対策

- 中央防災センター、本庁舎に停電対策を実施し、災害時における施設の電力確保に万全の体制を備える。
- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料等各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予想される。このため、市は事業組合と協定を締結し、各種燃料油の確保を図る。
- 各施設においては、電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備し、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。

(資料4-1 【東京都石油業組合府中支部】「災害時における燃料等の優先供給に関する協定書」)

1-6 外出者のための一時滞在施設の確保

- 市及び都は、外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。
- 一時滞在施設は、公共施設や民間の事業所を問わず幅広く確保する。また、一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、要配慮者の受入れを優先する。
- 所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定し、市民、事業者にも周知するとともに、事業者に対して施設提供への協力を働きかける。

2 事業継続体制の確保

- 市及び事業者等は、「事業継続計画（BCP）」を策定し、効率的に事業の復旧を図る体制を整備するものとする。なお、その内容には適宜検討を加え、必要があると認めるときには修正するものとする。
- 市は都とともに、事業者団体等を通じて、事業者等が「事業継続計画（BCP）」の策定を推進するよう働きかける。
- 市は、「受援応援計画」を策定し、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、事業を継続できる体制を整備するものとする。なお、その内容には適宜検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

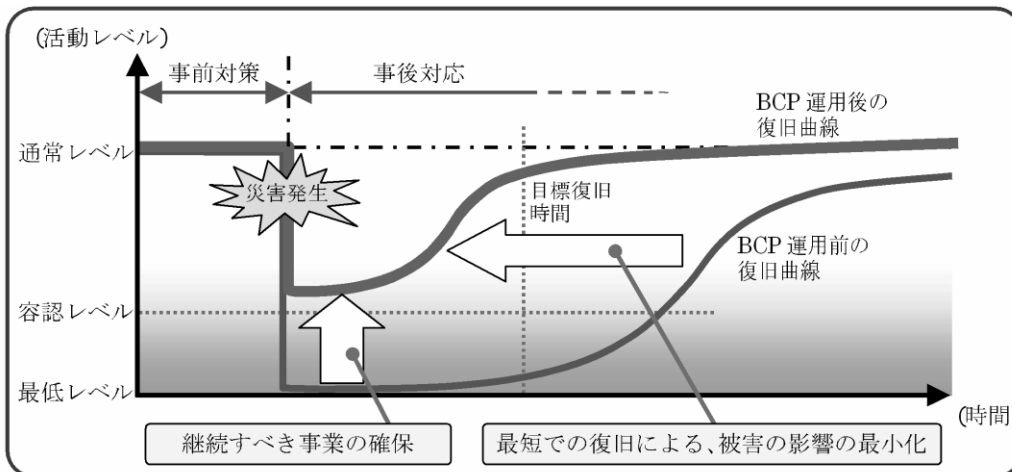
受援応援計画

- 災害により、市内が甚大な被害を受けた際には、市そのものが被災する中、膨大な災害対応業務が発生することにより、人的・物的資源が不足し、行政機能の大幅な低下が生じる。
- 一方、災害時は、被災自治体に対し、他の自治体や公共機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援が行われる。特に近年は、被災自治体に対して、他の自治体から多くの応援職員が派遣されている。
- 本市が被災した場合に、応援職員等を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有、各種調整及び被災者への生活再建を迅速かつ円滑に行うための対応計画が「受援計画」である。
- 災害により本市が被災した場合の受援に関する計画に対し、府中市外の自治体が被災した場合に、応援職員を派遣するための計画は、「応援計画」となる。
- 市では、市が被災した場合を想定し、応援を受け入れるための受援と、市が被災自治体に対して応援するための応援に関する計画を取りまとめた「受援応援計画」を整備する。

事業継続計画（BCP）

- BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。
- その内容としては、事業のバックアップのシステムや事務室の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等が典型である。
- 事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。
- 事業継続の取組は、以下の特徴をもっている。
 - ・ 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること
 - ・ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
 - ・ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること
 - ・ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること
 - ・ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること
 - ・ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること
- BCPの策定に当たっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行う等、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



3 消火・救助・救急活動体制の整備

- 市は、次のとおり消火・救助・救急活動体制を整備する。
 - ・ 平常時から消防団の団員確保及び育成に努め、地域の防災力向上を図る。
 - ・ 消防団の活動に必要な装備・資機材の充実・強化に努め、消防団員の活動力向上を図る。
 - ・ 街頭消火器の整備に努める。
 - ・ 府中警察署及び府中消防署と協力し、市地域内における円滑な連携体制の構築を図る。
- 府中警察署は、災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図る。
- 府中警察署は、緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化を行う。
- 府中消防署は、災害時に必要な消火・救助・救急体制を整備する。
- 府中消防署は、関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制を確立する。

4 応急活動拠点の整備

4-1 オープンスペースの確保

- 都は、震災後の市民生活の再建と都市復興を円滑に進めるため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを「東京都震災対策条例」で定めている。
- 市は、広域応援に伴い大規模救出救助活動拠点（※）となるオープンスペースについて、その迅速かつ効率的な活用のため、平素から都その他関係機関との連携体制構築に努める。
- 市は都と連携し、市内の利用可能なオープンスペースを関係機関と協議の上、把握し、具体的な使用方法等を確立する。

※ 大規模救出救助活動拠点

都が指定する、広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペース。

4-2 ヘリサインの設置

- 災害時に、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所等、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。
- 市は都と連携し、市施設等の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。
- ヘリサインの設置に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

(東京都地域防災計画 資料第80 「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」別冊P.241)

5 府中市防災会議の所掌事務

-
- 「府中市地域防災計画」を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 市長の諮問に応じて、府中市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、その結果を答申すること。
 - このほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を遂行すること。
 (資料42 「府中市防災会議条例」)
 (資料43 「府中市防災会議運営規程」)
 (資料44 「府中市防災会議委員名簿」)
 (資料45 「府中市防災会議地震部会構成員名簿」)

6 災害時応援協定の締結

-
- 市は、市をはじめとする機関が担う「公助」の限界について、協力・補完体制を構築するため、他市町村及び防災関係機関、その他団体等との間で災害時応援協定を締結し、発災時において、迅速な応援協力を得ることができる体制を構築する。
 - 協定締結先の選定については、「府中市地域防災計画(震災編)」に規定する市の応急対策業務のうち、市だけでは体制構築が不十分な業務、また、専門性が高く、市以外の団体の協力を得ることで、より高い効果が期待できる業務について、検討するものとする。
 - 市は、平常時から災害時応援協定の締結先との連携を密にし、効果的な応援協力を得られるよう努める。
 (資料46 「災害時応援協定一覧」)

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|--------------|------------------------------------|
| 1 初動態勢 | 市、府中市消防団、防災関係機関 |
| 2 消火・救急・救護活動 | 市、府中警察署、府中消防署、府中市消防団、自主防災組織、事業所、市民 |
| 3 応援協力や派遣の要請 | 市、都、防災関係機関 |
| 4 応急活動拠点の調整 | 市 |

1 初動態勢

- 大規模な地震が発生した場合に、府中市災害対策本部を設置するとともに、防災関係機関と連携し、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

1-1 活動体制

- 市は、市域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災関係機関として、法令、「都地域防災計画」及び「府中市地域防災計画」の定めるところにより、都、他の市及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 市は、府中市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、府中警察署、府中消防署等の関係機関に通報する。
- 府中市災害対策本部に関する組織を整備し、府中市災害対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 府中市災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、府中市災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。
- 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長(府中市災害対策本部長)は、都知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。



東日本大震災時における災害対策本部（本部長室）の様子

1-2 府中市災害対策本部の設置及び廃止

- 府中市災害対策本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「府中市災害対策本部条例」、「同条例施行規則」及び「府中市災害対策本部運営要綱」の定めるところによる。
- 「府中市災害対策本部運営要領」の内容について規定に準じて検討する。
- 市長は、災害時においては、法令、「東京都地域防災計画」及び「府中市地域防災計画」の定めるところにより、都・隣接市及び防災関係機関並びに市民等の協力を得て、応急対策を実施する責務を有する。
- 市長は、市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、府中市災害対策本部を設置する。ただし、夜間・休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震が発生した場合は、府中市災害対策本部を自動的に設置する。
- 府中市災害対策本部の本部長室の設置場所は中央防災センターとする。
本部長室は、「府中市災害対策本部条例施行規則」に基づき、災害対策本部長、災害対策本部副本部長、災害対策本部員をもって組織し、災害対策本部の基本方針を審議策定する。
(資料48 「府中市災害対策本部条例」)
(資料49 「府中市災害対策本部条例施行規則」)
(資料50 「府中市災害対策本部運営要領」)
(資料51 「府中市災害対策本部長室 配置図」)

(1) 府中市災害対策本部設置の通知等

- ① 府中市災害対策本部管理部長（行政管理部長）は、府中市災害対策本部が設置されたときは直ちに、次に掲げる者のうち必要と認めた者に府中市災害対策本部の設置を通知する。
 - ア 副本部長・本部員
 - イ 東京都知事
 - ウ 隣接区市長
 - エ 府中警察署長
 - オ 府中消防署長
 - カ 市内にある指定公共機関及び指定地方公共機関の長
 - キ その他必要と認めた者
- ② 本部員は、府中市災害対策本部設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- ③ 市（政策総務部広報課長）は、府中市災害対策本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表しなければならない。

(2) 府中市災害対策本部の標示の掲出

- 府中市災害対策本部が設置された場合は、設置場所に府中市災害対策本部の標示を掲出する。

(3) 府中市災害対策本部の廃止

- 本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、府中市災害対策本部を廃止する。
- 府中市災害対策本部の廃止の通知等は、府中市災害対策本部の設置の通知等に準じて処理する。

1-3 府中市災害対策本部の組織

- ① 府中市災害対策本部は、本部長室、部及び班をもって構成する。
- ② 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ③ 部に部長をおく。
- ④ 本部長室、部に属すべき本部の職員は、別に市長が定める。
- ⑤ 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を置く。

1-4 本部長等の職務

○ 本部長等の職務は、次のとおりである。

| 役職 | 職務に当たる者 | 主な職務 |
|-------|-----------------|--|
| 本部長 | 市長 | ○ 本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。 |
| 副本部長 | 副市長及び教育長 | ○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 |
| 本部員 | 市部長職 | ○ 本部長の命を受け、部の事務を掌理する。 |
| 本部連絡員 | 本部員の属する部の調整担当課長 | ○ 本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を推進するため、各部ごとに本部連絡員を置く。 ○ 本部連絡員は、原則として本部員に属する調整担当課長とし、あらかじめ指名される。 ○ 本部管理部長（行政管理部長）は、本部長室又は指定した場所に、本部連絡員を招集することができる。 |
| 本部応援員 | 指名された職員 | ○ 府中市災害対策本部における行政管理部（防災危機管理課）の業務を支援するため、本部応援員を市職員の中から指名する。名簿は別に定める。 ○ 本部応援員は、市において震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに中央防災センターに出動し、所定の活動を行う。 |

○ 「災害対策基本法」第23条の2第3項に基づき、消防吏員の本部員への任命について検討する。

「災害対策基本法」第23条の2第3項

「市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。」

1-5 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。
 - ① 府中市災害対策本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - ② 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ③ 避難の勧告又は指示に関すること。
 - ④ 都、他市区町村に対する応援の要請に関すること。
 - ⑤ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - ⑥ 前号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

1-6 本部派遣員

- 本部管理部長（行政管理部長）は、密な情報共有を要する事案が発生した場合など、特に必要があると認めたときは、府中消防署、府中警察署、府中市消防団、指定地方行政機関等から、本部派遣員の派遣を求めることができる。

1-7 ICS（※）体制による指揮系統

- 参集した職員の中で、指揮系統を構築し、応急対策業務を実施する。

※ ICS（Incident Command System）

職員参集が整うまでの時間経過の中で、最初に現場に到着した職員で指揮命令系統を構築し、参集してくる職員を職層にかかわらず、その時点で緊急性の高い仕事に配置していくことで、迅速かつ効率的に必要な応急対策を行う仕組み。

1-8 現地災害対策本部の分掌事務等

- 必要に応じて、災害現場に現地災害対策本部を設置する。

（1）構成

- ① 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。
- ② 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
- ③ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。
- ④ 現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。

(2) 分掌事務

- ① 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- ② 都及び関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
- ④ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること
- ⑤ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること
- ⑥ 各種相談業務の実施に関すること
- ⑦ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

1-9 府中市災害対策本部の運営

(1) 本部長室の運営

- ① 本部長室の開設
 - 本部管理部長（行政管理部長）は、府中市災害対策本部が設置されたとき、原則として中央防災センターに直ちに本部長室を開設する。
 - 本部管理部長（行政管理部長）は、本部長室の機能を確保するため、情報通信機器の保全等に必要な措置を行う。
 - 本部長室開設後は、本部管理部長（行政管理部長）が運営を統括し、府中市災害対策本部を構成する部及び防災関係機関の総合調整を行う。
- ② 本部長室の審議
 - 本部長は、所掌事務について審議する必要があるときは、本部員を招集する。
 - 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者の出席を求める。
 - 本部員は、付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室の審議に付議しなければならない。
- ③ 本部連絡員調整会議
 - 本部管理部長（行政管理部長）は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めるとき、又は本部員、本部連絡員から要請があったときは、本部連絡員調整会議を招集するものとする。
- ④ 対策調整会議
 - 本部管理部長（行政管理部長）は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めるときは、関係する部その他防災関係機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

(2) 都現地対策本部との連携

- 都の現地対策本部が設置された場合、府中市災害対策本部は都現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図るものとする。

(3) 府中市災害対策本部と報道機関との連絡

- 府中市災害対策本部の報道機関に対する発表は、政策総務部（広報課）が記者クラブ又は臨時記者室において行う。

(4) 本部の通信

- 府中市災害対策本部の通信の運用管理は、本部管理部長（行政管理部長）が運営を統括し政策総務部（広報課長）が補佐する。
- 本部員は、府中市災害対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制の確保を図る。

(5) 本部長への措置状況等の報告

- 部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
 - ① 調査・把握した被害状況等
 - ② 実施した応急措置の概要
 - ③ 今後実施しようとする応急措置の内容
 - ④ 本部長から特に指示された事項
 - ⑤ その他必要と認められる事項

(6) 庶務

- 本部長室の庶務は、行政管理部（防災危機管理課）が行う。

1-10 府中市災害対策本部の運営を確保する施設

- 中央防災センターは、府中市における災害等の情報収集や情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う拠点施設である。
- 中央防災センターは次の機能を有する。
 - ① 情報収集、分析、伝達機能
 - ② 審議、決定、調整機能
 - ③ 指揮、命令、連絡機能

1-1-1 初動期における応急対策活動

- 発災からおおむね72時間までは、救助活動、消火、医療救護、輸送路の確保等人命に係る応急対策活動に重点を置く。
- 被災現場での応急対策活動を機動的に実施するため、非常配備態勢を編制する。
- 非常配備態勢では、避難所の開設・運営、要援護者の保護等、人命・人身に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や市各部が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援等を行う。
- 活動拠点となる市施設については、防災行政無線等応急対策活動の実施に必要な資機材を整備する。
- 休日、夜間等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はこれに準ずる地震により災害が発生したときは、緊急の初動態勢を確保し、応急対策活動を実施する。（1-1-3において「特別非常配備態勢」として規定）

1-12 市職員の配備態勢

(1) 非常配備態勢

- 「府中市災害対策本部運営要領」に定める。
- 府中市消防団は別に定める要綱に基づき直ちに活動する。

【非常配備態勢】

| 種別 | 発令時期 | 態勢 | 職員態勢 | |
|----------|--|---|---|---|
| | | | 平日 (勤務時間内) | 休日夜間 |
| 第一非常配備態勢 | 東海地震の判定会が招集されたとき。 災害その他の状況により本部長が必要と認めたとき。 | 被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢 | 防災危機管理課職員 | 防災危機管理課当番職員 ※ 自宅待機 (出動の準備) |
| 第二非常配備態勢 | 東海地震の警戒宣言が発せられたとき。 局地的災害が発生したとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 | 第一非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢 | 防災危機管理課職員 関係課職員 | 防災危機管理課当番職員 防災危機管理課の管理職を含む指定職員 本部管理部長(行政管理部長)が必要と認める部課の職員 |
| 第三非常配備態勢 | 震度5弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 | 市の地域の災害に直ちに対処できる態勢 | 第三非常配備態勢要員 本部員 本部連絡員 初動班 本部長が必要と認める部課の全職員 | (平日の態勢に準ずる) |
| 第四非常配備態勢 | 震度6弱以上の地震が発生し、市の地域に災害が起きたとき。 その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。 | 災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢 | 第四非常配備態勢要員 ※ 全職員が対象 | (平日の態勢に準ずる) |

(資料52 「府中市震災時特別非常配備態勢初動班に関する要領」)

① 非常配備態勢の特例

- 市長は、災害及びその他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

② 府中市消防団の活動

- 府中市消防団は別に定める要綱に基づき直ちに活動する。

③ 関係機関の協力

- 「府中市地域防災計画（震災編）」に定める指定防災関係機関は、市の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、直ちに連絡態勢を確認するとともに、連携して被害の対処に当たるものとする。

④ 職員の動員

- 非常配備態勢別の職員の動員については別に定める。

(2) 職員の配置

- 本部員は、あらかじめ非常配備態勢時の各部の編成により、配備態勢の種別に応じた職員の配置を、所属職員に周知徹底させるとともに、職員の非常時における参集の方法を定めておかなければならない。
- 本部員は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。
 - ① 参集状況に応じて、職員を指定の部署に配置すること。
 - ② 報告及び連絡の方法及び職員の交替方法を周知徹底させること。

(3) 職員の服務

- 府中市災害対策本部が設置された場合は、全ての職員は府中市災害対策本部体制下の指示に基づき行動し、次の事項を遵守して、総力をもって災害対策を実施しなければならない。
 - ① 常に災害に関する情報及び府中市災害対策本部関係の指示に注意すること。
 - ② 不急の行事、会議、又は出張を中止すること。
 - ③ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - ④ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ること。
 - ⑤ 非常配備態勢が発令されたときは、万難を排し参集すること。

1-1-3 特別非常配備態勢

- 本来であれば、府中市災害対策本部の設置及び本部長からの指令を待ち、災害対応に当たる非常配備態勢を構築するものであるが、休日、夜間においては、指令を待つまでに多くの時間を要してしまい、初動対応の遅れを招くことが想定される。
- そのため府中市では、予め発令要件を設定し、職員が自発的に、指令を待たずとも即座に非常配備態勢（第三又は第四）に準ずる体制を構築することとし、もって災害に対する初動対応の迅速化を図るものとする。この体制を、特別非常配備態勢という。

(1) 発令要件

- 休日、夜間等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき。

(2) 参集場所

- 原則として、自己の勤務場所とする。ただし、事前の計画に基づいて勤務場所以外の指定場所に参集する者は除く。

(3) 特別非常配備態勢における初動要員

- 市長は、第三非常配備態勢職員の中から、市内及び近隣に在住する職員を初動要員として本部応援員、初動班に指名する。名簿は別に定める。
 - ① 本部応援員
 - ア 出動態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに中央防災センターに出動し、所定の活動を行う。
 - イ 活動内容：府中市災害対策本部設置前における情報収集、伝達活動、府中市災害対策本部設置準備等を行う。
 - ② 初動班
 - ア 出動態勢：市において、震度5弱以上の地震の発生を感知又は知ったときには、速やかに指定避難所に出動し、所定の活動を行う。
 - イ 活動内容：指定避難所の状況及び市街地の被災状況を確認し、府中市災害対策本部との連絡体制の確保、避難誘導、避難所の開設準備等を行う。

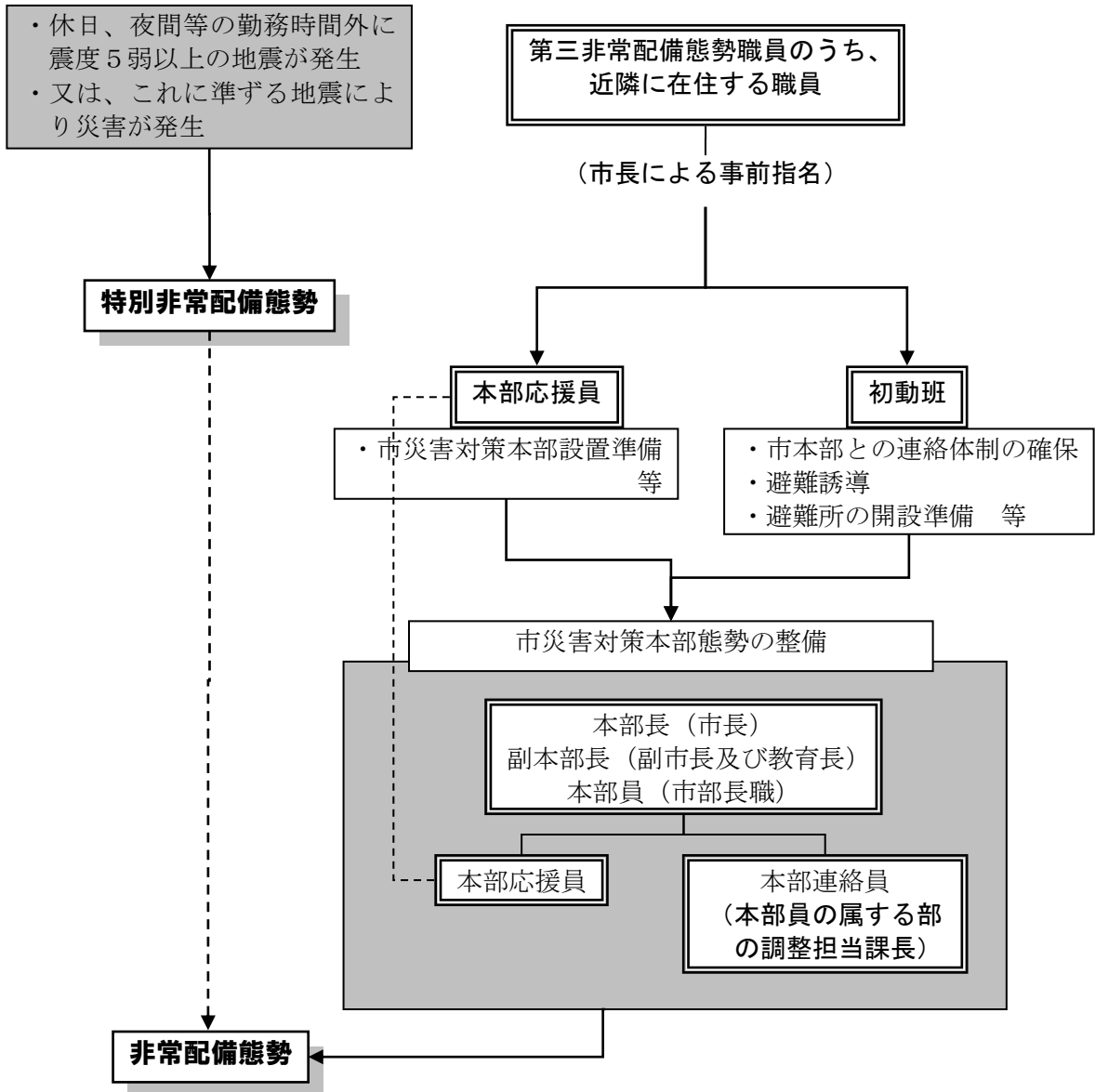
(4) 参集時の留意事項

- ① 参集時の服装及び携行品
応急活動に適した服装とし、手拭い、水筒、食料及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。
- ② 被害状況の報告
職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の指揮者に報告し、指揮者は府中市災害対策本部に報告すること。
- ③ その他
 - 職員は、あらかじめ定められた地震災害時における配置態勢及び自己の任務を十分習熟しておかねばならない。
 - 職員は、災害応急対策を遂行するため、徒歩あるいは自転車等あらゆる手段を講じて出動する。
 - 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配置部署につくのが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は府中市災害対策本部の指示を受けなければならない。

(5) 災害対策本部への移行

- 特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、「府中市災害対策本部運営要領」に基づく非常配備態勢に移行する。

【特別非常配備態勢から非常配備態勢への移行】



1-1-4 防災関係機関の活動態勢

(1) 責務

- 防災関係機関は、災害が発生した場合は、それぞれが所管する災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務に協力する。
- 府中市地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、府中市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令及び市地域防災計画の定めるところにより、災害対策を実施する。

(2) 活動体制

- 防災関係機関は、前記の責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

2 消火・救急・救護活動

- 災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

(「第2部 第3章 応急対策 1 消火・救急・救護活動」再掲)

2-1 市の役割

- 市施設への来庁者や職員の安全を確保し、災害対策に当たるための初動体制を整える。
- 府中市災害対策本部を設置するとともに、市施設から市内の被害情報等を収集する。
- 被害情報等から医療救護所の設置を判断し、府中市医師会等に応急救護に対する協力を要請する。
- 負傷者の医療救護所への搬送体制を確立する。

2-2 市民及び自主防災組織の役割

- 市内に設置してある街頭消火器等、各種消火用資器材により初期消火を実施する。
- 初期消火は、火災の拡大防止に主眼を置き、消防団員や消防団の到着後は、その指示に従う。
- 地域の防災倉庫にある資器材を活用し、建物倒壊等による二次災害を防止しつつ、負傷者の救出救助活動を実施する。

2-3 府中警察署の役割

- 府中消防署、自衛消防組織等と連携協力した救助活動を実施する。
- 府中消防署や府中市消防団等、各機関による迅速な活動を確保するため、交通規制を実施する。

2-4 府中消防署の役割

- 市内の被害状況の収集に努め、効果効率的な消防隊の配備により消火活動と平行して、救急・救助活動を実施する。
- 府中市消防団と連携するとともに、市民による初期消火活動により消防力を補う。
- 対応困難な事象に対しては、東京消防庁のスケールメリットを活かし、応援部隊の要請を行う。
- 負傷者の救護に当たっては、消防団員や東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、効果的な救護活動を実施する。

2-5 府中市消防団の役割

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- 携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。
- 消防隊との連携を強化するとともに、消火活動及び避難道路の確認を消防団独自に、若しくは消防隊と連携して行う。
- 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行う。

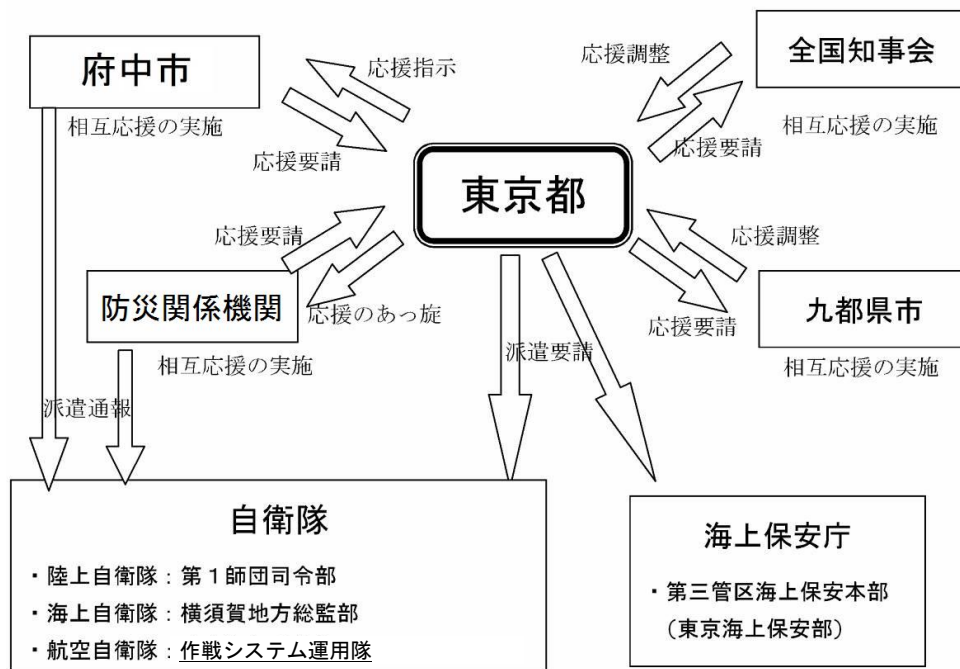
2-6 事業所の役割

- 来訪者や従業員の安全を確保し、出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- 事業所での初期対応完了後、地域の消火、救助活動を実施する。
(参照 第2部第2章「市民と地域の防災力向上」)
(資料3-2 【府中市医師会・府中消防署】「府中市における応急手当の普及に関する協定」)

3 応援協力や派遣の要請

- 災害が発生した場合には、各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施する。
- 被害が広範囲に及ぶなど、市内の防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、都及び被災していない他市区町村、関係機関等に協力を依頼し、災害対策を実施する。
- 受援応援体制の整備や、関係の団体との間で応援・協力に関する協定をあらかじめ締結する等、応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害対策活動体制を強化・充実させていく。

【応援協力・派遣要請のフロー】



3-1 応援協力

(1) 都との相互協力

- 市長は、知事に応援又は応援のあつせんを求める等して災害対策に万全を期する。
- 知事は、災害を受けた市が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の市に対し応援すべきことを指示し、又は防災関係機関の応援をあつせんする。
- 市長が知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、都に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日、「受援応援計画」に基づき、文書により改めて処理する。

【応急対策】3 応援協力や派遣の要請

- ① 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)
 - ② 応援を希望する機関名
 - ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援を必要とする場所、期間
 - ⑤ 応援を必要とする活動内容
 - ⑥ その他必要な事項
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して災害派遣を要請する。なお、そのいとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに知事に通知する。
- 都は、他の市に対し応援すべきことを指示し、又は防災関係機関の応援をあつせんする。
- 都は、地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は市から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(資料53 【東京都27市・3町・1村】「震災時等の相互応援に関する協定書」)

(2) 他市町村との相互協力

- 市は、「受援応援計画」に基づく受援体制を整備するとともに、他市町村と相互に協力し、災害対応に当たる。
- ・「災害対策基本法」第67条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援の協定を締結する。
 - ・市の持てる限界について、協定等を活用し協力・補完体制を構築するため、協定内容の見直し検討を実施する。

(資料53 【東京都27市・3町・1村】「震災時等の相互応援に関する協定書」)

(資料54 【競艇事業施行自治体17市】「大規模災害時の相互応援に関する協定」)

(資料55 【甲州街道サミット参加12市】「大規模災害時等における相互応援に関する協定書」)

(資料56 【長野県南佐久郡佐久穂町】「災害時における姉妹都市相互応援協定」)

(3) 公共的団体等との相互協力

○ 市は、次のとおり整備した体制により、公共的団体等と相互に協力し、災害対応に当たる。

- ・ 市は、区域内における公共的団体（※）の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備する。
- ・ 市は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織（※）に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- ・ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - ① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること
 - ② 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
 - ③ 震災時における広報広聴活動に協力すること
 - ④ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
 - ⑤ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
 - ⑥ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること
 - ⑦ 被災状況の調査に協力すること
 - ⑧ 被災区域内の秩序維持に協力すること
 - ⑨ その他の災害応急対策業務に協力すること

※ 公共的団体

府中市赤十字奉仕団、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、J A マインズ、むさし府中商工会議所等をいう。

※ 防災組織

町会や自治会等を主体に結成された地域の防災活動を担う組織である自主防災組織、事業所の防災組織等をいう。

(4) 防災関係機関との相互協力

○ 市は、次のとおり整備した体制により、防災関係機関と相互に協力し、災害対応に当たる。

- ・ 市は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、平素から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- ・ 市及び防災関係機関は、府中市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置を取るため、連絡員の派遣等の措置を講ずる。
- ・ 市は、おのおの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておく。

(5) 各機関の経費負担

○ 国から市又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から市又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（「災害対策基本法」施行令第18条）。

3-2 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害派遣の範囲

○ 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

① 知事の要請による災害派遣

○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。

② 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

○ 市長又は府中警察署長その他これに準ずる官公署の長官が、自衛隊に対して直接災害派遣要請をした結果、直ちに救護の措置を取る必要があると認められて派遣される場合。

(2) 災害派遣要請の手続

○ 市長は、災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。

○ 市長は、府中市の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接連絡の取ることが可能な部隊に要請する。この場合、事後において速やかに知事に通知する。

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

- 知事及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- 各防災関係機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都は解体業者等の協力を得て、確保に努める。
- 知事及び各防災関係機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、市等関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

(4) 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。
 - ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
 - ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
 - ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
 - ⑤ 島しょ部に係る輸送料等
 - ⑥ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

(5) 災害派遣部隊の活動内容

【活動内容】

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|--------------------------|---|
| 都 の 域 内 を 担 当 す る 組 織 | ○ 陸上自衛隊第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊防空指揮群本部 |
| 被害状況の把握 | ○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 |
| 避難の援助 | ○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 避難者等の 捜 索 援 助 | ○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 |
| 水 防 活 動 | ○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。 |
| 消 防 活 動 | ○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。 |
| 道路又は水路の 障 害 物 除 去 | ○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。 |
| 応急医療、救護 及 び 防 疫 | ○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。 |
| 人員及び物資の 緊 急 輸 送 | ○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 被災者生活支援 | ○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。 |
| 救援物資の無償 貸 付 又 は 譲 与 | ○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。 |
| 危険物の保安 及 び 除 去 | ○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| そ の 他 臨 機 の 措 置 等 | ○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置を取る。 ○ 「災害対策基本法」第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、市長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置を取る。 |

(6) 宿泊施設等

- 市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿泊施設等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

4 応急活動拠点の調整

- 市は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出し、災害時の応急活動拠点としての利用を要請する。

第6章 情報通信の確保

第1節 本章の概要

現状・背景

災害対策においては、被害状況などの災害関連情報の収集、分析が、具体的な活動を展開する上で欠かせない。また、これらの情報を市民へ効果的に提供することは、発災時の混乱を避けるために必要である。

また、通常時に使用している情報通信手段が活用できなくなる可能性を想定し、情報伝達ルートの多重化など、発災時に機能する通信網を確保することが求められる。

なお、技術の進歩による新たな情報通信手段については、その機能を検討し、有効な手段について災害対策に活用していくことが求められる。

対策の方針

市では、「全国瞬時警報システム（J-A L E R T）」及び「緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）」、「東京都防災行政無線」、「地震計ネットワークシステム」による広域連携のほか、「職員緊急参集システム」及び「府中市消防団緊急招集メール配信システム」、「府中市防災行政無線」を活用した市内連携等、防災関係機関相互の情報連絡体制を構築している。これら手段を活用し、市は情報の収集、分析を行う。

また、市民への情報提供については、「府中市防災行政無線」及び「全国瞬時警報システム（J-A L E R T）」、「緊急速報メール」、「府中市公式ツイッター」、「府中市メール配信サービス」を整備しており、これら各手段の特性を踏まえ、より適切な運用を図っていく。

なお、東日本大震災においても有効に機能したソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、技術の進歩により新たに活用されている手段についても、市はその積極的な運用を検討する。

目標とする到達点

情報伝達ルートの多重化により、どのような災害においても代替手段を講じることができ、適切な情報伝達ができる体制とする。また、市民への情報提供については、世代等により活用できる情報通信手段に偏りがあることを充分考慮し、各手段の運用について、より効果的な情報提供が可能となるように努める。

第2節 具体的な取組

| 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|---|---------|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備(P134) ○ 市民への情報提供体制の整備(P138) ○ 市民相互の情報連絡等の環境整備(P138) <ul style="list-style-type: none"> ● 防災関係機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報等の第一報)(P139) ● 防災関係機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)(P141) ● 広報体制(P146) <ul style="list-style-type: none"> ● 広聴体制(P149) ● 市民相互の情報連絡等(P149) | | | |

【予防対策】 1 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|------------------------|---|
| 1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 | 市 |
| 2 市民への情報提供体制の整備 | 市 |
| 3 市民相互の情報連絡等の環境整備 | 市 |

1 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備

1-1 市と他機関等との情報通信手段

○ 市は、国や都内他区市町村等との情報連絡体制を構築するため、情報通信手段を整備する。

【情報通信手段】

| 機関名 | 連携先 | | 情報通信手段 |
|-----|----------|----------------------------|---|
| 市 | 広域連携 | 国 | ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT） 【気象庁、総務省消防庁】 ② 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） 【官邸】 |
| | | 都及び他区市町村 | ③ 東京都防災行政無線 ※ 東京都災害情報システム（DIS） ④ 地震計ネットワークシステム |
| | 市内における連携 | 市職員 | ⑤ 職員緊急参集システム |
| | | 市職員、 府中市消防団、 その他関係機関 | ⑥ 府中市消防団緊急招集メール配信システム 【府中市消防団、府中消防署】 ⑦ 府中市防災行政無線 |

（資料57 「府中市防災行政無線移動系・デジタルMCA無線一覧」）

（資料58 【東京電力株式会社武蔵野支社】「大規模停電発生時における防災行政無線の使用に関する覚書」）

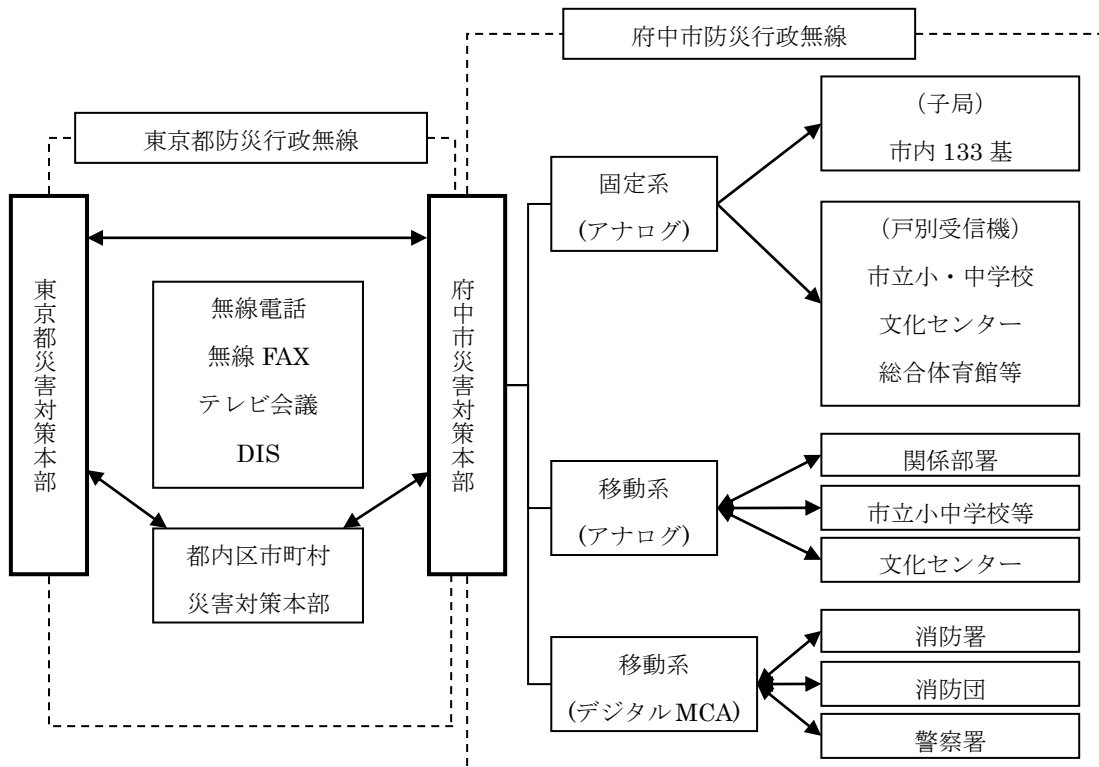
○ 都外遠隔地との情報連絡体制について、災害時においても有効に活用可能な情報通信手段を検討する。

【情報通信手段の概要】

| |
|--|
| ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT） |
| 気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して受信し、府中市防災行政無線を自動起動するシステム。 |
| ② 緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net） |
| 総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に受信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を国と共有する。受信時は、アラーム等による注意喚起、送信元へのメッセージ送達確認及び添付資料の閲覧確認の自動報告が可能。なお、並行してFAXによる情報伝達も行う。 |
| ③ 東京都防災行政無線 |
| 都総務局総合防災部防災通信課が設置主体。区市町村役場、建設事務所を中心に約80局設置されており、一つの回線に複数のチャンネルを収容する多重系無線システム。 ア 電話 専用回線なので、通話殺到等の影響を受けない。また、一斉通報が可能。 イ ファクシミリ 一斉通報、個別通信が可能。 ウ 画像伝送システム 会議・画像配信を設置機関間で行うことが可能。 エ 災害情報システム（DIS） 都による情報の一元管理、区市町村や防災関係機関間の連携等を図ることが可能。 |
| ④ 地震計ネットワークシステム |
| 市に設置している計測震度計の情報が東京都へ自動伝送されるシステム。 |
| ⑤ 職員緊急参集システム |
| 市が整備した、「府中市職員緊急参集システム運用要領」に基づき運用する、携帯電話の電子メールを活用し職員間の情報共有を図るためのシステム。 （資料59 「府中市職員緊急参集システム運用要領」） |
| ⑥ 府中市消防団緊急招集メール配信システム |
| 市及び府中市消防団、府中消防署が、府中市消防団の迅速かつ確実な活動態勢を確保するため、「東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定書」に基づき運用するシステム。 （資料60 【府中消防署】「東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定書」） |
| ⑦ 府中市防災行政無線 |
| 市が、「府中市防災行政用無線局管理運用規程」及び「府中市防災行政用無線局（固定系親局）運用要領」に基づき運用するシステム。 ア 固定系（アナログ） 同報通信方式により、市民に対して直接災害情報等を伝達する。中央防災センター内に基地局を設置し、屋外子局、屋内戸別受信機を整備する。なお、固定系の放送内容は、フリーダイヤル（0800-8000-606）による電話確認が可能である。 イ 移動系（アナログ） 市各部課及び市施設間の情報連絡のため整備する。 ウ 移動系（デジタルMCA） 市と府中市消防団、防災関係機関間の情報共有を図るために整備する。 |

【予防対策】1 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備

【防災行政無線の概念図】



第2部
第6章



府中市防災行政無線（屋外子局）

1-2 通信連絡態勢

(1) 府中市災害対策本部設置前の連絡窓口

- 府中市災害対策本部が設置されるまでの間、市への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間においては市行政管理部（防災危機管理課）が担当し、通常の勤務時間外及び休日の夜間等において、職員が参集するまでは市夜間警備室が担当する。

(2) 府中市災害対策本部設置後の連絡窓口

- 府中市災害対策本部への通信連絡は、中央防災センター内防災危機管理課事務室において処理する。
- 中央防災センターには、府中市防災行政無線、災害時優先電話その他通信設備を配置する。
- 「府中市災害対策本部運営要領」に定める本部連絡員が連絡責任者となる。

(3) 地域における情報連絡

- 消防団員の中から地域における情報を連絡する責任者をあらかじめ定める。

(4) 災害情報

- 府中市災害対策本部が収集、又は伝達すべき災害情報は、おおむね次のとおりである。
 - ・ 人的、物的被害状況
 - ・ 避難の状況
 - ・ 交通機関の運行及び道路交通の状況
 - ・ 防災関係機関の防災応急対策の実施状況
 - ・ ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況
 - ・ 情報の変容、流言等の状況
 - ・ 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定の伝達
 - ・ 消防団員等の配備命令の伝達
 - ・ 市内事業所等に対する防災応急対策実施指示等

2 市民への情報提供体制の整備

- 各情報提供手段の活用により、市民へ情報を提供するとともに、報道対応の円滑化を図る。

【市民への情報提供手段】

| 情報提供手段 | 情報提供方法 |
|--------------------------------------|---|
| 府中市防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALART) | 市内133か所に設置された、府中市防災行政無線の屋外スピーカーにより放送。 ※ 音声聞き取りづらかった場合は、フリーダイヤル(0800-8000-606)により電話で内容確認が可能。 |
| 緊急速報メール | 市内にいる方の携帯電話(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル)へ事前登録なしに一斉配信。 |
| 府中市公式ツイッター | インターネット上で短文(つぶやき)を投稿・閲覧できる無料のコミュニケーションサービスであるTwitterにより配信。 ・アカウント:「東京都府中市」 ・ユーザー名:「@fuchutokyo」 |
| 府中市メール 配信サービス | 登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスへ配信。 |

【事業者への情報提供手段】

| 情報提供手段 | 情報提供方法 |
|---------|-------------------------------------|
| デジタルMCA | 府中市災害対策本部を開設した場合に、府中市企業防災協議会へ情報を提供。 |

- 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、市民に対してその利用の心得等を周知するとともに、発表時の危難回避行動等について、地域防災訓練等の機会を捉え習熟を図っていくものとする。また、市が整備する情報提供手段等との連動を推進し、広く市民へ伝わるよう体制整備を進める。

(資料6-1 【府中消防署】「府中市と東京消防庁府中消防署間における全国瞬時警報システム(J-Alert)により配信される情報等の取り扱いに関する覚書」)

3 市民相互の情報連絡等の環境整備

- 東日本大震災においても有効に機能したソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等、市民相互に安否確認が取れる手段の周知を図り、市民相互の連携で、より効果的な災害情報の拡散が図られるよう環境整備に努める。
- なお、災害時には、誤った情報に基づく混乱発生の危険性があることを認識し、地域防災訓練等の機会を捉え、市は市民に十分に注意喚起する。

【応急対策】 1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

【応急対策】

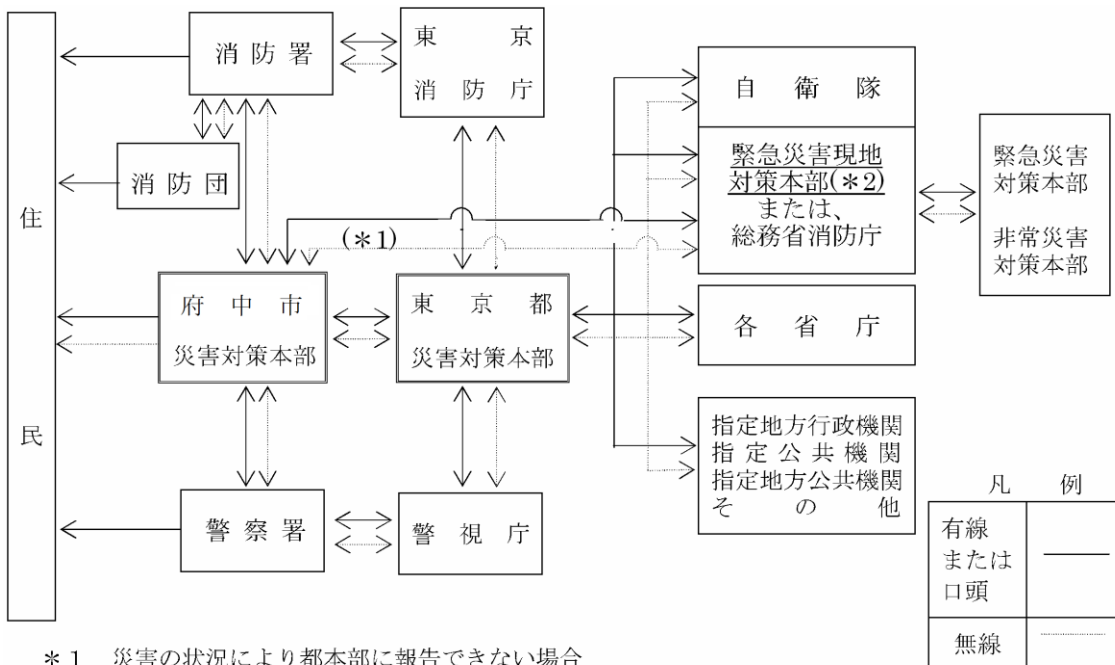
【対策の体系・担当】

| | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報） | 市 |
| 2 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） | 市、都、防災関係機関、府中警察署、府中消防署、府中市消防団 |
| 3 広報体制 | 市、府中警察署、府中消防署 |
| 4 広聴体制 | 市、府中警察署、府中消防署 |
| 5 市民相互の情報連絡等 | 市、市民 |

1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

○ 市は、災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるため、防災関係機関や市民に、都や気象庁、防災関係機関等から得た災害に関する警報及び注意報について、迅速かつ正確に伝達する。

【通信連絡の系統図】



* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
 * 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

【応急対策】1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

1-1 市の取組内容

- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

(1) 異常現象の通報

- 市は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。

(2) 一般的な災害原因に関する情報通報

- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知する。

(3) 気象等の予警報の伝達

- 市は、重要な注意報及び警報について、都、府中警察署又はNTT東日本からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに市内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体に伝達するとともに府中警察署、府中消防署等の協力を得て、住民に周知する。
- 平成25年8月30日に気象庁が運用を開始した「特別警報」について、その運用趣旨を鑑み、適切な体制整備を進める。

1-2 市、都及び各放送機関の取組内容

- 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、市民に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う等、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申合せ」の内容による。

（資料62 【株式会社ジェイコム東京】「災害時における災害情報の放送等に関する協定書」）

(1) 実施機関

- 東京都、府中市、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

【応急対策】2 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

(2) 伝達する情報

- ① 高齢者等避難（要配慮者避難情報）
- ② 避難指示
- ③ 警戒区域の設定

【避難指示等一覧】

| 区 分 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|--------|--|--|
| 高齢者等避難 | ○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | ○ 避難行動に時間を要する者（要配慮者）は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） |
| 避難指示 | ○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 |

2 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

- 地震等により災害が発生した場合は、各防災関係機関は情報連絡体制に基づき、緊密に連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施する。

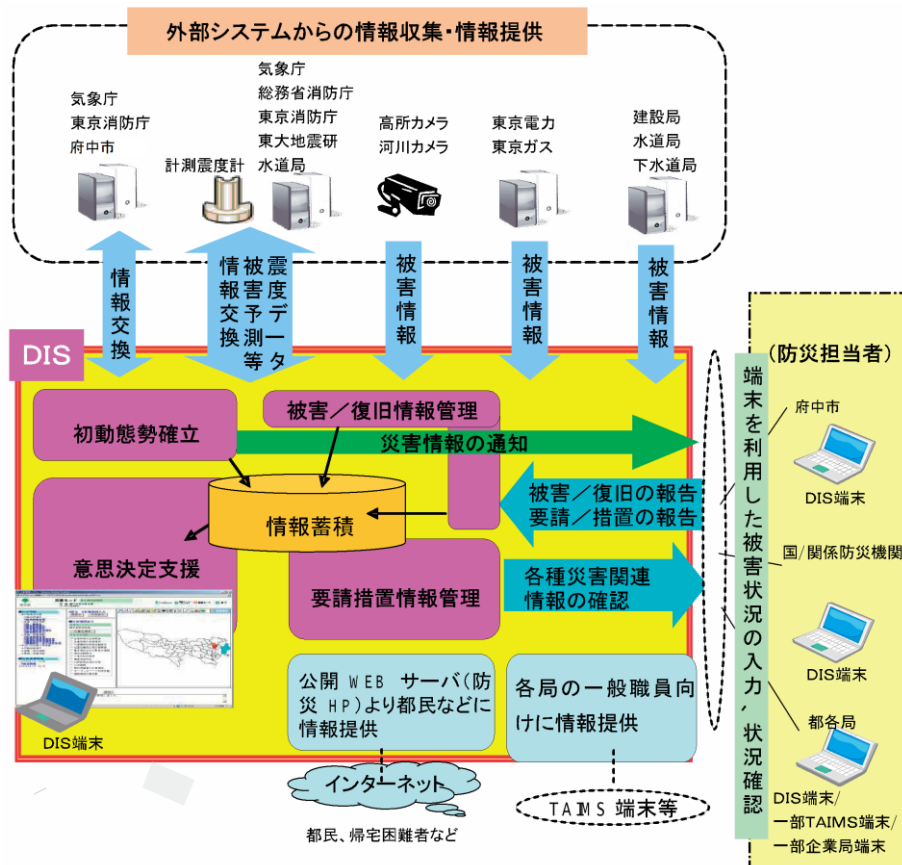
【応急対策】2 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

2-1 機関別の役割

- 被害状況の迅速・的確な把握は、災害救助法適用の要否、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。
- 市及び都は、東京都災害情報システムのほか、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。
- 市は、総務省で実施している、「総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」第3条第8項に基づく災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話等）無償貸与の活用を検討し、通信の輻輳及び途絶の回避を図る。この要請は、関東総合通信局無線通信部陸上第二課に対して行う。
- 市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、当該災害に関する応急対策が完了するまで、あらかじめ定められた伝達システムにより、府中市災害対策本部及び都に報告する。

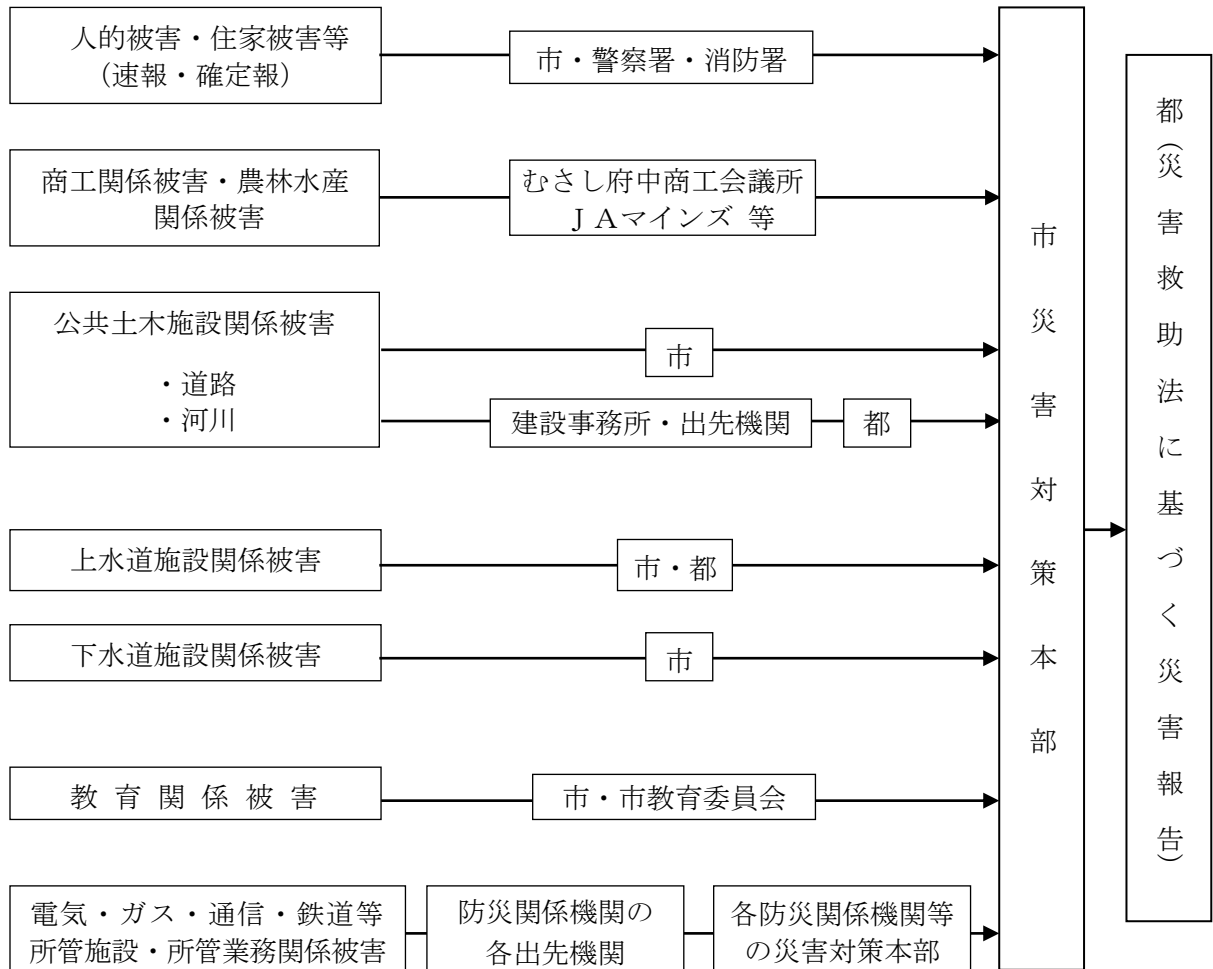
（資料63 【東京消防庁府中消防署】「非常通信の運用に関する協定書」）

【東京都災害情報システム（DIS）の場合】



【応急対策】2 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

2-2 被害状況の報告・伝達系統



第2部
第6章

2-3 被害状況の調査報告体制

- 市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び「災害対策基本法」第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

2-4 被害状況等の報告

- 府中市災害対策本部は、市各部及び防災関係機関からの被害状況等を取りまとめ、次の要領により都に報告する。

【応急対策】2 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

（1）報告すべき事項

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所及び地域
- ・ 被害状況（被害程度の認定基準に基づき報告する）
- ・ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ・ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・ その他必要な事項

（資料64 「被害程度の認定基準」）

（2）都への報告の方法

- 原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAX等あらゆる手段により報告する。）。

（3）「災害救助法」に基づく報告

- 「災害救助法」に基づく報告については、「東京都地域防災計画（震災編）」第2部第13章に定めるところによる。

2-5 報告の種類・期限等

| 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 |
|----------|--------|-----------------|----------------------|
| 発災通知 | | 即時 | 発災情報 |
| 被害措置概況速報 | | 即時及び都が通知する期限内 | 災害総括 被害情報 措置情報 |
| 要請通知 | | 即時 | 要請情報 |
| 確定報 | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後20日以内 | 災害総括 |
| | 各種確定報告 | 同上 | 被害情報 措置情報 |
| 災害年報 | | 4月20日 | 災害総括 |

（資料65 「応急措置状況報告」）

（資料66 「災害状況即報」）

（資料67 「被害概況速報、被害状況報告書様式」）

2-6 府中警察署における通信連絡体制

- 府中警察署における災害時の府中市災害対策本部との通信連絡事務は、府中警察署（警備課警備係）が担当する。

（1）府中市災害対策本部との連絡

- 平常時においては府中市災害対策本部とは加入電話、府中市防災行政無線により連絡を行う。
- 通信途絶時には府中市防災行政無線、又は必要により連絡員を派遣し警察無線で連絡態勢を確保する。
（資料68 【警視庁府中警察署】「府中市防災行政無線局設置等に関する覚書」）

（2）府中消防署、消防団に対する連絡

- 加入電話、市による直接連絡のほか、府中市災害対策本部経由により連絡を行う。

2-7 府中消防署における通信連絡体制

（1）府中市災害対策本部との連絡

- 府中市災害対策本部と府中消防署間は、中央防災センターを通じて情報伝達を行う。

（2）消防団に対する指令及び連絡

- 消防団員の召集又は活動指示連絡は、原則として消防団本部を経由して行う。

（3）連絡態勢

- 震災が発生した場合には震災署隊本部を設置し、次の措置を取る。
 - ・ 無線局の開局及び受信体制の確保
 - ・ 府中市災害対策本部その他関係機関への連絡員派遣
 - ・ その他必要な措置

（4）災害予報警報受信及び伝達

- 警防本部からの災害予報警報の市民への伝達では、広報車により実施する。
（資料69 「市所有広報転用可能自動車」）

(5) 災害情報の収集と伝達

- 市は、災害情報を、監視警戒、又は市民及び関係機関等からの119番通報、その他情報通信手段により収集する。
- 市職員及び関係機関の活動状況及び災害情報は、適宜府中市災害対策本部室に情報提供するとともに、市民、関係機関等と相互に情報交換し、その共有化を図る。
(資料70 【国土交通省関東地方整備局】「災害時の情報交換に関する協定」)

(6) 通信途絶に対する措置

- 有線通信途絶に際しては、無線により府中署隊をもって第八消防方面本部を經由して警防本部との連絡を行う。署隊内の情報連絡は、消防電話、携帯無線機及び伝令により行う。

3 広報体制

- 災害発生時には、市民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供することが必要である。このため、市及び防災関係機関は一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。
- 市及び防災関係機関は、パニックを防止し、社会的混乱を最小減にとどめ、速やかに避難態勢を取るために被災住民等に対して適切な広報活動を行う。

3-1 機関別の広報活動

○ 各機関は、整備した広報手段を効果的に活用し、一人でも多くの市民へ情報が伝わるよう努めるものとする。

【広報内容】

| 機 関 名 | 広 報 内 容 |
|----------------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民相互間の安否確認手段を周知する。 ○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに府中警察署、府中消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。 |
| 府 中 警 察 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1 避難を必要とする情報 2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 3 デマ・流言打ち消し情報 |
| 府 中 消 防 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止、初期消火の呼び掛け 2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け 3 火災及び水災に関する情報 4 避難指示に関する情報 5 救急告示医療機関等の診療情報 6 その他市民が必要としている情報 |
| 東京管区気象台 (気 象 庁) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。 ○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。 |

【提供手段】

| 府中市から市民へ情報提供する際の手段 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606） ② 全国瞬時警報システム（J-ALERT） ③ 府中市メール配信サービス（事前登録必要） ④ 緊急速報メール（事前登録必要なし） ⑤ 府中市公式ツイッター【アカウント：「東京都府中市」、ユーザー名：@fuchu_tokyo】 ⑥ 災害情報共有システム（Lアラート） |

※ これら手段のほか、電話、ファクシミリ、市ホームページ、市広報車、ちらし、掲示物の作成等、必要な情報を市民に提供するため、状況により活用する手段を検討する。

3-2 災害広報情報の収集

(1) 府中市災害対策本部

- 震災広報に関する情報は、市各部において収集し府中市災害対策本部において統一的に処理する。

(2) 府中消防署

- 府中消防署は、震災時において、警防本部、方面隊本部等から災害に関する情報を収集し、府中市災害対策本部及び防災関係機関と連絡協調を図り、情報の収集に努める。

3-3 報道機関への発表

(1) 市からの発表

- 災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、府中市災害対策本部で収集した防災関係機関及び市民からの情報を総合的に分析、整理し、市を通じて統一的に行う。この場合、防災関係機関は説明員を同席させる等協力する。

(2) 防災関係機関からの発表

- 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災関係機関の記者クラブ等で発表するが、事前又は事後にその内容を府中市災害対策本部本部（広報班）に報告する。

3-4 災害時の広報

- 震災発生時には、市は防災関係機関等と一体となって、被災した市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより混乱を最小限にとどめ、人心の安定を図り、適切な判断による行動がとれるようにする。市は防災関係機関等と一体となって、適切で迅速な広報活動を行う。

(1) 安否情報の提供と周知方法（安否情報）

- 市は、府中警察署、府中消防署、自衛隊等の防災関係機関から、死亡者、行方不明者、けが人等の府中市災害対策本部に集められた安否情報を、府中市防災行政無線、電話、ファクシミリ等を使って避難所へ伝達するとともに、安否情報の簿冊を管理し、市民からの問い合わせに対応する。その際は、報道機関、ケーブルテレビ等にも協力を依頼する。

(2) 情報の提供と周知方法（その他情報）

- 府中市災害対策本部で収集した情報のうち、市民への提供が必要と判断された情報については、市で、整備している広報手段により市民へ伝達する。併せてケーブルテレビ等との連携も検討する。

(3) 外国人への防災、避難、生活情報の提供

- 市は、関係機関等と連携し、府中市災害対策本部や防災関係機関等から収集した情報を外国人へ提供する。また、国際交流サロンにおける交流を通じ、災害時における外国人への情報提供に努める。
- 府中市災害対策本部は、都が災害時に設ける外国人災害時情報センターとの連携を進める。

(4) 災害の記録（写真、ビデオ等）

- 災害を記録するため、市で記録班を編成し、復旧対策及び広報活動の資料の作成を行う。必要に応じて、カメラマン等を外部へ委託する。

4 広聴体制

- 発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関すること等の相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。
- 市は、被災者のための相談所を開設し、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る。
- 府中警察署は、臨時相談所を開設する。
- 府中警察署は、交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。
- 府中消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。
- 府中消防署は、市民からの電子メールによる問合せに対応する。

5 市民相互の情報連絡等

- ソーシャル・ネットワーキング・サービス、災害伝言ダイヤル、災害伝言版等の活用を市民に周知し、家族等の安否を確認する手段の活用を促す。
- 市民は、確認手段を活用し、市や都から提供された情報に基づき、冷静に行動するよう努める。

(資料7 1 【特定非営利活動法人府中電設業協会】「災害時における応急対策業務に関する協定書」)

第7章 医療救護等の対策

第1節 本章の概要

現状・背景

首都直下地震等が発生した場合は、多くの自治体が同様に被害を受けることが想定される。そのため、災害時における医療救護活動は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を最大限活用できるよう、広域連携を想定した体制を整備することが必要となる。

対策の方針

市は、東京都や府中市医師会等との連携を図るため、市災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を確保するとともに、災害拠点病院など、市内に位置する医療施設との連携を強化することで、災害時における医療救護体制を整備する。

また、医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、災害薬事センターを整備し、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、卸売販売業者も活用した医薬品等の供給体制を強化する。

遺体の搬送及び火葬については、都及び協定を締結している民間関係団体とも連携し、迅速な対応の実現を図る。

目標とする到達点

災害から一人でも多くの命を救うため、初動期から迅速な医療救護活動を行える体制を整備し、その後の復興につながる市民活力の維持を図る。

第2節 具体的な取組

| 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|---|---------|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 初動医療体制の整備(P152) ○ 医薬品・医療資器材の確保(P154) ○ 災害拠点病院等の指定(P155) ○ 遺体の取扱い(P156) <ul style="list-style-type: none"> ● 医療情報の収集伝達(P157) ● 初動医療体制(P158) <ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者等の搬送体制(P162) ● 医薬品・医療資器材の確保(P162) ● 保健衛生体制(P164) ● 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等(P166) <ul style="list-style-type: none"> ● 防疫体制の確立(P171) ● 火葬(P171) | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|----------------|-----|
| 1 初動医療体制の整備 | 市、都 |
| 2 医薬品・医療資器材の確保 | 市 |
| 3 災害拠点病院等の指定 | 都 |
| 4 遺体の取扱い | 市、都 |

1 初動医療体制の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

- 市は、府中市医師会と連携し、市内の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。
- 市は、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- 市災害医療コーディネーターは、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターと連携し、広域的な視点で市内の医療体制を統括・調整する。

【災害医療コーディネーター】

| 名 称 | 説 明 |
|---------------------|--|
| 市災害医療 コーディネーター | 市内の医療救護活動を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う市が指定する医師 |
| 地域災害医療 コーディネーター | 各二次保健医療圏域（※）の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師 |
| 東京都災害医療 コーディネーター | 都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師 |

※ 二次保健医療圏域

府中市は北多摩南部保健医療圏（府中市、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、狛江市）に属する。

1-2 医療救護体制の整備

- 市は、都が定める医療救護所等の体制を参考にし、市内における円滑な医療救護体制を整備する。

【都が定める医療救護所等の説明】

| 名称 | 説明 |
|----------|---|
| 緊急医療救護所 | 市が、発災直後から災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 |
| 避難所医療救護所 | 市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所 |
| 医療救護活動拠点 | 市が、緊急医療救護所及び避難所医療救護所の開設後、設置し当該医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所 |

※ トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重要度に応じて、治療優先度を決めること。

- 市は、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、府中市医師会、府中市歯科医師会及び府中市薬剤師会等と協定を締結する。
- 市は、多数の負傷者が生じる災害時には、病院の門前等でトリアージや軽症者の応急処置等を行う緊急医療救護所を設置する。

【緊急医療救護所設置場所】

| 地域 | 病院名等 | 所在地 |
|----|---------|--------------|
| 東部 | 榊原記念病院 | 府中市朝日町3-16-1 |
| 中部 | 府中医王病院 | 府中市晴見町1-20 |
| | 保健センター | 府中市府中町2-25 |
| 西部 | 府中恵仁会病院 | 府中市住吉町5-21-1 |

- 避難所医療救護所においては、巡回診療や健康相談を行う。
- 市は、主に重症者の収容・治療を行う災害拠点病院（東京都立多摩・小児総合医療センター）における医療救護活動を円滑にするため、緊急医療救護所の設置など、対応し得る環境整備について継続的に検討する。
- 市は、市災害医療コーディネーターを中心とし、医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う、医療救護活動拠点として、保健センターを整備する。

（資料7-2 【府中市医師会】「災害時の医療救護活動についての協定書」）

（資料7-3 【府中市歯科医師会】「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」）

（資料7-8 【府中市薬剤師会】「災害時の救護活動に関する協定書」）

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

- 市は、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制について、関

【予防対策】2 医薬品・医療資器材の確保

係機関と連携し構築する。

- 市は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

(資料74 【東京都トラック協会多摩支部】「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」)

1-4 防疫・動物救護体制の整備

- 市は、都及び関係機関、団体等と連携し、避難所等における防疫体制を整備する。
- 市は、都及び関係機関、団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

(資料75 【府中ビル管理協同組合】「災害時における避難所等の環境管理に関する協定書」)

(資料76 【公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部】「災害時の動物救護活動についての協定書」)

2 医薬品・医療資器材の確保

2-1 医薬品の備蓄

- 医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄しておく。備蓄量の目安は、発災から3日間分程度(卸売販売業者が復旧するまでの日数の目安)とする。
- 市は、府中市医師会や府中市薬剤師会等と連携して、発災後3日間で必要になる医薬品等及びその量を想定し、備蓄品目・量を決める。なお、備蓄方法は、流通備蓄を活用する「ランニングストック」方式による。
- 市は、備蓄医薬品等の購入、災害時の調達協力については、委託契約及び協定締結等により、事前に体制を整備する。

2-2 災害薬事センターの設置

- 保健センターに災害薬事センターを設置する。災害薬事センターの運営方法については、市は府中市医師会及び府中市薬剤師会と連携して、次の項目等を事前に定めておく。
 - ① 災害薬事センターを統括する災害薬事コーディネーターの選任
 - ② 災害薬事コーディネーターと市災害医療コーディネーターとの連携方法
 - ③ 人員体制
 - ④ 市との情報連絡体制
 - ⑤ 卸売販売業者からの医薬品調達方法
 - ⑥ 市への発注の報告方法

2-3 医療資器材等の整備

○ 市は、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会と協議の上、次の各施設において、活用用途に応じて、医療資器材等を整備する。

- ① 一次避難所
各小・中学校及び郷土の森総合体育館
- ② 二次避難所
文化センター及び保健センター
- ③ 消防団の活動拠点
防災センター

○ 市は、負傷者等の治療に当たって、水は必需品であることから、医療用の水の確保を図るため、平時より関係機関等との連携による確保策を講じておく。

3 災害拠点病院等の指定

○ 都は、災害時において、被災地の限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療を提供できるよう、全ての医療機関の役割分担を明確にし、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を指定している。

○ 災害拠点病院等は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。なお、医療品等の備蓄は3日分程度とする。

【災害拠点病院等】

| 指定区分 | 説明 |
|----------|--|
| 災害拠点病院 | 主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院) |
| 災害拠点連携病院 | 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院) |
| 災害医療支援病院 | 主に専門医療、慢性疾患への対応、「府中市地域防災計画」に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院) |

【府中市内における災害拠点病院（平成29年10月1日現在）】

| 二次保健医療圏 | 施設名 | 所在地 | 病床数 | ヘリ離着陸 | 東京都防災行政無線 |
|---------|---------------------------|------------------|------|-------|-----------|
| 北多摩南部 | 東京都立多摩総合医療センター・小児総合医療センター | 府中市武蔵台 2-8-29 | 1350 | ○ | ○ |

4 遺体の取扱い

- 行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。(詳細は【応急対策】P166に記載)
- 市は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、関係機関等と連携し条件整備に努める。
 - ① 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - ② 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
 - ③ 検視、検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ④ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、府中の森市民聖苑等、下記の条件を満たす施設を事前指定する。なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。
 - ① 屋内施設
 - ② 避難所や医療救護所等他の用途と競合しない施設
 - ③ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
 - ④ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- 市は都より、遺体収容所の衛生管理運営指導、遺体の火葬に関する広域連携体制の構築について、協力を得る。

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|---------------------------|--|
| 1 医療情報の収集伝達 | 市、都、府中市医師会、市災害医療コーディネーター |
| 2 初動医療体制 | 市、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部 |
| 3 負傷者等の搬送体制 | 市、都、府中消防署 |
| 4 医薬品・医療資器材の確保 | 市、府中市薬剤師会、災害薬事コーディネーター |
| 5 保健衛生体制 | 市、都、多摩府中保健所 |
| 6 行方不明者の搜索、遺体の検視・検索・身元確認等 | 市、府中警察署 |

1 医療情報の収集伝達

1-1 被害情報の収集

(1) 機関別活動

- 市は、医療救護活動拠点において、府中市医師会及び市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、都が設置する都立多摩総合医療センター内に設置される医療対策拠点（※）に報告する。
- 都は、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会等関係機関と連携し、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターを中心に被災状況及び活動状況等を収集する。

※ 医療対策拠点

都が、二次保健医療圏の基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に設置し、圏域内の区市町村からの情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。

(2) 医療機関の被災状況及び活動状況等の収集方法

【機関別の収集方法】

| 区分 | 収集方法 |
|---------------|---|
| 災害拠点病院 | 市及び医療対策拠点が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。 |
| 上記以外の病院 | 市が、広域災害救急医療情報システム等を用いながら、医師会等の協力を得て収集する。 |
| 診療所、歯科診療所及び薬局 | 市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。 |

1-2 市民への情報提供

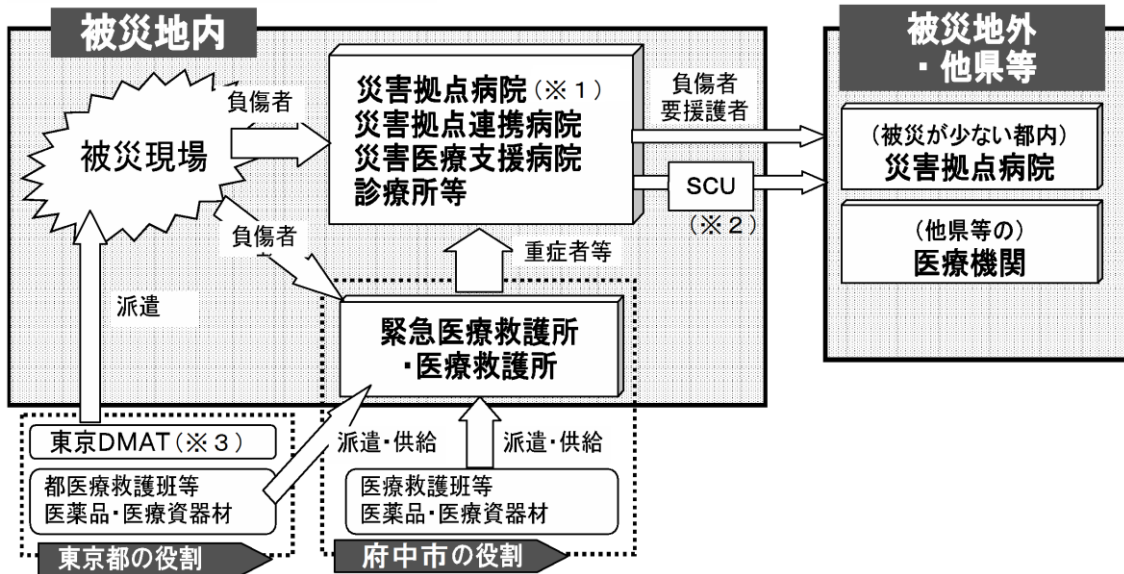
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に広報する。
- 東京都保健医療情報センター（ひまわり）（以下「都保健医療情報センター」という。）の体制・機能を活用し、市が医療機関の被災状況を踏まえた医療機関案内等の問い合わせに、電話等により対応する。
（参照 第2部第6章「情報通信の確保」）
- 市民に対する相談窓口の設置に努める。

2 初動医療体制

2-1 医療体制

- 災害時における医療救護活動は、市が一時的に実施する。市長が必要と認めたときは、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。
- 市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。

【災害時医療救護の流れ】



- ※1 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
- ※2 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）
Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。
- ※3 東京DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）
大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チーム

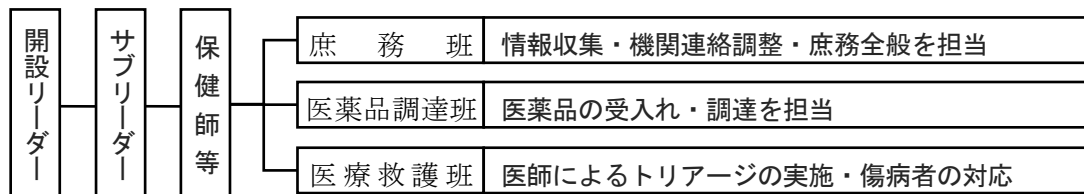
2-2 医療救護班の編成の要請

- 市は、災害時の医療救護が必要な場合には、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部に、医療救護班の編成を要請する。
- 医療救護班は、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
(資料7-2 【府中市医師会】「災害時の医療救護活動についての協定書」)
(資料7-3 【府中市歯科医師会】「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」)
(資料7-7 【東京都柔道整復師会武蔵野支部】「災害時における公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書」)
(資料7-8 【府中市薬剤師会】「災害時の救護活動に関する協定書」)

2-3 市避難所医療救護所の設置

- 府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部は、市医療救護班の派遣体制が整い次第、避難所、文化センター及び保健センターから設置場所を選定し、医療救護所を設置する。

【避難所医療救護所の構成イメージ】



2-4 医療救護対策本部の設置及び医療救護班の編成

(1) 医療救護対策本部の設置

- 府中市医師会及び府中市歯科医師会は、市から医療救護班の派遣要請があった場合、これに対応するため、市災害医療コーディネーターと連携し、速やかに医療救護対策本部（以下「救護本部」という。）を医師会館内に設置する。

(2) 医療救護班の編成

- 救護本部長は、災害の規模に応じて、医療救護班を編成出動させるものとする。
- 医療救護班は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動する。

2-5 医療救護班の活動

【機関別の活動内容】

| 区分 | 活動場所 | 内 容 |
|--------------------|--|--|
| 医師会 現場救護班 | 現場 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 緊急度・重症度の区分（トリアージ） ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ※ 重傷者は直接救急車により災害拠点病院等へ搬送、中等症者は災害拠点連携病院等へ搬送、軽症者は原則として緊急医療救護所へ誘導する。 ○ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 死亡の確認 ○ 状況に応じて、遺体の検案協力 |
| 医師会 避難所医療救護所救護班 | 避難所医療救護所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症度の区分（トリアージ） ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 負傷者等の確認、カルテ作成 ○ 災害拠点連携病院、災害拠点病院への転送要否の決定 ○ 必要な記録の調整 ○ 助産救護 ○ 精神相談 |
| 歯科医師会 救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ・現場 ・避難所医療救護所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会と連携した傷病者に対する応急処置 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力 |
| 薬剤師会 救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害薬事センター（保健センター） ・避難所医療救護所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所医療救護所及び災害薬事センター（保健センター）等における医薬品の仕分け、管理 ○ 避難所医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 |

【機関別の医療救護活動マニュアル】

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| 医師会 医療救護班 | ○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時医療救護活動ガイドライン」（平成30年3月）を準用する。 |
| 歯科医師会 救護班 | ○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時医療救護活動ガイドライン」（平成30年3月）等を準用する。 |
| 薬剤師会 救護班 | ○ 薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時における薬剤師班活動マニュアル」（平成26年9月）を準用する。 |

3 負傷者等の搬送体制

- 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び市が対応する。
- 医療救護所の開設リーダーは、負傷者等のうち災害拠点病院等の医療機関に収容する必要があるものが発生した場合は、市に搬送を要請する。
- 搬送体制
 - ・ 市は、府中消防署に搬送を要請する。
 - ・ 東京消防庁（府中消防署）は被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入態勢を確認し行う。負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。
 - ・ 市は、道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、警察関係機関に道路啓開措置を要請する。
 - ・ 市は、状況に応じて、市有車両又は医療救護班の車両、担架の使用を検討する。

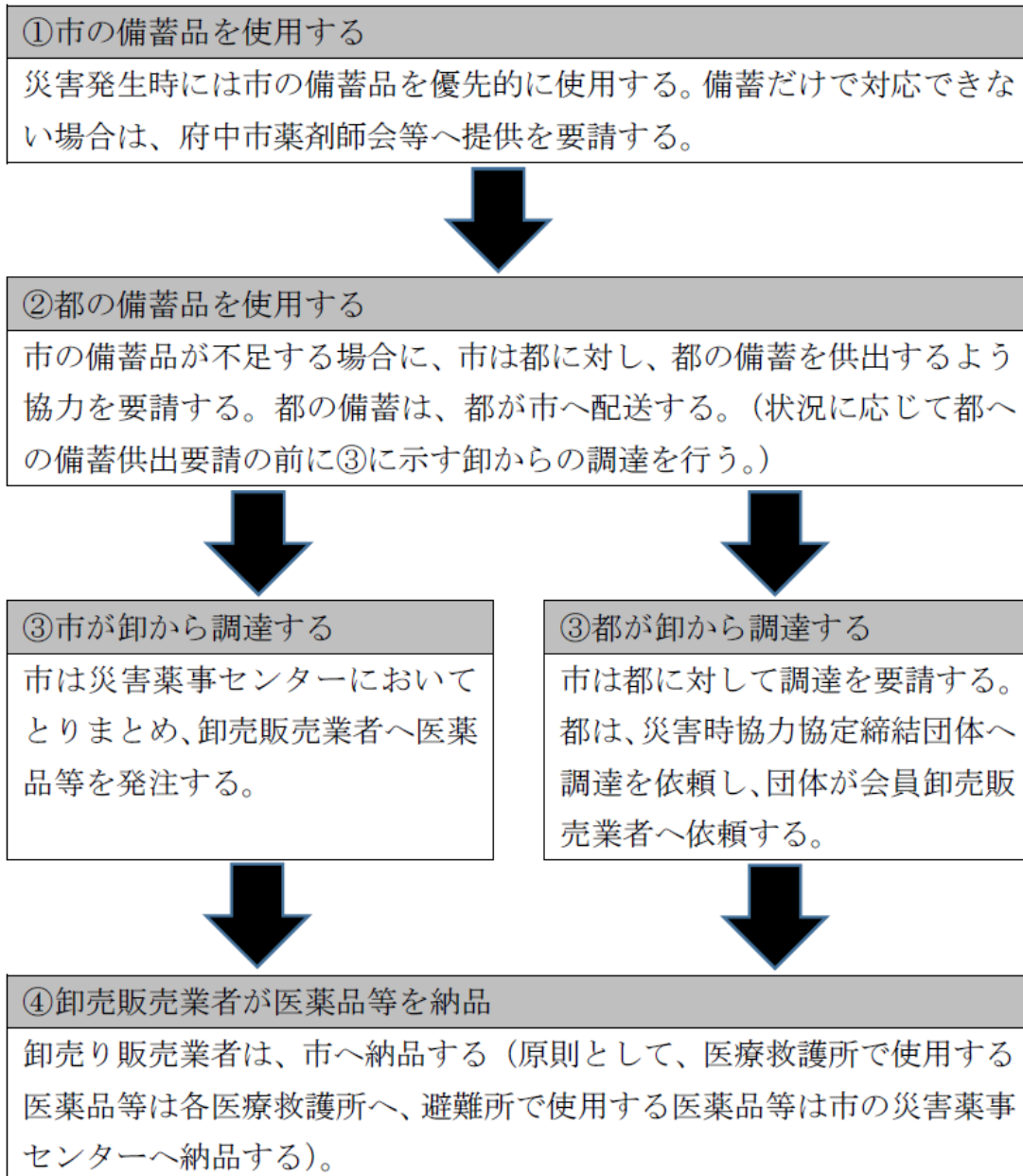
4 医薬品・医療資器材の確保

- 医療・助産救護を実施するに要する医薬品、医療資器材は、市の備蓄する医薬品等（市と医師会、薬剤師会等が協議し選定した物等）を使用し救護活動を行う。
- 市備蓄及び医療救護班が持参した医薬品等で不足をきたす場合には、「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定」に基づき、市は、府中市薬剤師会及び都に対し調達を要請する。
- 医療救護班が使用する医薬品等の備蓄量は初動期の分とし、それ以降は災害薬事センターの設置による供給体制を確保する等、医薬品等の備蓄・供給体制の充実強化を図る。

（資料78 【府中市薬剤師会】「災害時の救護活動に関する協定書」）

(1) 使用する医薬品等の調達手順

【市が使用する医薬品等の調達手順】



(2) 災害薬事センターの役割

- 災害薬事センターは、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、各医療救護所等からの要請に基づき、卸売販売業者へ発注を行い、医薬品等を迅速に供給する。

(3) 災害薬事センターの設置

- 市は、府中市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを、発災後すみやかに保健センターへ設置する。
- 災害薬事コーディネーターは市薬剤師会から選任し、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【災害薬事コーディネーターの業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等

(4) 医薬品等の搬送

- 医薬品等の市内搬送は、医療救護所の開設時又は医療救護班から搬送要請があったときに、市が関係機関との連携により行う。

5 保健衛生体制

5-1 保健活動

- 巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 市の編成で不足する場合は、都を通じて他縣市等からの応援を要請するとともに、応援班の受入れ調整を行う。
- 保健活動班は、都の環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動等の活動を行う。

5-2 こころのケア

- 必要に応じて、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
- 被災時の精神保健医療のニーズアセスメント
- 災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師チーム等と連携した活動

5-3 在宅難病患者への対応

- 市及び多摩府中保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- 都は、市からの要請に応じて、医療機関及び他縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

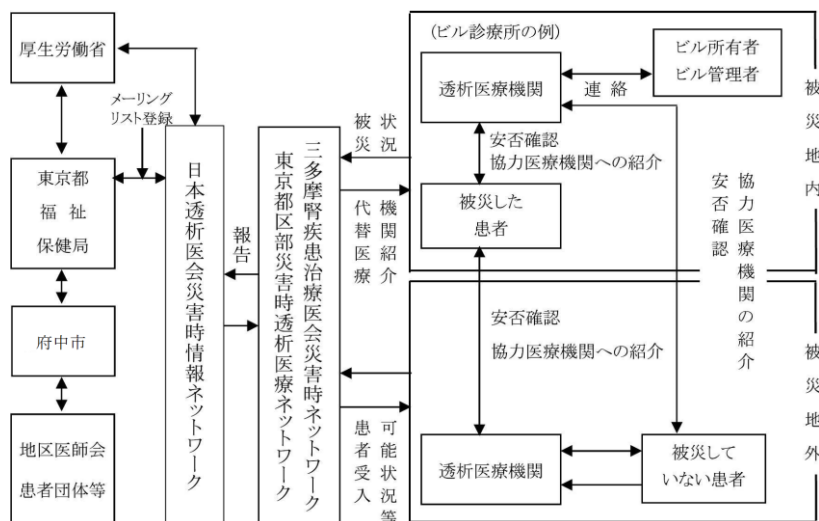
5-4 在宅人工呼吸器使用者への対応

- 都では、人工呼吸器を使用している方への支援を強化するため「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援方針」（平成24年3月）を策定した。市は、これに基づき「災害時個別支援計画」及び「災害時人工呼吸器使用者リスト」を作成する。
- 市等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 市は、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

5-5 透析患者等への対応

- 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。
- 都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」（平成26年3月改訂）に基づき、透析医療の確保に努める。

【透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図】



5-6 被災動物に係る対応

- 市は、被災動物に係る対応に関し、都や東京都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。
- 避難所におけるペット対策として、受入れ体制、方法、場所等を十分に検討し、飼い主とともに避難した動物について適正飼育の指導を実施し、東京都獣医師会等が設置する保護施設への動物受入れや譲渡等の調整を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(資料76 【公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部】「災害時の動物救護活動についての協定書」)

5-7 公衆浴場の確保

- 公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、避難住民等に対してその情報を提供することで、避難所の衛生管理を支援する。
- 被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水、ガスが復旧しないときは、必要に応じて、次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。

(1) 公衆浴場の再開支援

- 公衆浴場の再開を要請し、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。なお、浴場の再開広報等にも努める。

(2) 自衛隊による支援

- スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。

(3) その他施設の利用

- スポーツ施設等の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用も検討する。

6 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

6-1 搜索・収容等

(1) 行方不明情報の収集

- 避難所での避難者からの情報、相談窓口における情報、府中消防署、府中警察署の把握する情報を収集し、行方不明者リストを作成する。
- 府中警察署は、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

(2) 遺体の搜索

- 遺体等の取扱いに関する事務は、市、府中警察署、府中市消防団、防災関係機関及び地元自治会・自主防災組織の協力の下に実施する。

【機関別の内容】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 市 | ○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施。 |
| 都 | ○ 関係機関との連絡調整に当たる。 |
| 警 視 庁 | ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。 |
| 陸 上 自 衛 隊 | ○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。 |

- ※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。
- ※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、府中市災害対策本部に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

(3) 遺体の搜索期間等

- 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合には、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事に申請する。
 - ① 延長の期間
 - ② 期間の延長を要する地域
 - ③ 期間の延長を要する理由（具体的に記入すること。）
 - ④ その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

(4) 必要帳票等の整備

- 行方不明者の搜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。
 - ① 救助実施記録日計票
 - ② 搜索用機械器具燃料受払簿
 - ③ 遺体の搜索状況記録簿
 - ④ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

【応急対策】6 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(5) 遺体の搬送

- 市は、遺族等による搬送が困難な場合、遺体を遺体収容所に搬送する。市での処理能力を上回る場合は、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
- なお、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について確認し、遺体収容所における遺体の受付の際に支障のないようにする。

(6) 遺体収容所の設置

- 遺体収容所は原則として選定した地域体育館及び府中の森市民聖苑に設置する。
- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施ができるよう下記の条件を満たす施設とする。

【遺体収容所の設置条件】

- ア 屋内施設とする。
- イ 避難所、医療救護所とは別の場所に確保・設置する。また、遺族等が検視・検案業務等のさまたげにならないように配慮する。
- ウ 水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。
- エ 検視・検案活動のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所とする。
- オ 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。

- 遺体収容所を設置したときは、都及び府中警察署に報告する。
- 市内葬祭業者に協力を要請し、収容・保存のために必要な棺・ドライアイスその他の資材及び搬送のための車両を確保する。

(資料79 【東京多摩葬祭業協同組合】「災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書」)

(7) 遺体収容所での活動

- 市は、遺体収容所を設置する場合は都及び府中警察署に報告・相談するとともに、市民等へ周知する。市だけでの対応が困難な場合は、状況に応じて、都及び関係機関へ応援を要請する。
- 遺体収容所に管理責任者を配置し、各種業務を円滑に遂行するための連絡調整に当たる。
- 遺体収容所においては、次のとおり業務を実施する。
 - ① 都及び府中警察署と連携した検視・検案業務の実施
 - ② 死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可書の交付等の関係法令に基づく手続
 - ③ 遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて、遺体の洗浄、腐敗防止対策

6-2 検視・検案・身元確認等

(1) 検視・検案

① 府中警察署

- 検視班等を編成し、「検視規則」、「警視庁検視規程」、「死体取扱規則」及び「都監察医務規定」等に基づき、遺体の検視及び適正な措置を迅速に講ずるとともに、その取扱経過を明らかにしておく。
- 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、市から遺体収容所設置の報告・相談を受けた場合は、配置区分、業務の体制整備等を検討する。
- 市が遺体収容所の設置場所を決定した場合は、府中警察署は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備をする。遺体の検視は、府中警察署の検視班が、また、検案は監察医等による検案班が実施するが、必要に応じて、府中市医師会及び府中市歯科医師会の協力を要請する。
- 検視・検案活動は原則遺体収容所において行うものとするが、医療機関等、状況に応じて、遺体収容所以外において検視・検案も行う。

② 市

- 市民に対し身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。
- 遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。災害発生から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に市長は都知事へ申請する。

(2) 身元確認に関する機関別活動内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 警視庁より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努める。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。 |
| 警 視 庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ。 ○ 市と協力して身元不明取扱いの遺骨の引取人を調査する。 |

(資料80 「死体処理票、遺留品処理票、遺骨処理票」)

【応急対策】6 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

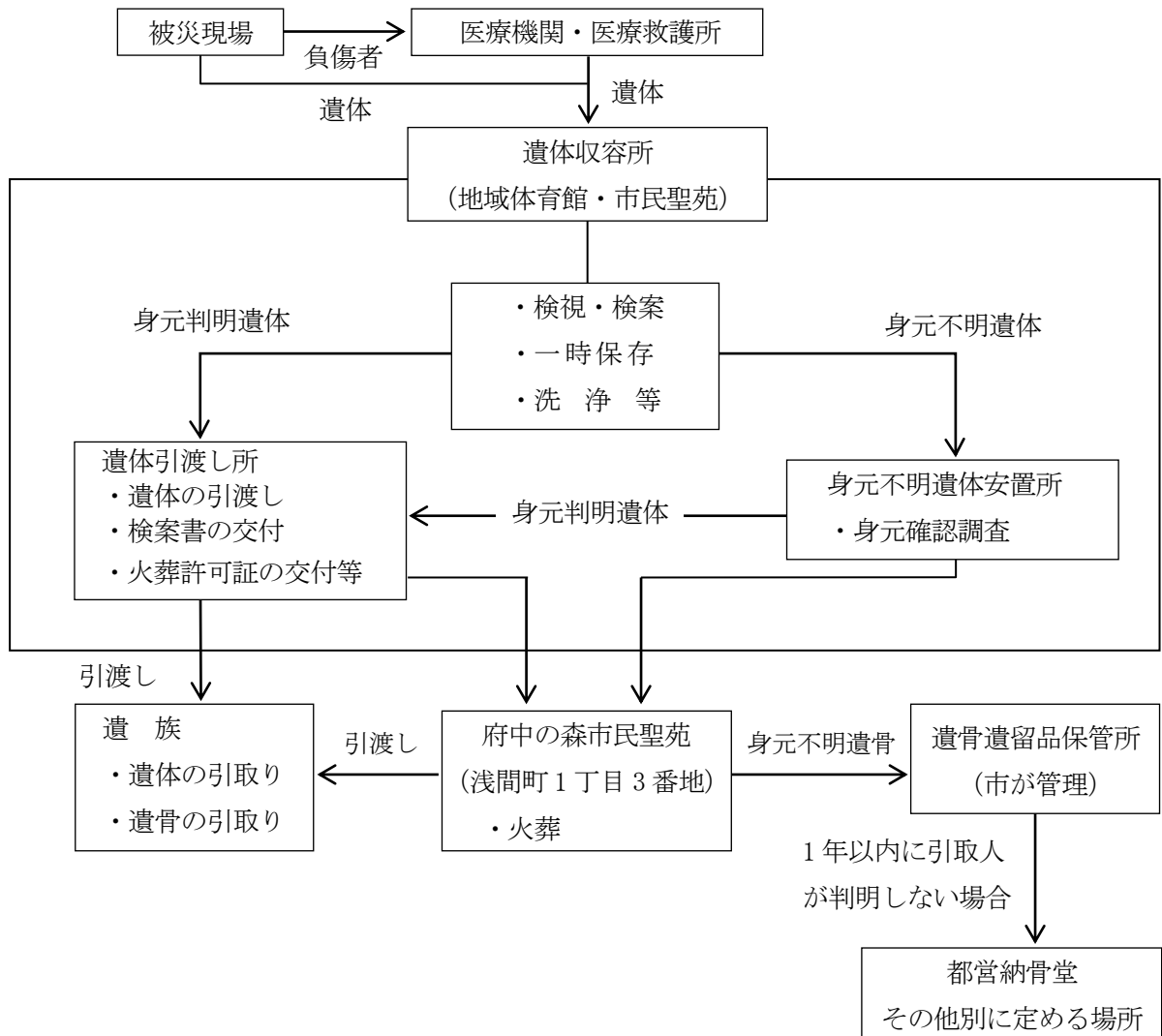
(3) 遺体の引渡し

- 遺体の引渡し業務は、原則として市及び府中警察署が協力して行う。
- 市職員が遺体の引渡し業務に従事する場合、府中警察署の指示に従う。

(4) 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

- 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
- 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
- 市は必要に応じて、都との連携を図る。

【遺体取扱いの流れ】



第7章 第2部

【復旧対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-----------|---------------|
| 1 防疫体制の確立 | 市、多摩府中保健所、事業者 |
| 2 火葬 | 市、都、府中警察署 |

1 防疫体制の確立

1-1 防疫活動

- 市は多摩府中保健所等と連携し、被災地や避難所等における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。
- 「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。
- 「保健活動班」を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。
- 市は、防疫活動を実施する際は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都に対し、迅速に連絡する。なお、応援を要する場合は、都又は府中市医師会に協力を要請する。
- 市内事業者等と連携し、避難所等における衛生管理について、連携体制を構築する。

1-2 防疫用資器材等の調達・備蓄

- 市は、災害薬事センターを活用し、府中市薬剤師会に協力を求め防疫（消毒）資器材等を調達し、さらに不足する場合は、都に要請する。
- 初期防疫活動を実施するために必要な防疫用資器材の備蓄を検討する。

1-3 動物愛護

- 市は、避難所等における被災動物の対応について都、関係団体等と連携し、衛生管理指導等を実施する。

（資料76 【公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部】「災害時の動物救護活動についての協定書」）

2 火葬

2-1 火葬特例許可証の発行

- 火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を、必要に応じて、発行することにより、速やかな火葬に努める。

2-2 広域火葬の実施

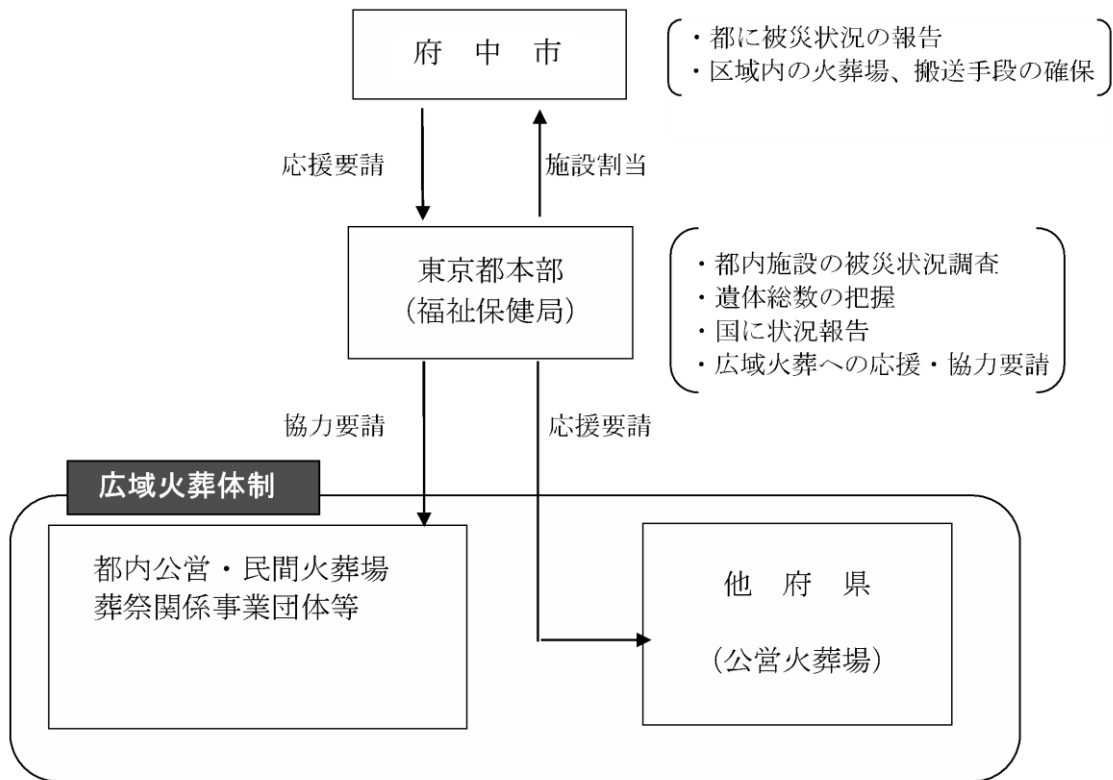
【都】

- 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。

【市】

- 市は、府中の森市民聖苑等、平常時に使用している火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- 都の調整の下、割り振られた火葬場における火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- 遺体の搬送のため必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受け、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対し、遺体搬送手段の確保を要請する。
- 広域火葬終了後、火葬数等の実績について都へ報告する。

【火葬体制】



2-3 火葬場への遺体の搬送

- 原則遺族により搬送を実施するが、遺族等による搬送・火葬が困難な場合は、葬祭業者や自衛隊等に協力を要請する。
- 市は、遺体の火葬場への搬送に向けて、府中の森市民聖苑及び民間の火葬場、葬祭関係事業団体等と連携して、棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

(資料79 【東京多摩葬祭業協同組合】「災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書」)

2-4 身元不明遺体の取扱い

- 身元不明遺体の身元確認調査については、府中警察署及び市が協力して行う。
- 市は、府中警察署(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努めるとともに、一定期間(おおむね1週間程度)経過した身元不明遺体を火葬に付する。
- 身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。また、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。
- 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

2-5 必要帳票等の整備

- 火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出したときは、次の書類・帳簿等を整備し保存する。
 - ① 救助実施記録日計票
 - ② 埋葬台帳
 - ③ 埋葬費支出関係証拠書類

2-6 身元不明遺体等の広報

- 市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び府中警察署と連携を保ち、庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等により住民に情報提供を行う。

第8章 帰宅困難者対策

第1節 本章の概要

現状・背景

東日本大震災では、物的・人的被害が小さかった東京都においても、多くの帰宅困難者が発生し、その対応が課題として明らかになった。

府中市内においては、府中第一小学校、府中第三小学校、府中第三中学校、府中グリーンプラザ、中央文化センターなどの公共施設において、1,440名の帰宅困難者を受入れた。

「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、災害時に府中市に滞留する人数は21万人、徒歩帰宅困難者として6万人以上が想定されている。そのため、帰宅困難者に対する事前の体制整備を図ることが必要である。

【想定帰宅困難者数】

| 種別 | 従来 | 今回 |
|---------|----------|-----------------|
| 滞 留 者 数 | 164,392人 | <u>212,025人</u> |
| 徒歩帰宅困難者 | 32,332人 | <u>66,153人</u> |

対策の方針

東京都は、「東京都帰宅困難者対策条例」で各対応を定めており、市は、条例の内容を市民及び事業者等に周知していく。また、国、都、市、事業者の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備するとともに、市は都と連携し、帰宅困難者の一時的な滞在場所となる一時滞在施設の確保に向けて、所管する施設を指定し周知するとともに、事業者等に対して協力を働きかける。

目標とする到達点

公共交通機関の運行が行えない場合においても、事業所等や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する。

帰宅困難者に対する、こうした事前の体制整備を図ることで、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

また、混乱の抑制により、行政や防災関係機関による災害発生からの初動対応が、円滑に遂行されることも期待される。

第2節 具体的な取組

| 発災 | | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|--|---------|-----|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底(P176) ○ 帰宅困難者等への支援体制の整備(P180) ○ 意識啓発(P183) <ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺での混乱防止(P184) ● 事業所における帰宅困難者対策(P189) <ul style="list-style-type: none"> ● 徒歩帰宅者の代替輸送 (P191) ● 徒歩帰宅者の支援(P193) | | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-----------------------|------------|
| 1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底 | 市、都、事業者、市民 |
| 2 帰宅困難者等への支援体制の整備 | 市、都、学校、事業所 |
| 3 意識啓発 | 市 |

1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底

- 帰宅困難者（※1）等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等、「東京都帰宅困難者対策条例」（※2）の内容を周知徹底する必要がある。
- 府中市帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から連携強化を図る。
- 市は、都や事業者等と連携し一時滞在施設を確保する。



東日本大震災時の京王線府中駅の様子

※1 帰宅困難者

事業所等・学校等に通う者、買物その他の理由により来店、若しくは来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

※2 東京都帰宅困難者対策条例

平成25年4月施行

1-1 「東京都帰宅困難者対策条例」の概要

【「東京都帰宅困難者対策条例」の概要】

| 一斉帰宅の抑制の推進 | |
|--------------------------------|---|
| 市民の取組 (努力義務) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制。 ○ 家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備。 |
| 事業者等の取組 (努力義務) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員の一斉帰宅を抑制する。 ○ 従業員へ提供する食料等の3日分の備蓄。 ○ 従業員との連絡手段の確保などの事前準備を進める。 ○ 駅や集客施設などにおける利用者の保護。 ○ 学校等における生徒・児童等の安全確保。 |
| 安否確認と情報提供のための体制整備 | |
| 市及び都、関係機関 (通信事業者等な ど)の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、都や関係機関等と連携して、市民へ安否確認手段の周知や災害関連情報提供のための体制整備を行う。 ○ 災害時に市は都と連携し、市民や事業者等に対し、災害の状況や一時滞在施設の開設状況など、必要な情報を提供する。 |
| 一時滞在施設の確保 | |
| 市及び都、事業者等 の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、都及び事業者等と連携し、一時滞在施設を確保する。 |
| 帰宅支援 | |
| 市及び都の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、都が確保する、徒歩で帰宅する人へ水やトイレなどを提供する「災害時帰宅支援ステーション」(※)を市民に周知する。 ○ 災害時に市は、都が確保するバスなどの代替輸送手段を周知する。 |

※ 災害時帰宅支援ステーション

- ・ 東京都等、九都県市において取り組んでいる帰宅困難者対策。
- ・ 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づく、災害時に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。
- ・ 店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。
- ・ 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※ 店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

1-2 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知方法

- 市及び都は、市民や事業者等、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により周知を図る。

1-3 市民の備え

- 市民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機・避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認、その他必要な準備を行う。

1-4 事業所における帰宅困難者対策

- 官公庁を含む全ての事業者は、首都直下地震帰宅困難者対策協議会の策定した「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」(※)を参考に、従業員等の一斉帰宅抑制を図る等帰宅困難者対策を講じる。

※ 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン

東京都及び内閣府が設置した首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、平成24年9月10日に策定されたもので、事業所が、帰宅困難者対策を適切に行うための参考となる手順等を示したもの。

1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 学校等は、「学校危機管理マニュアル」等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。

1-6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置

- 公共交通機関が不通になった場合には、市内の各駅において多くの駅周辺の滞留者及び帰宅困難者による混乱の発生が予想される。
- 帰宅困難者対策については、市は、府中市企業防災協議会との連携も活用し、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき推進していくものとする。
- 市は、府中市帰宅困難者対策協議会を設置し、府中警察署及び府中消防署、関係機関と連携し、駅周辺の滞留者及び帰宅困難者の安全確保と混乱防止、帰宅支援について対策を協議する。

【予防対策】1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底

- 府中市帰宅困難者対策協議会では、首都直下地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる地域の行動ルールは以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

| | 方針 | 詳細 |
|----|----------------|--|
| 自助 | 組織は組織で対応する | 事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員、顧客、学生等に対応する。 |
| 共助 | 地域が連携して対応する | 府中市帰宅困難者対策協議会を中心に、駅周辺の滞留者及び帰宅困難者に対し、地域が連携して対応する。 |
| 公助 | 公的機関は地域をサポートする | 国、都、市が連携・協力して、地域の対応を支援する。 |

1-7 集客施設及び駅等の利用者の保護

- 集客施設及び駅等の事業者等は、首都直下地震帰宅困難者対策協議会の策定した「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」(※)を参考に、利用者等の一斉帰宅抑制を図る等対策を講じる。

※ 大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン

東京都及び内閣府が設置した首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、平成24年9月10日に策定されたもので、集客施設及び駅等の事業者等が、利用者保護を適切に行うための参考となる手順等を示したもの。

【府中市域内の鉄道の駅】

| | 駅名 | 住所 | 路線 |
|----|----------|---------|------------------------------|
| 1 | 北府中駅 | 晴見町2丁目 | 東日本旅客鉄道（JR東日本）武蔵野線 |
| 2 | 競艇場前駅 | 小柳町4丁目 | 西武鉄道多摩川線 |
| 3 | 是政駅 | 是政5丁目 | 西武鉄道多摩川線 |
| 4 | 白糸台駅 | 白糸台2丁目 | 西武鉄道多摩川線 |
| 5 | 多磨駅 | 紅葉丘3丁目 | 西武鉄道多摩川線 |
| 6 | 多磨霊園駅 | 清水が丘3丁目 | 京王電鉄京王線 |
| 7 | 中河原駅 | 住吉町2丁目 | 京王電鉄京王線 |
| 8 | 西府駅 | 本宿町1丁目 | 東日本旅客鉄道（JR東日本）南武線 |
| 9 | 東府中駅 | 清水が丘1丁目 | 京王電鉄京王線 |
| 10 | 府中駅 | 宮町1丁目 | 京王電鉄京王線 |
| 11 | 府中競馬正門前駅 | 八幡町1丁目 | 京王電鉄競馬場線 |
| 12 | 府中本町駅 | 本町1丁目 | 東日本旅客鉄道（JR東日本）南武線・武蔵野線 |
| 13 | 分倍河原駅 | 片町2丁目 | 京王電鉄京王線 東日本旅客鉄道（JR東日本）南武線 |
| 14 | 武蔵野台駅 | 白糸台4丁目 | 京王電鉄京王線 |

※五十音順

2 帰宅困難者等への支援体制の整備

2-1 情報提供体制の整備

- 関係機関は、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」(※)に基づき、帰宅困難者等へ適時・適切な情報を提供できるよう体制を整備する。

※ 帰宅困難者等への情報提供ガイドライン

東京都及び内閣府が設置した首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、平成24年9月10日に策定されたもので、情報提供に係る関係機関間の連携のあり方、帰宅困難者等が滞在する施設の管理者に期待される情報提供のあり方、円滑な情報提供のために期待される平時からの取組等を示したもの。

2-2 一時滞在施設に係る取組

- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者等に対して協力を働きかける。 ○ 事業者等との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 ○ 国、市、事業者等に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。 |
| 事業者等 学校等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、市と協定を締結する。 ○ 事業者等団体は、加盟事業者等に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。 |
| 一時滞在施設 となる施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 |

2-3 徒歩帰宅支援のための体制整備

- 市や都、各事業者等は連携し、混乱収束後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------------|--|
| 市 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者等に周知 ○ 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、市民・事業者等に周知 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ○ 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 |
| 事 業 者 等 学 校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ○ 帰宅ルールを策定 |



災害時帰宅支援ステーションであることを示すステッカー

3 意識啓発

- 発災直後、市や都の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。
- このため、市民や事業者に対して、自助・共助の観点から、社会秩序としての「行動ルール」、及び携帯ラジオや帰宅地図の準備等を内容とする「帰宅困難者心得10か条」の普及を図る。

行動ルール

- ① むやみに移動を開始しない
- ② まず安否確認をする
災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- ③ 正確な情報による冷静な行動を取る
公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら判断する。
- ④ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう
一時待機できる屋内施設においては、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）を優先して収容する。

帰宅困難者心得10か条

- ① 慌てず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオル）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|------------------|--------------------------------|
| 1 駅周辺での混乱防止 | 市、都、国、府中警察署、府中消防署、施設管理者、事業者、市民 |
| 2 事業所における帰宅困難者対策 | 市、都、国、事業所、学校 |

1 駅周辺での混乱防止

1-1 駅周辺の混乱防止

- 発災時に、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人
が滞留し混乱等が発生することが想定される。このような状況の中では、次に示
すとおり、各主体が連携し混乱防止を図る必要がある。

(P310 府中市域内の鉄道の駅 参照)

- 市民は、大規模災害発生時に、自らの安全を確保するため、むやみに移動しない
ように努める。
- 市民は、都、市、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力するととも
に、自発的な防災活動を行うように努める。
- 事業者は、施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。
- 事業者は、関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。
- 市は、駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
- 市は、滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
- 府中警察署は、府中市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
- 府中消防署は、府中市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止
に係る支援を行う。

(1) 駅での情報提供

- 事業者は、駅構内の乗降客や駅周辺の滞留者、列車の運行情報を得るために、駅に来る人等に対して、誘導場所までの情報を提供する。
- 市は、市が整備する情報提供手段を活用し、駅周辺に滞留する外出者に対して必要な情報を提供する。

(参照 第2部第6章)

(2) 誘導先の確保

- 市は都と連携し、「避難場所」や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

(3) 一時滞在施設への収容

- 一時滞在施設管理者は、施設が安全と判断したときは、帰宅困難者を受入れる。なお、各事業者による施設における利用者保護を妨げるものではなく、一時滞在施設となることも想定する。

(4) 帰宅情報の提供

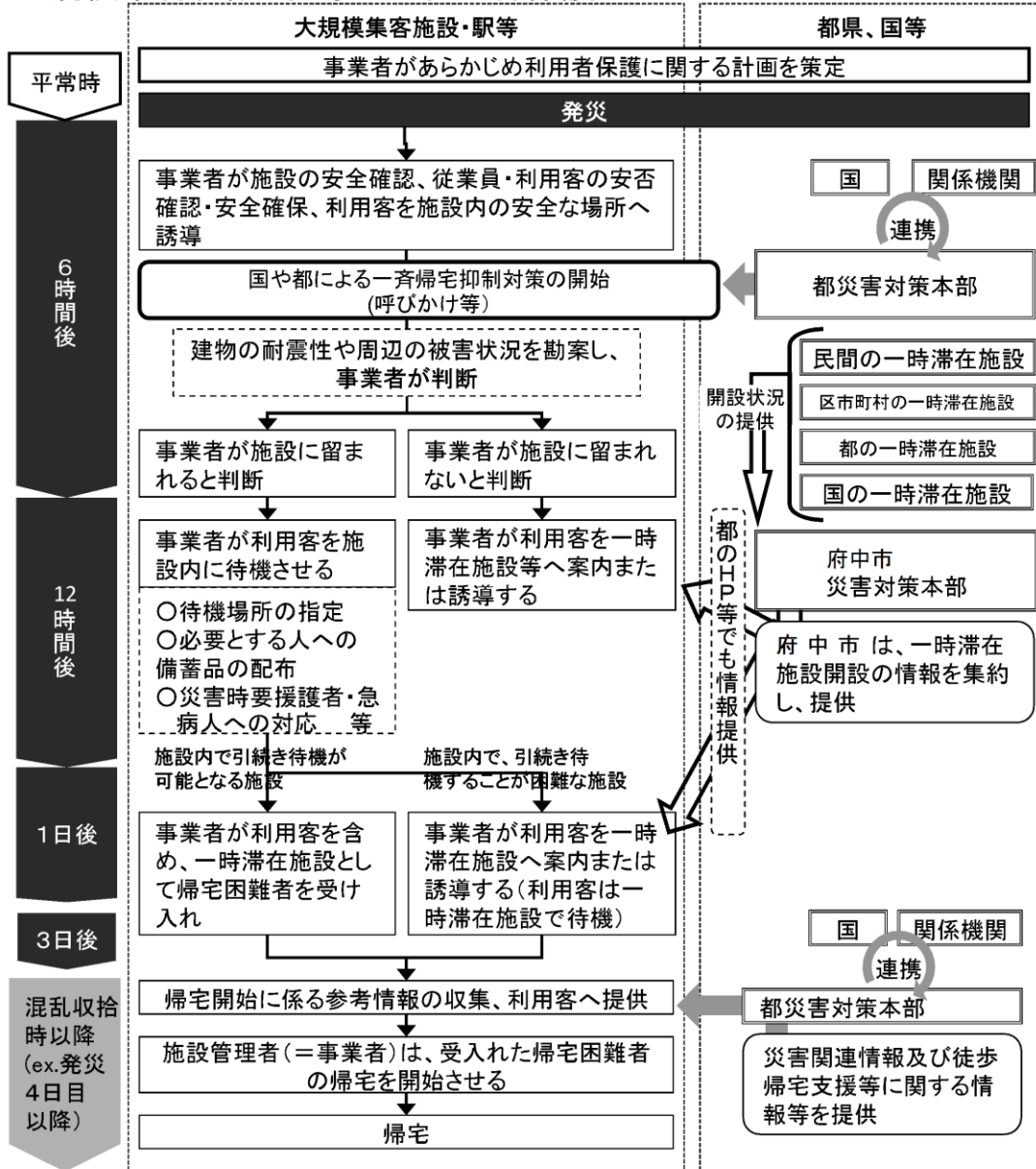
- 一時滞在后、一時滞在施設の施設管理者は、周辺地域や道路の被害状況、鉄道の運行状況などの情報を帰宅困難者に提供する。

1-2 集客施設及び駅等における利用者の保護

- 市、都及び国は、報道機関や通信事業者等と連携協力し、事業者等及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
- 集客施設及び駅等の事業者等は、各施設において、適切な情報を利用者へ提供し保護する。また、駅周辺の滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導する。

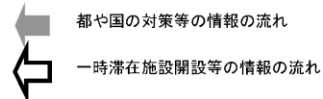
【手順】

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



第2部
第8章

【集客施設及び駅等の事業者等の役割】

| 項目 | 対策内容 |
|--------------------------------|--|
| 施設の安全性の確認 | <p>ア 施設の安全の確認 事業者等は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。</p> <p>イ 施設の周囲の安全の確認 国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所で保護する。</p> |
| 一時滞在施設への誘導等 | <p>ア 事業者等による誘導 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。</p> <p>イ 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等 発災時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者等は、施設の特性や状況に応じて、可能な限り待機中の施設又は隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることが望ましい。 さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受入れる。</p> |
| 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 | <p>建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。</p> |
| 要配慮者への配慮 | <p>要配慮者への配慮 利用者保護に当たって、事業者等は、市や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮する。</p> <p>ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等 待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。 障害者については、併せて必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用等が考えられ、関係機関とも連携しながら検討する。</p> <p>イ 外国人 誘導の案内や情報提供等について配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応等も実施する。</p> |
| 利用者に対する情報提供 | <p>事業者等は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。 例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用する等、施設の特性や状況に応じて、多様な情報提供を行う。</p> |

1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

- 一時滞在施設となる施設は、施設管理者が一時滞在施設を開放し、帰宅困難者を受入れる。
- 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）の受入れを優先する。
- 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制のよびかけ、あるいは所在地の市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口等の安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。
- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね次のとおりとなる。

【一時滞在施設の運営の流れ】

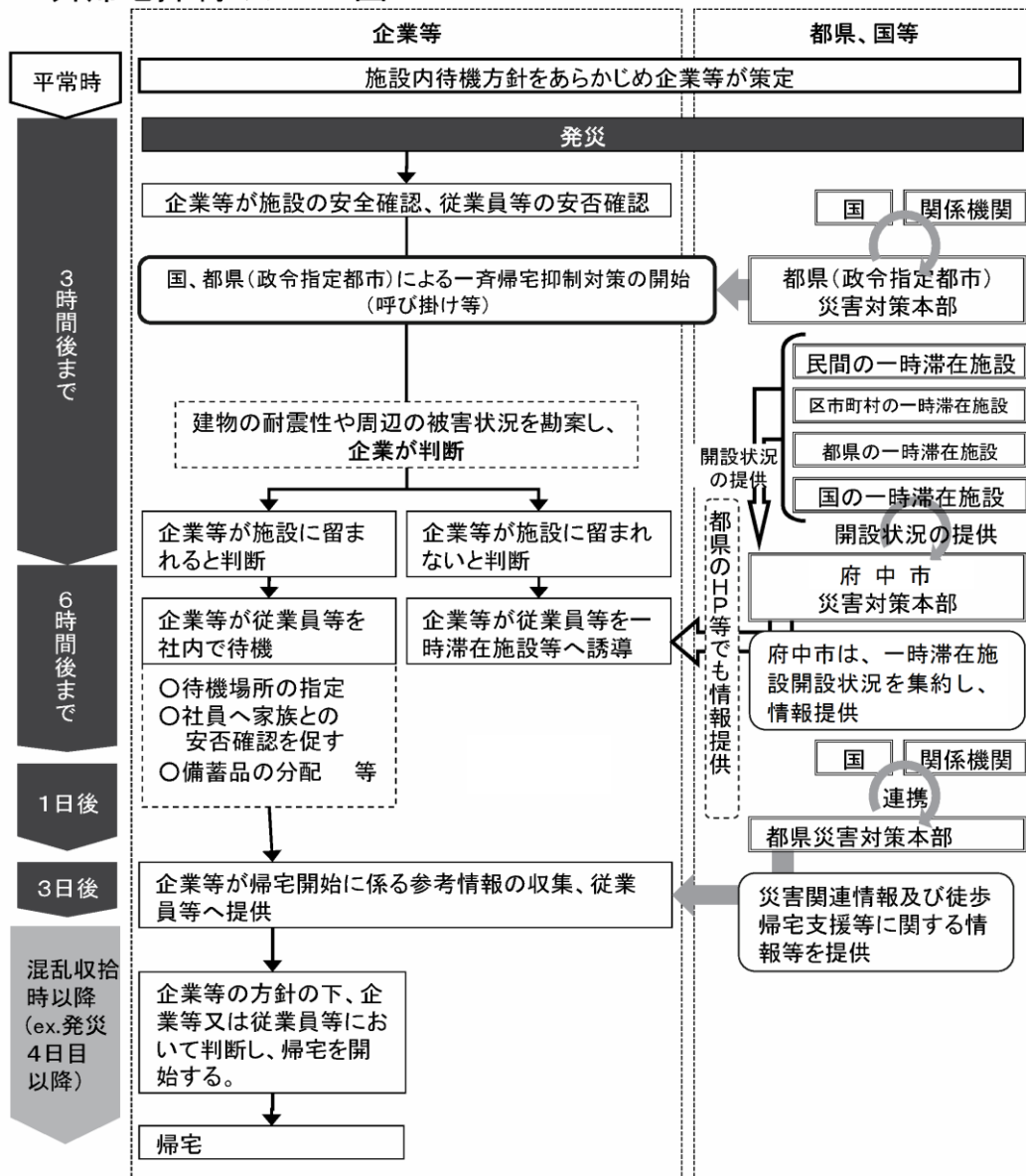
| 経過時間 | 実施事項 |
|------------------|---|
| 発災直後から 3時間後まで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後から一時滞在施設開設まで <ul style="list-style-type: none"> ア 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 イ 施設内の受入れスペースや立入禁止区域の設定 ウ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備 エ 施設利用案内の掲示等 施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。 ・ 一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。 オ 市等への一時滞在施設の開設報告 |
| 6時間後まで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者の受入れ等 <ul style="list-style-type: none"> ア 帰宅困難者の受入れ開始 イ 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動 ウ 計画的な備蓄の配布等、水、食料等の供給 エ し尿処理・ごみ処理のルールの確立 オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入れ者へ伝達 カ 受入れ可能人数を超過した場合の市等への報告 |
| 1日後～ 3日後まで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営体制の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ア 受入れ者も含めた施設の運営 イ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供 |
| 4日後以降 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時滞在施設の閉設 <ul style="list-style-type: none"> ア 一時滞在施設閉設の判断 イ 帰宅支援情報の提供による受入れ者の帰宅誘導 |

2 事業所等における帰宅困難者対策

- 発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所等における一斉帰宅抑制対策を講じる必要がある。企業等においては従業員の施設内待機、学校等においては児童・生徒等の保護を図ることが必要である。

【手順】

一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

2-1 市、都、国による対策

- 市、都、国は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

2-2 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

2-3 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（※）の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

※ 一時滞在施設、避難所等を指す。

2-4 防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

2-5 情報提供体制の確保

- 事業所は、発災時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、市、都、国は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

2-6 学校等における対策

- 児童・生徒等を保護し、必要に応じて、備蓄物資等を提供する。
- 児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により保護者へ連絡する。

【復旧対策】

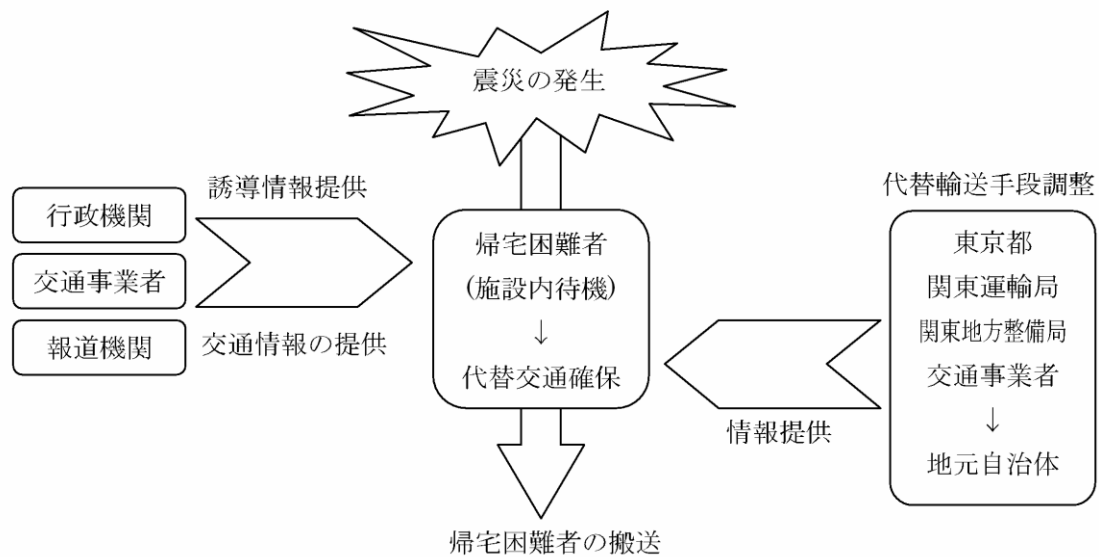
【対策の体系・担当】

| | |
|--------------|------------------------------|
| 1 徒歩帰宅者の代替輸送 | 市、都、鉄道事業者、バス事業者、報道機関 |
| 2 徒歩帰宅者の支援 | 市、都、府中警察署、日本赤十字社東京都支部、事業者、学校 |

1 徒歩帰宅者の代替輸送

- 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、長期間にわたり、鉄道等の公共交通機関が不通になることが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。

【手順】



1-1 鉄道運行状況等の提供

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 市 | ○ 都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を誘導等支援する。 |
| 都 | ○ 東京都内の交通事業者等からの情報を集約し、災害情報提供システム等を活用して、市、都民等に提供する。 |
| 鉄 道 事 業 者 等 | ○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。 ○ 発災後の早期運転再開に努める。 |
| バ ス 事 業 者 等 | ○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。 |
| 報 道 機 関 | ○ 行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者等に提供する。 |

1-2 代替輸送手段の確保

- 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導する。
- 都は、バスによる代替輸送手段を確保する。
- バス事業者等は、バス等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

○ 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

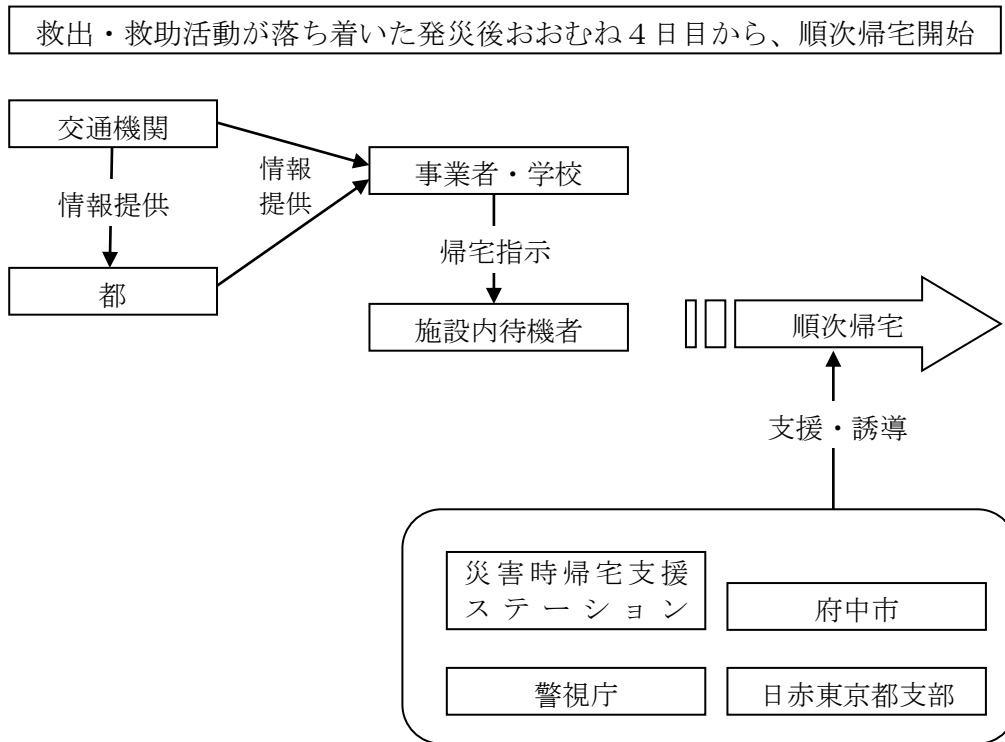
【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|---------------------|--|
| 市 | ○ 事業者等と連携し、都より帰宅支援の対象道路として指定されている甲州街道に係る情報を中心に、徒歩帰宅者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅支援を行う。 |
| 都 | ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施する。 ○ 帰宅支援の対象道路となる16路線（府中市内では、甲州街道が対象路線）を中心に、通行可能区間等の安全情報、沿道の火災・建物倒壊等の危険情報を収集し、これら情報を市と連携して市民に提供する。 |
| 府 中 警 察 署 | ○ 交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。 |
| 日本赤十字社 東 京 都 支 部 | ○ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。 |
| 事 業 者 学 校 | ○ 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や生徒等の帰宅を開始する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。 |

（東京都地域防災計画 資料第134 「帰宅支援対象道路16路線」別冊P. 466）

（資料81 【日本赤十字社東京都支部】「府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）資材保管庫の使用に関する覚書」）

【手順】



第9章 避難者対策

第1節 本章の概要

現状・背景

大規模地震等による被害を最小限に抑えるためには、まずは市民自身による初動対応として、適切な避難行動を取る必要がある。また、避難行動要支援者については、社会全体でその支援について取り組むことが求められており、事前に情報及び体制の習熟を図ることが必要である。

「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、府中市の避難者数が最大となる立川断層帯地震では、6万人を越える避難者が想定されており、避難者に対する事前の体制整備を図ることが必要である。

【避難者数】

| 種別 | 従来 多摩直下地震 | 東京湾北部 地震 | 多摩直下 地震 | 元禄型関東 地震 | 立川断層帯 地震 |
|--------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 避難者数 | 50,361人 | 16,637人 | 42,452人 | 36,215人 | 61,507人 |
| 避難生活者数 | 32,734人 | 10,814人 | 27,594人 | 23,540人 | 39,980人 |

対策の方針

市及び防災関係機関は、市民に対する避難指示、避難誘導などの体制を整備することで、避難者の身の安全の確保及び避難時の混乱防止を図る。

また、事前に「避難場所」及び「避難所」に係る体制を整備するとともに、指定した「避難所」における「避難所管理運営マニュアル」を策定し、女性の視点など、多様な避難者ニーズに配慮した対策を推進し、避難所管理運営の円滑化を図る。

なお、動物愛護の観点から、避難所における同行避難動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。

目標とする到達点

市民による自発的な避難行動の流れを構築することで、行政及び防災関係機関による避難指示、避難誘導が、より効率的に行える環境とする。また、避難後、自宅の倒壊等により一時的に生活場所を失った市民に対し提供する避難所について、その適切な管理・運営を実現する。

第2節 具体的な取組

| 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|--|---------|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難体制の整備(P197) ○ 「避難場所」及び「避難所」の指定(P198) ○ 「避難所」の管理運営体制、施設環境の整備(P203) ○ 多様な避難者ニーズへの配慮(P204) <ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示(P206) ● 避難誘導(P208) ● 「避難所」の開設(P212) ● 「避難所」の管理運営(P214) ● その他避難所運営に必要な協力等(P218) ● 動物救護(P221) ● ボランティアの受入れ(P222) ● 被災者の他地区への移送(P222) | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|------------------------|------------|
| 1 避難体制の整備 | 市 |
| 2 「避難場所」及び「避難所」の指定 | 市 |
| 3 「避難所」の管理運営体制、施設環境の整備 | 市、市民、施設管理者 |
| 4 多様な避難者ニーズへの配慮 | 市 |

1 避難体制の整備

(1) 避難指示、避難誘導

① 避難指示

- 避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示が、適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。なお、避難指示は、「災害対策基本法」第60条に基づくものである。

② 避難誘導

- 避難行動は原則市民の自主的な判断に基づくこととするが、状況に応じて、市民は、市及び警察関係、消防関係等の避難誘導に基づき避難する。
- 避難時の高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対する避難誘導等の支援について、市は「災害時要援護者支援者マニュアル」（※）に基づき、自治会や民生委員、児童委員、関係機関、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）と連携し、体制を構築する。

※ 「災害時要援護者支援者マニュアル」

避難行動要支援者に対する災害時の地域支援体制を構築するために市が定めたマニュアル。

(2) 情報伝達手段の確保

- 情報伝達手段を整備し、避難者の避難行動に資する情報の提供を適切に実施する。（第2部第6章参照）

【予防対策】2 「避難場所」及び「避難所」の指定

(3) 広域連携

- 市は、災害時において被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
(資料53 【東京都27市・3町・1村】「震災時等の相互応援に関する協定書」)
- (資料54 【競艇事業施行自治体17市】「大規模災害時の相互応援に関する協定」)
- (資料55 【甲州街道サミット参加12市】「大規模災害時等における相互応援に関する協定書」)

(4) 避難体制の周知・習熟

- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所等の役割、安全な避難方法について、市は都と連携を図りながら市民に周知していく。
- 避難体制の整備に当たっては、地域の実情に配慮するよう努めるとともに、避難指示を行ういとまがない場合における、自主的な住民の避難行動の習熟について、地域防災訓練等の機会を捉え支援する。
- 隣接市の被災住民が利用する避難時の運用について、関係する市があらかじめ協議して対処する。
(資料82 【国分寺市】「災害時の避難場所相互利用に関する協定書」)

2 「避難場所」及び「避難所」の指定

- 住民が避難する際に活用するため、次のとおり「避難場所」及び「避難所」を指定する。
(資料83 「指定緊急避難場所一覧表」)
- (資料84 「指定避難所一覧表」)

【「避難場所」及び「避難所」の考え方】

| | 名称 | 活用する期間 | 場所 | 活用内容 |
|-------------------------------|------------|--|--|--|
| ① 「避難場所」 ・身の安全 ・安否確認 | 「地域避難場所」 | 大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまで。 | 市民自身が、地域の実情を考慮し選定する。 | <ul style="list-style-type: none"> 身の安全を守る。 自治会、家族等の間で安否確認をする。 |
| | 「指定緊急避難場所」 | 大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまで。 | <ul style="list-style-type: none"> 市立小中学校(校庭) 明星学苑 都立高校(市内5校) | <ul style="list-style-type: none"> 身の安全を守る。 自治会、家族等の間で安否確認をする。 行政等による情報提供、状況に応じた避難誘導を受ける。 |
| | 「広域避難場所」 | 特に大規模火災等、「地域避難場所」及び「指定避難場所」でも身の安全を守ることが困難な事象が収束するまで。 | ・基準に適合する、市が指定する避難スペース | ・大規模火災等、広範囲にわたる危険から身の安全を守る。 |
| ② 「避難所」 ・避難生活 | 「一次避難所」 | 自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。 | <ul style="list-style-type: none"> 市立小中学校(施設) 郷土の森総合体育館 | ・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。 |
| | 「二次避難所」 | 避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。 | <ul style="list-style-type: none"> 文化センター ルミエール府中 生涯学習センター | ・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者など、「一次避難所」での生活に支障のある方が生活をする。 |
| | 「福祉避難所」 | 避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。 | ・市内福祉施設 | ・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。 |

○ 市は、指定した「避難所」の所在地等については、府中警察署、府中消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都に報

【予防対策】2 「避難場所」及び「避難所」の指定

告する。

- 市は、「避難所」が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶ等、避難所の確保に努める。

2-1 「避難場所」

- 大規模地震等の発生後、建物等から一時的に離れ、身の安全を守るために集合するスペースをいう。また、自治会・家族等の間で安否確認を行うためにも活用する。なお、「避難場所」への避難後、火災などの危険がなく、家に被害がない場合は、そのまま帰宅する。
- 用途ごとに「地域避難場所」「指定緊急避難場所」「広域避難場所」という名称を用いる。

(1) 「地域避難場所」

- 自宅付近の公園、神社の境内など、市民自身が地域の実情を考慮し選定する。

(2) 「指定緊急避難場所」

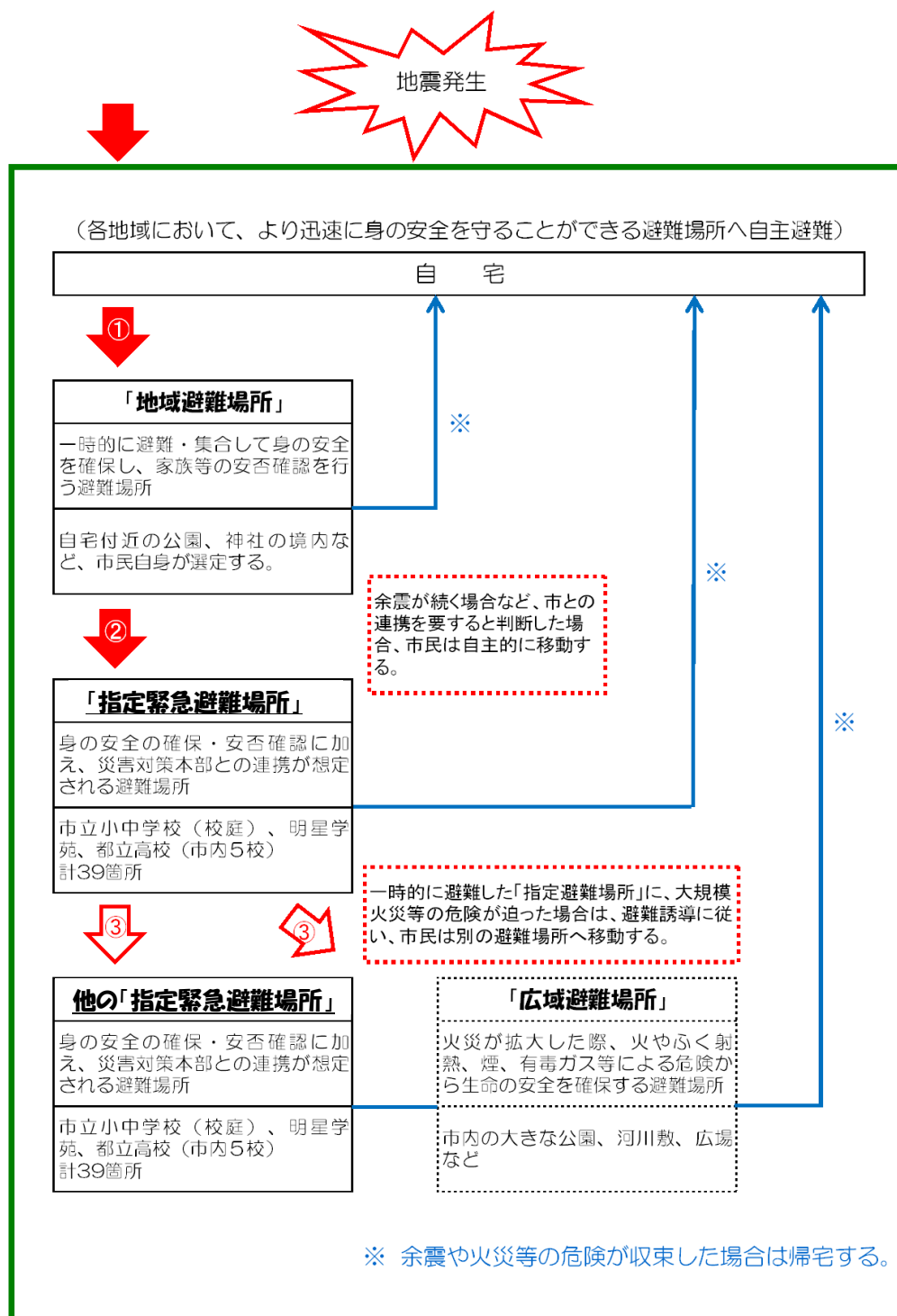
- 市が指定する市立小中学校、都立高校、明星学苑を活用する。用途は基本的に「地域避難場所」と同様であるが、行政等からの情報提供、状況に応じた避難誘導等の対応が想定されている場所である。

(資料85 【学校法人明星学苑】「災害時における一時集合場所の提供に関する協定書」)

(3) 「広域避難場所」

- 市が指定する、特に大規模火災等からの避難を想定した広大なスペースをいう。市及び警察関係機関、消防関係機関等からの広報活動、避難誘導に基づく避難を原則とする。
- 「広域避難場所」の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 周辺市街地の大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
 - ② 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、スペース内に存在しないこと。
 - ③ 想定収容人員に対して、スペース内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

【避難行動の流れ】



⇒【2-2「避難所」】での生活へ

2-2 「避難所」

- 地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために活用する「避難所」を指定する。なお、指定に当たっては、当該施設が、政令等で定める指定基準に適合するよう留意することが必要である。
- 用途ごとに「一次避難所」「二次避難所」「福祉避難所」という名称を用いる。

(1) 「一次避難所」

- 地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために活用する。
- 市立小中学校の体育館等、郷土の森総合体育館を指定する。避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
- 備蓄物資及び寄託物資、支援物資の配給場所としても活用する。

(資料84 「避難所一覧表」)

(2) 「二次避難所」

- 「一次避難所」での生活に支障がある要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を一時的に受入れ、保護するために活用する。
- 文化センター等の市施設を指定する。
- 耐震・耐火・鉄筋構造に加えて、要配慮者の特性を踏まえ、バリアフリーを備えた建物を利用するよう努める。

(3) 「福祉避難所」

- 「一次避難所」での生活に支障があり、さらに医療や介護等のサービスを必要とする要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を一時的に受入れ、保護するために活用する。
- 福祉施設等との協定締結により確保する。

(資料86 【多摩同胞会信愛泉寮ほか（高齢者支援課）】「災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定」)

2-3 「避難場所」及び「避難所」の周知

- 「避難場所」及び「避難所」の位置、利用方法等について、地震ハザードマップや防災ハンドブック等で周知するとともに、地域防災訓練等の機会を捉え、市民への周知を図る。
- 緊急時に活用する「避難場所」として、災害の種類ごとに指定することが求められる「指定緊急避難場所」については、政令等で定める指定基準に適合したスペースの指定を検討し、指定した場合は、市民への周知を図る。
- なお、この「指定緊急避難場所」は、指定の対象となる施設が、「避難所」の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができる。

3 「避難所」の管理運営体制、施設環境の整備

3-1 管理運営体制の整備

- 学校施設を活用する「一次避難所」については、「避難所管理運営マニュアル」を各施設において作成し、管理運営体制の整備を図る。「避難所管理運営マニュアル」は、「避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン」によるものとする。
- 管理運営の主体は学校、行政、地域であり、その役割の基本方針は次のとおり。
 - ① 学校は、児童・生徒在校時には、その保護・引取対応を最優先事項とする。
 - ② 行政は、発災時間帯に関わらず、早期に避難所に参集し、開設対応に当たる。
 - ③ 地域は、土日・夜間帯の発災に備え、行政と「避難所」の開設手段を共有する。
- 市は、郷土の森総合体育館（一次避難所）、「二次避難所」及び「福祉避難所」については、各施設の特性や機能を考慮し、適切な避難環境となるよう、関係機関等と連携し、管理運営体制の整備に努めるものとする。
- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置する等女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 市は、都、東京都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
(資料76 【公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部】「災害時の動物救護活動についての協定書」)

3-2 施設環境の整備

- 「一次避難所」及び「二次避難所」となる施設については、避難環境として適切な安全が確保されているものを指定する。
- 「一次避難所」及び「二次避難所」においては、避難者を火災から守るため、消防水利の整備を推進する。
- 避難生活が長期に及ぶほど被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことが困難になってくるため、「一次避難所」及び「二次避難所」には、間仕切り等の必要な資器材、台帳等を整備する等、「避難所」機能の強化を図るものとする。

4 多様な避難者ニーズへの配慮

4-1 避難行動要支援者

- 避難行動要支援者の地域による安否確認や、「避難所」への避難支援等の活動に利用するため、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成する。
- 市は、作成した「避難行動要支援者名簿」の情報を地域と共有し、避難行動要支援者に対するきめ細かい支援を実施するため、「府中市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書」を締結し、自治会や民生委員・児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・府中市消防団・社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）との連携を図る。

4-2 外国人に対する対策

- 在住外国人や海外からの旅行者は、言語、生活習慣、防災意識等が異なるため、市、都及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次に掲げる防災環境づくりに努めるものとする。
 - ・ 避難場所を示す標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、標識内表記の多言語化を検討する。
 - ・ 多言語による防災知識の普及活動（防災講話・防災訓練等）を推進することで、自助・共助の担い手として、外国人も参画する地域の防災体制を構築するよう努める。
- 市は、国立大学法人東京外国語大学との協働・連携を強化し、これらの環境整備の推進を図るとともに、その他防災に係る協力について検討し、災害時の地域の防災力向上に資する連携となるよう努める。
(資料87 「災害時要援護者・外国人等の現況」)

4-3 女性や子育てのニーズ

- 生理用品やおむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の「避難所」における提供について検討する。
- プライバシーを確保できる仕切りの工夫、男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備、安全な男女別のトイレの整備に配慮する。また、乳幼児が安全に遊べる空間を確保するなど、子育てに資する環境の整備に努める。
- 「避難所」の運営体制への女性の参画を支援し、女性の視点や声、悩みを反映し得る体制を整備する。
- 市は、女性に対する暴力を防ぐため、警察や関係機関との連携を強化する。
- 妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。

4-4 その他のニーズ

- 平常時も同様であるが、災害時における、性同一性障害など、性指向・性自認・身体性別が非典型とされるセクシャル・マイノリティが被るストレスについて、様々な場面において理解をし、配慮することが重要である。
- 顕在化しにくいニーズについては、避難所の管理運営を行う者、共同で生活する者等は、相互に注意を払い、その把握に努める。

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-------------------|----------------------|
| 1 避難指示 | 市、都、府中警察署、府中消防署 |
| 2 避難誘導 | 市、府中警察署、府中消防署、府中市消防団 |
| 3 「避難所」の開設 | 市、市民、施設管理者 |
| 4 「避難所」の管理運営 | 市、市民、施設管理者 |
| 5 その他避難所運営に必要な協力等 | 都、ボランティア |
| 6 動物救護 | 市 |
| 7 ボランティアの受入れ | 市、都 |
| 8 被災者の他地区への移送 | 市、都 |

1 避難指示

1-1 発令

- 生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

1-2 設定

- 避難指示等の設定方法は、次のとおりである。
 - ① 避難対象地域を定める。(○○○町○丁目)
 - ② 道路・橋りょう等の被害状況、延焼拡大の範囲、消火活動の状況等を検討して対象地域を設定する。
 - ③ 避難先を定める。(避難場所の名称)
 - ④ 避難の理由を明確にする。

1-3 伝達方法

- 災害発生時、避難指示を発令する場合は、都、市、放送事業者との協定による「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申合せ」に基づき、市は都やマスコミと連携し、市民等に対し、適切な手段を用いて情報提供を行う。

(参照 第2部第6章「情報通信の確保」)

【避難指示の種類と発令者】

| 実施者 | 種類 | 要件 | 根拠法令 |
|-------------------|----------------------|---|--------------------|
| 市長 | 災害全般 (高齢者等 避難) | 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき | |
| 市長 | 災害全般 (指示) | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき | 「災害対策基本法」 第60条 |
| 知事 | 災害全般 (指示) | 市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | |
| 警察官 | 災害全般 (指示) | 市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき | 「災害対策基本法」 第61条 |
| (災害派遣の) 自衛官 | 災害全般 (指示) | 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき | 「自衛隊法」 第94条 |
| 知事、その命を 受けた都職員 | 地すべり (指示) | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき | 「地すべり等防止法」 第25条 |

2 避難誘導

- 避難の勧告又は指示を発令する場合、市は府中警察署、府中消防署及び府中市消防団等と協力し、市民の安全確保に留意し、安全な場所へ避難誘導する。

2-1 市民の避難誘導

- 避難指示を発令した場合、市は、府中警察署及び府中消防署並びに府中市消防団の協力を得て、地域又はコミュニティ、事業所単位に集団の形成を図るため、「指定避難場所」に避難者を集合させた後、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成する。
- 「指定避難場所」が危険な状態になった場合、市は、府中警察署及び府中消防署並びに府中市消防団の協力を得て、一時避難が可能な他の「指定避難場所」又はあらかじめ指定してある「広域避難場所」に、集団を崩さずに誘導する。
- 学校、幼稚園、保育園、事業所、大型店等多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

2-2 避難誘導における注意点

- 避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な「避難場所」に誘導するために必要な方法を取ることとするが、おおよそ次の事項を注意して実施する。
 - ① 避難の誘導は、要配慮者を優先するとともに、できる限り早急な事前避難に努める。
 - ② 交差点や橋りょう、トンネル等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示すとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう配慮する。
 - ③ 避難経路は、市本部長又は関係部長から特に指示がない場合は、避難の誘導に当たる者が指定するよう努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災の場所、落下物の危険のある場所、危険物のある場所を避け、指示者があらかじめ経路の実地を確認して行うよう努める。
 - ④ 選定した避難路に重大な障害が発生し、容易に取り除くことができない時は、別のルートを選定するとともに、行政管理部長を経由して、都市整備部長に対して避難道路の障害物除去(啓開)等を要請する。
- なお、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、市は、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を、防災講話や地域防災訓練の機会を捉え、自主防災組織や事業所の管理者等のリーダーと連携し、検討しておくものとする。

2-3 避難行動要支援者に配慮した避難誘導

- 「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき整備した体制により、市は、自治会や民生委員・児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・府中市消防団・社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）等、支援者（グループ）との連携により、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

【避難行動要支援者への避難支援】

① 安否の確認

地震・火事・水害が発生！
避難行動要支援者の安否が気遣われる場合は、支援者（グループ）が中心となって避難行動要支援者のお宅に向かい安否の確認を行う。



② 避難支援

避難が必要な場合は、支援者（グループ）は周囲の人に協力を求め、協力して避難行動要支援者の避難支援を行う。
地震の場合、倒壊家屋からの救出は危険や困難が伴うため、支援者（グループ）は無理に救出せず、消防などの防災関係機関へ協力を求める。



③ 「指定避難場所」へ避難

災害による火災や建物の倒壊危険、浸水などから身の安全が確保できるよう、支援者（グループ）は避難行動要支援者と、まずは「指定避難場所」へ避難する。



④ 「一次避難所」へ避難

帰宅が困難な場合には、「一次避難所」に避難する。自宅に戻れるようであれば、支援者（グループ）は避難行動要支援者の帰宅を支援する。



⑤ 安否確認の報告

一次避難所に参集した市の職員へ、支援者（グループ）は安否確認の結果を報告する。自宅で過ごす場合や、医療機関など搬送された場合も報告する。

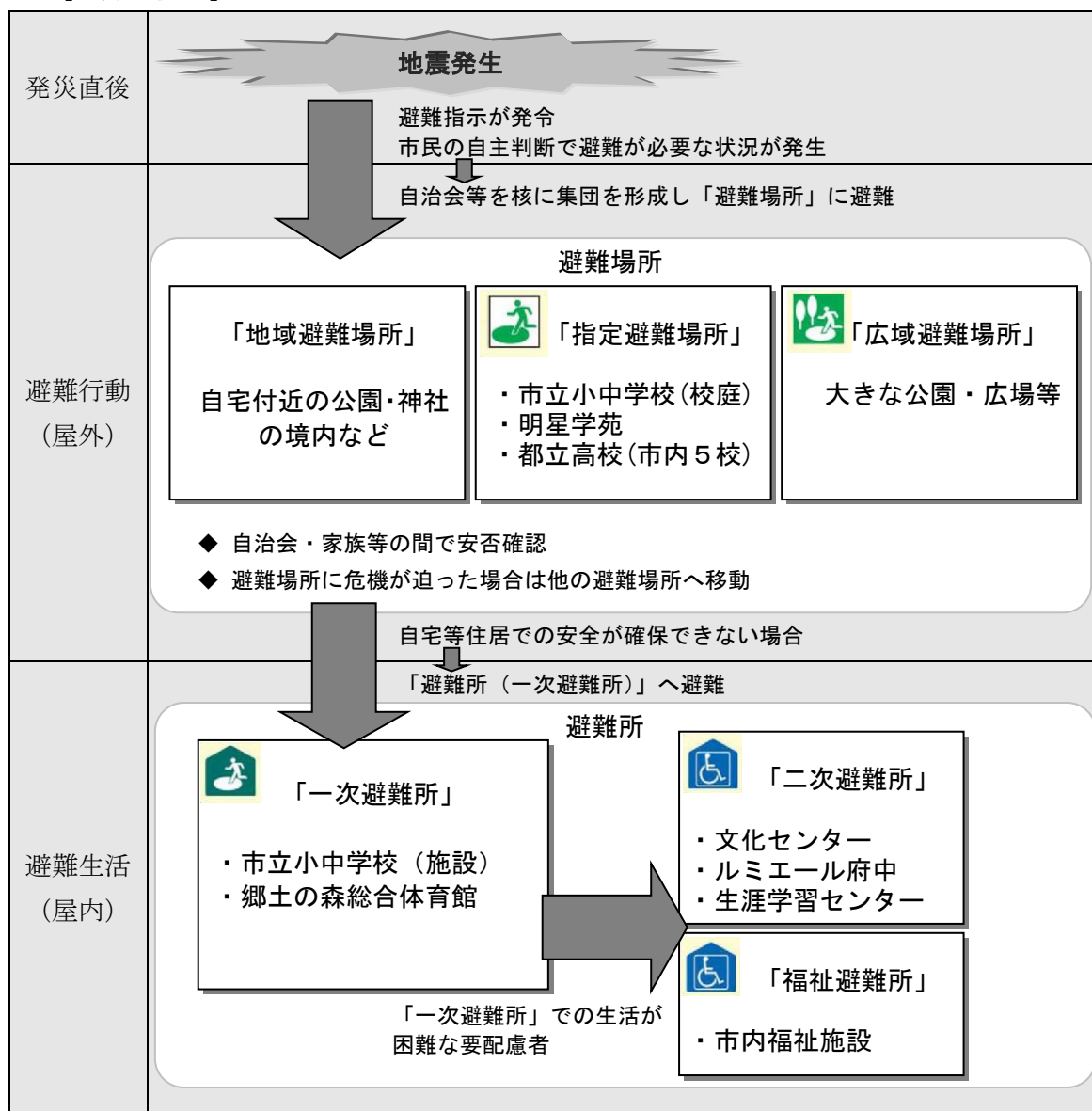
2-4 避難方式

- 地震発生後、火災等の危険が迫り、避難指示が発令され、又は市民の自主判断で避難が必要な状況が発生したとき、避難行動が開始される。
- 災害における避難方式は、自治会等を核に一定の地域や事業所単位に集団を形成し、「避難場所」に避難する集団避難方式を原則とする。
- 身の安全を守るために「避難場所」へ避難した避難者は、自治会・家族等の間で安否確認を行う。
- 万一、避難先の「避難場所」に危機が迫った場合には、府中警察署及び府中消防署並びに府中市消防団の誘導に従い、他の「指定避難場所」や「広域避難場所」へ避難する。
- 「避難場所」に避難した後、自宅等住居での安全が確保できない場合は、「避難所（一次避難所）」へ避難する。
- 「二次避難所」及び「福祉避難所」への避難については、原則、避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における避難生活に支障がある要配慮者が多く存在している場合に開設するものとする。
- 自宅等住居の被災が軽微であり、居住が可能な場合は、できるだけ自宅で生活する。

（資料83 「指定避難場所一覧表」）

（資料88 「広域避難場所一覧表」）

【避難の流れ】



3 「避難所」の開設

- 学校施設を活用する「一次避難所」においては、「避難所管理運営マニュアル」に基づき、学校、行政、地域の各主体が連携して開設作業・管理運営を行う。
- 郷土の森総合体育館を活用する場合は、「避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン」より、可能な規定を準用することで体制整備を図る。

3-1 「避難所」の開設指示

(1) 「避難所」の安全確認

- 施設開錠後、初動対応に当たる職員等は、事前に整備した安全確認チェックリストに基づき、応急的な安全確認を行う。

(2) ライフライン設備の確認

- 初動対応に当たる職員等は、当面の「避難所」機能維持のため、ライフライン設備の状況を応急的に確認し、被害状況に応じた対応を図るとともに、必要に応じて、府中市災害対策本部に復旧措置を依頼する。

(3) 通信手段の確保

- 初動対応に当たる職員等は、施設の通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を確保する。

(4) 府中市災害対策本部への報告及び開設判断

- 通信手段の確保後、初動対応に当たる職員等は、避難者の集合状況等を府中市災害対策本部に報告し、「避難所」の開設判断を含め、必要な指示を受ける。

(5) 「避難所」開設の周知

- 府中市災害対策本部では、開設された「避難所」の全てを把握し、市民に広く周知するとともに、都及び府中警察署、府中消防署等関係機関に次の情報を報告する。
 - ・ 開設日時
 - ・ 開設場所
 - ・ 避難者数
 - ・ 開設予定期間
- 府中市災害対策本部の指示に基づき、指示を受けた市職員は、「避難所」の開設を避難者に周知するとともに、常時開放門付近に看板「府中市災害対策本部災害時避難所」を掲出し、体育館等への導線上に受付を設置する。

- 府中市災害対策本部と連絡がつかない場合、初動対応に当たる職員等が「避難所」開設の可否を判断し、事後に必ず災害対策本部に報告する。

(6) 開放場所の縮小及び「避難所」統合

- 避難者が少ない場合又は減少した場合は、開放場所の縮小及び避難所の統合を行う。

3-2 他「避難所」への誘導

- 当該「避難所」の開設の必要がないと判断した場合もしくは「避難所」施設が使用できない場合、初動対応に当たる職員等は、周辺「避難所」に避難者を誘導する。

3-3 指定外「避難所」及び野外受入れ施設

- 「避難所」に指定されていない公民館等に市民が避難し、「避難所」としての実態確認がなされた場合は、府中市災害対策本部により新たに「避難所」として認定する。
 - ・ 避難者の増大等により避難スペースが不足する場合は、一時的な野外受入れ施設の開設を検討する。
 - ・ 野外に受入れ施設を開設した場合の都及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
 - ・ 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都に調達を依頼する。

3-4 「避難所」の開設期間

- 「避難所」の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（所管大臣の承認を含む。）を受ける。

「災害救助法施行細則」より抜粋

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 野外受入れ施設の開設期間は、「避難所」が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

3-5 「二次避難所」及び「福祉避難所」の開設

- 「二次避難所」は、避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における避難生活に支障がある要配慮者が多く存在している場合に開設する。
- 「福祉避難所」は、避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要としている要配慮者が多く存在している場合に開設する。なお、施設として活用する福祉施設等との連携の中で、開設にかかる手順等を定める等、日頃から連携を図るものとする。
- 「二次避難所」及び「福祉避難所」の開設及び管理運営については、「避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン」より、可能な規定を準用することで体制整備を図る。

4 「避難所」の管理運営

- 「避難所管理運営マニュアル」に基づき整備した体制で管理運営を行う。

4-1 発災後3時間までに実施

(1) 避難所運営機能の確保

- 事前のゾーニングに従い、開放区画や使用できるトイレの設定を行う。また避難者カード等を活用し、避難者情報の把握に努める。
- ライフライン設備の再確認及び復旧要請、また通電時であれば、空調設備の確認を実施する。

(2) トイレ機能の維持・確保

- トイレ使用のルールを徹底し、衛生面・防犯面等に配慮した運営を行う。

(3) 情報提供体制の確保

- 各「避難所」の情報共有を密にし、必要な情報収集を府中市災害対策本部で実施するとともに、適切な情報提供体制において、避難者へ情報を提供する。
- 避難者からの要望等の窓口を設ける。なお、要望等は個人単位で受け付けるのではなく、自治会等のコミュニティ単位でとりまとめる形態が望ましい。
- 報道機関へは窓口を一本化して対応するとともに、無断立ち入りは厳禁とする。また取材者の氏名・所属・目的等を記録する。
- 安否確認情報の取扱いについては、個人情報保護の観点に配慮し、適切な対応を取るよう徹底する。
- 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福

社避難所等への派遣調整を行う。

4-2 発災後8時間までに実施

(1) 避難者の状況把握

- 避難者カード等を活用して避難者の情報を把握する。この情報を基に、安否確認資料や物資配布の算定根拠、住民運営組織編成を実施等、対応する。
- 避難者名簿を作成する。
(資料89 「避難者名簿、避難所日誌、生活物資等受領簿、生活物資等管理簿」)
(資料90 「救助実施記録日計票」)

(2) 要配慮者への対応

- 要配慮者の個々の状況を把握し、生活スペースの区分け、医療的支援、他「避難所」への移送の要否等を検討する。

(3) 備蓄物資の拠出

- 毛布など、寒暑対策や被災者の体調管理に関する物資を中心に拠出する。

(4) 住民運営組織の立ち上げ準備

- おおむね発災後8時間までは、初動対応に当たる職員等を中心に管理運営を行うが、発災後24時間以降は、避難者の中から住民運営組織の中心となる人物を選出し、住民運営組織の立ち上げ準備を進める必要がある。

4-3 発災後24時間までに実施

(1) 府中市災害対策本部の連携強化

- 府中市災害対策本部は、避難所管理責任者となる市職員及び初動対応にあたった職員の交替要員を派遣し、避難所管理運営体制の強化を図る。
- 各「避難所」ごとに必要な支援内容を精査し、ボランティアの受入れ準備等を行う。

(2) 要配慮者への対応

- 状況に応じて、「二次避難所」及び「福祉避難所」、その他医療機関等への移送等を検討する。

(3) 不足物資の把握と要請

- 多様な避難者のニーズに配慮し、物資支援を府中市災害対策本部へ要請する。
- 生理用品、女性用下着の女性による配布を検討し、女性の視点に配慮する。

(4) ごみの処理

- 臨時集積所を設置するとともに、ごみの排出ルールを確立し、その徹底を図る。

4-4 発災後7日までに実施

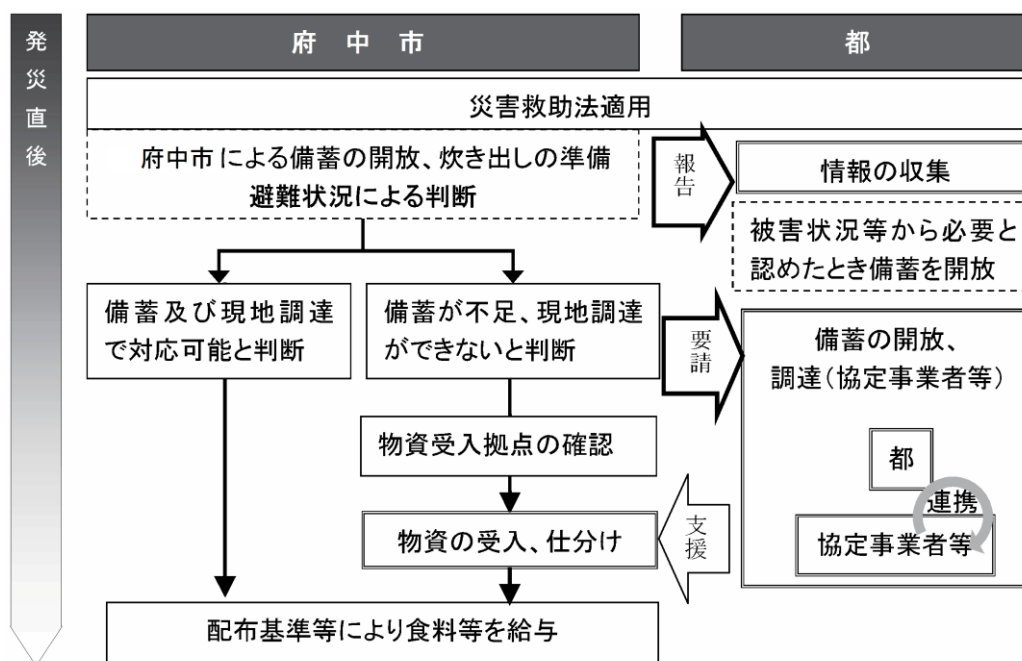
(1) 住民運営組織の立ち上げ

- 事前の協議等に基づき、住民運営組織を立ち上げ、住民主体の運営体制への移行を図る。なお、住民運営組織には、女性や要配慮者等、多様な主体を参画させることで、管理運営の円滑化を図る。

(2) 物資の受入れと配布

- 住民運営組織により、避難者個々のニーズを把握するとともに、物資量と避難者数に応じた割当て作業を開始する。

【避難所における物資供給のスキーム】



(3) 生活環境の確保

- 就寝・消灯・ごみ当番・掃除など、生活に係るルールを確立する。特に騒音対策や光害防止に配慮し、避難者の共同生活の円滑化を図る。
- 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。また、乳幼児の夜泣きについては、空き教室を開放するなど、状況に応じた対応を考慮する。
- 避難者のニーズは、避難所生活を送る中で時系列的に変化していくものである。このことから、避難者の「生活の質（Quality of Life : QOL）」の低下を抑制するために、常に避難者のニーズを把握し、適切な生活環境の確保に努める。

(4) 衛生環境の確保

- トイレやごみ集積所等の消毒を実施し、「避難所」内の衛生管理を徹底する。
- 避難者自身による防疫体制を構築し、トイレ環境を中心とした「避難所」内の衛生管理を徹底する。
- インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- 公衆浴場、自衛隊による仮設浴場等の活用により、避難者の衛生管理を行う。
- 都は、「避難所」内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持に関する助言・指導を市に対して行う。

（資料75 【府中ビル管理協同組合】「災害時における避難所等の環境管理に関する協定書」）

(5) 避難者の健康管理

- 都や多摩府中保健所、府中市医師会等との連携により、市は避難者の健康管理に配慮する。

(6) 情報提供体制の構築

- 個人情報保護の観点に配慮し、外部からの安否確認に対応する体制を構築する。

(7) ボランティアの受入れ

- 避難所におけるボランティアの活動環境の整備を行う。

(8) 炊き出しの開始

- 住民運営組織を中心に要員を確保し、ローテーション体制により炊き出しを実施する。なお、その際は、府中市災害対策本部との連携を図り、体制構築に必要な支援を仰ぐものとする。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(9) 避難所の統廃合、避難者対応

- 避難者の状況を踏まえ、府中市災害対策本部は、避難所開設期間の延長要否を検討する。
- 避難者の日常生活への復帰及び学校教育の早期再開の観点から、避難所の縮小・統廃合について検討する。
- 一定期間を経過しても退所できない避難者については、様々な問題を抱えている可能性が高いことから、生活再建に向けた相談体制を強化する等、対策を講じる。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

5 その他避難所運営に必要な協力等

- 「避難所」で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- 市は、都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。
- 発災初期の段階においては、「避難所管理運営マニュアル」に基づき、帰宅困難者への支援について、可能な限り検討する。

(1) 飲料水の安全確保

- 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて、飲用に供する水の消毒を行う。
- 市は、都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配付し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

(2) 食品の安全確保

- 市は都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ・ 手洗いの励行
 - ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - ・ 情報提供
 - ・ 殺菌及び消毒剤の適切な使用

(3) トイレ機能の確保

- 被災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。なお、学校プールの水を使用する場合には、消防水利の機能確保に十分留意するものとする。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(4) 避難所の衛生管理

- ① 市の役割
 - ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
 - イ 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域を設定する。
 - ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
 - エ 避難住民間のプライバシーを確保する。
 - オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- ② 都の役割
 - ア 環境衛生指導班等から避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、市に提供する。
 - イ 避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持に関する助言・指導を市に対して行う。

(5) 公衆浴場の確保

- 市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

(6) ボランティアの協力

- ボランティアの協力が必要な場合は、赤十字奉仕団又は社会福祉協議会に対しボランティアの要請をする。
- 市は、災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

(資料9-1 【東京都理容生活衛生同業組合府中支部】「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定」)

5-1 帰宅困難者の支援

- 地震が発生し鉄道等の輸送機関が不通となった場合、駅周辺地区等の徒歩帰宅困難者に対して、的確な避難所を指定し誘導を行い、飲料水、食料、トイレ及び適切な情報を提供するとともに、休憩の場を提供する。

5-2 要配慮者対策

- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じて、二次避難所及び福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- 二次避難所及び福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所及び福祉避難所への移送手段についても確保する。

(1) 相談窓口の設置

- 避難所において、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て相談窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、情報伝達、支援物資の提供等を実施する。

(2) 福祉機器等の確保

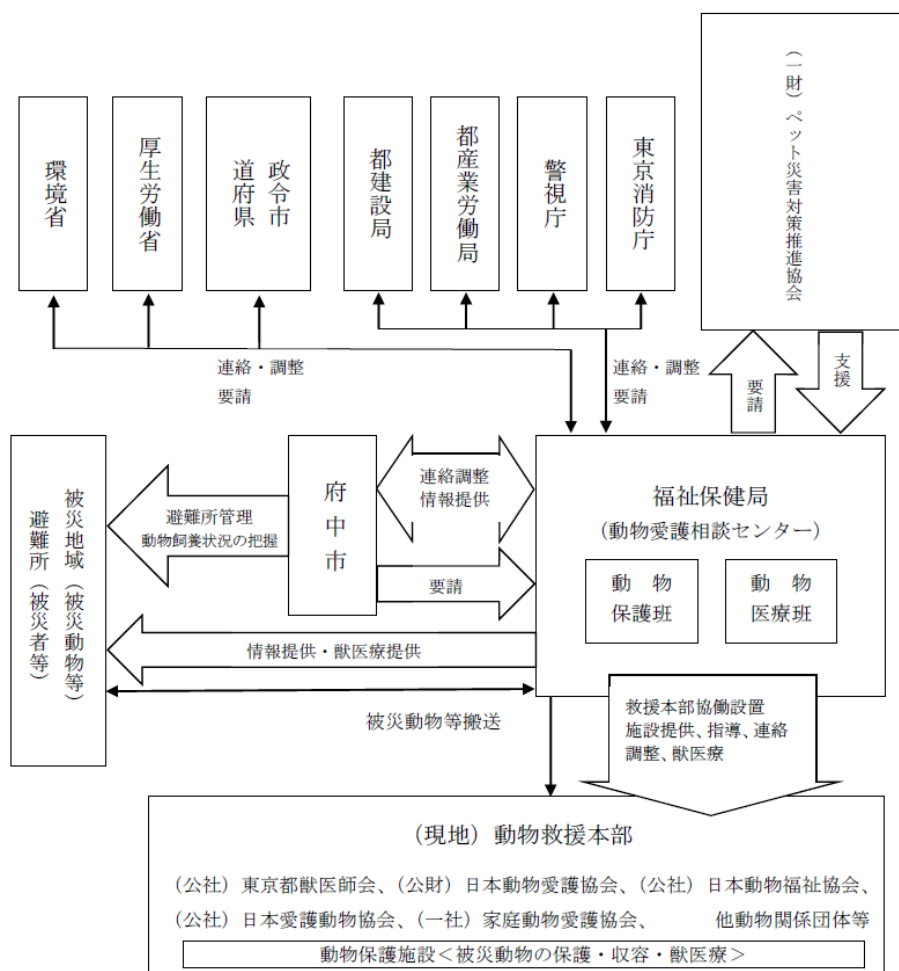
- 要配慮者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討する。

6 動物救護

- 災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷又は放し飼い状態の動物も生ずることが予想される。市は、危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。
- 適切な飼育に関し、実施する対策は以下のとおりとする。
 - ・ 同行避難動物の飼養場所等の確保
 - ・ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供
 - ・ 避難所等における動物の適正飼養の指導等

(資料76 【公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部】「災害時の動物救護活動についての協定書」)

【手順】



- 開設した避難所に、動物の飼養場所（屋外）を避難所施設に応じて、確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

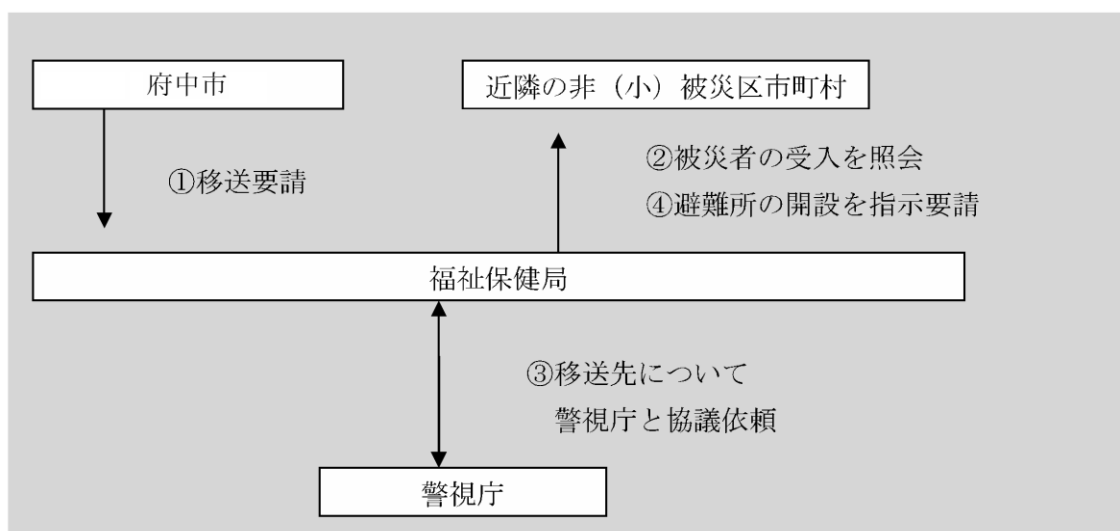
7 ボランティアの受入れ

- 市は、「避難所管理運営マニュアル」等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れを行い、人的資源の不足に対応する。
- 府中市災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアの派遣を行う。

8 被災者の他地区への移送

- 市は、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが、市地域内において困難である判断した場合は、都と連携して、被災者の他地区への移送を検討する。
- 移送に関し、実施する対策は以下のとおりとする。
 - (移送元)
 - ・ 移送について知事(都)に要請
 - ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣
 - ・ 移送の際の添乗
 - ・ 移送後の避難所運営
 - (受入れ側)
 - ・ 受入れ態勢を整備
 - ・ 移送後の避難所運営への協力

【移送先の決定手順】



※ 都県境を越える避難については、東京都災害対策本部が避難先の道府県と協議を行う。

8-1 知事による市長の代行

- 都は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該市長に代わり実施する。

8-2 被災者の移送

- 都は、被災地の市から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。
- 都は、移送先決定後、移送先の市長に対し被災者の受入れ態勢を整備させる。
- 都は、被災者の移送方法については、当該市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定する。
- 都は、要配慮者の移送手段については、当該市による調達が困難な場合に、都が関係機関の協力を得て調達する。
- 市長は、当該市の避難所に被災者を受入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都）に要請する。

8-3 移送元及び移送先の市の役割

- 被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- 都から被災者の受入れを指示された市長は、受入れ態勢を整備する。
- 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受入れた市は運営に協力する。

第10章 水・食料・生活必需品の確保

第1節 本章の概要

現状・背景

大規模地震等により被害を受けた場合、家屋の倒壊、流通網の寸断などにより、生活に必要な水・食料・生活必需品の不足が想定される。物流が復旧するまでの間は、各家庭の備蓄や、市による備蓄の活用が求められており、その適切な運用が必要である。

対策の方針

市民は、自ら家庭内備蓄の充実に努めることが必要である。また、市は、都や事業所等と連携し、備蓄品の整備と災害発生時の物資調達先の拡大を図り、物資不足に対応するための体制を構築する。なお、その際は、要配慮者や女性・子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意するものとする。

また、生活に必要不可欠である飲料水及び生活用水の確保については、都及び市の役割を明らかにするとともに、給水活動全般について、施設整備や「自助」「共助」による応急給水の実施支援等、体制整備に努めていく。

目標とする到達点

災害発生後において、物流に支障が出た場合でも、備蓄品による数日の生活が確保され、社会的な混乱が生じない環境とする。また、様々な避難者のニーズに対応した物資を確保することで、平常時と災害時の生活環境の変化を極力小さなものとする。

第2節 具体的な取組

| 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|---|---------|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料等及び生活必需品等の確保(P226) ○ 飲料水及び生活用水の確保(P227) ○ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備(P230) ○ 輸送車両等の確保(P231) <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄物資の供給(P232) ● 飲料水の供給(P236) ● 関係機関等への応援要請(P242) ● 多様なニーズへの対応 (P243) ● 炊き出し(P243) ● 食料等の安全確保(P244) ● 水の安全確保(P244) ● 物資の輸送(P245) | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|------------------|-----------|
| 1 食料等及び生活必需品等の確保 | 市 |
| 2 飲料水及び生活用水の確保 | 市、都 |
| 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 市、都 |
| 4 輸送車両等の確保 | 市、都、府中警察署 |

1 食料等及び生活必需品等の確保

- 震災の発生によって、流通機構が一時的に混乱状態になることが予想されることから、市は、食料等や生活必需品等を欠くにいたった被災者に対し、速やかに食料等の配布ができるよう平時から災害用に備蓄するほか、緊急に調達し得る措置を講じておく等、食料等の確保に努める。

1-1 備蓄の呼び掛け

- 備蓄における自助・共助の推進を図るため、地域防災訓練等の機会を捉え、家庭や事業所等における備蓄の必要性を積極的に周知するものとする。

1-2 市の備蓄量

- 市は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。

1-3 備蓄品の選定

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(資料92 「災害対策物資備蓄状況」)

【市備蓄物資の一例】

| | 品名 | | 品名 |
|----------|---------------------|---------|--------------|
| 食品・飲料水関係 | アルファ米 | 避難所用資器材 | 毛布 |
| | 乾パン | | カーペット |
| | 粉ミルク | | 発電機（エンジン・ガス） |
| | ほ乳瓶 | | 投光機 |
| | 給水バケツ | | バルーン投光機 |
| トイレ衛生関係 | トイレ（組立・ポータブル・簡易・携帯） | | 組立式煮炊レンジ |
| | トイレトペーパー | | カセットコンロ |
| | 生理用品 | | タオル |
| | 紙おむつ | | パーティーション |
| | | | |

2 飲料水及び生活水の確保

2-1 給水体制の整備

- 市は都と連携し、飲料水及び生活水の確保に努める。

(1) 都

- 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）（※）を整備する。

なお、都が指定する災害時給水ステーションは、幸町浄水所、若松浄水所、府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所、府中南町浄水所、都立武蔵野公園内震災対策用応急給水施設の5か所である。

※ 給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

【浄水所】

| 施設名 | 所在地 | 確保水量 (立方メートル) |
|-------------------------|---------------------------|------------------|
| 幸町浄水所 | 幸町2丁目24番地 | 1, 140 |
| 若松浄水所 | 若松町4丁目10番地 | 1, 760 |
| 府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台 ポンプ所 | 武蔵台2丁目7番地及び 武蔵台1丁目25番地 | 3, 730 |
| 府中南町浄水所 | 南町1丁目50番地 | 1, 660 |
| 計 | | 8, 290 |

【震災対策用応急給水施設】

| 施設名 | 所在地 | 確保水量 (立方メートル) |
|----------------------------------|------------|------------------|
| 都立武蔵野公園内 震災対策用応急給水施設 | 多磨町3丁目2番地 | 1, 500 |
| 府中市朝日町3丁目16番地内 震災対策用小規模応急給水施設 | 朝日町3丁目16番地 | 200 |
| 計 | | 1, 700 |

| 【浄水場】と【震災対策用応急給水施設】を併せた確保水量 | 確保水量 |
|-----------------------------|--------|
| | 9, 990 |

(2) 市

- 都が整備する給水拠点の空白地域について、市が確保している耐震性貯水槽、市立小中学校プール等の施設を活用し、東京都と連携して給水体制を構築する。

【市が整備する施設】

| 施設名 | 設置か所数 | 確保水量 (立方メートル) |
|-----------|------------------------------------|------------------|
| 耐震性貯水槽 | 23ヶ所 (100トン×22か所、 200トン×1か所) | 2, 400 |
| 市立小中学校プール | | 9, 900 |

| | |
|---------|---------|
| 公共施設受水槽 | 1, 380 |
| 計 | 13, 680 |

(3) 協力施設等との連携

- 飲料水及び生活用水の確保は、市民生活に大きく関わるものであるため、市は、市内大手事業所施設等と連携を図り、より強固な応急給水体制の整備に努める。

【その他市内協力施設】

| 施設名 | 確保水量 (立方メートル) |
|-------|---------------|
| 大手事業所 | 5, 525 |
| 公衆浴場 | 97 |
| 計 | 5, 622 |

※ その他関連協定

- (資料93 【市内事業所等】「災害時における飲料水の供給協力に関する協定書」)
- (資料94 【市内公衆浴場】「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」)
- (資料95 【府中市酒販組合】「災害時における物資の供給協力に関する協定書」)
- (資料96 【株式会社伊藤園】「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」)
- (資料97 【株式会社八洋】「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」)
- (資料98 【東京都】「応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定」)

2-2 飲料水の確保

- 2-1により、市は合計29, 292立方メートル(※1)の給水量を確保している。このうち飲料水としては、市が確保している耐震性貯水槽、市立小中学校の分を除いた16, 992立方メートルの活用を図る。
- この数字は、1人1日3リットルを給水した場合、府中市民(※2)のおおよそ22日分の飲料水量である。発災後の3日分については、自助の観点から、各家庭や事業所において確保に努める。
- なお、第1部に記載のとおり、府中市の最大上水道断水率は45.1%であり、ライフライン事業者による上水道の回復目標は30日である。
- 確保水量及び回復までの日数等を考慮して供給体制を構築するものとし、その他、飲料水販売事業者との連携等(※3)も活用し、より強固な応急給水体制の整備

【予防対策】3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

に努める。

※1 1立方メートル＝1,000リットル

※2 平成25年4月1日現在（252,004人）

【確保水量（飲料水）】

| 施設名 | 確保水量（立方メートル） |
|--------|--------------|
| 都 | 9,990 |
| 市 | 1,380 |
| 市内協力施設 | 5,622 |
| 計 | 16,992 |

※3 その他関連協定

（資料95 【府中市酒販組合】「災害時における物資の供給協力に関する協定書」）

（資料96 【株式会社伊藤園】「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」）

（資料97 【株式会社八洋】「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」）

2-3 生活水の確保

- 飲料水は、生活水としての活用も想定する。なお、事業所及び家庭においては、各々必要となる生活水について、平素から水の汲み置き等による確保に努める。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理する。 ○ 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 ○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ○ 都の備蓄物資を管理する。 ○ 直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。 |

3-1 備蓄倉庫等の整備

- 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 備蓄倉庫は、備蓄物資の保管機能のほかに、備蓄物資放出後の空間を利用して救援物資の一時保管場所として物資の仕分け分類を行う。
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等、備蓄場所の確保を進めるよう努める。
(資料99 「備蓄倉庫一覧表」)

3-2 備蓄品の輸送及び配分

- 備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）の避難所等への輸送及び配分の方法について定める。

3-3 地域内輸送拠点

- 都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備する。市は、地域における救援物資（食料及び生活必需品等）の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定する。
- 市は、地域内輸送拠点として、水防・防災ステーション及び市役所の北庁舎駐車場を指定し、都に報告する。

4 輸送車両等の確保

- 市は、保有している車両等の災害時における使用について「府中市災害対策本部マニュアル」に定め、府中市災害対策本部において一元管理し、効率的な運用を実施する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 市 | ○ 調達先及び調達予定数を府中市地域防災計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。 |
| 府 中 警 察 署 | ○ 緊急通行車両等の確認をする。 |
| 都 | ○ 緊急通行車両等の確認をする。 ○ 物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。 |

(資料74 【東京都トラック協会多摩支部】「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」)

(資料100 「市所有の車両及び調達予定」)

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|---------------|---|
| 1 備蓄物資の供給 | 市 |
| 2 飲料水の供給 | 市 |
| 3 関係機関等への応援要請 | 市 |

1 備蓄物資の供給

- 市の備蓄（都の事前寄託分を含む）や、都から提供される都備蓄物資の活用を図り、被災者が必要とする物資を給（貸）与する。

1-1 配布基準

- 配布基準は、原則として、「災害救助法施行細則」に定めるところによる。
- ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

（参照 避難所開設期間延長の承認申請については、第2部第9章「避難者対策」）

【参考資料：災害救助法施行細則 別表1（抜粋）】

| 救助の程度及び方法 | | | 救助の期間 |
|-------------------------|--|---|--|
| 救助の種類 | 救助の対象及び方法 | 費用の種類及び限度額等 | |
| 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | <p>一 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>二 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p> | <p>炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とする。</p> | <p>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に三日分以内を現物により支給する。</p> |
| | 飲料水の供給 | <p>飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> | <p>飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | <p>一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>二 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(一) 被服、寝具及び身の回り品 (二) 日用品 (三) 炊事用具及び食器 (四) 光熱材料</p> | <p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表（※）に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> | <p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。</p> |

1-2 食料等の給（貸）与体制

（1）食料等の給（貸）与

- 市は、震災時における被災者への食料等の給与を実施する。
- 被災者に対する食料等の給与は、市が開設する避難所等において、「災害救助法施行細則」の定める基準に従って行う。
- 被災者に食料等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、避難所の管理運営体制に基づき、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- 備蓄物資（クラッカー等）として都が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
- 必要に応じて、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

（資料101 「災害発生時の米穀・乾パン配給経路」）

（2）調達方法

- 被災当初は備蓄食料により対応し、以降は、市が都より調達する食料等、災害時応援協定締結先より調達する食料で賄う。

基準被災者への配布

- ① 給食場所
 - 原則として避難所（市立小・中学校等）において実施する。
- ② 給食対象者
 - 主として避難所収容者を対象として実施するが、給食を必要とする自宅残留被災者等に対しては、最寄りの給食場所で開催する。
- ③ 食料等の配布
 - 市教育部（学務保健課）は、送付を受けた食料等について、府中市災害対策本部の指示に従い配布計画を立て、要援護者を優先とし、収容被災者、自主防災組織、自治会等の協力を得てより公平かつ円滑に実施する。

1-3 生活必需品等の給（貸）与体制

- 被災した住民への迅速かつ円滑な生活必需品等の供給を行うため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画は被災世帯を想定し、調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

（1）生活必需品等の給（貸）与

- 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。
- 市において給（貸）与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。
- 寄託物資（毛布、敷物等）として、都が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

- ① 生活必需品等の被災者への給（貸）与は、食料配布の例により実施するが、次の点に留意して配布するものとする。
 - 毛布・ゴザ・その他の寝具類
原則として、高齢者、乳幼児、児童、障害者等を優先して給（貸）与する。
 - その他
必要とする被災者に対し、確保した物資をでき得る限り公平に配布する。
- ② 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について定めておく。

（資料102 【社団法人府中市シルバー人材センター】「災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定」）

（2）生活必需品等の確保

- 原則、市の備蓄物資及び都の寄託物資、また、その他流通業界等からの調達及び他市等から調達する物資を活用し、市において給（貸）与を実施する。
- 市長は、「災害救助法」適用後において、物資の調達を都に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、市長が現地調達する。

（資料103 【NPO法人コメリ災害対策センター】「災害時における物資供給に関する協定」）

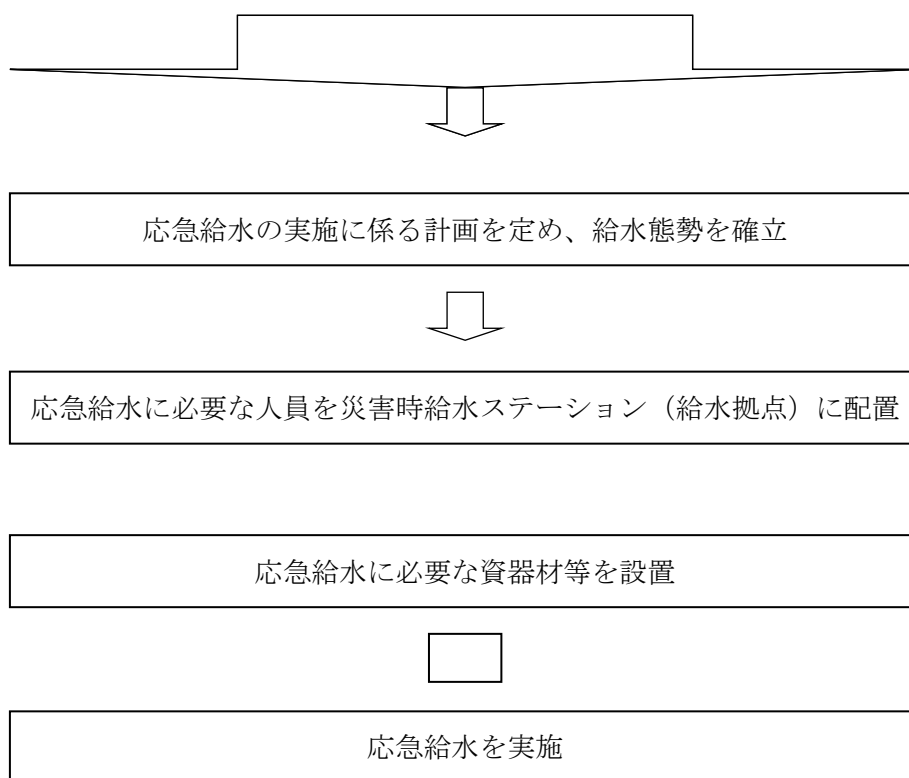
（資料104 【東京都麺類共同組合府中支部】「災害時における麺類等の供給協力に関する協定書」）

（資料105 【株式会社銀しゃり】「災害時における物資の供給協力に関する協定書」）

2 飲料水の供給

- 震災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持に欠かせない極めて重要なことである。
- そのため、市及び都において飲料水の確保を図り、災害発生の際、飲料水が枯渇又は汚染する等により飲料水に適する水を得ることができない市民に対して、最小限の必要な量の飲料水の供給を図るよう施策を推進する。

【手順】



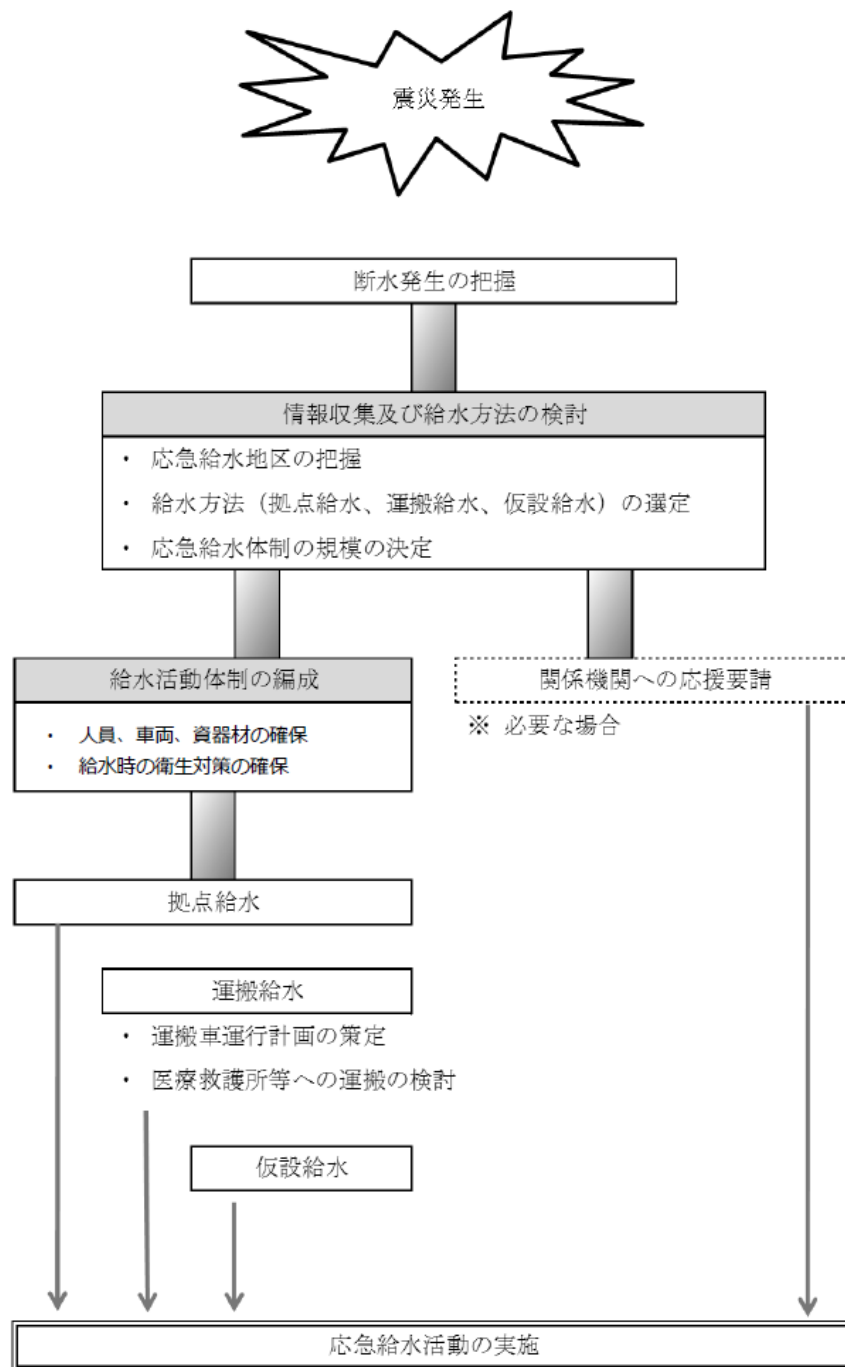
2-1 応急給水活動

- 応急給水は、「東京都水道局震災応急対策計画」に基づき、市と都が役割を分担し実施する。

【東京都水道局震災応急対策計画】

| 応急給水の種別 | | 概要 | 役割分担 | |
|---------------------------|------------------------|--|---|--|
| | | | 都 | 市 |
| 拠点 災害時給水ステーション (給水) | 浄水所の場合 | 浄水場(所)、給水所等において、応急給水エリアの鍵を都職員又は市職員等が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、応急給水活動を実施する。 | 1 施設被害等により、応急給水資器材の設置が必要な場合は、資器材設置を行う。 2 給水タンク車等への注水作業 | 住民への給水活動 |
| | 応急給水槽の場合 | 応急給水用資器材の設置を行うほか、給水タンク車等への注水作業、住民への給水活動を実施する。 | | 1 応急給水用資器材の設置 2 住民への給水活動 |
| 災害時給水ステーション(車両輸送) | | 給水拠点からおおむね2キロメートル以上離れている避難場所が必要があると認める場合又は都本部を通じ応急給水の要請があった医療施設、福祉施設等について、状況に応じて、実施する。 | 1 車両への注水 2 水の輸送 3 要請機関等への給水場所の情報確認(避難者数、仮設給水槽の設置等) | 1 住民、施設利用者等への給水活動 2 仮設水槽の設置、管理 |
| 災害時給水ステーション(避難所等) | 避難所応急給水栓 | 水道局から市へ譲渡した資器材を使用し、避難所に設置してある応急給水栓を用いて、市が水道局へ通水状況を確認した上で、応急給水を行う。 | (市からの連絡に伴う)通水状況等の確認 | 1 水道局へ通水状況等の確認 2 給水栓の設置 3 住民への給水活動 |
| | 消火栓等(市へ貸与した資器材を使用する場合) | 水道局から市へ貸与された資器材を使用し、あらかじめ水道局が指定した避難所や市所有の施設などの応急給水実施場所において、市が水道局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。 | (市からの連絡に伴う)通水状況等の確認 | 1 水道局へ通水状況等の確認 2 仮設給水栓の設置 3 住民への給水活動 |
| | 消火栓等(上記以外の場合) | 病院、福祉施設、水を供給できない給水拠点及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。 | 1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動(市へ引き継ぐまで) | 住民への給水活動 |

【都と市の連携による応急給水のフロー図】



(資料106 【東京都水道局】「消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書」)

第2部
第10章

(1) 情報収集及び給水方法の検討

- 市は都と連携し断水地域を把握した後、災害時給水ステーション（給水拠点）の確保水量を確認し、次の事項を検討する。
 - ① 応急給水地区の把握
 - ② 給水方法の選定
 - ③ 応急給水体制の規模の決定
- 給水時の衛生体制を確保する。

(2) 給水活動の編成

- 市は都と連携し、給水活動体制の編成を検討する。なお、学校のプール及び防水貯水槽の水を使用する場合には、消防水利の機能確保に留意するものとする。
- 給水時の衛生体制を確保する。

(3) 災害時給水ステーション（給水拠点）

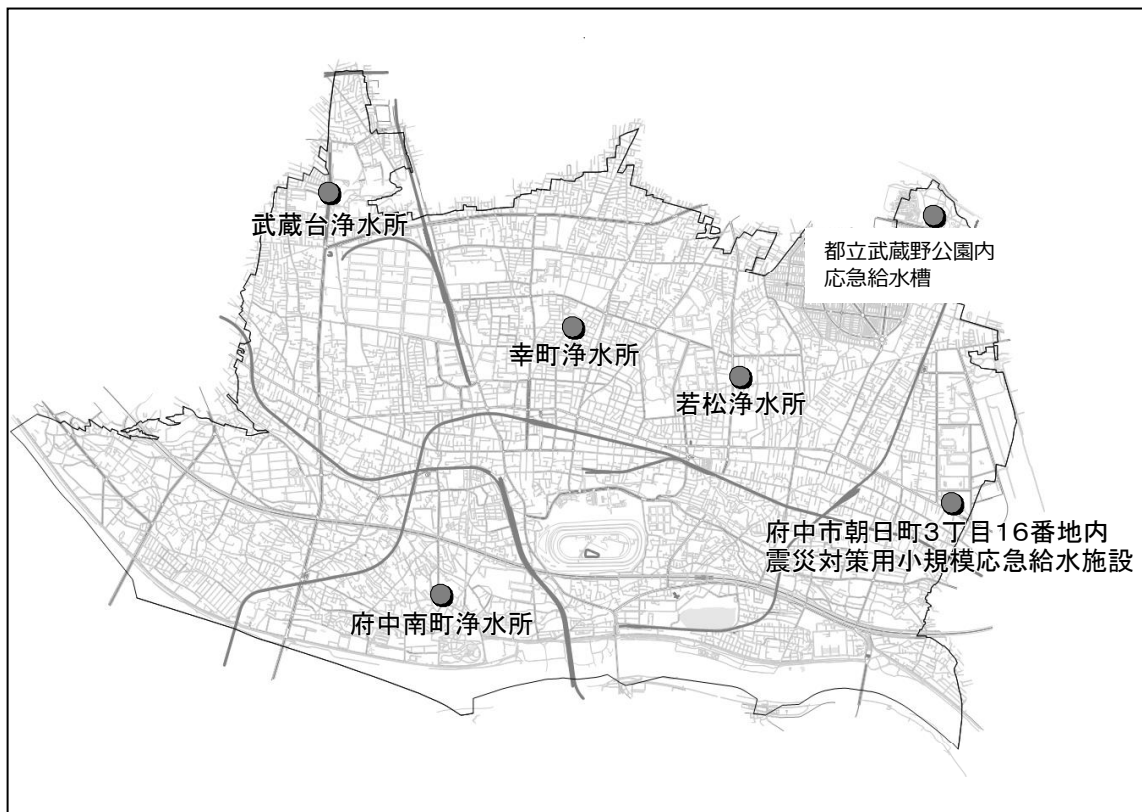
- 市、都、協力施設等との連携により整備した災害時給水ステーション（給水拠点）を活用し、災害時給水ステーション（給水拠点）、災害時給水ステーション（車両輸送）及び災害時給水ステーション（消火栓等）を開設する。

ア 取水箇所

- ① 浄水所4か所
- ② 応急給水槽
- ③ 耐震性貯水槽

（資料107 「耐震性貯水槽一覧」）

【災害時給水ステーション（給水拠点）】



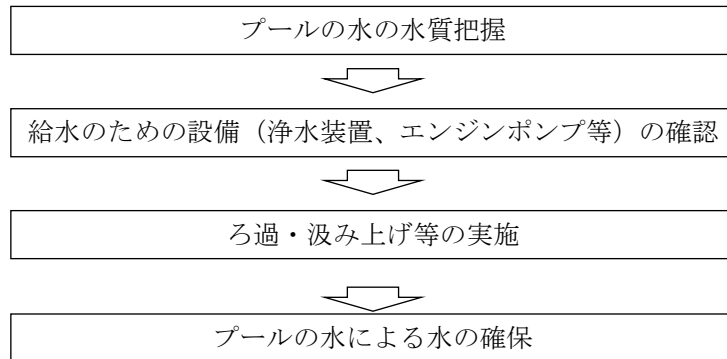
①～③のほか、各公共施設の受水槽の活用、市内協力施設との連携により飲料水の取水箇所を確保する。

イ 生活用水（トイレや洗濯用水等）の確保

○ アの各取水箇所のほか、市立小中学校のプール等を活用し、生活用水の取水箇所を確保する。

（資料108 「浄水所及び応急給水施設設置図」）

【手順】



（資料94 【市内公衆浴場】「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」）

（資料98 【東京都】「応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定」）

（資料109 「浄水所緊急操作手順表」）

（資料110 【東京都】「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」）

（4）震災時の応急給水の方法

- 市は、給水活動体制が整い次第、応急給水活動を行う。給水方法は災害時給水ステーション（給水拠点）を原則とするが、災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2 km以上離れている避難所では、関係機関等との連携により、災害時給水ステーション（車両輸送）の開設を検討する。
- 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による災害時給水ステーション（避難所等）を開設する。

【給水方法】

| 給水方法 | 内容 |
|-------------------|--|
| 災害時給水ステーション（給水拠点） | 「浄水所」の応急給水エリア内の蛇口等から給水及び「応急給水槽」に応急給水用資器材を設置して給水する。 |
| 災害時給水ステーション（車両輸送） | 「浄水所」に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し給水する。 |
| 災害時給水ステーション（避難所等） | 避難所の応急給水栓に仮設給水栓を設置して給水する。また消火栓等を利用した応急給水により給水する。 |

- 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器によりプールの水等を利用する等、あらゆる方法によって飲料水等の確保に努める。

2-2 避難所及び医療救護所等への応急給水

- 飲料水を車両輸送する必要がある避難所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。
- 医療救護所や後方医療体制に含まれる医療施設等には、給水タンク、自動給水分配装置等の応急給水用資器材を活用し、市は都及び協力機関との連携により輸送する。

2-3 災害時給水ステーション（給水拠点）での都と市の役割分担

- 震災対策用応急給水施設（応急給水槽）においては、市が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。
- 浄水所においては、都が施設被害等により応急給水に必要な場合は資器材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。

3 関係機関等への応援要請

（1）応急給水への応援要請

- 応急給水等に関し関係機関等と協議し、応援が必要と認められた場合には協定に基づき応援を要請する。
- 応急給水等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係機関等に支援又は手配の要請を行う。

（資料 1 1 1 【府中市管工事協会】「災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書」）

（2）その他

- 府中市災害対策本部は、浄水所等の非常用発電機燃料及び車両の燃料等について、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

【復旧対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|--------------|-----------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 市、都 |
| 2 炊き出し | 市 |
| 3 食料等の安全確保 | 市 |
| 4 水の安全確保 | 市、多摩府中保健所 |
| 5 物資の輸送 | 市、都 |

1 多様なニーズへの対応

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。
- 変化していく避難者ニーズの把握、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。
- 都は広域の見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

2 炊き出し

- 市は、震災後およそ4日目以降、避難所の体制が整った場合は、備蓄物資及び寄託物資の活用、協力機関との連携により、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、都に応援を要請する。
- 「災害救助法」適用後は、都知事が米穀の調達を行う。
 (資料95 【府中市酒販組合】「災害時における物資の供給協力に関する協定書」)
 (資料112 「米穀関係災害対策実施要綱」)
 (資料113 【府中市プロパンガス商工組合】「災害時における応急炊出し活動等
 急対策業務の協力に関する協定書」)
 (資料114 【府中市燃料組合】「災害時における応急炊出し活動業務の協力に関する協定書」)

3 食料等の安全確保

- 震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。
- 市は多摩府中保健所と連携し、必要に応じて、食品衛生指導班を編成するなどして、食料等の安全確保を図る。

(1) 食品衛生指導班の活動内容

- ① 炊飯所、弁当給食調理場等の衛生確保
- ② 食品集積所の衛生確保
- ③ 避難所の食品衛生指導
- ④ 仮設店舗等の衛生指導
- ⑤ その他食料品に起因する危害発生の防止

(2) 避難所の食品衛生指導

- 避難所における食中毒の発生を防止するため、市は多摩府中保健所と連携し、次の点に留意して、避難所住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ① 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ② 食品の品質、日付管理等の徹底
 - ③ 手洗いの励行
 - ④ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ⑤ 残飯、廃棄物等の適性処理の徹底
 - ⑥ 情報提供

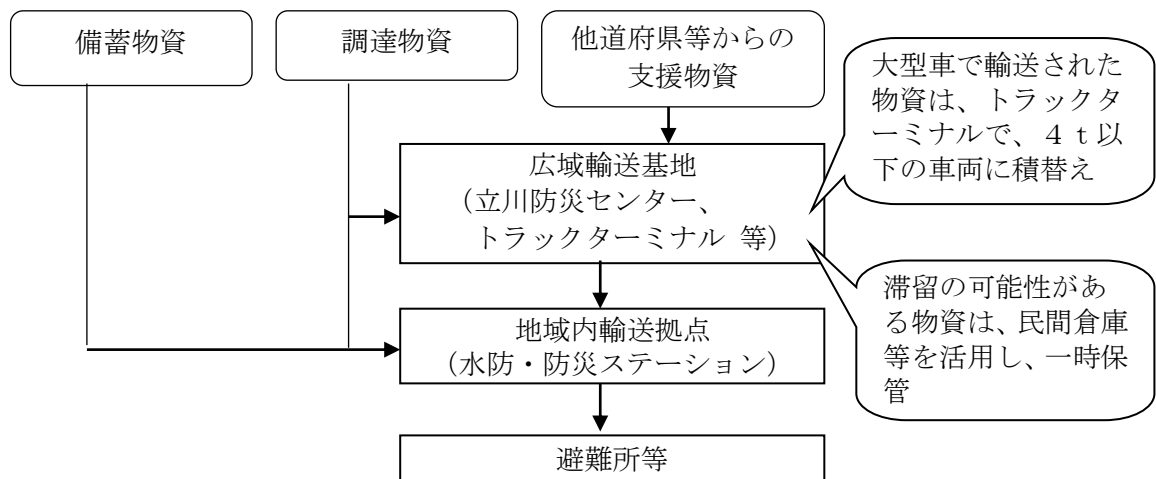
4 水の安全確保

- 都は環境衛生指導班を編成し、避難所における飲料水の安全を確保するため、必要に応じて、飲用に供する水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
- それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導する。

5 物資の輸送

- 市は、市の地域内輸送拠点（水防・防災ステーション）から避難所等へ物資を輸送する。
- 都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送等物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは都庁各局、関係団体、事業者等で構成し、道路の被災状況等の情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。
- 都が調達した食料等及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、市が指定する地域内輸送拠点（水防・防災ステーション）へ、調達業者等の協力を得て都が輸送する。

【陸上搬送概念図】



第11章 放射性物質対策

第1節 本章の概要

現状・背景

放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないという特殊性から、市民の安全・安心の確保のため、より適切な情報提供体制を構築する必要がある。

対策の方針

そのため、市は、都や国と連携を図り、市の役割分担を明確化することで、より機能的に放射性物質対策を講じる。

目標とする到達点

本章は、これらについて定め、放射性物質対策に係る体制整備を図ることを目的とする。

第2節 具体的な取組

| 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|--|---------|-------|--------|
| 予防対策 | 応急対策 | | 復旧対策 |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | | 地震後の行動 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 情報伝達体制の整備(P247)○ 市民への情報提供(P247)○ 放射線等使用施設の安全化(P247)<ul style="list-style-type: none">● 市民への情報提供(P249)● 放射線等使用施設の応急措置(P249)● 核燃料物質輸送車両等の応急対策(P250)● 保健医療活動(P251)● 放射性物質への対応(P251) | | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|----------------|-------|
| 1 情報伝達体制の整備 | 市 |
| 2 市民への情報提供 | 市、都、国 |
| 3 放射線等使用施設の安全化 | 市、都、国 |

1 情報伝達体制の整備

- 都が構築する体制に準じ、原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備える(詳細は、「東京都地域防災計画」応急対策を参照)。

2 市民への情報提供

- 放射性物質対策は、区市町村単位での対応には限界があり、国や都といった広域の連携が必要となるものである。
- 都や国は、役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。
- 市は、都や国と連携し、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること
- 市及び都の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 放射線等使用施設の安全化

3-1 国

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）（※）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。

3-2 都

- 都では、「火災予防条例」に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図る。

3-3 市

- 市は、国や都の動向に注視し、市民へ健康被害及び風評被害が及ばないよう、適切な情報の提供等に努める。

※ R I (ラジオ・アイソトープ)

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-------------------|-------------------|
| 1 市民への情報提供 | 市、都、 |
| 2 放射線等使用施設の応急措置 | 市、都、東京消防庁 |
| 3 核燃料物質輸送車両等の応急対策 | 市、都、警視庁、東京消防庁、事業者 |

1 市民への情報提供

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 市 | ○ 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表 |
| 都 | ○ 的確な情報提供・広報 ○ 大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○ 東京都内区市等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集 ○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表 ○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査 ○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供 ○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーの測定、情報提供 |

2 放射線等使用施設の応急措置

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

【応急対策】3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民に対する避難の勧告又は指示 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設、避難住民の保護 ④ 情報提供、関係機関との連絡 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の措置を取るよう要請 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ R I 使用医療施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施 |

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じて、次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民に対する避難の勧告又は指示 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設、避難住民の保護 ④ 情報提供、関係機関との連絡 |
| 警 視 庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び市民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた旨を都に通報 ○ 事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○ 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置 |
| 事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置 ○ 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施 |

【復旧対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-------------|-----|
| 1 保健医療活動 | 市、都 |
| 2 放射性物質への対応 | 市、都 |

1 保健医療活動

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 市 | ○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 外部被ばく線量等の測定 |
| 都 | ○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 多摩府中保健所等において外部被ばく線量等の測定 |

2 放射性物質への対応

- 市及び都は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や東京都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて、対応を行う。

第12章 市民の生活の早期再建

第1節 本章の概要

現状・背景

震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した市民の生活環境を早期に復旧させることが重要である。また、多くの住宅が倒壊、焼失又は破損することが予想されるため、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等、二次災害の発生に留意する必要がある。

対策の方針

市は、建築物の危険性を迅速に調査し、市民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定を実施するとともに、自己の資力で再建又は応急修理ができない被災者等を対象に、応急仮設住宅の設営及び居住に供するための最小限の応急修理を実施し、被災者の住居を確保し、生活の安定を図る。

また、災害による被害の程度等に応じた適切な支援を実施するため、り災証明書を遅滞なく交付するための体制整備を図る。

地震によるライフラインの被災に伴い、避難場所等における通常のし尿処理が困難となることが想定されるため、被災地の衛生環境を確保し避難場所等におけるし尿処理を適切に行う。

地震による建物の倒壊、火災等により排出される大量の廃棄物を迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保する。国や都と連携して、適切な一時的な集積場所や最終処分場等の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図る。

目標とする到達点

効果的・効率的な生活再建支援策を講じることで、市民の生活環境を整備し、地域の活力を早期に復旧させる。

第2節 具体的な取組

| 発災 | | |
|--|---------|-------|
| 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
| 予防対策 | 応急対策 | |
| 地震前の行動 | 地震直後の行動 | 復旧対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活再建のための事前準備(P254) ○ トイレの確保及びし尿処理(P255) ○ ごみ処理(P256) ○ 災害廃棄物処理(P257) ○ 「災害救助法」等(P257) <ul style="list-style-type: none"> ● 被災住宅の応急危険度判定(P261) ● 被災宅地の応急危険度判定(P262) ● 家屋・住家被害状況調査等(P263) ● り災証明の発行準備(P263) ● 義援金の受付・募集(P264) ● トイレの確保及びし尿処理(P265) ● 障害物の除去(P267) ● ごみ処理(P269) ● 災害廃棄物処理(P270) ● 「災害救助法」等の適用(P273) ● 激甚災害の指定(P274) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 被災住宅の応急修理(P276) ● 応急仮設住宅の供給(P278) ● 建設資材等の調達(P281) ● 被災者の生活相談等の支援(P281) ● 義援金の募集・受付・配分(P283) ● 被災者の生活再建資金援助等(P283) ● 職業のあっせん(P286) ● 中小企業への融資あっせん(P286) ● 租税等の徴収猶予及び減免等(P286) ● 応急教育(P288) ● 応急保育(P292) ● 応急福祉(P293) ● 労働者の確保(P294) ● 災害廃棄物処理の実施(P294) ● 「災害救助法」の運用等(P295) | | |

【予防対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|----------------|------------------|
| 1 生活再建のための事前準備 | 市、都、府中消防署 |
| 2 トイレの確保及びし尿処理 | 市、都、府中消防署、事業所、市民 |
| 3 ごみ処理 | 市、都 |
| 4 災害廃棄物処理 | 市、都 |
| 5 「災害救助法」等 | 市、都 |

1 生活再建のための事前準備

1-1 り災証明の発行

- 平成25年6月に内閣府が示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、災害に係る家屋・住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築する。その際は、システムの整備等も検証し、より実効性のある体制を構築する。
- 市は、東京消防庁や関係機関等と協定締結や事前協議等を行い、り災証明発行に係る連携体制を確立する。
- 整備した体制はマニュアル等に定め、市における平時の業務手順等の確認に活用する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害対策基本法」第2条第1号に規定する災害において、り災証明の発行手続を実施 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」、都が作成した「災害に係る住家被害認定、り災証明発行等に関するガイドライン」に基づき、現況の家屋・住家被害認定調査手法やり災証明発行体制を把握し、必要に応じて、調査員不足が想定されるマンパワーの応援体制や、各種情報連携に必要なシステムの導入を検証する。 ○ 調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が発行するり災証明手続の迅速化を促進 ○ 市の応援要員の確保の検討 |
| 府 中 消 防 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査体制の充実 ○ 市との協定締結や事前協議によるり災証明発行に係る連携体制の確立 |

1-2 義援金の配分事務

- 義援金の募集・配分について、市独自で義援金を募集する場合、東京都の義援金募集等に協力する場合の双方について、あらかじめ必要な手続を検討しておく。

2 トイレの確保及びし尿処理

- 災害用トイレを確保するとともに、市が各「避難所」等から収集したし尿の処理体制を確保する。
- 市は、し尿収集車の確保に関する関連事業者との協定等の締結を推進する。

2-1 災害用トイレの確保

- 避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。

(1) 市

- 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。また要配慮者に配慮した専用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄を検討するとともに、強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。
- 各「避難所」において、避難者数に応じた生活用水の供給について体制を整備する。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 下水道管の耐震化を推進し、災害時のトイレ環境の確保に努める。

(2) 事業所及び家庭

- 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

2-2 災害用トイレの普及啓発

- 市や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

2-3 し尿収集・搬入体制の整備

- 市は、関連事業者との協定締結により、し尿収集車を確保する。
- 市は、都との覚書に基づき、北多摩一号水再生センターへの搬入体制を整備する。
- 防火水槽等を活用し、一時貯留槽を確保する。
 (資料115 「し尿収集・搬入における物資、資材等備蓄保有状況」)
 (資料116 「し尿処理の方式」)
 (資料117 【東京都下水道局】「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」)

3 ごみ処理

- 大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として、必要に応じて、都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○ 市は、都と協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進 ○ 市は、ごみ収集業務委託業者と災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 |

- (資料118 「ごみ処理」)
- (資料119 【府中廃棄物処理事業協同組合】「地震、風水害等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定書」)

4 災害廃棄物処理

- 大量に発生する災害廃棄物の処理は、市を実施主体として、必要に応じて、都が支援して一次集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「府中市震災災害廃棄物処理マニュアル」を策定 ○ あらかじめ、一次集積所候補地を指定 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○ 災害時に倒壊した家屋等からアスベストが飛散するおそれがあることから、国の対処方針や東京都内の状況等を踏まえ、対策を検討 ○ 倒壊により危険物が発生した場合の処理方法等を検討し、必要な場合は関係業者等との協定を検討 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係局と協議し「東京都災害廃棄物処理計画」を拡充 ○ 市の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的な災害廃棄物処理体制につき、連携体制の構築を推進 |

5 「災害救助法」等

5-1 対策内容と役割分担

(1) 「災害救助法」の適用

- 市長は、「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。
- 都は、「災害救助法」による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、市に周知を徹底する。

(2) 「激甚災害法」の適用

- 市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。
- 都は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底する。

5-2 適用基準

(1) 「災害救助法」の適用基準

- 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用基準は「災害救助法施行令」（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、「災害救助法」を適用する。

【都が災害救助法を適用する要件】

- ・ 住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること
- ・ 都内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること
- ・ 都内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- ・ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

(2) 被災世帯の算定基準

| | | |
|-------------|---|---|
| ① 被災世帯の算定 | <p>○ 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</p> | |
| ② 住家の滅失等の認定 | ア 住家が滅失したもの | <p>○ 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> |
| | イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの | <p>○ 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p> |
| | ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの | |
| | エ 上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの | |
| ③ 世帯及び住家の単位 | <p>○ 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 ○ 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。</p> | |

(3) 激甚災害法の指定基準

| | |
|----------------|---|
| ① 激甚災害指定基準 (※) | ○ 昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。 |
| ② 局地激甚災害指定基準 | ○ 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。 ○ 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。 |

※ 激甚災害（激甚災害制度）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

【応急対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|----------------|-----------|
| 1 被災住宅の応急危険度判定 | 市 |
| 2 被災宅地の応急危険度判定 | 市 |
| 3 家屋・住家被害状況調査等 | 市、都、府中消防署 |
| 4 被災証明の発行準備 | 市、都、府中消防署 |
| 5 義援金の受付・募集 | 市 |
| 6 トイレの確保及びし尿処理 | 市 |
| 7 障害物の除去 | 市、都 |
| 8 ごみ処理 | 市、都 |
| 9 災害廃棄物処理 | 市、都 |
| 10 「災害救助法」等の適用 | 市 |
| 11 激甚災害の指定 | 市 |

1 被災住宅の応急危険度判定

1-1 判定制度の目的

- 市は、都と連携し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、早期に建築物の被害状況を調査し、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じる。

1-2 判定の実施

- 被災建築物に対する応急危険度判定は、地震発生後7日以内に終了することを目標とし、次のとおり実施する。

(1) 府中市災害対策本部の対応

- 市長は、市の区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、府中市災害対策本部の下に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下、この章において「実施本部」という。）の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 実施本部を設置した場合は、速やかに都に連絡するとともに、建築物の応急危険度判定員の出動要請等を行う。

(2) 応急危険度判定の実施

- 実施本部は、被災した民間住宅の応急危険度判定を実施する。

1-3 判定結果の表示

- 応急危険度判定による調査結果は、危険、要注意、調査済の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

2 被災宅地の応急危険度判定

2-1 判定制度の目的

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し市民の安全の確保を図る。

2-2 判定対象宅地

- 「宅地造成等規制法」（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

2-3 判定の実施

- 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

2-4 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、危険宅地、要注意宅地、調査済宅地の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 家屋・住家被害状況調査等

- 住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を策定 ○ 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告 ○ 家屋評価に関する知識・経験を有する職員により調査を実施 ○ 被害の状況により、都へ調査の応援要請を実施 ○ 調査に当たっては、防災関係機関と必要な情報について、連携を図る |
| 都 | ○ 市の行う調査への職員の応援体制を整備 |
| 府 中 消 防 署 | ○ 火災による被害状況調査を実施 |

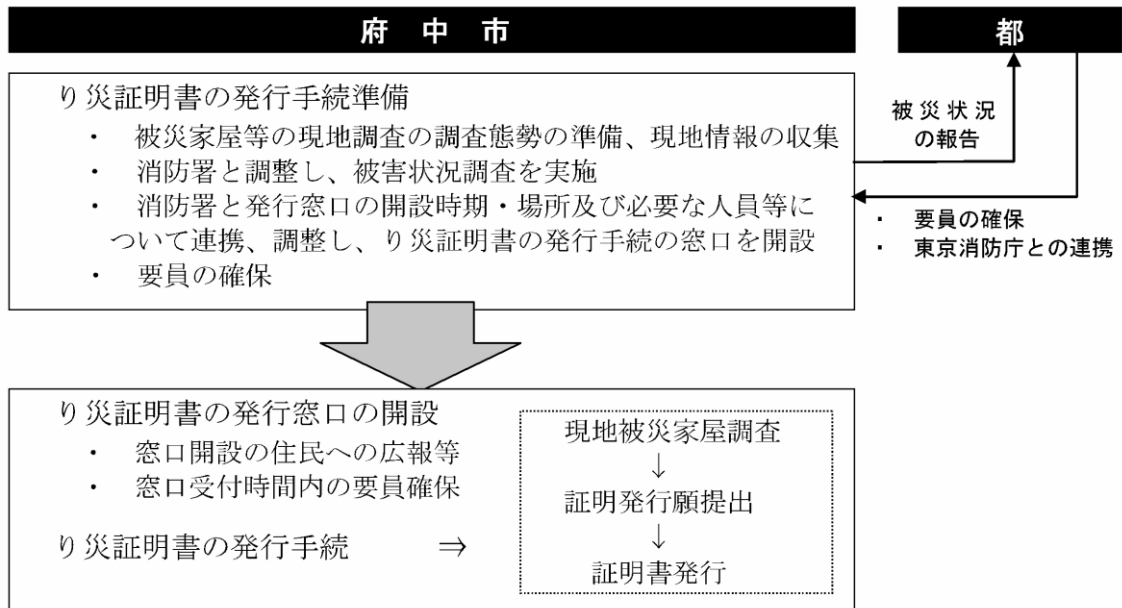
4 り災証明の発行準備

- 市は、り災証明の発行の前提となる、災害に係る家屋・住家被害認定調査を実施し、都に報告するとともに、調査の結果に基づき、遅滞なくり災証明の発行手続を実施する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋・住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ○ 調査の結果に基づき、速やかになり災証明の発行手続を実施 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、家屋・住家被害認定調査等の要員確保に協力を要請 ○ 職員を市へ派遣 ○ 家屋・住家被害認定調査やり災証明発行窓口の開設時期等について調整を図る |
| 府 中 消 防 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市と調整し、火災による被害状況調査を実施 ○ 市が実施する発行窓口業務において、火災のり災証明書申請者への説明対応等について支援を行う。 |

【手順】



- 市は、り災証明の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。
- 災害に係る家屋・住家被害認定調査の結果をデータ化し、り災証明の発行に備える。
- り災証明発行会場や業務フロー確立等準備を進める。
- り災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報等により周知する。
- 火災に関するり災証明の発行について、市は府中消防署と連携を図る。

5 義援金の受付・募集

- 被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

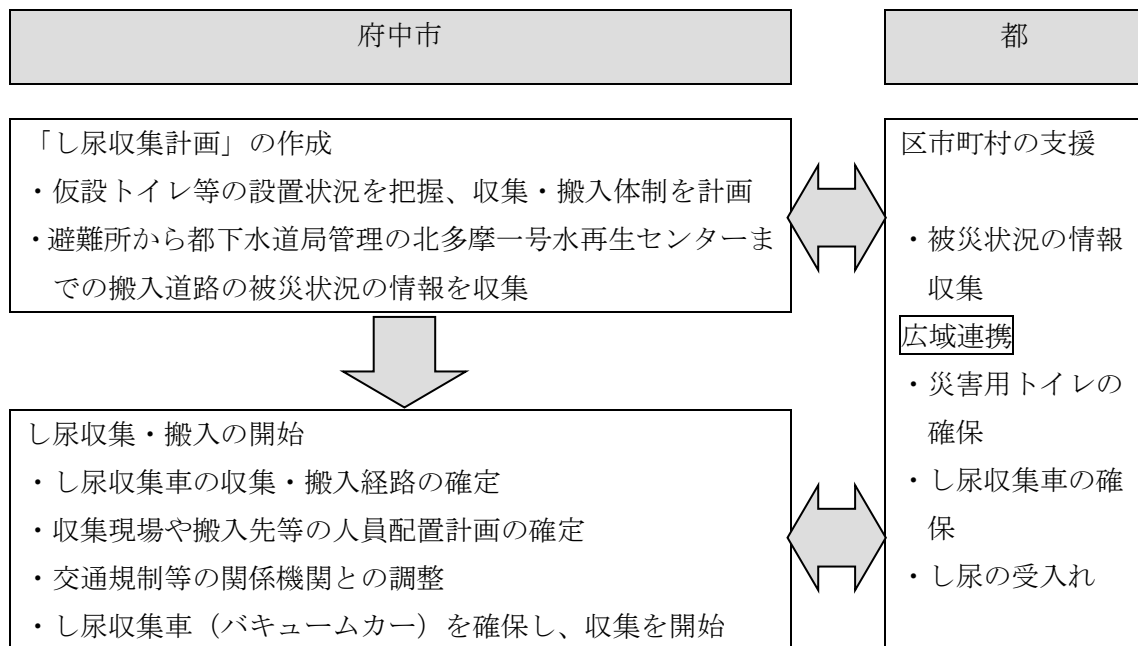
6 トイレの確保及びし尿処理

- 市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都と連携して下水道施設（北多摩一号水再生センター）への処理を実施する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備 ○ 断水した場合には、学校のプール等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保 ○ 発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用トイレに関する広域的な調整等 ○ し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等 ○ 水再生センターでの、し尿の受入れ・処理 |

【手順】



6-1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入

- 被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、北多摩一号水再生センターに搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、都に応援を要請する。
- 仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

6-2 避難所等における対応

(1) 避難場所における対応

- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、備蓄した組立てトイレ等により対応する。
- 携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレ又は便槽付きの仮設トイレ等の多様な災害トイレを用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

(2) 避難所における対応

- 被災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(3) 事業所・家庭等における対応

- 水道の機能に支障が発生している場合には、汲み置き、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所や家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

7 障害物の除去

- 震災時に発生した道路、住居等の障害物を除去することにより、市民の日常生活や業務機能の維持確保を図ることを目的とする。

7-1 土石、竹木等の除去

(1) 土石、竹木等の除去計画

- 住家に流入した土石、竹木等の除去は、「災害救助法」に基づき、該当する住家を早急に調査の上、実施する。

【除去計画】

| | |
|--------------|---|
| ① 「災害救助法」適用前 | ○ 市長が除去の必要を認めたものを対象として、市が実施する。 |
| ② 「災害救助法」適用後 | ○ 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。 ○ 都は、市からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都に要請し、隣接市区からの派遣を求める。不足する場合は、東京都建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。 |

(2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること。
(生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等)
- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）
- 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）
- 原則として、「災害救助法」適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

(3) 市が実施する障害物の除去の方法

- ① 救助対象世帯の調査・選定
 - 半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況（被保護世帯、障害者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況等を調査する。
- ② 上記調査の結果に基づき、(2)の資格を満たす救助対象世帯を選定して「障害物除去対象者名簿」を作成する。
- ③ 救助対象世帯数が、「災害救助法」に規定する一般基準である半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内にあるかどうかを確認し、超えているときは、対象数の引上げを都知事に協議する。
- ④ 除去作業の実施
 - 都知事に「障害物除去対象者名簿」を提示して、救助対象世帯及び所在等を報告するとともに、障害物の除去作業を実施する。
 - 都が集積地を決定するまでは、交通に支障のない路肩や公園等に一時集積する。
- ⑤ 帳票の整備
 - 障害物の除去を実施した場合は、次の書類、帳票等を整備し、保存する。
 - ア 救助実施記録日計票
 - イ 障害物除去の状況
 - ウ 障害物除去支出関係証拠書類

7-2 道路関係障害物の除去

- 道路上の破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。障害物の状況報告に基づき、総合的除去対策をたてて必要な指導、調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。特に、優先啓開道路については最優先に実施する。
- 市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力する。

8 ごみ処理

- ごみ処理は、被災状況や要請を踏まえ、都も収集・運搬機材等の確保を協力して行う等広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。
- 各自治体で作成する「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応する。
- 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時等は、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。
- 災害直後1～2日はごみ排出が少ないと考えられるが、食料確保が進むとごみ発生量は増加することが予想される。そのため、市民等に残飯や容器の排出について分別の徹底を周知するとともに、回収用の袋及び空き地等に設置するごみ捨て場用のしきり板を確保する。
- 処分場が使用不能の場合、一時的に公有地や、大規模な空き地にごみを集積しなければならない。そのため候補地の選定を進める。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 市 | ○ 市内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定等、ごみ処理計画を速やかに策定 |
| 都 | ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議 |

9 災害廃棄物処理

- 災害廃棄物処理は、市の被災状況や都への応援要請を踏まえ、一時集積場所や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。
- 最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。

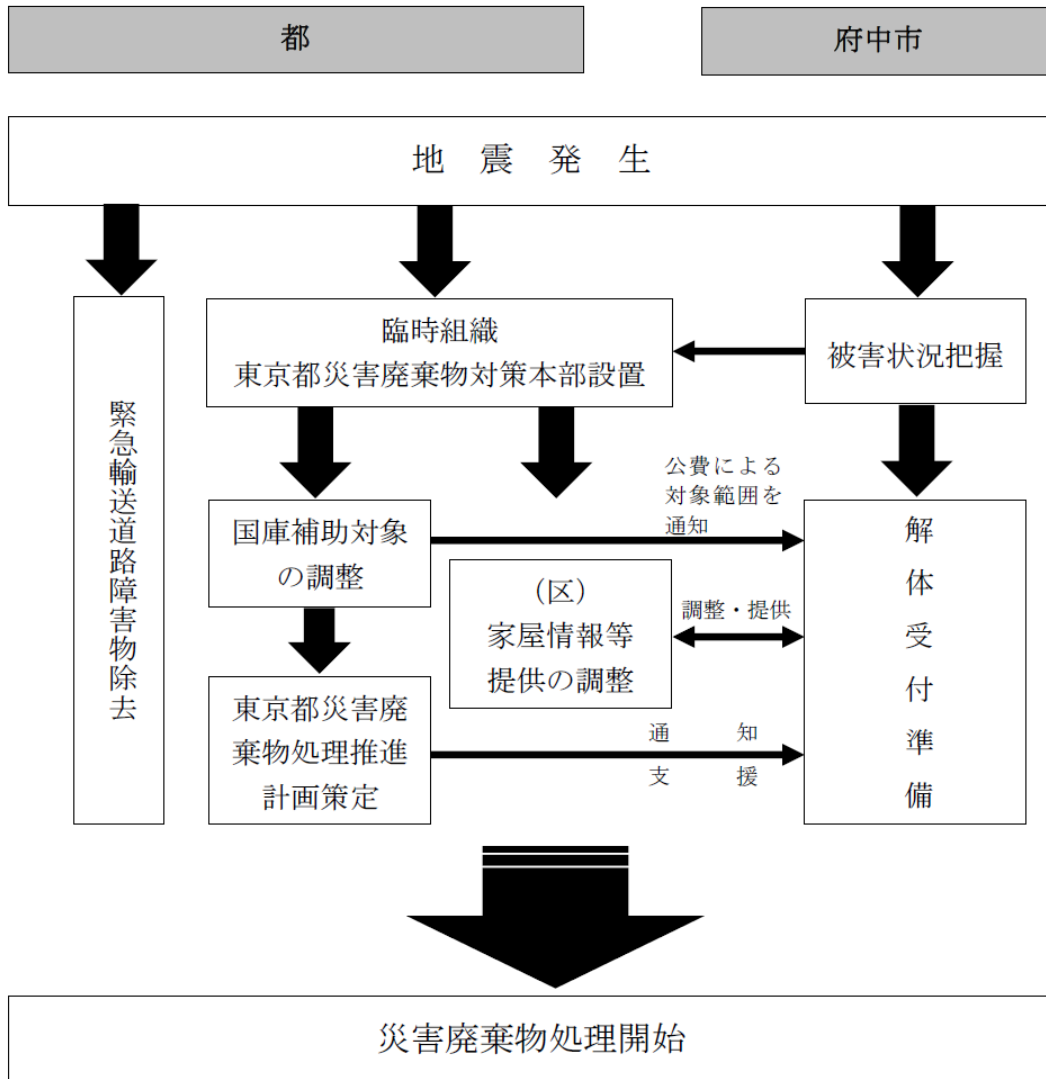
【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前策定する「府中市震災災害廃棄物処理マニュアル」に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて、応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理計画」を策定 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都災害廃棄物対策本部」を設置し、関係各局及び市から被災状況等に関する情報を収集、把握 ○ 市の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請 ○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告 ○ 都災害対策本部の下、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議 |

【災害廃棄物処理のタイムスケジュール】

| 段階 | 都 | 府中市 |
|--|--|--|
| <p>第1段階</p> <p>発災直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり)</p> | <p>緊急道路障害物等による震災災害廃棄物の処理</p> <p>● 「東京都災害廃棄物対策本部」の設置</p> <p>● 震災災害廃棄物発生量予測</p> <p>● 廃棄物処理施設等の被災状況調査</p> <p>● 府中市との連絡調整</p> <p>● 広域連絡及び応急要請</p> <p>● 仮置場候補地の把握</p> <p>● 最終処分場に関する調整</p> <p>● 有害物質に関する対策</p> <p>● 国庫補助に関する国との調整等</p> <p>● 東京都災害廃棄物処理推進計画策定</p> <p>● 災害時広報</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急道路障害物除去等による震災災害廃棄物の搬入 ・被害状況の把握 ・域内発生量の予測 ・必要な組織の設置 ・府中市震災災害廃棄物処理計画の作成 |
| <p>第2段階</p> <p>第1段階終了後 2週間程度</p> | <p>● 家屋情報提供に関する区との調整</p> <p>● 公益施設の解体に伴う仮置場の確保</p> <p>● 仮置場の確保に関する支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・解体等の受付開始に伴う準備 (解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等) |
| <p>第3段階</p> <p>発災後 1か月程度</p> | <p>● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去作業及び震災災害廃棄物の処理 |

【発災直後から2週間までの作業行程】

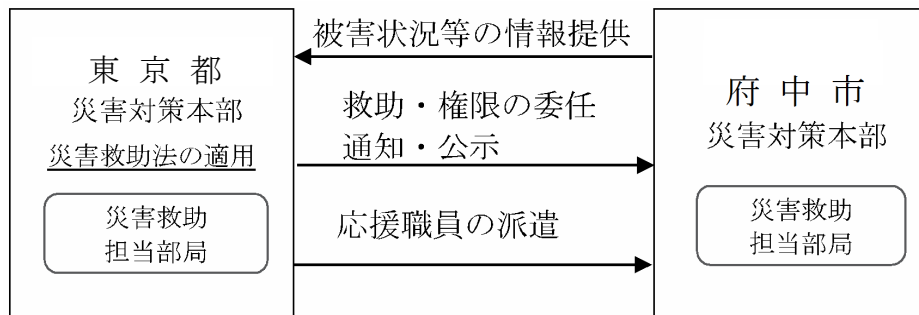


10 「災害救助法」等の適用

10-1 役割

- 市長は、「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- 市長は、災害の事態が急迫し、知事による「災害救助法」に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。
- 市長は、「災害救助法」に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

【手順】



10-2 救助の実施機関

- 府中市の地域に災害が発生し、「災害救助法」の適用基準を越える被害が生じた場合、市長は速やかに災害発生の日時及び場所、並びに災害の原因及び被害の概況を都知事に報告するとともに、「災害救助法」の適用を要請し、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 「災害救助法」で定める救助の実施は、都知事が当たることになっているが、都知事がその職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

10-3 「災害救助法」の適用手続

(1) 適用要請

- 災害に際し、市における災害が、「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、「災害救助法」の適用を都知事に要請する。
- 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長は、「災害救助法」の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。

(2) 要請手続

- 市長が「災害救助法」の適用を都知事に要請する場合は、都（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について要請する。
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因及び被害状況
 - ③ 適用を要請する理由
 - ④ 必要な救助の種類
 - ⑤ 適用を必要とする期間
 - ⑥ 既に行った救助措置及び取ろうとする救助措置
 - ⑦ その他の必要な事項

11 激甚災害の指定

11-1 役割

- 大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、市の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。また、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

(激甚災害に関する調査報告)

- 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。

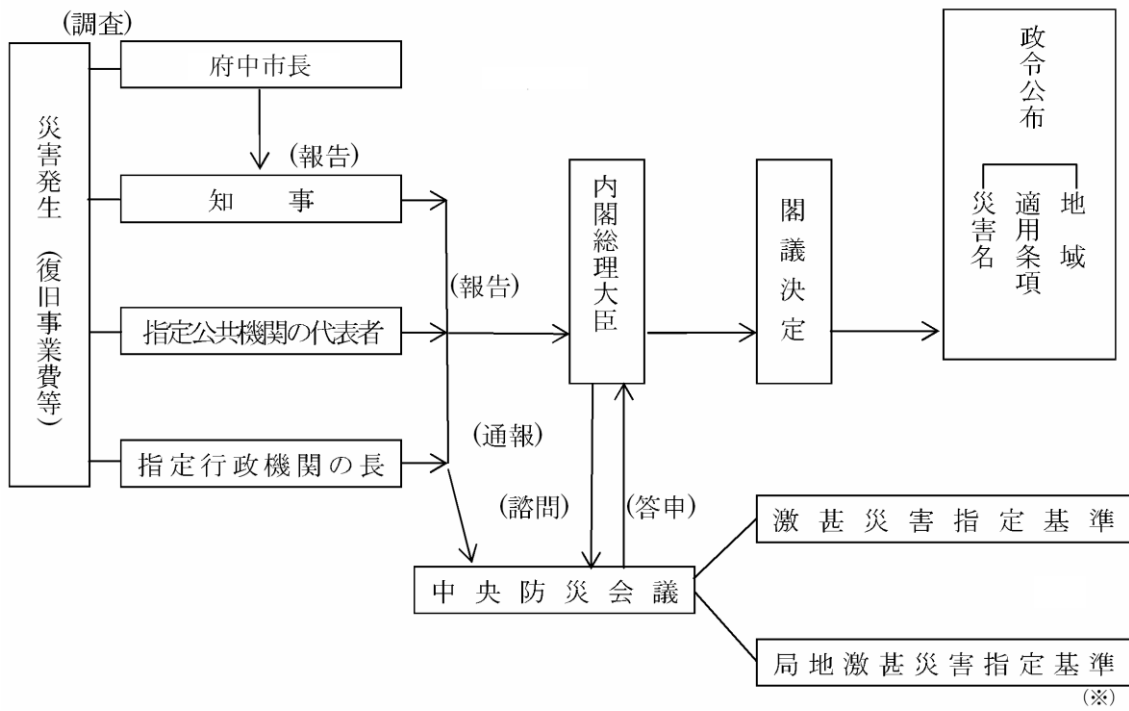
(特別財政援助等の申請手続等)

- 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

11-2 激甚災害指定の手続

- 市長は、災害が発生した場合は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮する。
 - ・ 速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告する。
 - ・ 都知事は内閣総理大臣に報告する。（「災害対策基本法」第53条）
 - ・ 内閣総理大臣は、これを受けてその災害が「激甚法」第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、及びその災害に対して取るべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

【激甚災害指定のし手続フロー図】



※ 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月にし手続を行う。

【復旧対策】

【対策の体系・担当】

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 被災住宅の応急修理 | 市、都 |
| 2 応急仮設住宅の供給 | 市、都、府中消防署 |
| 3 建設資材等の調達 | 市 |
| 4 被災者の生活相談等の支援 | 市、都、府中警察署、府中消防署 |
| 5 義援金の募集・受付・配分 | 市 |
| 6 被災者の生活再建資金援助等 | 市、都、日本赤十字社東京都支部 |
| 7 職業のあっせん | 市 |
| 8 中小企業への融資あっせん | 市 |
| 9 租税等の徴収猶予及び減免等 | 市 |
| 10 応急教育 | 市、都、学校 |
| 11 応急保育 | 市、保育所 |
| 12 応急福祉 | 市 |
| 13 労働者の確保 | 市 |
| 14 災害廃棄物処理の実施 | 市 |
| 15 「災害救助法」の運用等 | 市、都 |

1 被災住宅の応急修理

1-1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

- 「災害救助法」が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

- 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(3) 対象者の調査及び選定

- 市による、被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該市が募集・選定事務を行う。

1-2 応急修理の方法

(1) 修理

- 都が、一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 「災害救助法」適用前等に市が実施する場合は、市本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

(2) 経費

- 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

- 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

1-3 応急処理後の事務

- 市は、応急修理を実施した場合、必要な帳票を整備する。

1-4 市営住宅の応急修理

- 既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合については、市生活環境部（住宅勤労課）が市行政管理部（建築施設課）の協力を得て、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。なお、都営住宅、その他の公的住宅については、それぞれ所管する都、都住宅供給公社、都市再生機構等が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理に当たる。
 - ・ 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
 - ・ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
 - ・ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

2 応急仮設住宅の供給

2-1 供給の目的

- 「災害救助法」が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。
- 応急住宅の設置は、「災害救助法」が適用された場合は都が行い、市はこれに協力する。ただし、「災害救助法」が適用されない場合、市長が特に必要と認めた場合には、市において設置する。

(資料120 「応急仮設住宅の建設予定地一覧表」)

2-2 応急仮設住宅の供給

(1) 公的住宅の供給

- 市営住宅及び福祉型住宅の空き家の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社の公的住宅等の空き家の提供を都に要請する。
- 「災害救助法」適用前等に市が実施する場合は、市本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

(2) 民間賃貸住宅の供給

- 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(3) 建設する仮設住宅の供給

- 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設する仮設住宅】

| 事 項 | 内 容 |
|----------|---|
| 建設予定地の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難場所等の利用の有無 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと エ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること オ 交通の便がよいこと カ 公有地であること キ 敷地が広いこと ク 接道及び用地の整備状況 ○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。 ○ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。 |
| 建設地 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ○ 選定に当たり、各市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、市相互間での融通を行う。 ○ 都は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。 |
| 構造及び規模等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。 |
| 建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から20日以内に着工する。 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会又は一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 ○ 「災害救助法」が適用されない場合等については、市市民生活部長の依頼に基づき、市都市整備部長が府中市建設業協会の協力を得て実施する。 ○ 必要に応じて、他の建設業者にも発注する。 ○ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市等に委任する。 ○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。 |

2-3 入居資格

- 次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。
 - ・ 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - ・ 居住する住家がない者
 - ・ 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

2-4 入居者の募集・選定

- 住宅の割り当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。
- 入居者の選考は、災害の状況に応じて、選考基準を定め、被災者の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を審査の上、生活環境部長が行政管理部長、福祉保健部長、都市整備部長と協議して定める。

2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。
- 「災害救助法」適用後、都が管理するものについては、市は、これに協力する。
- 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定める。
- 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備、保存する。

2-6 帳票の整理

- 後日における清算事務に必要なため、応急仮設住宅の供給に伴い、市は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

2-7 仮設住宅地域等での見守り活動

- 市は、赤十字奉仕団、民生・児童委員及び社会福祉協議会等と協力・連携して、仮設住宅地域等での見守り活動を推進する。

(1) 入居者確認及びニーズ把握

- 市は、応急仮設住宅入居者の状況把握に努める。
- 民生・児童委員等の協力を得て、応急仮設住宅全戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行う。

(2) 連絡体制の整備

- 市は、仮設住宅からの通報等に対応して、府中消防署、多摩府中保健所、健康福祉部等による緊急時の連絡体制を整備する。

(3) 安否確認活動の推進

- 市は、仮設住宅において安否確認活動を早期に展開するため、赤十字奉仕団、民生・児童委員及び府中市社会福祉協議会等の関係機関の協力を得て、友愛訪問活動を推進する。

(4) 市民相互の助け合い

- 仮設住宅地域でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の結成を支援するとともに、必要に応じて、集会所の整備を検討する。
- また居住者同士の声かけ運動の展開等、市民相互による地域見守りを推進する。

3 建設資材等の調達

- 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理に要する資材等は、都が対応するが、「災害救助法」が適用されない場合は市が、建設業者を通じて迅速に調達する。

4 被災者の生活相談等の支援

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者のための相談所を設置 ○ 被災者からの申請により、府中消防署と連携してり災証明を発行 ○ り災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1ヶ月後を目途に被災者臨時相談窓口を開設 |
| 府 中 警 察 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 府中警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談を実施 |
| 府 中 消 防 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対して、出火防止として、指導を実施 ○ 市が実施する発行窓口業務において、火災のり災証明書申請者への説明対応等について支援を行う。 |

4-1 相談所を設置

- 被災者のための相談所を設置する。

4-2 リ災証明書の発行

- 被災者からの申請により、東京消防庁と連携してり災証明書を発行する。
- 被災家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、遅滞なくり災証明書を発行する。
(資料121 「り災証明書、り災台帳の様式」)

(1) 被災者台帳の整備

- 被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。
- 被災者台帳に基づき、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施する。

(2) 証明の範囲

- 「災害対策基本法」第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

| 市で証明する事項 | 府中消防署で証明する事項 |
|----------|--------------|
| 1 全壊 | 1 全焼 |
| 2 大規模半壊 | 2 半焼 |
| 3 半壊 | 3 部分焼 |
| 4 一部損壊 | 4 ぼや |
| 5 床上浸水 | |
| 6 床下浸水 | |
| 7 流失 | |
| 8 その他 | |

5 義援金の募集・受付・配分

- 一般及び企業から市に寄託された被災者あての義援金及び都知事又は日本赤十字社東京都支部から送付された義援金を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、保管、事務分担等について必要な事項を定める。
- 義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

【義援金における対応】

| 対 策 内 容 |
|--|
| <p>1 義援金の募集・受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」という。）に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 ○ 市は義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け取るほか、府中市公金取扱い金融機関に福祉保健部長名義の普通預金口座を開設し、振り込みにより義援金を受け取る。 <p>2 義援金の配分・支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○ 市は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 ○ 市は、市独自で募集した義援金について、被災状況等を勘案して配分計画を立て、速やかに被災者に支給する（必要に応じて、府中市義援金配分委員会を設置する）。 |

（資料122 「義援金品受領書」）

6 被災者の生活再建資金援助等

6-1 災害弔慰金等の支給

- 「府中市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 日本赤十字社東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。
- 「府中市災害見舞金等支給に関する規則」に基づき、市民が災害を受けたとき、被災者又はその遺族に、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」）の支給を行う。

（資料123 「府中市災害見舞金支給等に関する取扱基準」）

（資料124 「府中市災害見舞品支給要綱」）

6-2 被災者生活再建支援制度

- 都は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

- ① 府中市又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した市の区域に係る自然災害（「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号の被害）
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

(2) 対象世帯

- 支給対象となる世帯は、居住する住宅が以下の①から④のいずれかの状態にあるものとする。
 - ① 住宅が全壊した世帯
 - ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給要件及び支給内容

- ① 都は、区域内において、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行う。
- ② 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。）の世帯主に対する支援金（基礎支援金）の支給額は、100万円（大規模半壊世帯は、50万円）に、以下の表に示す被災世帯の住宅再建の態様に応じた支給額（加算支援金）を加えた額とする。

【住宅再建の態様と支給金額】

| 住宅再建の態様 | 支給額 |
|---------------|-------|
| 住宅を建設又は購入する世帯 | 200万円 |
| 住宅を補修する世帯 | 100万円 |
| 住宅を賃借する世帯 | 50万円 |

- ③ ②にかかわらず、被災世帯が同一の災害により上記表の3項目のうち、2項目以上に該当するときの世帯の世帯主に対する支援金の支給額は、100万円（大規模半壊世帯は、50万円）に、上記表に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- ④ ②及び③にかかわらず、(2)の③に該当する世帯であって、政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- ⑤ 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、②から④までによる額の4分の3とする。

(4) 支援金の支給申請

- ① 申請窓口
市
- ② 申請時の添付書面
基礎支援金：り災証明書、住民票等
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）の写し等
- ③ 申請期間
基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内

6-3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

- 「災害救助法」が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- 災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、「災害救助法」の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補償に必要な資金を貸付ける。

7 職業のあっせん

- 市と都、国が連携し、被災者に対する職業のあっせんを迅速に実施する。
- 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定しておく。このほか公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の有効な活用を図る。
 - ・ 災害による離職者の就業については、都の関係部局と連絡を取りつつ、ハローワーク府中等の関係機関を紹介し、あっせんや相談等を図る。
 - ・ おおむね55歳以上の希望者には、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の無料職業紹介所いきいきワーク府中を紹介し就業のあっせんを図る。
 - ・ むさし府中商工会議所等関係機関を通じ、府中市内の企業等に対し、求人への依頼を働きかけ、求人の確保、就業のあっせんに資する。

8 中小企業への融資あっせん

- 災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資等を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図ることとなっている。市生活環境部長は、災害時において、これらの融資制度について、PRを行う。

9 租税等の徴収猶予及び減免等

- 市や都、国が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。
- 市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。
- 被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な緩和措置を講ずることとする。

9-1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

- 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まったあと2ヵ月以内に限り、当該期限を延長する。（ただし、特別徴収に係る納期限の延長は30日以内とする。）
 - ① 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。（「市税条例」第18条の2）
 - ② その他の場合、災害が収まったあと速かに、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

- 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
- やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

- 災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

- 被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。
 - ① 市民税（市民税個人分を含む）
被災した納税義務者等の状況に応じて、減免を行う。
 - ② 軽自動車税
被災した納税義務者等の状況に応じて、減免を行う。
 - ③ 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
被災した状況に応じて、減免を行う。

9-2 国民健康保険税の減免

(1) 減免

- 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて、国民健康保険税を減免する。

(2) 徴収猶予

- 災害により、財産に被害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予することができる。
- やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内延長することができる。

9-3 その他

(1) 国民年金保険料の免除

- 被保険者第一号（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査の上都知事に進達し、免除の認定をする。

(2) 保育所措置費徴収金の減額

- 災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて、減額する。

10 応急教育

- 災害時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立幼稚園、小学校、中学校（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。
- 市及び学校等は応急教育に関する計画を樹立しておくものとする。

10-1 学校危機管理マニュアルの活用

- 都は、都立学校を対象に危機管理対策の具体的な取組等に関する基本の方針を示し、共通事項を明らかにした「学校危機管理マニュアル」を作成している。
- 都が作成するマニュアルを基にし、「学校危機管理マニュアル」を作成し、各市立学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に、本マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

10-2 応急教育の実施

(1) 事前の準備

- 学校長又は園長（以下「学校長等」という。）は、学校等の立地条件等を考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。

- 学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ① 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。
 - ② 在校中や休日等のクラブ活動等で児童・生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置付けるとともに、保護者との連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - ③ 市教育部、府中警察署、府中消防署、消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - ④ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - ⑤ 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、又、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(2) 災害時の学校長等の役割

- 児童・生徒等が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。また、保護者に対しては、「避難計画」に基づいて、児童・生徒等の安全な引渡しを図る。
- 災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育部（市に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）に報告しなければならない。
- 状況に応じて、市と連絡の上、臨時休校（園）等の適切な措置を取る。
- 「応急教育計画」に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
 - また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るよう努める。
- 「応急教育計画」を作成したときは、市に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の対応

【被災後の状況把握】

- 学校長等は、職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、市に連絡する。
- 市は、学校長等からの校舎等の「被害報告」に基づき「復旧計画」を作成し、速やかに復旧する。
- 市は、被災学校等ごとに担当職員（指導主事を含む）を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、市は、被災学校等の運営について、助言と指導に当たる。
- 市及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

【児童・生徒の保護】

- 学校長等は、「応急教育計画」に基づき、学校（園）に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策にも十分留意する。

【教育活動の再開】

- 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市に報告する。
- 他地区に避難した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実状の把握に努め、避難先を訪問する等して、保護した児童・生徒に準じた指導を行うように努める。
- 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には、市に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- 学校長等は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。
- 市は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。
- 市は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

10-3 学用品の調達及び給与（支給）

(1) 給与の対象

- 震災により住家が被害をうけ、学用品を喪失又は、き損し就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒（私立学校を含む。以下本章において同じ。）に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の時期

- 教科書については災害発生日から1ヵ月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、知事の承認をうけ、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

- 学用品の調達は原則として都が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、市が行う。
- 学用品の給与を迅速に行うため知事が職権を委任した場合は、市長が市教育部及び学校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

(4) 費用の限度

- ① 教科書
支給する教科書（教材を含む。）の実費
- ② 文房具及び通学用品
「災害救助法」施行細則で定める額

10-4 授業料等の免除

【免除内容】

| 機 関 名 | 内 容 |
|-------|---|
| 市 | 被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を策定しておく。 |
| 都 | 「災害救助法」が適用された場合は、都立学校生徒及び学生の被災の程度に応じて、「東京都立学校の授業料等徴収条例」施行規則第4条の措置を次により考慮する。 1 一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な者に対しては、納付期限を延期する。 2 家庭調査の結果、授業料納付期限を延期してもなお納入困難と認められるときは、免除する。 |

1.1 応急保育

- 災害時における市立保育所の児童の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、市立保育所における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。
- 市及び保育所は応急保育に関する計画を策定しておく。

1.1-1 事前の準備

- 保育所長は、保育所の立地条件を考慮した上、災害時の「応急保育計画」、「保育の方法」等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- 保育所長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ① 保育所の児童の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、保育所の児童等も参加、協力する。
 - ② 府中警察署、府中消防署、府中市消防団等との連絡網を確立しておく。
 - ③ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため保育所残留の児童の保護について対策を講じておく。

1.1-2 災害時の体制

- 保育所長は、状況に応じて、適切な緊急避難の措置を講ずる。
- 保育所長は、災害の規模、保育所の児童・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、市関係部（市に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育所の児童の管理等万全な措置を講ずる。
- 保育所長は、準備した「応急保育計画」に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

1.1-3 応急保育の体制

- 保育所長は、職員を掌握して保育所の整備を行い、保育所の児童の被災状況を調査し、市関係部と連絡し、復旧体制に努める。
- 市関係部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所長はその指示事項の徹底を図る。
- 「応急保育計画」に基づき、受入れ可能な園児は、保育所において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- 避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用できないときは、市関係部と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
- 保育所長は、災害の推移を把握し、市関係部と緊密な連絡の上、平常保育にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

12 応急福祉

- 被災者のうち、恒常的に福祉サービスや援護を必要とする避難行動要支援者に対して、サービスの継続、援助を迅速に行い、保護を図る。

12-1 避難行動要支援者に対する援助

- 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- 市は、必要に応じて、民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- 各実施機関の体制をもってしては援護措置の実施が困難な場合、市本部長は都知事に応援協力を要請する。
- 速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設する。必要に応じて、都に協力要請する。
- 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次実効のある当面の措置を講ずる。
- 避難行動要支援者に対し優先的に飲料水等、日常生活に必要な品目の補給支援に努める。また、ボランティア等確保の情報提供を行い、マンパワー確保に助力する。
- 実施項目
 - ・ 被災した援護が必要な高齢者の社会福祉施設等への一時的収容保護のあっせん
 - ・ 被災者に対する生活相談
 - ・ 被災世帯の幼児に対する臨時保育の実施
 - ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け
 - ・ 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
 - ・ 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け
 - ・ 被災身体障害者に対する援護
 - ・ 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

12-2 避難行動要支援者の把握

- 避難行動要支援者については、安否確認等、福祉活動に必要な事項をまとめたリスト等を作成し、災害時でもできる限り通常の福祉活動が実施できるような体制を確立する。

13 労働者の確保

13-1 都の雇上計画

(1) 雇上方法

- 労働者の雇上げは、公共職業安定所（労働出張所）及び（公財）城北労働・福祉センターと協力し、雑務・土工類似の労働に耐え得る能力のある者を迅速、確実に雇上げる。

(2) 賃金

- 公共事業設計労務単価表の定めるところによる。

13-2 労務供給手続

- 市は、所要人員を一括して東京労働局及び（公財）城北労働・福祉センターに労務供給の要請をする。
- 都から労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の引渡しを受ける。
- 作業終了後において、待機場所又は交通機関までの輸送を行うものとする。
- あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに賃金を支払う。

14 災害廃棄物処理の実施

- 災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況、市での一次集積場所の状況や都の対応を踏まえて、速やかに処理を実施する。
- 市は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- 市は、被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、都へ報告する。
- 発災後、市は速やかに災害廃棄物処理対策班を設置し、市域における災害廃棄物処理の計画を策定し、対応する。
- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

(1) 受付事務

- 市の対策班は、発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

(2) 民間業者との契約事務

- 緊急道路の障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、市の対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

- 解体・撤去作業の際は、災害廃棄物を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出した災害廃棄物については、市の対策班の指示する仮置場に搬入する。

15 「災害救助法」の運用等

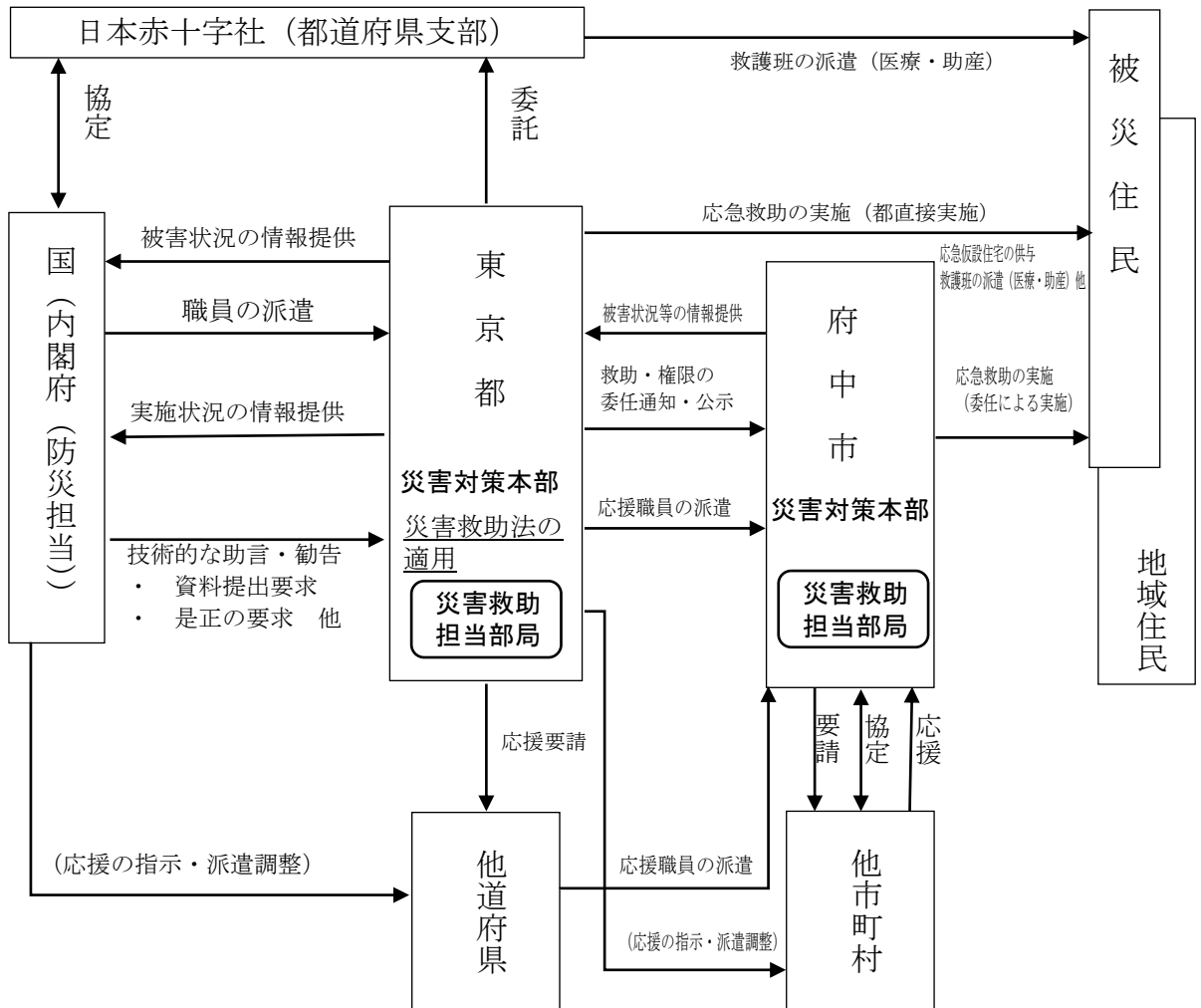
- 都は、市からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

【機関別の役割】

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 市 | ○ 市長は、「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告。 |
| 都 | ○ 都本部での審議を経て「災害救助法」の適用を決定 ○ 都本部の組織を「災害救助法」適用後、救助実施体制として拡充整備 ○ 被災市の被害状況を調査する体制の整備 ○ 救助の実施に必要な関係帳票を整備 |

(資料125 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表」)

【手順】



○ 市は、災害の発生により受けた被害に対して、災害救助に要する経費の財源に充てることを目的に、災害救助基金を積立てている。

第13章 大規模事故の対策

第1節 計画の方針

- 「災害対策基本法」では、自然災害のほかに大規模な火災、爆発その他の大規模な事故による被害についても災害として定義している。
- 府中市においても、さまざまな要因による大規模事故に対し、市の機能をあげて対応することが求められている。
- そこで、大規模事故から市民等の生命・身体及び財産を保護することを目的とし、本計画において応急対策について規定策定することにより、大規模事故に対する応急対策の充実強化を図る。

第2節 災害応急対策の取組

1 初動態勢及び情報の収集

- 大規模事故が発生した場合、市は都及び防災関係機関と協力し、状況の把握、災害の拡大防止、避難誘導、救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うための態勢を確立する。
- 市は、大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の通報を含む各関係機関からの情報収集活動を行い、災害の規模や状況に応じて、災害対策本部の設置、救助活動、住民への避難指示、避難誘導、避難所の開設等の災害応急対策を迅速に実施する。
- 大規模事故等が発生した場合の活動態勢については、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|--------|---------------------|
| 震災編 | 第2部第5章 | 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保 |
| 震災編 | 第2部第6章 | 情報通信の確保 |

2 災害救助法の適用

- 大規模事故が発生した場合、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合で、「国民保護法」の適用を受けない事案については、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る必要がある。
- 市は、都を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。
- 大規模事故等が発生した場合の「災害救助法」の適用については、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|---------|------------|
| 震災編 | 第2部第12章 | 市民の生活の早期再建 |

3 応援協力・派遣要請

- 大規模事故が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めた所掌事務又は業務に沿って応急対策を実施する。
- 市は、被害が広範囲に及ぶ場合は、被災していない自治体や民間の協力を得ることで、事故災害対策を実施する。
- 大規模事故等が発生した場合の応援協力・派遣要請の適用については、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|--------|---------------------|
| 震災編 | 第2部第5章 | 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保 |

4 消防活動

- 火災発生時に消防機関等が迅速かつ的確な消防活動を行うことにより、火災の拡大を防ぎ、被害の軽減を図る。
- 市は、地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、及びこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

5 危険物事故の応急対策

- 市内の石油類、高圧ガス等危険物の貯蔵所等の施設については関係法令等に基づいて防災体制の強化が図られているところであるが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の市民にも大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や被害拡大の防止等の応急措置を迅速かつ的確に講ずることにより、被害を最小限に止めることが必要である。
- これらの施設に対する応急対策は、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|--------|-------------|
| 震災編 | 第2部第3章 | 安全な都市づくりの実現 |

6 鉄道事故対策

- 市は、大規模な鉄道事故により災害が発生した場合は、地域住民の安全確保を図るため、関係機関と連携し、適切な情報提供を行う等対策を講じる。
- 府中消防署は、火災等から地域住民の人命及び財産を守るため、関係機関と連携し、消防機関の有する全機能をあげて火災等を警戒・防除・鎮圧するとともに、救助・救急活動を実施する。
- 危険物・毒物・劇物等を積載した車両からの危険物・毒物・劇物等の流出等が発生した場合は、関係機関が連携して対策を講じるものとする。
- JR東日本、京王電鉄、西武鉄道は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合は、市に協力し、迅速に状況を把握する。また、府中警察署や府中消防署等の関係機関と連携して、乗客の安全確保や被害の拡大防止のための応急措置を行う。また、復旧状況や列車の運行状況について、関係機関に連絡する。
- これらの事故に対する応急対策は、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|--------|-------------------------|
| 震災編 | 第2部第3章 | 安全な都市づくりの実現 |
| 震災編 | 第2部第4章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 |

7 航空機災害対策

- 市は、市及び市周辺での航空機の墜落事故等が発生した場合、以下の事項を把握し、都、府中消防署、その他の関係機関へ迅速に連絡する。府中消防署は、「大規模災害出場計画」、「危険物火災出場計画」、「救急特別出場計画」等により対応する。

<連絡事項>

- ・ 事故の種類
 - ・ 事故発生の日時及び場所
 - ・ 事故機の種別
 - ・ その他必要な事項
- また、事故機が自衛隊機、米軍機の場合は、「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき、対策活動を実施する。

(資料126 「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故に関する緊急措置要綱」)

8 道路災害対策

- 市は、タンクローリーの横転事故火災、毒劇物運搬車の横転事故等の道路災害が発生した場合、地域住民の安全確保を図るため、関係機関と連携の下、災害の状況に応じた対策を講じる。
- 市は、市の所管する道路において事故が発生した場合、またその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じて、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導等を行う。
- 消防関係機関は、火災や毒劇物等の流出・拡散から地域住民の人命及び財産を守るため、関係機関と連携し、消防機関の有する全機能をあげて活動する。
- 道路管理者は、車両の多重衝突・火災等の大規模な事故が発生した場合、迅速に状況を把握し、府中警察署や府中消防署等の関係機関へ連絡を行うとともに連携して、乗客の安全確保や被害の拡大防止のための応急措置を行う。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|--------|-------------|
| 震災編 | 第2部第3章 | 安全な都市づくりの実現 |
| 震災編 | 第2部第9章 | 避難者対策 |

9 避難

- 火災、危険物の漏えい及び大爆発等の大規模事故時には、付近の住民の避難が必要となる。このため、市は、被災者の生命、身体的安全確保等について適切な避難対策を講じる。
- 避難については、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|--------|-------|
| 震災編 | 第2部第9章 | 避難者対策 |

10 救助・救急

- 市は、火災、危険物の漏えい及び大爆発等の大規模事故時には、府中消防署、府中警察署、都及び関係機関と協力し、被災者の救助・救急、救護活動を実施する。
- 救助・救急に係る対策は、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|--------|---------------------|
| 震災編 | 第2部第5章 | 初動対応体制の整備と事業継続体制の確保 |

11 その他（医療救護・緊急輸送・応急生活・公共施設等の応急・復旧）の対策

- 大規模事故発生時において被害を最小限に抑え、被災者の生命及び安全を確保するとともに人心の安定を図るためには、迅速に救援・救護活動、生活再建のための対策を実施することが重要である。
- これらの対策については、下記の章に準ずる。

【参照先】

| 構成 | 章 | 章名 |
|-----|---------|-------------------------|
| 震災編 | 第2部第4章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 |
| 震災編 | 第2部第7章 | 医療救護等の対策 |
| 震災編 | 第2部第12章 | 市民の生活の早期再建 |

第 3 部 府中市災害復興計画

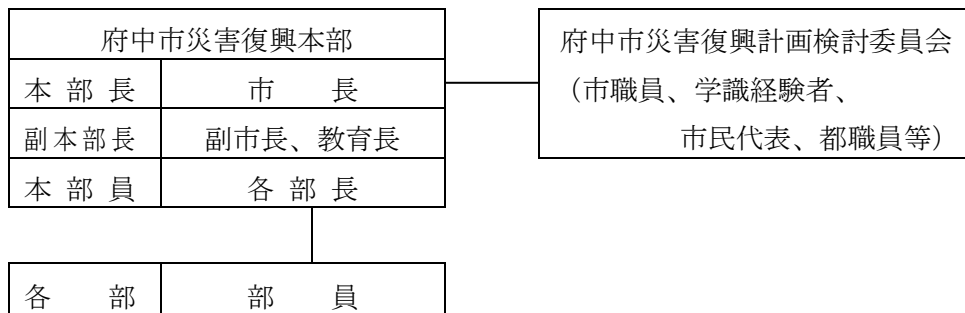
第1章 府中市災害復興本部の設置

第1節 府中市災害復興計画の整備

- 市は、東京都が作成した「区市町村震災復興標準マニュアル」を参考とし、地域特性を反映し、「府中市震災復興マニュアル」を事前策定する。
- 市は、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」に基づき、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として府中市災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

第2節 府中市災害復興本部の設置

- 市長は、地震等の災害により被害を受けた地域が府中の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、府中市災害復興本部を設置する。
- 府中市災害復興本部は府中市災害対策本部と並行して、被災後1週間程度の早い時期に設置し、同時に市職員、学識経験者、市民代表及び都職員等より構成される府中市災害復興計画検討委員会を設置し、「災害復興基本方針」等を諮る。



第3節 府中市災害復興本部の役割及び府中市災害対策本部との関係

- 両本部の関係は次の表のとおり。

【府中市災害復興本部と府中市災害対策本部】

| 府中市災害復興本部 | 府中市災害対策本部 |
|--------------------------------------|----------------------------|
| ○ 震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織 | ○ 災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する組織 |

- 震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、府中市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- そのため、府中市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第4節 府中市災害復興本部の分掌事務

- 府中市災害復興本部の分掌事務は、事前策定する「府中市震災復興マニュアル」に定める。

第5節 府中市災害復興本部の解散

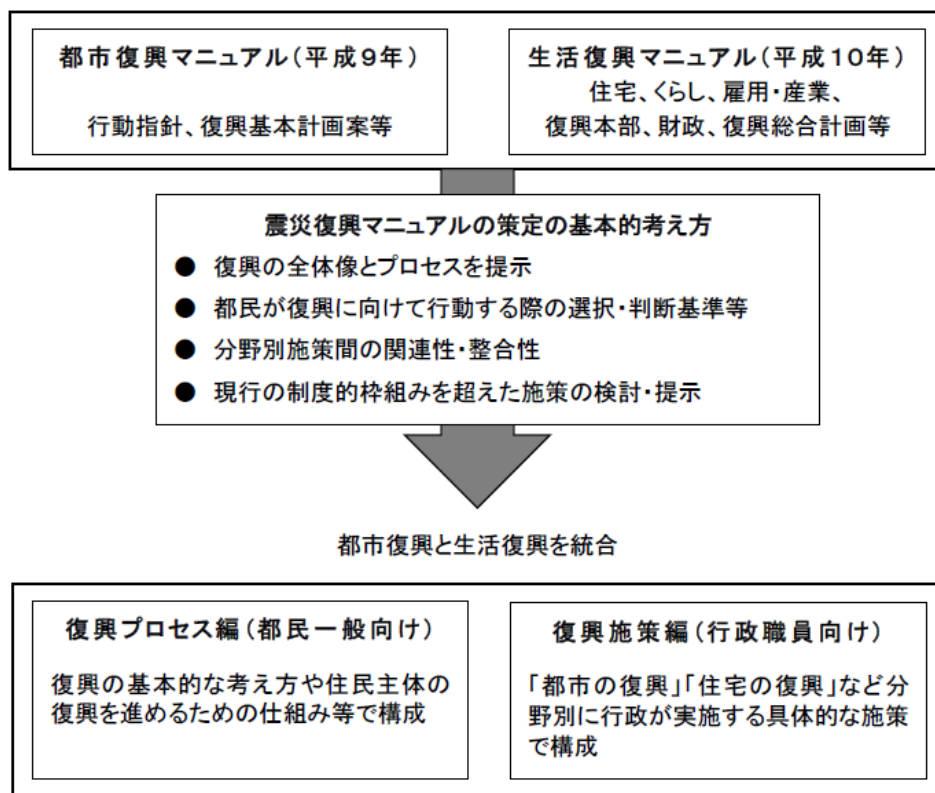
- 本部長（市長）は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、府中市災害復興本部を解散する。

第2章 府中市災害復興計画の策定

第1節 府中市災害復興基本方針の策定

- 市長は、大地震等の災害発生後、都と連携して被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋・住家被害状況調査」を実施する。
- 調査と並行して府中市災害復興本部を設置し、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、東京都の作成する震災復興基本方針に即し、震災後2週間以内を目途に、府中市災害復興本部会議の審議を経て、「府中市災害復興基本方針」を策定し、公表する。
- 「府中市災害復興基本方針」の策定に当たっては、次の事項に配慮する。
 - ・ 暮らしの早い再建と安定
 - ・ 安全で快適な生活環境づくり
 - ・ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - ・ 我が国政治や経済の中核機能の速やかな回復

【参考：東京都震災復興マニュアルの考え方】



第2節 府中市災害復興計画及び特定分野計画の策定

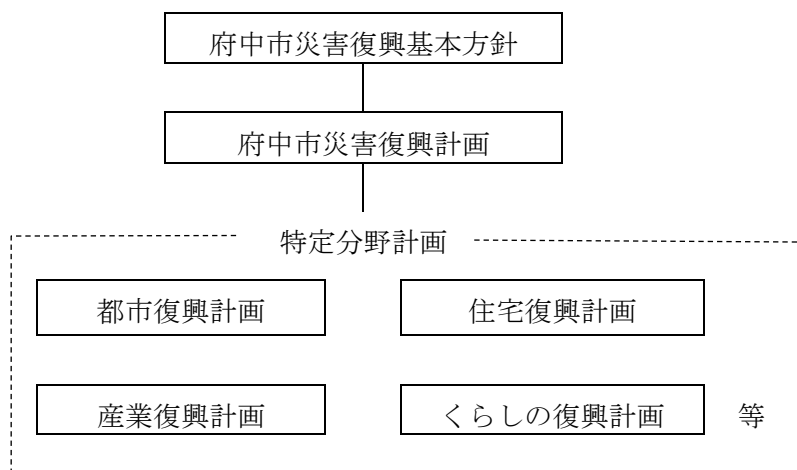
1 府中市災害復興計画の策定

- 府中市災害復興本部長は「府中市災害復興基本方針」に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、「府中市災害復興計画」を策定する。
- ※ 国が、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興基本方針を定めた場合には、市の震災復興計画を、復興法第10条に基づく復興計画として位置付け、国の復興基本方針及び都の復興方針に即して定めるものとする。
- 「府中市災害復興計画」は、以下の視点で策定する。
 - ・ 市が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする
 - ・ 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅する
 - ・ 繰り返し発生する大災害にも耐え得る都市への改善を目指した長期的視点に立つ

2 特定分野計画の策定

- 都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、「府中市災害復興基本方針」を踏まえ、「府中市災害復興基本計画」の策定と並行し、個別の復興計画（以下「特定分野計画」という。）を策定する。
- 「特定分野計画」には、次のようなものがある。
 - ・ 「都市復興計画」
無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる計画
 - ・ 「住宅復興計画」
住宅分野における取組等をまとめる計画
 - ・ 「産業復興計画」
産業分野における取組等をまとめる計画
 - ・ 「くらしの復興計画」
医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する取組等をまとめる計画

【災害復興に係る計画の体系】



3 災害復興に係る各計画のスケジュール

○ 災害復興に係る各計画は、おおむね以下のスケジュールで策定する。

【策定スケジュール】

| 着手時期 | 内 容 |
|------------------|--|
| 1 週間 ～ 1 カ月以内 | ○ 家屋・住家被害状況調査 ①調査 ②補足調査 ③家屋被害台帳等の作成・整理・公表 |
| 2 週間以内 | ○ 「府中市災害復興基本方針」の策定 ○ 府中市災害復興計画検討委員会開催 |
| 1 か月以内 | ○ 「府中市災害復興計画」の基本理念等決定 |
| 3 か月以内 | ○ 財政計画の調整 |
| 4 か月以内 | ○ 「府中市災害復興計画（案）」の策定 ○ 住民への提示及び意見集約 |
| 5 か月以内 | ○ 「特定分野計画」との調整 |
| 6 か月以内 | ○ 「東京都復興計画」との調整 |

第3節 復興の全体像と分野別の復興プロセス

1 復興の全体像

- 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。
- 合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する市民組織の結成が不可欠であり、府中市では、既存の市民組織等をその母体とする。
- 復興のプロセスは、その担い手により被災者個人による独自復興、行政主導による復興及び地域力を活かした地域協働復興という3つのパターンが考えられる。

2 分野別の復興プロセス

2-1 都市復興

- 市は、特定分野計画である「都市復興基本計画」を策定し、都と連携して、被災を繰り返さない、環境と共生したまちづくりを目指す。

【策定スケジュール】

| 着手時期 | 内 容 |
|--------------|--|
| 2週間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市復興基本方針の策定 ○ 家屋被害概況調査の実施 |
| 2週間 ～2か月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一次建築制限の実施 ○ 復興対象地区の設定 ○ 家屋被害状況調査の実施 ○ 住民への提示及び意見集約 |
| 2か月以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「都市復興基本計画」(骨子案)の検討・策定 |
| 3か月以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 時限的市街地の形成 |
| 6か月以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市復興基本計画、復興まちづくり計画等の策定 |
| 2か月 ～2年以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次建築制限の実施 |
| 6か月以降 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興事業の推進 |

2-2 住宅復興

- 住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠な要素である。しかし、その再建には極めて大きな困難が伴うため、民間住宅の復興は自助努力が基本という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。
- 市は、特定分野計画である「住宅復興計画」を策定し、都と連携した、応急的な住宅の確保、自力再建への支援及び公的住宅の供給により、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、可能な限り多様な住宅対策を講じる。

2-3 産業復興

- 人々の暮らしは、安定雇用の実現や再開によって、はじめて安定したものとなる。そのため、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できることが重要となる。
- 特定分野計画である「産業復興計画」を策定し、産業の復興が円滑に行われるよう雇用対策、事業再開の支援、産業復興支援、相談・指導体制の整備等の項目について検討を進める。
- 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施策再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を講じる。

2-4 暮らしの復興

- 市民の暮らしを災害前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することが必要である。
- 市は、特定分野計画である「暮らしの復興計画」を策定し、市民の暮らしの復興が円滑に行われるよう、地域医療体制の整備と医療機関の機能回復、福祉サービス提供体制の再構築等、保健衛生対策、教育・文化対策、市民に対する情報提供と相談等の項目について検討を進める。
- ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。